

法務総合研究所研究部報告

8

2000

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した研究調査の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第8号を刊行する。

研究部報告第8号として報告する調査研究は、「犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究」及び「犯罪被害の実態、被害回復状況に関する調査研究」であり、このうち前者は、犯罪加害者である受刑者及び少年院在院者の犯罪被害や被害者に対する意識の特質を見たものである。また、後者は犯罪被害の回復等の実態についての調査結果に基づき、各種犯罪被害の実態を被害回復及び慰謝の程度、刑事処分の内容との関係を調査分析したものである。

近時、我が国では、犯罪被害者問題に対する国民の関心の高まりが見られるところであるが、本報告では、平成11年版犯罪白書において特集した「犯罪被害と刑事司法」の中で記述した上記の調査結果を、より多角的に分析した結果を掲載している。

犯罪被害者に対しては、国などにおいて様々な保護・支援の取組がなされているところではあるが、加害者が被害者に対する謝罪、被害弁償等を行うことを促すよう努めることも求められているといえよう。その意味で、本報告書の加害者である受刑者及び少年院在院者の犯罪被害や被害者に対する意識の分析結果並びに被害回復状況等についての調査分析結果が、加害者側から被害者問題を考える資料及び犯罪被害の回復のための制度を考える資料として、部内はもとより、関係各界において活用されることがあれば、幸いである。

なお、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省刑事局並びに矯正局及び矯正施設の関係各位に、心からの謝意を表する次第である。

平成12年3月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究	滝 本 幸 一	1
	松 田 美智子	
	小 柳 浩 子	
	立 谷 隆 司	
	栗 栖 素 子	
	兼 平 優	
	安 東 美和子	
	濱 井 浩 一	
	橋 本 三保子	
犯罪被害の回復状況等に関する調査	郷 原 信 郎	149
	吉 田 研一郎	
	立 谷 隆 司	
	岡 田 和 也	
	橋 本 三 保 子	

犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究

研 究 官 滝 本 幸 一

研 究 官 松 田 美智子

研 究 官 小 柳 浩 子

研 究 官 補 立 谷 隆 司

研 究 官 補 栗 栖 素 子

研 究 官 補 兼 平 優

函館地方検察庁

次 席 検 事

(前研究官) 安 東 美和子

横浜刑務所分類審議室

首席矯正処遇官

(前研究官) 濱 井 浩 一

法務大臣官房司法法制調査部

少年矯正統計係長

(前研究官補) 橋 本 三保子

目 次

第1 調査の実施概要	5
1 調査の目的	5
2 調査方法等	5
(1) 調査対象者	5
(2) 調査方法	5
3 調査協力者	5
第2 受刑者の犯罪被害に対する認識	6
1 分析の視点	6
2 調査対象者の属性	6
3 事件の概要	8
(1) 動機・計画性	8
(2) 共犯関係	8
(3) 被害者との関係	8
4 加害認識	9
(1) 被害者に与えた被害と影響に関する認識	9
(2) 被害者の家族に与えた影響	16
(3) 事件の責任の所在	21
(4) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無	24
(5) 被害者感情に対する関心の有無	29
5 申し訳ないという気持ち	35
(1) 申し訳ないという気持ちの有無	35
(2) 被害者に与えた被害・影響との関連	39
(3) 被害者の家族に与えた影響との関連	39
(4) 事件の責任の所在との関連	41
(5) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連	41
(6) 事件の動機との関連	41
6 謝罪・示談・弁償	44
(1) 謝罪	44
(2) 示談・弁償	51
(3) 被害者等の感情に関する認識	62
7 気持の変化	65
(1) 気持ちの変化	65
(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連	69
(3) 気持ちの変化のきっかけ	71
8 罪の償いに対する意識	72
(1) 罪の償いに対する意識	72
(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連	74

9	事件による受刑者自身への影響	76
10	まとめ	80
第3	少年院在院者の犯罪被害に対する認識	81
1	調査対象者の属性	81
2	事件の概要	82
(1)	動機・計画性	82
(2)	共犯関係	82
(3)	被害者関係	82
3	加害認識	83
(1)	被害者に与えた被害・影響に関する認識	83
(2)	被害者の家族に与えた影響に関する認識	89
(3)	事件の責任の所在に関する認識	92
(4)	被害者等の気持ちを聞いたことの有無	94
4	申し訳ないという気持ち	99
(1)	申し訳ないという気持ちの有無	99
(2)	被害者に与えた被害・影響に関する認識との関連	100
(3)	被害者の家族に与えた影響に関する認識との関連	102
(4)	事件の責任の所在に関する認識との関連	102
(5)	被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連	104
5	謝罪・示談・弁償	105
(1)	謝罪	105
(2)	示談・弁償	109
(3)	被害者等の感情に関する認識との関連	115
6	気持ちの変化	119
(1)	気持ちの変化	119
(2)	申し訳ないという気持ちの有無との関連	121
(3)	気持ちの変化のきっかけ	124
7	罪の償いに対する意識	126
(1)	罪の償いに対する意識	126
(2)	申し訳ないという気持ちの有無との関連	127
8	事件による少年自身への影響に関する認識	129
9	まとめ	133
資料		137

第1 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、近年の犯罪被害及び被害者に対する社会的関心の高まりを踏まえて、犯罪の加害者である矯正施設に収容中の受刑者及び少年院在院者を対象とした調査を行うことによって、犯罪、その被害及び被害者についての意識、被害弁償等に関する実態を把握するとともに、施設内処遇における罪しゅう感を覚醒させるための指導の在り方に関する資料を提供することを目的とする。

法務総合研究所では、昭和60年に、加害者から見た犯罪被害の原因をテーマとした調査を実施しており、平成61年版犯罪白書（注）においてその調査結果を紹介している。同調査では、矯正施設被収容者の意識調査を通して、加害者から見た犯罪被害の原因を分析しているが、今回の調査においては、被害者やその家族に与えた影響に関する認識、謝罪・弁償の有無、罪の償いに対する意識など、犯罪者の被害者に対する意識や感情等を明らかにすることを試みている。

（注） 法務総合研究所「昭和61年版犯罪白書」，1986，PP290－351

2 調査方法等

（1）調査対象者

ア 受刑者

対象者は、平成10年10月27日から平成11年2月26日までの間に、全国の刑務所、拘置所及び少年刑務所に在所していた受刑者で、平成10年11月16日から11年2月15日までの3か月間に、仮釈放又は満期釈放で出所を予定していた受刑者である。

全国の矯正施設から回収した調査票は、5,568件（男子5,296件、女子272件）であるが、記入の不備等で調査対象から除外した調査票は3,368件（男子3,184件、女子184件）であり、最終的な分析対象件数は、2,200件（男子2,112件、女子88件）である。

なお、これらの対象者が出所した施設は計74施設（刑務所59施設、少年刑務所8施設及び拘置所7施設）であった。

イ 少年院在院者

対象者は、平成10年11月16日現在、全国の少年院に在院していた少年4,292名である。

全国の少年院から回収した調査票は、4,189件（男子3,737件、女子452件）であるが、前記同様、調査対象から除外した調査票は2,091件（男子1,752件、女子339件）であり、最終的な分析対象件数は、2,098件（男子1,985件、女子113件）である。

なお、これらの対象者が在院した施設は計53施設であった。

（2）調査方法

調査方法は、施設の収容者が自ら記載する択一回答方式を中心とする質問用紙（事件の動機、事件に対する責任の所在、被害者やその家族に与えた影響についての認識等に関するもの）と、施設職員が分類調査票、少年簿等の公的資料によって作成する客観的事実に関する調査票の2種類によった。

3 調査協力者

この調査は、法務省矯正局、全国の行刑施設及び少年院の協力の下に行われた。

第2 受刑者の犯罪被害に対する認識

1 分析の視点

本調査の目的は、犯罪加害者である受刑者の犯罪被害等に対する認識の内容を調査・分析することにあるが、矯正処遇において、犯罪加害者である受刑者の「改悛の情」を効果的にかん養させていくための手掛かりともなるよう、加害認識、申し訳ないという気持ち、行為の責任の所在に関する意識、損害回復への意欲等が、犯罪の行為類型、暴力団所属の有無、入所経験の有無、言渡し刑期の長短等によって異なっているかどうか、仮に、異なっているのならば、それら相互の関連はどのようなものかを調べるとともに、①被害者等に与えた加害認識の程度、②被害者に対する申し訳ないという気持ちの有無及び③行為発生 of 責任の所在に関する認識の間の関連等についても、併せて分析・検討することとした。

2 調査対象者の属性

罪名を、殺人（未遂を除く。）、傷害致死、強盗殺人（未遂を除く。）及び強盗致死を「殺人等」（以下、本章において同じ。）、業務上過失致死を「業過致死」（以下、本章において同じ。）、傷害及び監禁致傷を「傷害」（以下、本章において同じ。）、業務上過失傷害を「業過傷」（以下、本章において同じ。）、窃盗（未遂を除く。）を「窃盗」（以下、本章において同じ。）、詐欺（未遂を除く。）及び横領を「詐欺等」（以下、本章において同じ。）、強盗（強盗殺人及び強盗致死を除く。）を「強盗」（以下、本章において同じ。）、恐喝を「恐喝」、並びに強制わいせつ及び強姦を「強姦等」（以下、本章において同じ。）と分類した上で、それぞれの人員を見たものが表1である。

表1 罪種別人員

罪 種	総 数	男 子	女 子
総 数	2,200 (100.0)	2,112 (100.0)	88 (100.0)
殺 人 等	93 (4.2)	78 (3.7)	15 (17.0)
業過致死	66 (3.0)	64 (3.0)	2 (2.3)
傷 害	215 (9.8)	214 (10.1)	1 (1.1)
業 過 傷	62 (2.8)	61 (2.9)	1 (1.1)
窃 盗	1,050 (47.7)	1,017 (48.2)	33 (37.5)
詐 欺 等	372 (16.9)	342 (16.2)	30 (34.1)
強 盗	91 (4.1)	89 (4.2)	2 (2.3)
恐 喝	127 (5.8)	124 (5.9)	3 (3.4)
強 姦 等	124 (5.6)	123 (5.8)	1 (1.1)

- 注 1 「殺人等」とは、殺人（未遂を除く。）、傷害致死、強盗殺人（未遂を除く。）及び強盗致死をいう。
 2 「業過致死」とは、業務上過失致死をいう。
 3 「傷害」は、監禁致傷を含み、傷害致死を除く。
 4 「業過傷」とは、業務上過失傷害をいう。
 5 「窃盗」は、未遂を除く。
 6 「詐欺等」とは、詐欺（未遂を除く。）及び横領をいう。
 7 「強盗」は、強盗殺人及び強盗致死をいう。
 8 「強姦等」とは、強姦及び強制わいせつをいう。
 9 () 内は、構成比である。

男女共、窃盗の占める比率が最も高く、次いで、男子では、詐欺等、傷害の順、また、女子では、詐欺等、殺人等の順となっている。

また、調査対象者を、調査日現在の年齢によって年齢層別に分けると、表2のとおりである。男子では、30歳代が最も多く、次いで、40歳代、50歳代の順となっており、女子では、40歳代が最も多く、次いで、50歳代、30歳代の順となっている。

表2 調査時年齢層別人員

年 齢 層	総 数	男 子	女 子
総 数	2,200 (100.0)	2,112 (100.0)	88 (100.0)
20～29歳	452 (20.5)	439 (20.8)	13 (14.8)
30～39歳	539 (24.5)	522 (24.7)	17 (19.3)
40～49歳	534 (24.3)	509 (24.1)	25 (28.4)
50～59歳	475 (21.6)	453 (21.4)	22 (25.0)
60～69歳	170 (7.7)	161 (7.6)	9 (10.2)
70歳以上	30 (1.4)	28 (1.3)	2 (2.3)

注 () 内は、構成比である。

調査対象者を、調査日現在における在所期間別で分けると、表3のとおりである。男子では1年以上2年未満が37.9%と最も多く、在所期間が2年未満とするものの比率は、67.3%となっており、女子においても、1年以上2年未満が41.9%と最も多く、在所期間が2年未満のものの占める比率は71.0%となっている。

表3 在所期間別人員

	総 数	男 子	女 子
総 数	2,159 (100.0)	2,073 (100.0)	86 (100.0)
1年未満	635 (29.4)	610 (29.4)	25 (29.1)
1年以上2年未満	821 (38.0)	785 (37.9)	36 (41.9)
2年以上3年未満	412 (19.1)	396 (19.1)	16 (18.6)
3年以上4年未満	144 (6.7)	141 (6.8)	3 (3.5)
4年以上5年未満	64 (3.0)	63 (3.0)	1 (1.2)
5年以上7年未満	33 (1.5)	30 (1.4)	3 (3.5)
7年以上10年未満	19 (0.9)	18 (0.9)	1 (1.2)
10年以上	31 (1.4)	30 (1.4)	1 (1.2)

注 1 () 内は、構成比である。

2 「入所日」又は「調査日」が未記入であるもの(41件)を除く。

3 事件の概要

(1) 動機・計画性

「今回の事件をした動機は、何ですか」（問3）と尋ねたところ、男子については「かっとなった」、「うらみをはらしたかった」、傷害では「かっとなった」、「うさばらしをしたかった」、「うらみをはらしたかった」、窃盗では、「お金や物がほしかった」、強盗では、「あそび半分で」、「人に誘われた」、恐喝では「うらみをはらしたかった」、「人に誘われた」、詐欺等では、「うさばらしをしたかった」、「人に誘われた」、「お金や物がほしかった」、「なんとなく」、強姦等では「性欲を抑えられなかった」、「あそび半分で」が、それぞれ多い。女子については、殺人等では「かっとなった」、窃盗及び詐欺等では「お金や物がほしかった」などが多い。

「今回の事件を、いつ思いつきましたか」（問4）と尋ねたところ、男子については、殺人等、傷害では、「思いがけず起きてしまった」、窃盗、詐欺等、強盗、恐喝及び強姦等では「その場で、思いついた」が、それぞれ多い。女子では、殺人等では「思いがけず起きてしまった」、窃盗及び詐欺等では「その場で、思いついた」が多い。

(2) 共犯関係

「今回の事件には、共犯者がいますか」（問2）と尋ねたところ、男女とも全体の20%強の者が、共犯者が「いる」と答えている。共犯者がいるとする者は、男子は、殺人等、傷害、強盗、恐喝及び強姦等で多く、窃盗で少なくなっている。女子は、件数自体が少ないが、強盗、恐喝などで多く、殺人等で少なくなっている。

「共犯者との関係は、次のどれですか」（問2のA、重複選択）と尋ねたところ、男子では「遊びの仲間」とするものが50.3%と最も多く、次いで、「暴力団の仲間」が21.7%となっており、女子では、「家族」が34.8%と最も多く、次いで「遊びの仲間」が21.7%となっている。

(3) 被害者との関係

「事件の被害者は、何人ですか」（問5）と尋ねたところ、男女とも、被害者が1人であるとするものの比率が、45%強と最も高く、次いで、2人から5人が20%台である。

なお、調査では、事件が複数の場合は、「一番大きな事件（例えば、与えた被害の一番大きな事件）」について尋ねており、また、被害者がいると答えた者に対しては、問6以下の質問において、「おもな被害者（被害者が2人以上のときは、もっとも被害の大きかった人、ひとりだけ）のことを思いだして答えてください」としている。

被害者の年齢（事件当時）及び性別（問6）を尋ねたところ、被害者の年齢は、全体でみると、男子は、50歳代が20.8%と最も多く、次いで、40歳代（19.6%）、30歳代（16.8%）の順となっており、女子は、20歳代（25.8%）、40歳代（15.0%）、50歳代（14.0%）の順となっている。罪種別にみると、殺人等は、男子が40歳代、女子は20歳代、業過致死は、男子が20歳代、女子は10歳代、傷害は、男女共に20歳代、業過傷は、男子が30歳代、女子は20歳代と60歳代、窃盗及び詐欺等は、男女共に50歳代、強盗及び恐喝は、男女共に20歳代、強姦等は女子で20歳代がそれぞれ多くなっている。

「被害者を事件の前から知っていましたか」（問7）と尋ねたところ、全体では、男子では、「知らなかった」とする比率が70%強を占め、「顔や名前ぐらいいは知っていた」は8.0%、「よく知っていた」は17.7%である。これに対し、女子では、「知らなかった」(45.9%)が最も高いものの、「よく知っていた」(43.2%)との差はわずかである。また、男子と比べると、「よく知っていた」とする比率は、女子の方が26ポイント程度高くなっている。

罪種別でみると、男子は、殺人等で「知らなかった」及び「顔や名前ぐらいいは知っていた」とするも

のが少なく、「よく知っていた」と答えた者が55.3%と多い。これに対し、窃盗、強盗及び強姦等では「知らなかった」が多く、「顔や名前ぐらいは知っていた」、「よく知っていた」は少ない。女子では、殺人等で「よく知っていた」が多く、窃盗で「知らなかった」が多くなっている。男女とも、窃盗では被害者と加害者の面識のない場合が多く、殺人等では面識がある場合が多くなっている。

「顔や名前ぐらいは知っていた」あるいは「よく知っていた」と答えた者に対し、被害者とどのような知り合いかを尋ねたところ、全体では、男女とも、「仕事関係の人」（男子約30%、女子約23%）の比率が高い。

罪種別にみると、男子（業過致死及び業過傷を除く。）については、殺人等を除くすべての罪種で「仕事関係の人」が最も多くなっており、殺人等については、「家族」が最も多くなっている。女子（業過致死及び業過傷を除く。）では、殺人等で「家族」、詐欺等で「仕事関係の人」が多くなっている。

4 加害認識

(1) 被害者に与えた被害と影響に関する認識

ア 犯罪被害に関する認識

被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無について、「被害者にどの程度の被害を与えたのか、知っていますか」（問9）と尋ねた結果を、罪種別に見たのが表4である。「知っている」とするものが、男子は81.5%、女子は86.5%となっている。

男子（ $\chi^2(8)=83.905$ $p<0.000$ ）において、罪種間で有意な関連が見られたので、これについて残差分析を行ったところ、「知っている」と答えた者は、詐欺等、傷害、業過傷、業過致死、殺人等で有意に多く、窃盗、恐喝では、逆に「知らない」と答えた者が有意に多くなっている。

また、男子については、暴力団所属、入所経験及び言渡し刑期との関連を調べるために、罪種ごとに、暴力団関係の有無別に、さらに、暴力団以外の者については入所経験の有無及び言渡し刑期の長短別に分析してみることにした（暴力団関係者についても、入所経験及び言渡し刑期の長短別の分析を行い得るが、暴力団への帰属意識やかかわりの濃淡、暴力団内での地位等が回答結果に影響を与えている可能性もあり、本稿では分析を行わないこととした。）。

暴力団関係の有無別及び暴力団以外の者の入所経験の有無別では有意な関連は見られなかったものの、言渡し刑期の長短別で窃盗（ $\chi^2(1)=7.456$ $p<0.006$ ）において有意な関連が見られ、「知っている」は、言渡し刑期が2年未満の者で多く、2年以上の者で少なくなっており、一方、「知らない」は、2年以上の者で多く、2年未満の者で少なくなっている。

イ 精神的被害に関する認識

精神的被害について、「被害者に精神的な被害を与えましたか」（問12）と尋ねた結果を、罪種別に見たものが表5である。「大きな精神的被害を与えた」とするものが、男子では、37.9%、女子では49.2%を占めている。

「精神的被害に関する加害認識」と罪種との関連をみると、男女共に有意な関連が見られたので、これについて残差分析を行った。その結果は、表5に示されたとおりであるが、男子については、特に、「大きな精神的被害を与えた」に関して、強姦等（9.6）で高く、窃盗（-6.3）で低くなっている。

表4 加害認識の有無

性別	罪種	被害者に与えた被害の程度		合計	χ ² 値	自由度	検定の結果	
		知らない	知っている				P値	判定
男子	殺人等	6 (7.9) []	70 (92.1) []	76 (100.0)	83.905	8	0.000	**
	業過致死	▼ 4 (6.3) [-2.4]	△ 60 (93.8) [2.4]	64 (100.0)				
	傷害	▼ 19 (9.0) [-2.6]	△ 191 (91.0) [2.6]	210 (100.0)				
	業過傷	▼ 3 (4.9) [-3.7]	△ 58 (95.1) [3.7]	61 (100.0)				
	窃盗	▼ 228 (25.0) [-2.8]	△ 685 (75.0) [2.8]	913 (100.0)				
	詐欺等	△ 31 (9.9) [6.9]	▼ 283 (90.1) [-6.9]	314 (100.0)				
	強盗	▼ 11 (13.8) [-4.3]	△ 69 (86.3) [4.3]	80 (100.0)				
	恐喝	34 (29.6) [-1.1]	81 (70.4) [1.1]	115 (100.0)				
	強姦等	△ 25 (21.2) [3.1]	▼ 93 (78.8) [-3.1]	118 (100.0)				
		[0.8]	[-0.8]					
	合計	361 (18.5)	1,590 (81.5)	1,951 (100.0)				
女子	殺人等	- []	14 (100.0) []	14 (100.0)			0.253m	
	業過致死	- []	2 (100.0) []	2 (100.0)				
	傷害	- []	1 (100.0) []	1 (100.0)				
	窃盗	- []	18 (72.0) []	25 (100.0)				
	詐欺等	2 (7.7) [2.6]	24 (92.3) [-2.6]	26 (100.0)				
	強盗	- []	2 (100.0) []	2 (100.0)				
	恐喝	1 (33.3) [-0.6]	2 (66.7) [0.6]	3 (100.0)				
	強姦等	- []	1 (100.0) []	1 (100.0)				
		[-0.4]	[0.4]					
	合計	10 (13.5)	64 (86.5)	74 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

表5 精神的被害に関する加害認識

性別	罪種	精神的被害に関する加害認識				合計	χ ² 値	自由度	検定の結果	
		与えていない	与えたけれども、小さい	大きな精神的被害を与えた	わからない				P値	判定
男子	傷害	39 (18.8) [1.5]	53 (25.5) [1.5]	65 (31.3) [2.1]	51 (24.5) [0.3]	208 (100.0)	143.103	18	0.000	**
	業過傷	7 (11.5) [-0.8]	9 (14.8) [-1.3]	27 (44.3) [1.0]	18 (29.5) [0.8]	61 (100.0)				
	窃盗	158 (17.3) [2.4]	210 (23.0) [1.5]	282 (30.8) [-6.3]	265 (29.0) [3.6]	915 (100.0)				
	詐欺等	43 (14.1) [-0.7]	59 (19.3) [-1.0]	127 (41.5) [1.4]	77 (25.2) [-0.1]	306 (100.0)				
	強盗	5 (6.0) [-2.4]	14 (16.7) [-1.1]	51 (60.7) [4.4]	14 (16.7) [-1.9]	84 (100.0)				
	恐喝	20 (17.4) [0.6]	34 (29.6) [2.2]	40 (34.8) [-0.7]	21 (18.3) [-1.8]	115 (100.0)				
	強姦等	4 (3.4) [-3.7]	9 (7.7) [-3.8]	83 (79.5) [9.6]	11 (9.4) [-4.1]	117 (100.0)				
	合計	276 (15.3)	388 (21.5)	685 (37.9)	457 (25.3)	1,806 (100.0)				
女子	傷害	- (100.0)	1 (3.8)	- [1.0]	- [-0.5]	1 (100.0)			0.001m	**
	業過傷	- (100.0)	1 (3.8)	- [1.0]	- [-0.5]	1 (100.0)				
	窃盗	8 (30.8) [1.3]	2 (7.7) [0.3]	7 (26.9) [-3.0]	9 (34.6) [2.2]	26 (100.0)				
	詐欺等	4 (14.8) [-1.3]	- (100.0) [-1.8]	19 (70.4) [3.0]	4 (14.8) [-1.1]	27 (100.0)				
	強盗	- (100.0)	- (100.0)	2 (100.0)	- [1.5]	2 (100.0)				
	恐喝	2 (66.7) [1.8]	- (100.0) [-0.5]	1 (33.3) [-0.6]	- (100.0) [-0.9]	3 (100.0)				
	強姦等	- (100.0)	- (100.0)	1 (100.0)	- [1.0]	1 (100.0)				
	合計	14 (23.0)	4 (6.6)	30 (49.2)	13 (21.3)	61 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

精神的被害に関する認識が、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期と関係があるか否かを罪種別に分析してみると、暴力団関係の有無別では有意な関連は認められなかったものの、暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表6のとおり、男子の窃盗、詐欺等及び恐喝について有意な関連が認められた。特に、詐欺等の「大きな精神的被害を与えた」について、初入者と累入者で回答内容に差が出ている。

表6 精神的被害に関する加害認識の有無（初入・累入の別）

性別	罪種類	初入・累入の別	精神的被害に関する加害認識				合計	χ ² 値	自由度	検定の結果	
			与えていない	与えたけれども、小さい	大きな精神的被害を与えた	わからない				P値	判定
男子	傷害	初入	13 (16.3) [-0.7]	15 (18.8) [-1.8]	31 (38.8) [1.8]	21 (26.3) [0.5]	80 (100.0)	5.243	3	0.155	
		累入	26 (20.3) [0.7]	38 (29.7) [1.8]	34 (26.6) [-1.8]	30 (23.4) [-0.5]	128 (100.0)				
	業過傷	初入	4 (11.1) [-0.1]	6 (16.7) [0.5]	17 (47.2) [0.6]	9 (25.0) [-0.9]	36 (100.0)			0.856m	
		累入	3 (12.0) [0.1]	3 (12.0) [-0.5]	10 (40.0) [-0.6]	9 (36.0) [0.9]	25 (100.0)				
	窃盗	初入	48 (17.1) [-0.1]	51 (18.2) [-2.3]	85 (30.4) [-0.2]	96 (34.3) [2.4]	280 (100.0)	7.924	3	0.048	*
		累入	110 (17.3) [0.1]	159 (25.0) [2.3]	197 (31.0) [0.2]	169 (26.6) [-2.4]	635 (100.0)				
	詐欺等	初入	16 (11.7) [-1.1]	16 (11.7) [-3.0]	74 (54.0) [4.0]	31 (22.6) [-0.9]	137 (100.0)	18.419	3	0.000	**
		累入	27 (16.0) [1.1]	43 (25.4) [3.0]	53 (31.4) [-4.0]	46 (27.2) [0.9]	169 (100.0)				
	強盗	初入	3 (5.1) [-0.5]	7 (11.9) [-1.8]	40 (67.8) [2.0]	9 (15.3) [-0.5]	59 (100.0)			0.173m	
		累入	2 (8.0) [0.5]	7 (28.0) [1.8]	11 (44.0) [-2.0]	5 (20.0) [0.5]	25 (100.0)				
	恐喝	初入	3 (6.1) [-2.7]	13 (26.5) [-0.6]	24 (49.0) [2.8]	9 (18.4) [0.0]	49 (100.0)	11.448	3	0.010	*
		累入	17 (25.8) [2.7]	21 (31.8) [0.6]	16 (24.2) [-2.8]	12 (18.2) [0.0]	66 (100.0)				
	強姦等	初入	1 (1.3) [-1.9]	8 (10.0) [1.4]	64 (80.0) [0.2]	7 (8.8) [-0.4]	80 (100.0)			0.139m	
		累入	3 (8.1) [1.9]	1 (2.7) [-1.4]	29 (78.4) [-0.2]	4 (10.8) [0.4]	37 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、表7のとおり、男子の傷害、窃盗、詐欺等及び強姦等について有意な関連が認められた。特に、傷害及び詐欺等の「大きな精神的被害を与えた」並びに詐欺等及び強姦等の「与えたけれども、小さい」について、言渡し刑期が2年未満と2年以上の者との間の回答内容に差が出ている。

また、回答者が与えたと認識している経済的被害額を、1万円未満、1万円以上10万円未満、10万円以上100万円未満及び100万円以上の四つの群に分けて、与えたと認識している精神的被害の程度の関連を調べてみたところ、窃盗 ($\chi^2(9)=45.798$ $p<0.000$) 及び詐欺等 ($\chi^2(9)=47.937$ $p<0.000$) で有意な関連が認められた。残差分析の結果では、この両罪種とも、10万円未満の群では、「与えたけれども、小さい」とするものが多く、「大きな精神的被害を与えた」とするものが少なくなっており、逆に、窃盗の10万円以上の群及び詐欺等の100万円以上の群で、「大きな精神的被害を与えた」とするものが多くなっている。

表7 精神的被害に関する加害認識の有無（言渡し刑期の長短別）

性別	罪 種	言渡し刑期	精神的被害に関する加害認識				合計	χ^2 値	自由度	検定の結果	
			与えていない	与えたけれども、小さい	大きな精神的被害を与えた	わからない				P 値	判定
男子	傷害	2年未満	11 (13.4) [-0.2] Δ	27 (32.9) [2.6] ∇	22 (26.8) [-3.4] ∇	22 (26.8) [1.3]	82 (100.0)	13.893	3	0.003	**
		2年以上	5 (15.2) [0.2] ∇	3 (9.1) [-2.6] Δ	20 (60.6) [3.4]	5 (26.8) [1.3]	33 (100.0)				
	業過傷	2年未満	6 (11.8) [-0.5]	8 (15.7) [1.0]	24 (47.1) [0.3]	13 (25.5) [-0.7]	51 (100.0)			0.704m	
		2年以上	1 (20.0) [0.5]	- [-1.0]	2 (40.0) [-0.3]	2 (40.0) [0.7]	5 (100.0)				
	窃盗	2年未満	74 (20.1) [2.1] Δ	93 (25.3) [1.3]	102 (27.7) [-1.8]	99 (26.9) [-1.2]	368 (100.0)	8.307	3	0.040	*
		2年以上	74 (14.6) [-2.1] ∇	109 (21.5) [-1.3]	169 (33.3) [1.8]	155 (30.6) [1.2]	507 (100.0)				
	詐欺等	2年未満	25 (18.8) [1.9] Δ	35 (26.3) [3.0] ∇	44 (33.1) [-3.3]	29 (21.8) [-0.6]	133 (100.0)	17.093	3	0.001	**
		2年以上	15 (10.6) [-1.9] ∇	17 (12.0) [-3.0] Δ	75 (52.8) [3.3]	35 (24.6) [0.6]	142 (100.0)				
	強盗	2年以上	5 (6.7) [0.0]	12 (16.0) [0.0]	49 (65.3) [0.0]	6 (12.0) [0.0]	75 (100.0)				
	恐喝	2年未満	6 (19.4) [2.1]	10 (32.3) [0.7]	11 (35.5) [-1.1]	4 (12.9) [-1.2]	31 (100.0)			0.117m	
		2年以上	1 (3.0) [-2.1]	8 (24.2) [-0.7]	16 (48.5) [1.1]	8 (24.2) [1.2]	33 (100.0)				
	強姦等	2年未満	1 (4.5) [0.6] Δ	5 (22.7) [3.1] ∇	14 (63.6) [-2.3]	2 (9.1) [0.0]	22 (100.0)			0.021m	*
		2年以上	2 (2.3) [-0.6] ∇	3 (3.4) [-3.1] Δ	75 (85.2) [2.3]	8 (9.1) [0.0]	88 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、 Δ は期待値より有意に多いこと、 ∇ は有意に少ないことを示す(5%水準)。

ウ 被害者の生活への影響に関する認識

直接的な被害以外の日常生活などへの影響について、加害者がどのような認識を持っているかを知るために、「被害者の生活に与えた影響には、その他にどのようなものがあると思いますか」（問13、重複選択）と尋ね、「近所との関係が悪くなった」、「マスコミに騒がれて迷惑した」など、被害者の日常生活に予想される影響を述べた7つの選択肢に、「影響はない」、「わからない」を加えた9つの中から重複選択で回答を求めているが、その結果を示したものが、表8である。

男子では、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」とするものが26.7%と最も多く、次いで、「影響はない」（23.6%）、「生活が苦しくなった」（20.8%）となっており、「近所との関係が悪くなった」、「引越さなければならなくなった」、「仕事や学校を続けられなくなった」及び「マスコミに騒がれて迷惑した」はいずれも5%未満となっている。また、女子も、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」

表8 被害者の生活に与えた影響

性別	罪種	被害者の生活に与えた影響									合計
		影響はない	生活が苦しくなった	近所との関係が悪くなった	引越さなければならなくなった	仕事や学校を続けられなくなった	マスコミに騒がれて迷惑した	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した	その他	わからない	
男子	傷害	66 (33.0) [3.3]	34 (17.0) [-1.3]	11 (5.5) [0.8]	6 (3.0) [0.0]	13 (6.5) [1.5]	6 (3.0) [-1.0]	28 (14.0) [-4.3]	13 (6.5) [-0.3]	55 (27.5) [-0.3]	200
	業務過剰	11 (18.6) [-0.9]	13 (22.0) [0.3]	1 (1.7) [-1.0]	- (-1.4) [-1.4]	11 (18.6) [5.4]	8 (1.7) [-1.0]	7 (13.6) [-2.3]	7 (11.9) [1.5]	20 (33.9) [1.0]	59
	窃盗	209 (23.6) [0.1]	209 (23.6) [3.2]	34 (3.8) [-1.2]	16 (1.8) [-3.0]	17 (1.9) [-5.2]	15 (1.7) [-5.5]	227 (25.7) [-0.9]	50 (5.7) [-2.3]	269 (30.4) [2.0]	884
	詐欺等	64 (22.1) [-0.7]	59 (20.3) [-0.1]	4 (1.4) [-2.8]	4 (1.4) [-1.8]	4 (3.4) [-0.9]	28 (9.7) [4.9]	91 (31.4) [2.0]	22 (7.6) [0.4]	73 (25.2) [-1.3]	290
	強盗	14 (17.5) [-1.3]	11 (13.8) [-1.5]	6 (7.5) [1.4]	5 (6.3) [1.7]	4 (5.0) [0.3]	13 (16.3) [5.4]	33 (41.3) [3.0]	9 (11.3) [1.5]	20 (25.0) [-0.7]	80
	恐喝	32 (28.6) [1.3]	23 (20.5) [0.0]	5 (4.5) [0.0]	7 (6.3) [2.0]	5 (4.5) [0.0]	7 (6.3) [1.0]	31 (27.7) [0.3]	4 (3.6) [-1.5]	21 (18.8) [-2.3]	112
	強姦等	14 (12.2) [-3.0]	9 (7.8) [-3.5]	16 (13.9) [5.1]	15 (13.0) [6.5]	17 (14.8) [5.6]	5 (4.3) [0.0]	46 (40.0) [3.3]	17 (14.8) [3.4]	34 (29.6) [0.3]	115
	合計	410 (23.6)	358 (20.8)	77 (4.4)	53 (3.0)	77 (4.4)	75 (4.3)	464 (26.7)	122 (7.0)	492 (28.3)	1,740
	x2値	22.519	20.459					44.541	19.738	9.907	
	自由度	6	6					6	6	6	
	検定の結果	P値 判定	0.001 **	0.002 **	0.000m **	0.000m **	0.000m **	0.000 **	0.003 **	0.129	
女子	傷害	1 (100.0) [2.0]	- (-0.4) [-0.4]	- (-0.3) [-0.3]	- (-0.1) [-0.1]	- (-0.1) [-0.1]	- (-0.2) [-0.2]	- (-0.6) [-0.6]	- (-0.3) [-0.3]	- (-0.6) [-0.6]	1
	業務過剰	- (100.0) [2.3]	1 (100.0) [2.3]	- (-0.3) [-0.3]	- (-0.1) [-0.1]	- (-0.1) [-0.1]	- (-0.2) [-0.2]	- (-0.6) [-0.6]	- (-0.3) [-0.3]	- (-0.6) [-0.6]	1
	窃盗	7 (29.2) [1.6]	4 (16.7) [0.1]	2 (8.3) [-0.1]	1 (4.2) [1.2]	- (-0.9) [-0.9]	1 (4.2) [-0.3]	3 (12.5) [-2.3]	- (16.7) [-2.0]	8 (33.3) [1.6]	24
	詐欺等	1 (4.2) [-2.5]	4 (16.7) [0.1]	2 (8.3) [-0.1]	- (-0.9) [-0.9]	- (-0.9) [-0.9]	1 (4.2) [-0.3]	11 (45.8) [2.5]	4 (16.7) [1.8]	4 (16.7) [-1.0]	24
	強盗	- (50.0) [-0.7]	- (50.0) [-0.6]	1 (50.0) [2.1]	- (-0.2) [-0.2]	- (-0.2) [-0.2]	1 (50.0) [2.9]	1 (50.0) [0.7]	- (-0.5) [-0.5]	- (-0.8) [-0.8]	2
	恐喝	2 (66.7) [2.1]	- (-0.8) [-0.8]	- (-0.6) [-0.6]	- (-0.2) [-0.2]	- (-0.2) [-0.2]	- (-0.4) [-0.4]	- (-1.1) [-1.1]	- (-0.6) [-0.6]	1 (33.3) [0.4]	3
	強姦等	- (100.0) [7.5]	- (100.0) [7.5]	- (100.0) [7.5]	- (100.0) [7.5]	1 (100.0) [7.5]	- (100.0) [7.5]	1 (100.0) [7.5]	1 (100.0) [7.5]	- (100.0) [7.5]	1
	合計	11 (19.6) [0.5]	9 (16.1) [-0.4]	5 (8.9) [-0.3]	1 (1.8) [-0.1]	1 (1.8) [-0.1]	3 (5.4) [-0.2]	16 (28.6) [1.6]	5 (8.9) [3.2]	13 (23.2) [-0.6]	56
	検定の結果	P値 判定	0.033m *	0.496m	0.438m	1.000m	0.053m	0.255m	0.047m *	0.097m	0.770m

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

(28.6%), 「影響はない」 (19.6%), 「生活が苦しくなった」 (16.1%) の順となっていること, 「引っ越さなければならなくなった」 及び 「仕事や学校を続けられなくなった」 が 5% 未満となっていることは, 男子と同様であるが, 「近所との関係が悪くなった」 及び 「マスコミに騒がれて迷惑した」 が, それぞれ 8.9%, 5.4% と男子に比べて若干高くなっている。

「被害者の生活に与えた影響」と罪種との関連をみると, 男子については有意な関連が認められ, 強姦等では, 被害者の生活に様々な影響を与えたと感じる傾向があるのに対し, 窃盗では, 経済的な影響以外は加害認識に乏しいといえる。

被害者の生活に与えた影響に関する認識が, 暴力団関係, 入所経験及び言渡し刑期と関係があるか否かを罪種別に分析してみると, 暴力団関係の有無別では, 傷害 ($\chi^2(1)=5.106$ $p < 0.026$) 及び恐喝 ($\chi^2(1)=5.925$ $p < 0.020$) において有意な関連が認められ, 「生活が苦しくなった」 は, 暴力団以外の者で多く, 暴力団関係者で少なくなっている。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では, 男子において有意な関連が認められた。その結果の概要を示したのが表 9 である。

表 9 被害者の生活に与えた影響 (初入・累入別)

罪 種	初入・累入 別	被害者の生活に与えた影響		
		影響はない	マスコミに騒が れて迷惑した	捜査や裁判に協 力を求められて 迷惑した
傷害	初 入	▼		
	累 入	△		
業過傷	初 入			
	累 入			
窃盗	初 入			△
	累 入			▼
詐欺等	初 入	▼	△	
	累 入	△	▼	
強盗	初 入	▼		
	累 入	△		
恐喝	初 入			
	累 入			
強姦等	初 入			
	累 入			

注 1 無回答を除く。

2 表 1 の注 3～8 に同じ。

3 「△」は, χ^2 検定により 5% 水準以下で有意差が見られた項目について, 残差分析を行った結果, 5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち, その項目を選択した者が, 有意に多いことを表す。

4 「▼」は, 同様に分析した結果, その項目を選択した者が, 有意に少ないことを表す。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、男子において有意な関連が認められた。その結果の概要を示したのが表10である。

表10 被害者の生活に与えた影響（言渡し刑期の長短別）

罪 種	言渡し刑期の長短別	被害者の生活に与えた影響			
		影響はない	生活が苦しくなった	マスコミに騒がれて迷惑した	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した
傷害	2年未満	△			
	2年以上	▼			
業過傷	2年未満				
	2年以上				
窃盗	2年未満	△	▼		
	2年以上	▼	△		
詐欺等	2年未満	△	▼	▼	
	2年以上	▼	△	△	
強盗	2年未満				
	2年以上				
恐喝	2年未満				▼
	2年以上				△
強姦等	2年未満	△			▼
	2年以上	▼			△

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 「△」は、 χ^2 検定により5%水準以下で有意差が見られた項目について、残差分析を行った結果、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち、その項目を選択した者が、有意に多いことを表す。
 4 「▼」は、同様に分析した結果、その項目を選択した者が、有意に少ないことを表す。

(2) 被害者の家族に与えた影響

加害者が自らの犯罪行為によって被害者の家族にどのような影響を与えたと認識しているかを知るため、「被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか」（問14、重複選択）とする質問をした。被害者の生活に与えた影響の場合と同様に、被害者の家族の日常生活に予想される影響を述べた11の選択肢に、「影響はない」、「わからない」を加えた13の選択肢の中から重複選択で尋ねた結果を示したものが、表11である。「精神的なショックを受けた」とするものが男子は33.0%、女子は41.9%を占めているほか、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」及び「家庭が暗くなった」とするものの比率も、男子ではそれぞれ21.6%、12.6%と、女子ではそれぞれ23.0%、13.5%と、それぞれ高くなっている。一方、「影響はない」は、男子は23.6%、女子は16.2%であった。

「被害者の家族の生活に与えた影響」と罪種との関連をみると、男子については、すべての項目において、女子についても「家庭が暗くなった」等の4つの項目で、両者の間に有意な関連が認められた。

その結果を示したものが表11であるが、「生活が苦しくなった」、「子育てに影響があった」、「家庭が暗くなった」等の影響が生じていると思うかとの質問に「はい」と答えた項目数が多くなっている罪種を見てみると、男子では、殺人等及び強姦等(8)、業過致死(4)、強盗(3)となっている。逆に、「影響はない」又は「わからない」と答えた者は、傷害、窃盗及び恐喝で多くなっている。殺人等、業過致死及び強姦等では被害者の家族の生活に様々な影響を与えたと感じているのに対し、傷害、窃盗及び詐欺等では加害認識が比較的乏しいといえる。

被害者の生活に与えた影響に関する認識が、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期と関係があるか否

かを罪種別に分析してみると、暴力団関係の有無別では、恐喝において、「影響はない」と答えた者が暴力団関係者で多くなっている。また、傷害及び恐喝において、「生活が苦しくなった」と答えた者が暴力団関係者が多い。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表12のとおり、男子について有意な関連が認められた。傷害、業過傷、窃盗、詐欺等及び強盗で、「家庭が暗くなった」、「家庭が崩壊した」、「仕事や学校を続けられなくなった」、「マスコミに騒がれて迷惑した」、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」及び「精神的なショックを受けた」の6つの選択肢のいずれかで初入者は累入者より選択者数が多くなっている一方、影響がないとする選択肢を選んだ者が、傷害及び強盗において、累入者で多くなっている。

表12 被害者の家族の生活に与えた影響（初入・累入別）

罪 種	初入・累入 の別	被害者の家族の生活に与えた影響							
		影響はない	家庭が暗く なった	家庭が崩壊 した	仕事や学校を 続けられなく なった	マスコミに騒 がれて迷惑 した	捜査や裁判に 協力を求めら れて迷惑した	精神的な ショックを 受けた	わからない
殺人等	初 入								
	累 入								
業過致死	初 入								
	累 入								
傷害	初 入	▽						▲	
	累 入	△						▼	
業過傷	初 入		▲						
	累 入		▼						
窃盗	初 入				△		△		
	累 入				▽		▽		
詐欺等	初 入			▲		△			
	累 入			▼		▽			
強盗	初 入	▽					▲		
	累 入	△					▼		
恐喝	初 入								
	累 入								
強姦等	初 入								△
	累 入								▽

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 「▲」は有意水準5%以下で有意に多く、「▼」は有意水準5%以下で有意に少ないことを示す。

4 「△」は有意水準1%以下で有意に多く、「▽」は有意水準1%以下で有意に少ないことを示す。

表11 被害者の家族

性 別	罪 種	被害者の家族の生活に与えた影響							
		影響はない	生活が苦しくなった	子育てに影響があった	家庭が暗くなった	家庭が崩壊した	近所との関係が悪くなった	引越さなければならなかった	仕事や学校を続けられなくなった
男子	殺人等	1 (1.4) [-4.6]	21 (28.4) [2.6]	11 (14.9) [4.7]	28 (37.8) [6.7]	11 (14.9) [7.4]	7 (9.5) [2.7]	10 (13.5) [5.4]	2 (2.7) [-0.2]
	業過致死	1 (1.6) [-4.2]	14 (22.2) [1.1]	14 (22.2) [7.4]	44 (69.8) [14.0]	5 (7.9) [3.0]	2 (3.2) [-0.2]	1 (1.6) [-0.7]	3 (4.8) [0.8]
	傷害	69 (34.3) [3.8]	23 (11.4) [-2.2]	9 (4.5) [0.3]	14 (7.0) [-2.5]	1 (0.5) [-1.8]	9 (4.5) [0.7]	4 (2.0) [-0.9]	7 (3.5) [0.3]
	業過傷	10 (16.9) [-1.2]	12 (20.3) [0.7]	4 (6.8) [1.0]	11 (18.6) [1.4]	- (1.7) [-1.2]	1 (1.7) [-0.8]	- (1.6) [-1.4]	8 (13.6) [4.7]
	窃盗	223 (25.3) [1.7]	176 (20.0) [3.2]	19 (2.2) [-4.0]	65 (7.4) [-6.4]	10 (1.1) [-3.2]	23 (2.6) [-2.2]	15 (1.7) [-3.1]	14 (1.6) [-3.6]
	詐欺等	76 (26.5) [1.3]	49 (17.1) [0.0]	3 (1.0) [-2.8]	20 (7.0) [-3.1]	5 (1.7) [-0.7]	4 (1.4) [-2.2]	4 (1.4) [-1.7]	8 (2.8) [-0.3]
	強盗	14 (17.1) [-1.4]	5 (6.1) [-2.7]	4 (4.9) [0.4]	11 (13.4) [0.2]	2 (2.4) [0.1]	5 (6.1) [1.2]	5 (6.1) [1.7]	2 (2.4) [-0.4]
	恐喝	36 (32.7) [2.3]	15 (13.6) [-1.0]	3 (2.7) [-0.8]	7 (6.4) [-2.0]	3 (2.7) [0.3]	5 (4.5) [0.5]	6 (5.5) [1.6]	5 (4.5) [0.9]
	強姦等	11 (9.6) [-3.6]	4 (3.5) [-4.0]	10 (8.8) [2.6]	35 (30.7) [6.0]	6 (5.3) [2.2]	12 (10.5) [4.1]	11 (9.6) [4.3]	9 (7.9) [3.0]
	合計	441 (23.6)	319 (17.0)	77 (4.1)	235 (12.6)	43 (2.3)	68 (3.6)	56 (3.0)	58 (3.1)
χ ² 値		73.667	40.806		306.764				
自由度		8	8		8				
検定の結果	P 値	0.000	0.000	0.000m	0.000	0.000m	0.001m	0.000m	0.000m
	判定	**	**	**	**	**	**	**	**
女子	殺人等	- [-1.7]	1 (7.7) [-0.8]	1 (7.7) [-0.1]	5 (38.5) [2.9]	6 (46.2) [5.0]	2 (15.4) [0.6]	4 (30.8) [3.8]	1 (7.7) [2.2]
	業過致死	- [-0.6]	1 (50.0) [1.4]	1 (50.0) [2.2]	2 (100.0) [3.6]	- [-0.5]	- [-0.5]	- [-0.4]	- [-0.2]
	傷害	1 (100.0) [2.3]	- [-0.4]	- [-0.3]	- [-0.4]	- [-0.3]	- [-0.4]	- [-0.3]	- [-0.1]
	業過傷	- [-0.4]	- [-0.4]	- [-0.3]	- [-0.4]	- [-0.3]	1 (100.0) [2.9]	- [-0.3]	- [-0.1]
	窃盗	6 (24.0) [1.3]	4 (16.0) [0.2]	2 (8.0) [0.0]	- [-2.4]	1 (4.0) [-1.1]	2 (8.0) [-0.6]	1 (4.0) [-0.7]	- [-0.7]
	詐欺等	2 (7.7) [-1.5]	5 (19.2) [0.8]	1 (3.8) [-1.0]	2 (7.7) [-1.1]	- [-2.0]	2 (7.7) [-0.6]	- [-1.7]	- [-0.7]
	強盗	- [-0.6]	- [-0.6]	1 (50.0) [2.2]	- [-0.6]	- [-0.5]	1 (50.0) [1.8]	- [-0.4]	- [-0.2]
	恐喝	3 (100.0) [4.0]	- [-0.7]	- [-0.5]	- [-0.7]	- [-0.6]	- [-0.6]	- [-0.5]	- [-0.2]
	強姦等	- [-0.4]	- [-0.4]	- [-0.3]	1 (100.0) [2.5]	- [-0.3]	- [-0.4]	- [-0.3]	- [-0.1]
	合計	12 (16.2)	11 (14.9)	6 (8.1)	10 (13.5)	7 (9.5)	8 (10.8)	5 (6.8)	1 (1.4)
検定の結果	P 値	0.002m	0.759m	0.285m	0.001m	0.015m	0.177m	0.213m	0.310m
	判定	**			**	**			

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

の生活に与えた影響

マスコミに騒がれて迷惑した	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した	精神的なショックを受けた	その他	わからない	合計
18 (24.3) △ [8.7]	16 (21.6) [0.0]	50 (67.6) △ [6.5]	- [-1.5]	15 (20.3) [-1.0]	74
- [-1.7]	8 (12.7) [-1.7]	55 (87.3) △ [9.3]	5 (7.9) [2.4]	5 (7.9) [-3.2]	63
4 (2.0) [-1.7]	20 (10.0) [-4.2]	50 (24.9) [-2.6]	5 (2.5) [-0.4]	58 (28.9) [1.3]	201
- [-1.6]	8 (13.6) [-1.5]	23 (39.0) [1.0]	2 (3.4) [0.2]	16 (27.1) [0.3]	59
15 (1.7) [-5.2]	192 (21.8) [0.2]	207 (23.5) [-8.2]	28 (3.2) [0.6]	251 (28.5) [3.1]	881
20 (7.0) △ [2.5]	70 (24.4) [1.3]	78 (27.2) [-2.3]	5 (1.7) [-1.3]	74 (25.8) [0.2]	287
11 (13.4) △ [4.2]	32 (39.0) △ [3.9]	44 (53.7) △ [4.1]	4 (4.9) [1.1]	13 (15.9) [-2.0]	82
7 (6.4) [1.1]	20 (18.2) [-0.9]	33 (30.0) [-0.7]	2 (1.8) [-0.7]	19 (17.3) [-2.0]	110
5 (4.4) [0.1]	38 (33.3) △ [3.1]	77 (67.5) [8.1]	4 (3.5) [0.4]	21 (18.4) [-1.7]	114
80 (4.3)	404 (21.6)	617 (33.0)	55 (2.9)	472 (25.2)	1,871
	47,388	249,248		27,793	
	8	8		8	
0.000m	0.000	0.000	0.184m	0.001	
**	**	**		**	
3 (23.1) △ [3.1]	2 (15.4) [-0.7]	9 (69.2) △ [2.2]	1 (7.7) [0.4]	- [-1.7]	13
- [-0.3]	- [-0.8]	1 (50.0) [0.2]	1 (50.0) [2.8]	- [-0.6]	2
- [-0.2]	- [-0.5]	- [-0.9]	- [-0.2]	- [-0.4]	1
- [-0.2]	- [-0.5]	- [-0.9]	- [-0.2]	- [-0.4]	1
- [-1.5]	4 (16.0) [-1.0]	6 (24.0) [-2.2]	- [-1.5]	7 (28.0) [2.0]	25
- [-1.5]	9 (34.6) [1.8]	12 (46.2) [0.5]	2 (7.7) [0.6]	5 (19.2) [0.5]	26
1 (50.0) △ [2.8]	1 (50.0) [0.9]	2 (100.0) [1.7]	- [-0.3]	- [-0.6]	2
- [-0.4]	- [-1.0]	- [-1.5]	- [-0.4]	- [-0.8]	3
- [-0.2]	1 (100.0) [1.8]	1 (100.0) [1.2]	- [-0.2]	- [-0.4]	1
4 (5.4)	17 (23.0)	31 (41.9)	4 (5.4)	12 (16.2)	74
0.149m	0.328m	0.017m	0.272m	0.536m	
*		*			

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、男子について有意な関連が認められた。表13はその結果をまとめたものであるが、業過致死、傷害、窃盗、詐欺等及び強姦等では、「生活が苦しくなった」、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」及び「精神的なショックを受けた」の3つの選択肢について、言渡し刑期が2年以上の者は、2年未満の者より選択者数が多くなっている一方、傷害、窃盗及び詐欺等では、「影響はない」との選択肢について、2年未満の者が、2年以上の者より選択者数が多くなっている。

表13 被害者の家族の生活に与えた影響（言渡し刑期の長短別）

罪 種	言渡し刑期の 長短別	被害者の家族の生活に与えた影響				
		影響はない	生活が苦しく なった	捜査や裁判に 協力を求めら れて迷惑した	精神的な ショックを受 けた	その他
殺人等	2年未満					
	2年以上					
業過致死	2年未満				▲	
	2年以上				▼	
傷害	2年未満	▲		▼	▽	
	2年以上	▼		▲	△	
業過傷	2年未満					▼
	2年以上					▲
窃盗	2年未満	△	▽	▼	▼	
	2年以上	▽	△	▲	▲	
詐欺等	2年未満	▲	▼	▽	▽	
	2年以上	▼	▲	△	△	
強盗	2年未満					
	2年以上					
恐喝	2年未満					
	2年以上					
強姦等	2年未満			▼	▼	
	2年以上			▲	▲	

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 「▲」は有意水準5%以下で有意に多く、「▼」は有意水準5%以下で有意に少ないことを示す。

4 「△」は有意水準1%以下で有意に多く、「▽」は有意水準1%以下で有意に少ないことを示す。

(3) 事件の責任の所在

事件の責任の所在に関する認識に関して、「今回の事件の責任について、どのように思いますか」（問8）と尋ね、「すべて自分に責任がある」、「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」、「被害者と自分は同じくらい責任がある」、「自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある」、「すべて被害者に責任がある」及び「わからない」の中から択一選択で回答を求めた結果を示したものが表14である。男子では、「すべて自分に責任がある」とするものが79.3%を占め、「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」が12.2%となっており、これを合わせると約92%である。女子でも、91.1%の者が、事件の責任はすべてあるいは大部分自分にあるとしている。

「事件の責任の所在」と罪種との関連をみると、男子 ($p < 0.000$) について、両者の間に有意な関連が認められた。残差分析を行った結果は表14のとおりであり、業過致死、窃盗、詐欺等及び強盗では、「すべて自分に責任がある」とするものが多くなっているのに対し、殺人等、傷害及び恐喝では、「すべて自分に責任がある」とするものが少なくなっている。

責任の所在に関する意識が、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期と関係があるか否かを罪種別に分析してみると、暴力団関係の有無別を見た結果では、傷害で、「すべて自分に責任がある」とするものが暴力団以外の者で多くなっているが、暴力団以外の者の入所経験の有無別及び言渡し刑期の長短別では、男女共に有意な関連は認められなかった。

表14 責任の所在

性 別	罪 種	責任の所在						合計	検定結果	
		すべて自分に責任がある	被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある	被害者と自分は同じくらい責任がある	自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある	すべて被害者に責任がある	わからない		P 値	判定
男子	殺人等	41 (53.2) [-5.8] ▼	17 (22.1) [2.7] △	7 (9.1) [3.0] △	3 (3.9) [1.1] △	5 (6.5) [4.2] △	4 (5.2) [2.1] △	77 (100.0)	0.000m	**
	業過致死	56 (90.3) [2.2] △	5 (8.1) [-1.0] △	1 (1.6) [-0.7] △	- [-1.2] △	- [-0.9] △	- [-1.1] △	62 (100.0)		
	傷害	62 (29.7) [-18.7] ▼	85 (40.7) [13.3] △	24 (11.5) [7.2] △	21 (10.0) [8.4] △	9 (4.3) [4.2] △	8 (3.8) [2.1] △	209 (100.0)		
	業過傷	49 (81.7) [0.5] △	10 (16.7) [1.1] △	- [-1.4] △	1 (1.7) [-0.2] △	- [-0.9] △	- [-1.1] △	60 (100.0)		
	窃盗	870 (92.9) [14.2] △	41 (4.4) [-10.1] ▼	9 (1.0) [-5.3] ▼	3 (0.3) [-5.3] ▼	3 (0.3) [-3.6] ▼	10 (1.1) [-2.6] ▼	936 (100.0)		
	詐欺等	276 (86.3) [3.3] △	30 (9.4) [-1.7] △	5 (1.6) [-1.8] ▼	2 (0.6) [-2.0] ▼	1 (0.3) [-1.7] △	6 (1.9) [-0.1] △	320 (100.0)		
	強盗	76 (90.5) [2.6] △	5 (6.0) [-1.8] △	- [-1.7] △	1 (1.2) [-0.6] △	1 (1.2) [-0.1] △	1 (1.2) [-0.5] △	84 (100.0)		
	恐喝	54 (47.0) [-8.8] ▼	26 (22.6) [3.5] △	12 (10.4) [4.6] △	11 (9.6) [5.7] △	6 (5.2) [3.9] △	6 (5.2) [2.7] △	115 (100.0)		
	強姦等	87 (73.7) [-1.5] △	23 (19.5) [2.5] △	5 (4.2) [0.7] △	- [-1.6] △	- [-1.3] △	3 (2.5) [0.5] △	118 (100.0)		
	合計	1,571 (79.3) [2.4] △	242 (12.2) [1.2] △	63 (3.2) [0.7] △	42 (2.1) [1.1] △	25 (1.3) [1.3] △	38 (1.9) [1.9] △	1,981 (100.0)		
女子	殺人等	11 (73.3) [-1.4] △	3 (20.0) [2.4] △	- [-0.9] △	1 (6.7) [1.1] △	- [-0.7] △	- [-0.7] △	15 (100.0)	0.232m	
	業過致死	2 (100.0) [0.6] △	- [-0.4] △	- [-0.3] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	2 (100.0)		
	傷害	1 (100.0) [0.4] △	- [-0.3] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	1 (100.0)		
	業過傷	- [-2.4] △	1 (100.0) [3.9] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	1 (100.0)		
	窃盗	23 (88.5) [0.6] △	1 (3.8) [-0.6] △	1 (3.8) [0.0] △	- [-1.0] △	- [-1.0] △	1 (3.8) [0.5] △	26 (100.0)		
	詐欺等	26 (92.9) [1.5] △	- [-1.7] △	1 (3.6) [-0.1] △	- [-1.1] △	- [-1.1] △	1 (3.6) [0.4] △	28 (100.0)		
	強盗	2 (100.0) [0.6] △	- [-0.4] △	- [-0.3] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	2 (100.0)		
	恐喝	1 (33.3) [-2.5] △	- [-0.5] △	1 (33.3) [-0.2] △	1 (33.3) [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	3 (100.0)		
	強姦等	1 (100.0) [0.4] △	- [-0.3] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	- [-0.2] △	1 (100.0)		
	合計	67 (84.8) [2.4] △	5 (6.3) [1.2] △	3 (3.8) [0.7] △	2 (2.5) [1.1] △	- [-0.7] △	2 (2.5) [1.9] △	79 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

また、今回の事件を思い付いた時期(問4)との関連を罪種別に見たところ、表15のとおり、男子につき、詐欺等、恐喝及び強姦等で、「その場で、思いついた」と回答した者には「すべて自分に責任がある」とするものが多くなっている反面、「思いがけず起きてしまった」と回答した者には「すべて自分に責任がある」とするものが少なく、「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」又は「被害者と自分は同じくらい責任がある」が多くなっている。

表15 責任の所在（事件を思いついた時期別）

性別	罪 種	事件を思いついた時期	責任の所在						合計	検定結果	
			すべて自分に責任がある	被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある	被害者と自分は同じくらい責任がある	自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある	すべて被害者に責任がある	わからない		P値	判定
男子	殺人等	前から計画していた	11 (26.8) [1.3]	3 (17.6) [-0.4]	1 (6.3) [-0.5]	- (0.0) [-0.9]	1 (6.3) [0.2]	- (0.0) [-1.1]	16 (100.0)	0.911m	
		その場で、思いついた	9 (22.0) [-0.1]	4 (23.5) [0.1]	2 (11.8) [0.4]	1 (5.9) [0.5]	1 (5.9) [0.1]	- (0.0) [-1.1]	17 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	21 (51.2) [-1.0]	10 (58.8) [0.2]	4 (9.3) [0.0]	2 (4.7) [0.4]	2 (4.7) [-0.3]	4 (9.3) [1.8]	43 (100.0)		
		合計	41 (53.9)	17 (22.4)	7 (9.2)	3 (3.9)	4 (5.3)	4 (5.3)	76 (100.0)		
	業務致死	その場で、思いついた	5 (100.0) [0.8]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	5 (100.0)	1.000m	
		思いやりが足りなかった	42 (87.5) [-0.8]	5 (10.4) [0.8]	1 (2.1) [0.3]	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	48 (100.0)		
		合計	47 (88.7)	5 (9.4)	1 (1.9)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	53 (100.0)		
	傷害	前から計画していた	2 (28.6) [-0.1]	3 (42.9) [0.1]	1 (14.3) [0.2]	1 (14.3) [0.3]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	7 (100.0)	0.938m	
		その場で、思いついた	14 (29.8) [0.0]	20 (42.6) [0.2]	6 (12.8) [0.3]	2 (4.3) [-1.6]	2 (4.3) [0.1]	3 (6.4) [1.2]	47 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	44 (29.7) [0.0]	60 (40.5) [-0.3]	16 (10.8) [-0.4]	18 (12.2) [1.4]	6 (4.1) [0.1]	4 (2.7) [-1.0]	148 (100.0)		
		合計	60 (29.7)	83 (41.1)	23 (11.4)	21 (10.4)	8 (4.0)	7 (3.5)	202 (100.0)		
	業務傷	前から計画していた	1 (100.0) [0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0)	- (0.0) [-0.1]	- (0.0)	- (0.0)	1 (100.0)	0.685m	
		その場で、思いついた	5 (100.0) [1.1]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0)	- (0.0) [-0.3]	- (0.0)	- (0.0)	5 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	36 (78.3) [-1.3]	9 (19.6) [1.2]	- (0.0)	1 (2.2) [0.4]	- (0.0)	- (0.0)	46 (100.0)		
		合計	42 (80.8)	9 (17.3)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	- (0.0)	52 (100.0)		
	窃盗	前から計画していた	101 (92.7) [-0.2]	7 (6.4) [1.1]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.5]	1 (0.9) [0.1]	109 (100.0)	0.130m	
		その場で、思いついた	604 (94.7) [2.7]	21 (3.3) [-2.4]	6 (0.9) [-0.2]	1 (0.2) [-1.4]	1 (0.2) [-0.6]	5 (0.8) [-0.5]	638 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	147 (88.0) [-3.0]	12 (7.2) [2.0]	3 (1.8) [1.2]	2 (1.2) [2.2]	1 (0.6) [1.2]	1 (1.2) [0.5]	167 (100.0)		
		合計	852 (93.2)	40 (4.4)	9 (1.0)	3 (0.3)	2 (0.2)	8 (0.9)	914 (100.0)		
	詐欺等	前から計画していた	43 (84.3) [-0.5]	4 (7.8) [-0.4]	2 (3.9) [1.8]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.4]	2 (3.9) [1.4]	51 (100.0)	0.017m	*
		その場で、思いついた	133 (93.7) [3.4]	9 (6.3) [-1.8]	- (0.0) [-1.9]	- (0.0) [-1.3]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-2.1]	142 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	88 (78.6) [-3.7]	16 (14.3) [2.2]	2 (1.8) [0.6]	2 (1.8) [1.9]	1 (0.9) [1.3]	3 (2.7) [1.1]	112 (100.0)		
		合計	264 (86.6)	29 (9.5)	4 (1.3)	2 (0.7)	3 (1.6)	5 (1.0)	303 (100.0)		
	強盗	前から計画していた	15 (100.0) [1.4]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0)	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	15 (100.0)	0.627m	
		その場で、思いついた	34 (91.9) [0.5]	3 (8.1) [0.7]	- (0.0)	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.9]	37 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	24 (82.8) [-1.7]	2 (6.9) [0.2]	- (0.0)	1 (3.4) [1.3]	1 (3.4) [1.3]	1 (1.3) [1.3]	29 (100.0)		
		合計	73 (90.1)	5 (6.2)	- (0.0)	1 (1.2)	1 (1.2)	1 (1.2)	81 (100.0)		
	恐喝	前から計画していた	11 (68.8) [1.8]	5 (31.3) [0.9]	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-1.0]	16 (100.0)	0.030m	*
		その場で、思いついた	30 (60.0) [2.3]	8 (16.0) [-1.5]	3 (6.0) [-1.2]	5 (10.0) [0.0]	2 (4.0) [-0.2]	2 (4.0) [-0.6]	50 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	12 (26.7) [-3.7]	12 (26.7) [0.9]	8 (17.8) [2.3]	6 (13.3) [1.0]	3 (6.7) [0.9]	4 (8.9) [1.3]	45 (100.0)		
		合計	53 (47.7)	25 (22.5)	11 (9.9)	11 (9.9)	5 (4.5)	6 (5.4)	111 (100.0)		
	強姦等	前から計画していた	9 (100.0) [1.9]	- (0.0) [-1.6]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0) [-0.5]	9 (100.0)	0.007m	**
		その場で、思いついた	59 (83.1) [3.0]	8 (11.3) [-2.9]	2 (2.8) [-1.0]	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.8) [0.2]	71 (100.0)		
		思いやりが足りなかった	17 (47.2) [-4.3]	15 (41.7) [4.0]	3 (8.3) [1.4]	- (0.0)	- (0.0)	1 (2.8) [0.1]	36 (100.0)		
		合計	85 (73.3)	23 (19.8)	5 (4.3)	- (0.0)	- (0.0)	3 (2.6)	116 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
2 表1の注1～8に同じ。
3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(4) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

ア 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

受刑者が被害者やその家族の気持ちを聞いたことがあるかどうかに関して、「事件についての被害者やその家族の実際の気持ちを聞いたことがありますか」(問15)と尋ね、「聞いたことはない」、「直接会って聞いた」、「法廷で被害者やその家族の証人尋問のときに聞いた」、「被害者やその家族の調書の内容を聞いた」、「その他」から重複選択で回答を求めた結果を示したものが表16である。「聞いたことはない」とするものは、男子が62.7%、女子は47.9%であり、何らかの機会に聞いたことのあるものについてみると、「被害者やその家族の調書の内容を聞いた」が男子で22.6%、女子で23.3%となっている。

罪種との関連をみると、表16のとおり、男子では、「その他」を除くすべての選択肢において、また、女子では、「聞いたことはない」及び「法廷で被害者やその家族の証人尋問のときに聞いた」の2つの項目において、有意な関連が見られた。これらについて残差分析の結果は同表のとおりであるが、男子では、「聞いたことはない」とするものは、窃盗で多く、業過致死、殺人等、恐喝、業過傷及び強姦等で少なくなっている。女子では、「聞いたことはない」が、窃盗で多く、殺人等で少ない。男女いずれにおいても、窃盗は、被害者の気持ちを聞く機会が少なくなっている。

表16 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

性別	罪 種	被害者等の気持ちを聞いたことの有無					合計
		聞いたことは ない	直接会って 聞いた	法廷で被害者や その家族の証人 尋問のときに聞 いた	被害者やその家 族の調書の内容 を聞いた	その他	
男子	殺人等	26 (35.1) [-5.0]	7 (9.5) [0.5]	22 (29.7) [7.6]	24 (32.4) [2.1]	6 (8.1) [1.1]	74
	業過致死	12 (18.8) [-7.4]	31 (48.4) [12.2]	15 (23.4) [5.1]	25 (39.1) [3.2]	2 (3.1) [-0.8]	64
	傷害	125 (62.2) [-0.2]	21 (10.4) [1.4]	13 (6.5) [-0.5]	38 (18.9) [-1.3]	18 (9.0) [2.4]	201
	業過傷	24 (40.0) [-3.7]	23 (38.3) [8.9]	5 (8.3) [0.3]	11 (18.3) [-0.8]	2 (3.3) [-0.7]	60
	窃盗	656 (74.0) [9.5]	33 (3.7) [-6.3]	22 (2.5) [-7.5]	161 (18.2) [-4.4]	39 (4.4) [-1.7]	887
	詐欺等	189 (64.3) [0.6]	26 (8.8) [0.7]	16 (5.4) [-1.3]	59 (20.1) [-1.1]	10 (3.4) [-1.6]	294
	強盗	50 (60.2) [0.6]	1 (1.2) [-2.3]	8 (9.6) [0.9]	27 (32.5) [2.2]	6 (7.2) [0.8]	83
	恐喝	48 (44.4) [-4.1]	4 (3.7) [-1.7]	16 (14.8) [3.1]	36 (33.3) [2.7]	8 (7.4) [1.0]	108
	強姦等	54 (46.6) [-3.7]	3 (2.6) [-2.2]	20 (17.2) [4.3]	46 (39.7) [4.5]	10 (8.6) [1.6]	116
	合計	1,184 (62.7)	149 (7.9)	137 (7.3)	427 (22.6)	101 (5.4)	1,887
	χ^2 値	167.141	256.964	139.212	58.341		
	自由度	8	8	8	8		
	P 値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.059m	
	判定	**	**	**	**		
女子	殺人等	1 (7.7) [-3.2]	5 (38.5) [2.1]	5 (38.5) [2.9]	4 (30.8) [0.7]	1 (7.7) [1.2]	13
	業過致死	- [1.4]	1 (50.0) [1.2]	- [0.6]	- [0.8]	1 (50.0) [4.2]	2
	傷害	- [1.0]	1 (100.0) [2.2]	- [0.4]	- [0.6]	- [0.2]	1
	業過傷	- [1.0]	- [0.5]	- [0.4]	1 (100.0) [1.8]	- [0.2]	1
	窃盗	18 (75.0) [3.2]	2 (8.3) [-1.5]	1 (4.2) [-1.7]	3 (12.5) [-1.5]	- [1.0]	24
	詐欺等	13 (50.0) [0.3]	4 (15.4) [-0.4]	1 (3.8) [-1.8]	8 (30.8) [1.1]	- [1.1]	26
	強盗	1 (50.0) [0.1]	- [0.7]	1 (50.0) [1.5]	- [0.8]	- [0.2]	2
	恐喝	2 (66.7) [0.7]	- [0.8]	1 (33.3) [1.0]	- [1.0]	- [0.3]	3
	強姦等	- [1.0]	- [0.5]	1 (100.0) [2.5]	1 (100.0) [1.8]	- [0.2]	1
	合計	35 (47.9)	13 (17.8)	10 (13.7)	17 (23.3)	2 (2.7)	73
	χ^2 値	0.001m	0.130m	0.017m	0.152m	0.113m	
	P 値	0.001m	0.130m	0.017m	0.152m	0.113m	
	判定	**		*			

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

イ 加害認識との関連

被害者の気持ちを聞いたことがあるかどうかと尋ね、「聞いたことはない」と、それ以外の4つの選択肢の中から1つ以上を選択した者との分け、後者を「聞いたことがある」として、これらと加害意識、責任の所在に関する意識との関連を見てみる。

被害者等の気持ちを聞いた経験と、被害者にどの程度の被害を与えたかについての認識の有無については、男子の業過致死($\chi^2(1)=9.241$ $p<0.017$)、窃盗($\chi^2(1)=7.187$ $p<0.009$)及び詐欺等($\chi^2(1)=4.987$ $p<0.036$)で有意な関連が見られ、残差分析の結果では、いずれの罪種とも、被害者等の気持ちを聞いたことがある者では、被害程度を知っているとするものが多く、逆に、被害者の気持ちを聞いたことがない者では、被害程度を知らないとするものが多くなっている。

「事件の責任の所在に関する認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」については、男子の業過致死($\chi^2(2)=8.210$ $p<0.043$)で有意な関連が認められた。残差分析の結果、被害者等の気持ちを聞いたことがあるとする者では、すべて自分の責任であるとするものが多く、被害者にも同じくらいの責任があるとするものが少なくなっている。

「精神的被害に関する加害認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との関連を罪種別にみると、女子については有意な関連が見られなかったが、男子については、表17のとおり、傷害、窃盗、詐欺等及び強盗で、両者の間に有意な関連が認められた。残差分析の結果では、傷害、窃盗及び詐欺等においては、被害者等の気持ちを聞いたことがあると答えた者の中に「大きな精神的被害を与えた」とするものが多くなっており、「わからない」等が少なくなっている。

表17 精神的被害に関する加害認識（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

性別	罪 種	被害者等の 気持ちを聞いた ことの有無	精神的被害に関する加害認識				合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			与えていない	与えたけれど、 小さい	大きな精神的被害を 与えた	わからない				P 値	判定
男子	傷害	聞いたことがある	9 (12.0) [-2.0]	21 (28.0) [0.8]	34 (45.3) [3.3]	11 (14.7) [-2.5]	75 (100.0)	15.553	3	0.001	**
		聞いたことはない	29 (23.2) [2.0]	29 (23.2) [-0.8]	29 (23.2) [-3.3]	38 (30.4) [2.5]	125 (100.0)				
	業過傷	聞いたことがある	3 (8.3) [-0.5]	4 (11.1) [-1.0]	18 (50.0) [1.0]	11 (30.6) [0.1]	36 (100.0)			0.697m	
		聞いたことはない	3 (12.5) [0.5]	5 (20.8) [1.0]	9 (37.5) [-1.0]	7 (29.2) [-0.1]	24 (100.0)				
	窃盗	聞いたことがある	28 (12.4) [-2.2]	52 (23.0) [-0.3]	97 (42.9) [4.5]	49 (21.7) [-2.5]	226 (100.0)	22.777	3	0.000	**
		聞いたことはない	121 (18.8) [2.2]	153 (23.8) [0.3]	172 (26.8) [-4.5]	196 (30.5) [2.5]	642 (100.0)				
	詐欺等	聞いたことがある	11 (10.7) [-1.2]	13 (12.6) [-2.2]	69 (67.0) [6.3]	10 (9.7) [-4.3]	103 (100.0)	41.283	3	0.000	**
		聞いたことはない	29 (15.6) [1.2]	43 (23.1) [2.2]	54 (29.0) [-6.3]	60 (32.3) [4.3]	186 (100.0)				
	強盗	聞いたことがある	2 (6.5) [0.1]	3 (9.7) [-1.1]	25 (80.6) [2.7]	1 (3.2) [-2.5]	31 (100.0)			0.025m	*
		聞いたことはない	3 (6.1) [-0.1]	9 (18.4) [1.1]	25 (51.0) [-2.7]	12 (24.5) [2.5]	49 (100.0)				
	恐喝	聞いたことがある	6 (10.2) [-1.8]	18 (30.5) [0.1]	26 (44.1) [2.2]	9 (15.3) [-1.1]	59 (100.0)	6.983	3	0.071	
		聞いたことはない	11 (23.4) [1.8]	14 (29.8) [-0.1]	11 (23.4) [-2.2]	11 (23.4) [1.1]	47 (100.0)				
	強姦等	聞いたことがある	1 (1.6) [-1.2]	4 (6.6) [-0.6]	53 (86.9) [2.1]	3 (4.9) [-1.6]	61 (100.0)			0.160m	
		聞いたことはない	3 (5.9) [1.2]	5 (9.8) [0.6]	36 (70.6) [-2.1]	7 (13.7) [1.6]	51 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注3～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

「被害者の生活に与えた影響」あるいは「被害者の家族の生活に与えた影響」と「被害者の気持ちを聞いたことの有無」とについては、女子では有意な関連が認められなかったものの、男子では幾つかの項目について有意な関連が認められた。表18は、男子について、「被害者の家族の生活に与えた影響」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との関連を残差分析した結果である。「被害者の生活に対する影響」と「被害者の家族の生活に与えた影響」の両者を合わせて、「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との有意な関連が見られた項目数をみると、窃盗が13、詐欺等が11、傷害が7、強姦等が5、強盗が3、業過致死及び恐喝が各2、殺人等及び業過傷が各1となっており、特に傷害、窃盗及び詐欺等において、「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」と被害者の生活等に与えた影響に関する加害認識の有無との間に有意な関連が認められる項目が多くなっている。

表18 被害者等の生活に与えた影響（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

性 別		与えた影響	罪 種								
			殺人等	業過致死	傷害	業過傷	窃盗	詐欺等	強盗	恐喝	強姦等
男子	被害者の生活に与えた影響	影響はない					▼	▼			
		生活が苦しくなった					△	△			
		近所との関係が悪くなった			△		△				
		引っ越さなければならなくなった									
		仕事や学校を続けられなくなった					△				△
		マスコミに騒がれて迷惑した			△					△	
		捜査や裁判に協力を求められて迷惑した			△		△	△			
		その他						△	△		
		わからない			▼		▼	▼			▼
	被害者の家族の生活に与えた影響	影響はない					▼	▼			
		生活が苦しくなった					△	△			
		子育てに影響があった			△						
		家庭が暗くなった				△	△	△			
		家庭が崩壊した									
		近所との関係が悪くなった			△		△				
		引っ越さなければならなくなった									
		仕事や学校を続けられなくなった									△
		マスコミに騒がれて迷惑した								△	
		捜査や裁判に協力を求められて迷惑した			△		△	△			△
		精神的なショックを受けた		△			△	△	△		△
		その他							△		
		わからない	▼	▼			▼	▼			

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 「△」は、 χ^2 検定により5%水準以下で有意差が見られた項目について、残差分析を行った結果、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち、その項目を選択した者が、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に多いことを表す。
 4 「▼」は、同様に分析した結果、その項目を選択した者が、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に少ないことを表す。
 5 網掛け部分は、質問の対象ではないことを表す。

(5) 被害者感情に対する関心の有無

ア 被害者感情に対する関心の状況

表19は、「被害者の気持ちについて、くわしく知りたいと思いますか」(問18)と尋ねた結果を罪種別に見たものであり、男子 ($\chi^2(6)=43.067$ $p<0.000$) については有意な関連が認められた。

残差分析の結果をみると、被害者の気持ちを詳しく知りたいとするものは、傷害、窃盗及び恐喝を除く罪種で多く、傷害及び窃盗では少なくなっている。

表19 被害者感情に対する関心 (罪種別)

性 別	罪 種	被害者感情に対する関心		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
		知りたいと思う	知りたいとは思わない				P 値	判定
男 子	傷害	59 (29.8) ▼ [-2.4]	139 (70.2) △ [2.4]	198 (100.0)	43.067	6	0.000	**
	業過傷	31 (51.7) △ [2.3]	29 48.3 ▼ [-2.3]	60 (100.0)				
	窃盗	290 (33.6) ▼ [-3.4]	573 (66.4) △ [3.4]	863 (100.0)				
	詐欺等	130 (44.2) △ [2.6]	164 (55.8) ▼ [-2.6]	294 (100.0)				
	強盗	40 (50.6) △ [2.4]	39 (49.4) ▼ [-2.4]	79 (100.0)				
	恐喝	34 (30.9) [-1.5]	76 (69.1) [1.5]	110 (100.0)				
	強姦等	62 (54.4) △ [3.8]	52 (45.6) ▼ [-3.8]	114 (100.0)				
	合計	646 (37.6)	1,072 (62.4)	1,718 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 5 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

これを更に、暴力団関係の有無別に見たものが表20、入所経験の有無別に見たものが表21、言渡し刑期の長短別に見たものが表22である。

表20 被害者感情に対する関心（暴力団関係の有無別）

性 別	罪 種	暴力団関係の有無	被害者感情に対する関心		合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			知りたいと思う	知りたいとは思わない				P 値	判定
男 子	傷害	関係なし	41 (38.0) [2.7]	67 (62.0) [-2.7]	108 (100.0)	7.065	1	0.008	**
		関係あり	18 (20.5) [-2.7]	70 (79.5) [2.7]	88 (100.0)				
	業過傷	関係なし	29 (52.7) [1.1]	26 (47.3) [-1.1]	55 (100.0)			0.353f	
		関係あり	1 (25.0) [-1.1]	3 (75.0) [1.1]	4 (100.0)				
	窃盗	関係なし	283 (34.0) [1.2]	549 (66.0) [-1.2]	832 (100.0)	1.510	1	0.219	
		関係あり	5 (21.7) [-1.2]	18 (78.3) [1.2]	23 (100.0)				
	詐欺等	関係なし	124 (46.6) [2.6]	142 (53.4) [-2.6]	266 (100.0)	6.654	1	0.010	*
		関係あり	4 (18.2) [-2.6]	18 (81.8) [2.6]	22 (100.0)				
	強盗	関係なし	38 (53.5) [1.5]	33 (46.5) [-1.5]	71 (100.0)			0.154f	
		関係あり	2 (25.0) [-1.5]	6 (75.0) [1.5]	8 (100.0)				
	恐喝	関係なし	21 (35.6) [1.0]	38 (64.4) [-1.0]	59 (100.0)	1.019	1	0.313	
		関係あり	13 (26.5) [-1.0]	36 (73.5) [1.0]	49 (100.0)				
	強姦等	関係なし	60 (56.1) [1.4]	47 (43.9) [-1.4]	107 (100.0)			0.243f	
		関係あり	2 (28.6) [-1.4]	5 (71.4) [1.4]	7 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

表21 被害者感情に対する関心（初入・累入別）

性 別	罪 種	初入・累入 の別	被害者感情に対する関心		合 計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			知りたいと思う	知りたいとは思 わない				P 値	判定
男 子	傷害	初入	21 (47.7) [1.7]	23 (52.3) [-1.7]	44 (100.0)	3.006	1	0.107	
		累入	20 (31.3) [-1.7]	44 (68.8) [1.7]	64 (100.0)				
	業過傷	初入	23 (67.6) [2.8]	11 (32.4) [-2.8]	34 (100.0)	7.952	1	0.006	**
		累入	6 (28.6) [-2.8]	15 (71.4) [2.8]	21 (100.0)				
	窃盗	初入	126 (48.3) [5.9]	135 (51.7) [-5.9]	261 (100.0)	34.462	1	0.000	**
		累入	157 (27.5) [-5.9]	414 (72.5) [5.9]	571 (100.0)				
	詐欺等	初入	69 (53.9) [2.3]	59 (46.1) [-2.3]	128 (100.0)	5.268	1	0.027	*
		累入	55 (39.9) [-2.3]	83 (60.1) [2.3]	138 (100.0)				
	強盗	初入	30 (52.6) [-0.3]	27 (47.4) [0.3]	57 (100.0)	0.092	1	0.776	
		累入	8 (57.1) [0.3]	6 (42.9) [-0.3]	14 (100.0)				
	恐喝	初入	14 (46.7) [1.8]	16 (53.3) [-1.8]	30 (100.0)	3.265	1	0.103	
		累入	7 (24.1) [-1.8]	22 (75.9) [1.8]	29 (100.0)				
	強姦等	初入	49 (64.5) [2.7]	27 (35.5) [-2.7]	76 (100.0)	7.513	1	0.009	**
		累入	11 (35.5) [-2.7]	20 (64.5) [2.7]	31 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 5 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

表22 被害者感情に対する関心（言渡刑期の長短別）

性 別	罪 種	言渡刑期の 長短	被害者感情に対する関心		合 計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			知りたいと思う	知りたいとは思わない				P 値	判定
男 子	傷害	2 年未満	25 (33.3) [-1.5]	50 (66.7) [1.5]	75 (100.0)	2.234	1	0.135	
		2 年以上	16 (48.5) [1.5]	17 (51.5) [-1.5]	33 (100.0)				
	業過傷	2 年未満	27 (54.0) [0.6]	23 (46.0) [-0.6]	50 (100.0)			0.659f	
		2 年以上	2 (40.0) [-0.6]	3 (60.0) [0.6]	5 (100.0)				
	窃盗	2 年未満	108 (30.9) [-1.6]	241 (69.1) [1.6]	349 (100.0)	2.602	1	0.107	
		2 年以上	174 (36.3) [1.6]	305 (63.7) [-1.6]	479 (100.0)				
	詐欺等	2 年未満	55 (41.7) [-1.5]	77 (58.3) [1.5]	132 (100.0)	2.384	1	0.123	
		2 年以上	68 (51.1) [1.5]	65 (48.9) [-1.5]	133 (100.0)				
	強盗	2 年以上	38 (53.5)	33 (46.5)	71 (100.0)				
	恐喝	2 年未満	9 (33.3) [-0.3]	18 (66.7) [0.3]	27 (100.0)	0.111	1	0.739	
		2 年以上	12 (37.5) [0.3]	20 (62.5) [-0.3]	32 (100.0)				
	強姦等	2 年未満	6 (27.3) [-3.1]	16 (72.7) [3.1]	22 (100.0)	9.327	1	0.002	**
		2 年以上	54 (63.5) [3.1]	31 (36.5) [-3.1]	85 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「f」は、フィッシャーの直接法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

暴力団関係の有無別では、傷害 ($\chi^2(1)=7.065$ $p<0.008$) 及び詐欺等 ($\chi^2(1)=6.654$ $p<0.010$) で有意な関連が認められた。被害者の気持ちを詳しく知りたいとするものが、この両罪種において、暴力団以外の者で多く、暴力団関係者で逆に少なくなっている。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、男子については、業過傷 ($\chi^2(1)=7.952$ $p<0.006$)、窃盗 ($\chi^2(1)=34.462$ $p<0.000$)、詐欺等 ($\chi^2(1)=5.268$ $p<0.027$) 及び強姦等 ($\chi^2(1)=7.513$ $p<0.009$) において、有意な関連が認められた。被害者の気持ちを詳しく知りたいとするものが、初入者で多く、累入者で少なくなっている。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、男子の強姦等 ($\chi^2(1)=9.327$ $p<0.002$) において有意な関連が認められ、被害者の気持ちを詳しく知りたいとするものが、2 年以上の者で多く、2 年未満の者で少なくなっている。

イ 被害者感情に対する関心の有無と申し訳ないという気持ちの有無との関連

「被害者の気持ちについて、くわしく知りたいと思いますか」(問18)との問いに対する回答と、「被害者やその家族に申し訳ないと思っていますか」(問19)との問いに対する回答との間の関連を見たものが表23である。男子の傷害($\chi^2(2)=12.553$ $p<0.002$), 窃盗($\chi^2(2)=8.886$ $p<0.012$), 詐欺等($\chi^2(2)=9.614$ $p<0.008$) 及び強姦等 ($p<0.004$) において有意な関連が認められ, 被害者感情を詳しく知りたいと思うと答えている者は, 被害者等に対して申し訳ないと思っているとするものが多く, 逆に, 申し訳ないとは思っていないとするものが少なくなっている。

表23 被害者感情に対する関心（申し訳ないという気持ちの有無別）

性 別	罪 種	申し訳ないという 気持ちの有無	被害者感情に対する関心		合 計	x ² 値	自由度	検定結果	
			知りたいと思う	知りたいと思 わない				P 値	判定
男 子	傷害	申し訳ないと思っ ている	47 (36.7) [3.0] △	81 (63.3) [-3.0] ▼	128 (100.0)	12.553	2	0.002	**
		申し訳ないと思っ ていない	11 (22.9) [-1.2]	37 (77.1) [1.2]	48 (100.0)				
		わからない	- (0.0) [-3.1] ▼	20 (100.0) [3.1] △	20 (100.0)				
	業過傷	申し訳ないと思っ ている	30 (55.6) [2.1]	24 (44.4) [-2.1]	54 (100.0)	8.886	2	0.054m	.
		申し訳ないと思っ ていない	- (0.0) [-1.0]	1 (100.0) [1.0]	1 (100.0)				
		わからない	- (0.0) [-1.8]	3 (100.0) [1.8]	3 (100.0)				
	窃盗	申し訳ないと思っ ている	277 (34.5) [3.0] △	527 (65.5) [-3.0] ▼	804 (100.0)	9.614	2	0.012	**
		申し訳ないと思っ ていない	3 (15.0) [-1.8]	17 (85.0) [1.8]	20 (100.0)				
		わからない	4 (13.3) [-2.4] ▼	26 (86.7) [2.4] △	30 (100.0)				
	詐欺等	申し訳ないと思っ ている	123 (46.6) [2.8] △	141 (53.4) [-2.8] ▼	264 (100.0)	3.891	2	0.143	.
		申し訳ないと思っ ていない	4 (26.7) [-1.4]	11 (73.3) [1.4]	15 (100.0)				
		わからない	- (0.0) [-2.7] ▼	9 (100.0) [2.7] △	9 (100.0)				
	強盗	申し訳ないと思っ ている	38 (50.7) [0.6]	37 (49.3) [-0.6]	75 (100.0)	0.004m	2	0.004m	**
		申し訳ないと思っ ていない	1 (50.0) [0.0]	1 (50.0) [0.0]	2 (100.0)				
		わからない	- (0.0) [-1.0]	1 (100.0) [1.0]	1 (100.0)				
	恐喝	申し訳ないと思っ ている	26 (35.6) [1.7]	47 (64.4) [-1.7]	73 (100.0)	0.004m	2	0.004m	**
		申し訳ないと思っ ていない	3 (13.6) [-1.9]	19 (86.4) [1.9]	22 (100.0)				
		わからない	4 (28.6) [-0.1]	10 (71.4) [0.1]	14 (100.0)				
	強姦等	申し訳ないと思っ ている	62 (57.9) [3.0] △	45 (42.1) [-3.0] ▼	107 (100.0)	0.004m	2	0.004m	**
		申し訳ないと思っ ていない	- (0.0) [-2.5] ▼	5 (100.0) [2.5] △	5 (100.0)				
		わからない	- (0.0) [-1.6]	2 (100.0) [1.6]	2 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

5 申し訳ないという気持ち

(1) 申し訳ないという気持ちの有無

「被害者やその家族に申し訳ないと思っていますか」(問19)と尋ねた結果を示したものが、表24である。男子の89.3%、女子の87.8%が「申し訳ないと思っている」とし、「申し訳ないと思っていない」とするものは、男子が6.2%、女子は4.1%である。

「申し訳ないという気持ちの有無」と罪種との関連を見てみると、男子 ($p < 0.000$) において有意な関連が認められた。残差分析を行ってみると、強盗、窃盗及び業過致死では、「申し訳ないと思っている」が多くなっており、逆に、傷害及び恐喝では、「申し訳ないと思っていない」が多くなっている。業過致死及び窃盗では、被害者等に対し「申し訳ない」とするものが多いのに対し、傷害及び恐喝ではそれが少なくなっている。

この申し訳ないという気持ちと、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を分析する。表25は暴力団関係の有無との関連を見たものであるが、殺人等 ($p < 0.016$)、傷害 ($\chi^2(2) = 20.464$ $p < 0.000$)、強盗 ($p < 0.025$) 及び恐喝 ($\chi^2(2) = 15.035$ $p < 0.001$) において、有意な関連が認められた。「申し訳ないと思っている」は、暴力団以外の者で多く、暴力団関係者で少なくなっている一方、「申し訳ないと思っていない」又は「わからない」が、暴力団関係者で多く、暴力団以外の者で少なくなっている。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表26のとおり、男子の殺人等 ($p < 0.004$)、強盗 ($p < 0.018$) 及び強姦等 ($p < 0.003$) について有意な関連が認められ、「申し訳ないと思っている」が、初入者で多く、累入者で少なくなっている一方、「申し訳ないと思っていない」又は「わからない」が、初入者で少なく、累入者で高くなっている。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、男女共に有意な関連が認められなかった。

さらに、回答者が与えたと認識している経済的被害額を、1万円未満、1万円以上10万円未満、10万円以上100万円未満及び100万円以上の四つの群に分けて、申し訳ないという気持ちの有無との関連を調べてみたところ、窃盗 ($\chi^2(6) = 13.693$ $p < 0.026$) 及び詐欺等 ($\chi^2(6) = 22.029$ $p < 0.002$) で有意な関連が認められた。残差分析の結果では、この両罪種とも、1万円以下の群では申し訳ないかどうか分からないとするものが多く、申し訳ないと思うとするものが少なくなっているのに対して、窃盗の100万円以上の群では、申し訳ないと思うとするものが多く、また、詐欺等の100万円以上の群では、申し訳ないかどうか分からないとするものが少なくなっている。

表24 申し訳ないという気持ちの有無

性 別	罪 種	申し訳ないという気持ちの有無			合計	検定結果	
		申し訳ないと思っ ている	申し訳ないと思っ ていない	わからない		P 値	判定
男子	殺人等	70 (92.1) [0.8]	3 (3.9) [-0.8]	3 (3.9) [-0.3]	76 (100.0)	0.000m	**
	業過致死	63 (100.0) [2.8]	- (0.0) [-2.1]	- (0.0) [-1.8]	63 (100.0)		
	傷害	135 (66.5) [-11.1]	48 (23.6) [10.9]	20 (9.9) [3.8]	203 (100.0)		
	業過傷	55 (93.2) [1.0]	1 (1.7) [-1.5]	3 (5.1) [0.2]	59 (100.0)		
	窃盗	846 (94.0) [6.3]	21 (2.3) [-6.6]	33 (3.7) [-1.7]	900 (100.0)		
	詐欺等	275 (91.7) [1.5]	15 (5.0) [-0.9]	10 (3.3) [-1.1]	300 (100.0)		
	強盗	77 (96.3) [2.1]	2 (2.5) [-1.4]	1 (1.3) [-1.4]	80 (100.0)		
	恐喝	76 (66.7) [-8.0]	23 (20.2) [6.4]	15 (13.2) [4.5]	114 (100.0)		
	強姦等	110 (94.0) [1.7]	5 (4.3) [-0.9]	2 (1.7) [-1.5]	117 (100.0)		
	合計	1,707 (89.3)	118 (6.2)	87 (4.6)	1,912 (100.0)		
女子	殺人等	14 (100.0) [1.5]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-1.2]	14 (100.0)	0.521m	
	業過致死	1 (100.0) [0.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	傷害	1 (100.0) [0.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	業過傷	1 (100.0) [0.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	窃盗	20 (83.3) [-0.8]	1 (4.2) [0.0]	3 (12.5) [1.0]	24 (100.0)		
	詐欺等	24 (88.9) [0.2]	1 (3.7) [-0.1]	2 (7.4) [-0.2]	27 (100.0)		
	強盗	2 (100.0) [0.5]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.4]	2 (100.0)		
	恐喝	1 (33.3) [-2.9]	1 (33.3) [2.6]	1 (33.3) [1.6]	3 (100.0)		
	強姦等	1 (100.0) [0.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	合計	65 (87.8)	3 (4.1)	6 (8.1)	74 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

表25 申し訳ないという気持ちの有無（暴力団関係の有無別）

罪 種	暴力団関係の有無	申し訳ないという気持ちの有無			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
		申し訳ないと思っている	申し訳ないと思っていない	わからない				P 値	判定
殺人等	関係なし	57 (96.6) [2.8]	- (0.0) [-3.4]	2 (3.4) [-0.5]	59 (100.0)			0.016m	*
	関係あり	12 (75.0) [-2.8]	3 (18.8) [3.4]	1 (6.3) [0.5]	16 (100.0)				
業過致死	関係なし	58 (100.0)	-	-	58 (100.0)				
	関係あり	3 (100.0)	-	-	3 (100.0)				
傷害	関係なし	89 (80.2) [4.5]	16 (14.4) [-3.3]	6 (5.4) [-2.4]	111 (100.0)	20.464	2	0.000	**
	関係あり	45 (50.0) [-4.5]	31 (34.4) [3.3]	14 (15.6) [2.4]	90 (100.0)				
業過傷	関係なし	51 (94.4) [1.5]	1 (1.9) [0.3]	2 (3.7) [-1.9]	54 (100.0)			0.261	
	関係あり	3 (75.0) [-1.5]	- (0.0) [-0.3]	1 (25.0) [1.9]	4 (100.0)				
窃盗	関係なし	817 (94.1) [0.5]	20 (2.3) [0.8]	31 (3.6) [-1.2]	868 (100.0)			0.250m	
	関係あり	22 (91.7) [-0.5]	- (0.0) [-0.8]	2 (8.3) [1.2]	24 (100.0)				
詐欺等	関係なし	250 (92.3) [1.6]	12 (4.4) [-1.8]	9 (3.3) [-0.3]	271 (100.0)			0.135m	
	関係あり	19 (82.6) [-1.6]	3 (13.0) [1.8]	1 (4.3) [0.3]	23 (100.0)				
強盗	関係なし	71 (98.6) [3.3]	1 (1.4) [-1.9]	- (0.0) [-3.0]	72 (100.0)			0.025m	*
	関係あり	6 (75.0) [-3.3]	1 (12.5) [1.9]	1 (12.5) [3.0]	8 (100.0)				
恐喝	関係なし	50 (79.4) [3.4]	5 (7.9) [-3.7]	8 (12.7) [-0.2]	63 (100.0)	15.035	2	0.001	**
	関係あり	24 (49.0) [-3.4]	18 (36.7) [3.7]	7 (14.3) [0.2]	49 (100.0)				
強姦等	関係なし	103 (93.6) [-0.7]	5 (4.5) [0.6]	2 (1.8) [0.4]	110 (100.0)			1.000m	
	関係あり	7 (100.0) [0.7]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.4]	7 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを表す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

表26 申し訳ないという気持ちの有無（初入・累入の別）

性 別	罪 種	初入・累入 の別	申し訳ないという気持ちの有無			合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			申し訳ないと思っ ている	申し訳ないと思っ ていない	わからない				P 値	判定
男 子	殺人等	初入	54 (98.2) [3.2]	1 (1.8) [-1.5]	- (0.0) [-2.9]	55 (100.0)			0.004m	**
		累入	16 (76.2) [-3.2]	2 (9.5) [1.5]	3 (14.3) [2.9]	21 (100.0)				
	業過致死	初入	57 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	57 (100.0)				
		累入	6 (100.0)	- (0.0)	- (0.0)	6 (100.0)				
	傷害	初入	56 (72.7) [1.5]	13 (16.9) [-1.8]	8 (10.4) [0.2]	77 (100.0)	3.158	2	0.206	
		累入	79 (62.7) [-1.5]	35 (27.8) [1.8]	11 (9.5) [-0.2]	126 (100.0)				
	業過傷	初入	33 (97.1) [1.4]	- (0.0) [-1.2]	1 (2.9) [-0.9]	34 (100.0)			0.384m	
		累入	22 (88.0) [-1.4]	1 (4.0) [1.2]	2 (8.0) [0.9]	25 (100.0)				
	窃盗	初入	268 (96.1) [1.7]	6 (2.2) [-0.2]	5 (5.1) [-2.0]	279 (100.0)	4.115	2	0.128	
		累入	578 (93.1) [-1.7]	15 (2.4) [0.2]	28 (4.5) [2.0]	621 (100.0)				
	詐欺等	初入	129 (94.2) [1.4]	4 (2.9) [-1.5]	4 (2.9) [-0.4]	137 (100.0)	2.483	2	0.289	
		累入	146 (89.6) [-1.4]	11 (6.7) [1.5]	6 (3.7) [0.4]	163 (100.0)				
	強盗	初入	58 (100.0) [2.9]	- (0.0) [-2.3]	- (0.0) [-1.6]	58 (100.0)			0.018m	*
		累入	19 (86.4) [-2.9]	2 (9.1) [2.3]	1 (4.5) [1.6]	22 (100.0)				
	恐喝	初入	35 (72.9) [1.2]	6 (12.5) [-1.7]	7 (14.6) [0.4]	48 (100.0)	3.035	2	0.219	
		累入	41 (62.1) [-1.2]	17 (25.8) [1.7]	8 (12.1) [-0.4]	66 (100.0)				
	強姦等	初入	82 (98.8) [3.4]	1 (1.2) [-2.6]	- (0.0) [-2.2]	83 (100.0)			0.003m	**
		累入	28 (82.4) [-3.4]	4 (11.8) [2.6]	2 (5.9) [2.2]	34 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを表す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

(2) 被害者に与えた被害・影響との関連

「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別にみると、男子については、窃盗 ($\chi^2(2)=9.604$ $p<0.009$) 及び詐欺等 ($\chi^2(2)=8.426$ $p<0.033$) で有意な関連が認められたが、女子については有意な関連が認められなかった。残差分析の結果では、男子の窃盗及び詐欺等において、申し訳ないかどうかともわからないと回答した者が、被害の程度を知っているとするもので少なく、知らないとするもので多くなっており、また、窃盗において、申し訳ないと思っていると回答した者が、被害者に与えた被害の程度を知っているとするもので多く、知らないとするもので少なくなっている。

なお、犯行の際に被害者に「けがをさせた」と回答している者について、回答者が承知している被害の全治日数と、申し訳ないという気持ちとの関連を見たが、有意な関連は認められなかった。

さらに、男子の窃盗 ($\chi^2(4)=29.058$ $p<0.000$)、詐欺等 ($\chi^2(4)=25.958$ $p<0.001$) 及び恐喝 ($\chi^2(4)=17.913$ $p<0.002$) において、経済的被害を与えたとの認識の有無と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連が見られ、残差分析の結果、申し訳ないと思っているとするものは、経済的被害を「与えた」とするもので多く、「与えていない」とするもので少なかった。なお、経済的被害を「与えた」と回答した者について、回答者が承知している被害額との関連を見たが、いずれの罪種においても、有意な関連は認められなかった。

一方、精神的被害の認識については、男子では、傷害 ($\chi^2(6)=28.757$ $p<0.000$)、窃盗 ($\chi^2(6)=30.966$ $p<0.000$)、詐欺等 ($\chi^2(6)=37.065$ $p<0.000$)、恐喝 ($\chi^2(6)=29.393$ $p<0.000$) 及び強姦等 ($\chi^2(6)=20.330$ $p<0.036$) で有意な関連が認められたが、女子においては、すべての罪種において有意な関連が認められなかった。男子の前記5罪種について残差分析を行った結果、いずれも、「申し訳ないと思っている」と回答した者は、「大きな精神的被害を与えた」とするもので多く、「与えていない」で少なくなっている一方、「申し訳ないと思っていない」と回答した者は、「大きな精神的被害を与えた」で少なく、「与えていない」で多くなっている。「大きな精神的被害を与えた」と思っている者の中には「申し訳ないと思っている」とするものが多く、精神的被害に関する加害認識が乏しい者の中には、「申し訳ないと思っていない」とするものが多いといえる。

また、被害者の生活に与えた影響(問13, 重複選択)を尋ねた質問に対し、「わからない」を選択した者を除き、日常生活への影響を述べた選択肢を1つ以上選んだものを「影響あり」、「影響はない」のみを選んだものを「影響なし」とし、「被害者の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別に見てみると、女子は、いずれの罪種においても有意な関連が見られなかった。男子については、傷害 ($\chi^2(2)=20.389$ $p<0.000$)、窃盗 ($\chi^2(2)=12.825$ $p<0.001$)、詐欺等 ($\chi^2(2)=21.385$ $p<0.000$) 及び恐喝 ($\chi^2(2)=16.826$ $p<0.000$) において、「被害者の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との間に有意な関連が見られた。これらの罪種について残差分析を行うと、いずれにおいても、「申し訳ないと思っている」と回答した者は、「影響あり」とするもので多く、「申し訳ないと思っていない」又は「わからない」と回答した者は、「影響あり」とするもので少なくなっている。

(3) 被害者の家族に与えた影響との関連

被害者の家族の生活に与えた影響(問14, 重複選択)を尋ねた質問に対し、被害者の生活に与えた影響の場合における分析と同様に、「わからない」を選択した者を除き、日常生活への影響を述べた選択肢を1つ以上選んだものを「影響あり」、「影響はない」のみを選んだものを「影響なし」とし、「被害者の家族の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別

にみると、女子については、すべての罪種において有意な関連が見られなかったが、男子については、表27のとおり、業過致死及び強盗を除くすべての罪種において有意な関連が認められた。これらの罪種について残差分析を行うと、いずれにおいても、「申し訳ないと思っている」を選択する者は、「影響あり」とするもので多く、「影響なし」とするもので少なくなっており、一方、「申し訳ないと思っていない」又は「わからない」を選択する者は、「影響なし」とするもので多くなっている。

表27 被害者の家族の生活に与えた影響の有無（「申し訳ないという気持ち」の有無別）

性 別	罪 種	「申し訳ないという気持ち」の有無	被害者の家族の生活に与えた影響の有無		合 計	検定結果	
			影響あり	影響なし		P 値	判 定
男 子	殺人等	申し訳ないと思っている	57 (100.0) [4.4]	— (0.0) [—4.4]	57 (100.0)	0.015m	*
		申し訳ないと思っていない	2 (100.0) [0.2]	— (0.0) [—0.2]	2 (100.0)		
		わからない	— (0.0) [—7.7]	1 (100.0) [7.7]	1 (100.0)		
	業過致死	申し訳ないと思っている	57 (98.3)	1 (1.7)	58 (100.0)		
	傷害	申し訳ないと思っている	63 (65.6) [4.0]	33 (34.4) [—4.0]	96 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	11 (29.7) [—3.4]	26 (70.3) [3.4]	37 (100.0)		
		わからない	3 (30.0) [—1.6]	7 (70.0) [1.6]	10 (100.0)		
	業過傷	申し訳ないと思っている	34 (81.0) [2.7]	8 (19.0) [—2.7]	42 (100.0)	0.047m	*
		申し訳ないと思っていない	— (0.0) [—1.9]	1 (100.0) [1.9]	1 (100.0)		
		わからない	— (0.0) [—1.9]	1 (100.0) [1.9]	1 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思っている	398 (68.6) [3.7]	182 (31.4) [—3.7]	580 (100.0)	0.001m	**
		申し訳ないと思っていない	7 (48.3) [—2.0]	9 (56.3) [2.0]	16 (100.0)		
		わからない	7 (35.0) [—3.1]	13 (65.0) [3.1]	20 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思っている	138 (72.3) [5.2]	53 (27.7) [—5.2]	191 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	2 (15.4) [—4.1]	11 (84.6) [4.1]	13 (100.0)		
		わからない	1 (14.3) [—3.0]	6 (85.7) [3.0]	7 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思っている	54 (84.4) [1.3]	10 (15.6) [—1.3]	64 (100.0)	0.199m	
		申し訳ないと思っていない	1 (50.0) [—1.3]	1 (50.0) [1.3]	2 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っている	49 (75.4) [3.9]	16 (24.6) [—3.9]	65 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	4 (21.1) [—4.2]	15 (78.9) [4.2]	19 (100.0)		
		わからない	5 (55.6) [—0.4]	4 (44.4) [0.4]	9 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っている	85 (91.4) [3.2]	8 (8.6) [—3.2]	93 (100.0)	0.001m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (33.3) [—3.2]	2 (66.7) [3.2]	3 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

(4) 事件の責任の所在との関連

「事件の責任の所在」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別にみると、女子では窃盗 ($p < 0.001$) において、男子については、表28のとおり、強盗及び業過致死を除くすべての罪種において、両者の間に有意な関連が認められた。

男子については、すべての罪種において、「申し訳ないと思っている」が、事件の責任の所在が「すべて自分にある」で多く、被害者側にすべてあるいは多少なりとも責任があるとする4つの選択肢のうちのいずれかで、少なくなっている。なお、女子の窃盗においても、「申し訳ないと思っている」が、事件の責任の所在が「すべて自分にある」で多く、被害者側に全てあるいは多少なりとも責任があるとする四つの選択肢のうちのいずれかで、少なくなっている。

(5) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別に見たところ、男子の傷害 ($\chi^2(2) = 9.927$ $p < 0.007$) で有意な関連が認められ、「申し訳ないと思っている」が「聞いたことがある」で多く、「聞いたことはない」で少なくなっている。

(6) 事件の動機との関連

今回の事件の動機と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別に見たところ、表29のとおり、男子の傷害、窃盗及び詐欺等において有意な関連が認められ、窃盗及び詐欺等の財産犯においては、「お金や物がほしかった」と回答した者は申し訳ないと思うものが多くなっている。

表28 責任の所在（「申し訳ないという気持ち」の有無別）

罪 種	「申し訳ないという気持ち」の有無	責任の所在						合計	検定結果	
		すべて自分に責任がある	被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある	被害者と自分は同じくらい責任がある	自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある	すべて被害者に責任がある	わからない		P値	判定
殺人等	申し訳ないと思っている	40 (58.0) [2.7]	15 (21.7) [0.7]	5 (7.2) [0.8]	3 (4.3) [0.5]	3 (4.3) [0.5]	3 (4.3) [0.5]	69 (100.0)	0.015m	•
	申し訳ないと思っていない	- [0.5]	1 (33.3) [0.5]	- [0.5]	- [0.5]	2 (66.7) [4.3]	- [0.4]	3 (100.0)		
	わからない	- [0.5]	1 (33.3) [0.5]	1 (33.3) [0.5]	- [0.4]	- [0.5]	1 (33.3) [2.2]	3 (100.0)		
薬過致死	申し訳ないと思っている	56 (91.8)	4 (6.6)	1 (1.6)	-	-	-	61 (100.0)		
	申し訳ないと思っていない	-	-	-	-	-	-	-		
	わからない	-	-	-	-	-	-	-		
傷害	申し訳ないと思っている	56 (42.1) [5.3]	63 (47.4) [2.6]	6 (4.5) [0.1]	6 (4.5) [0.1]	- (0.0) [0.0]	2 (1.5) [0.2]	133 (100.0)	0.000m	**
	申し訳ないと思っていない	1 (2.1) [0.8]	11 (23.4) [2.8]	14 (29.8) [4.7]	10 (21.3) [2.9]	8 (17.0) [4.7]	3 (6.4) [1.2]	47 (100.0)		
	わからない	3 (15.0) [0.5]	8 (40.0) [0.1]	2 (10.0) [0.2]	4 (20.0) [1.6]	1 (5.0) [0.1]	2 (10.0) [1.7]	20 (100.0)		
薬過傷	申し訳ないと思っている	47 (85.5) [3.7]	8 (14.5) [2.3]	-	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	55 (100.0)	0.001m	**
	申し訳ないと思っていない	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	1 (100.0) [7.6]	-	-	1 (100.0)		
	わからない	2 (0.0) [0.0]	2 (100.0) [3.2]	-	- (0.0) [0.0]	-	-	2 (100.0)		
窃盗	申し訳ないと思っている	793 (95.4) [9.4]	33 (4.0) [1.9]	3 (0.4) [0.1]	- (0.0) [0.0]	1 (0.1) [0.1]	1 (0.1) [0.1]	831 (100.0)	0.000m	**
	申し訳ないと思っていない	9 (42.9) [9.4]	2 (9.5) [1.2]	4 (19.0) [4.7]	2 (9.5) [2.1]	1 (4.8) [1.6]	3 (14.3) [1.6]	21 (100.0)		
	わからない	24 (72.7) [4.8]	3 (9.1) [1.4]	1 (3.0) [0.3]	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	5 (15.2) [8.2]	33 (100.0)		
詐欺等	申し訳ないと思っている	244 (89.7) [7.2]	23 (8.5) [3.3]	1 (0.4) [0.1]	1 (0.4) [0.1]	1 (0.0) [0.0]	3 (1.1) [0.2]	272 (100.0)	0.000m	**
	申し訳ないと思っていない	2 (15.4) [7.3]	6 (46.2) [4.4]	3 (23.1) [6.1]	- (0.0) [0.0]	1 (7.7) [4.7]	1 (7.7) [1.7]	13 (100.0)		
	わからない	6 (60.0) [2.3]	1 (10.0) [0.0]	1 (10.0) [2.1]	1 (10.0) [3.7]	- (0.0) [0.0]	1 (10.0) [2.1]	10 (100.0)		
強盗	申し訳ないと思っている	71 (93.4) [1.7]	4 (5.3) [0.4]	-	- (0.0) [0.0]	- (0.0) [0.0]	1 (1.3) [0.2]	76 (100.0)	0.072m	
	申し訳ないと思っていない	1 (50.0) [2.3]	1 (0.0) [0.0]	-	1 (50.0) [6.2]	-	1 (0.0) [0.0]	2 (100.0)		
	わからない	1 (100.0) [0.0]	1 (0.0) [0.0]	-	1 (0.0) [0.0]	-	1 (0.0) [0.0]	1 (100.0)		
恐喝	申し訳ないと思っている	47 (62.7) [4.5]	19 (25.3) [0.7]	5 (6.7) [1.7]	1 (1.3) [0.4]	- (0.0) [0.0]	3 (4.0) [0.4]	75 (100.0)	0.000m	**
	申し訳ないと思っていない	2 (9.1) [4.1]	5 (22.7) [0.1]	2 (9.1) [0.1]	7 (31.8) [3.8]	5 (22.7) [4.6]	1 (4.5) [0.0]	22 (100.0)		
	わからない	4 (28.6) [1.5]	2 (14.3) [0.9]	4 (28.6) [2.5]	3 (21.4) [1.5]	- (0.0) [0.0]	1 (7.1) [0.5]	14 (100.0)		
強姦等	申し訳ないと思っている	83 (77.6) [2.9]	19 (17.8) [0.7]	3 (2.8) [0.3]	-	-	2 (1.9) [0.2]	107 (100.0)	0.017m	•
	申し訳ないと思っていない	1 (20.0) [2.9]	1 (20.0) [0.1]	2 (40.0) [4.0]	-	-	1 (20.0) [0.0]	5 (100.0)		
	わからない	1 (50.0) [0.8]	1 (50.0) [1.2]	1 (0.0) [0.0]	-	-	1 (0.0) [0.0]	2 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

表29 申し訳ないという気持ちの有無（事件の動機別）

性 別	罪 種	事件の動機	申し訳ないという気持ちの有無		
			申し訳ないと思っ ている	申し訳ないとは思 っていない	わからない
男 子	傷害	なんとなく	▼		△
		わからない	△		
	窃盗	お金や物が ほしかった	△	▼	
		あそび半分で	▼	△	
		なんとなく	▼	△	
		その他		△	
		わからない	▼		△
	詐欺等	お金や物が ほしかった	△	▼	▼
		人に誘われた		△	
		その他	▼	△	
		わからない			△

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3、5及び6に同じ。
 3 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

6 謝罪・示談・弁償

(1) 謝罪

ア 謝罪の状況

謝罪の状況について、「被害者に対して、あなたは謝罪しましたか」(問22)と尋ね、「謝罪した」、「謝罪するつもりはあるが、していない」、「謝罪するつもりはない」から択一選択で回答を求めた結果を示したものが、表30である。男子では、「謝罪するつもりはあるが、していない」とするものが53.0%と最も高く、「謝罪した」は36.5%であるが、女子は、「謝罪した」が48.2%と最も高くなっている。

表30 謝罪の状況

性 別	罪 種	謝罪の状況			合計	χ ² 値	自由度	検定の結果	
		謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない				P 値	判定
男子	傷害	97 (48.3) [3.7]	52 (25.9) [-8.2]	52 (25.9) [7.5]	201 (100.0)	177.755	12	0.000	**
	業過傷	△ 37 (62.7) [4.3]	▼ 20 (33.9) [-3.0]	△ 2 (3.4) [-1.8]	59 (100.0)				
	窃盗	▼ 260 (29.2) [-6.4]	△ 561 (63.0) [8.4]	▼ 70 (7.9) [-3.7]	891 (100.0)				
	詐欺等	△ 125 (41.7) [2.1]	152 (50.7) [-0.9]	23 (7.7) [-1.8]	300 (100.0)				
	強盗	25 (31.6) [-0.9]	△ 52 (65.8) [2.3]	▼ 2 (2.5) [-2.4]	79 (100.0)				
	恐喝	53 (46.5) [2.3]	▼ 35 (30.7) [-4.9]	△ 26 (22.8) [4.4]	114 (100.0)				
	強姦等	45 (38.5) [0.5]	62 (63.0) [0.0]	10 (8.5) [-0.7]	117 (100.0)				
	合計	642 (36.5)	934 (53.0)	185 (10.5)	1,761 (100.0)				
女子	傷害	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)	0.338m			
	業過傷	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)				
	窃盗	15 (62.5) [1.9]	7 (29.2) [-1.6]	2 (8.3) [-0.5]	24 (100.0)				
	詐欺等	7 (28.0) [-2.7]	15 (60.0) [2.6]	3 (12.0) [0.3]	25 (100.0)				
	強盗	1 (50.0) [0.1]	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-0.5]	2 (100.0)				
	恐喝	1 (50.0) [0.1]	- (0.0) [-1.2]	1 (50.0) [1.8]	2 (100.0)				
	強姦等	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)				
	合計	27 (48.2)	23 (41.1)	6 (10.7)	56 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

「謝罪の状況」と罪種の関連をみると、男子 ($\chi^2(12)=177.755$ $p<0.000$) で有意な関連が認められた。残差分析を行ったところ、男子では、「謝罪した」が傷害、業過傷、詐欺等及び恐喝で多く、窃盗で少なくなっており、「謝罪するつもりはあるが、してない」は、窃盗及び強盗で多く、傷害、業過傷及び恐喝で少なくなっている。一方、「謝罪するつもりはない」は傷害及び恐喝で多く、窃盗及び強盗で少なくなっている。

さらに、謝罪の状況と、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別に分析すると、表31とおり、暴力団関係の有無別で、傷害 ($\chi^2(2)=9.110$ $p<0.011$) 及び強盗 ($p<0.037$) において有意な関連が認められ、傷害においては、「謝罪するつもりはない」が暴力団関係者で多く、暴力団以外の者で少なくなっている一方、強盗においては、「謝罪した」が暴力団以外の方で多く、暴力団関係者で少なくなっている。

表31 謝罪の状況（暴力団関係の有無別）

罪 種	暴力団関係の有無	謝罪の状況			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
		謝罪した	謝罪するつもりはあるが、してない	謝罪するつもりはない				P 値	判定
傷害	関係なし	59 (52.7) [1.6]	33 (29.5) [1.2]	20 (17.9) [-3.0]	112 (100.0)	9.110	2	0.011	•
	関係あり	36 (41.4) [-1.6]	19 (21.8) [-1.2]	32 (36.8) [3.0]	87 (100.0)				
業過傷	関係なし	35 (64.8) [0.6]	18 (33.3) [0.3]	1 (1.9) [-2.4]	54 (100.0)			0.157m	
	関係あり	2 (50.0) [-0.6]	1 (25.0) [-0.3]	1 (25.0) [2.4]	4 (100.0)				
窃盗	関係なし	254 (29.5) [0.8]	541 (62.9) [-0.2]	65 (7.6) [-1.0]	860 (100.0)	1.358	2	0.507	
	関係あり	5 (21.7) [-0.8]	15 (65.2) [0.2]	3 (13.0) [1.0]	23 (100.0)				
詐欺等	関係なし	115 (42.4) [1.1]	137 (50.6) [-0.1]	19 (7.0) [-1.8]	271 (100.0)	3.667	2	0.160	
	関係あり	7 (30.4) [-1.1]	12 (52.2) [0.1]	4 (17.4) [1.8]	23 (100.0)				
強盗	関係なし	25 (35.2) [2.0]	45 (63.4) [-1.4]	1 (1.4) [-1.9]	71 (100.0)			0.037m	•
	関係あり	△ (0.0) [-2.0]	7 (87.5) [1.4]	1 (12.5) [1.9]	8 (100.0)				
恐喝	関係なし	29 (46.8) [0.1]	23 (37.1) [1.7]	10 (16.1) [-2.0]	62 (100.0)	5.085	2	0.079	
	関係あり	23 (46.0) [-0.1]	11 (22.0) [-1.7]	16 (32.0) [2.0]	50 (100.0)				
強姦等	関係なし	43 (39.1) [0.6]	57 (51.8) [-1.0]	10 (9.1) [0.8]	110 (100.0)			0.620m	
	関係あり	2 (28.6) [-0.6]	5 (71.4) [1.0]	- (0.0) [-0.8]	7 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注3～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表32のとおり、男子の窃盗 ($\chi^2(2)=8.307$ $p<0.016$) 及び詐欺等 ($\chi^2(2)=15.538$ $p<0.000$) に有意な関連が認められ、いずれも、「謝罪するつもりはない」が累入者で多く、初入者で少なくなっている。

表32 謝罪の状況（初入・累入の別）

性別	罪種	初入・累入の別	謝罪の状況			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない				P値	判定
男子	傷害	初入	41 (53.9) [1.3]	19 (25.0) [-0.2]	16 (21.1) [-1.2]	76 (100.0)	1.952	2	0.377	
		累入	56 (44.8) [-1.3]	33 (26.4) [0.2]	36 (28.8) [1.2]	125 (100.0)				
	業過傷	初入	23 (65.7) [0.6]	12 (34.3) [0.1]	- (0.0) [-1.7]	35 (100.0)			0.300m	
		累入	14 (58.3) [-0.6]	8 (33.3) [-0.1]	2 (8.3) [1.7]	24 (100.0)				
	窃盗	初入	85 (30.8) [0.7]	180 (65.2) [0.9]	11 (4.0) [-2.9]	276 (100.0)	8.307	2	0.016	・
		累入	175 (28.5) [-0.7]	381 (62.0) [-0.9]	59 (9.6) [2.9]	615 (100.0)				
	詐欺等	初入	71 (52.2) [3.4]	61 (44.9) [-1.8]	4 (2.9) [-2.8]	136 (100.0)	15.538	2	0.000	**
		累入	△ 54 (32.9) [-3.4]	91 (55.5) [1.8]	▼ 19 (11.6) [2.8]	164 (100.0)				
	強盗	初入	19 (32.8) [0.4]	39 (67.2) [0.4]	- (0.0) [-2.4]	58 (100.0)			0.090m	
		累入	6 (28.6) [-0.4]	13 (61.9) [-0.4]	2 (9.5) [2.4]	21 (100.0)				
	恐喝	初入	24 (49.0) [0.5]	18 (36.7) [1.2]	7 (14.3) [-1.9]	49 (100.0)	3.869	2	0.144	
		累入	29 (44.6) [-0.5]	17 (26.2) [-1.2]	19 (29.2) [1.9]	65 (100.0)				
	強姦等	初入	33 (39.8) [0.5]	45 (54.2) [0.4]	5 (6.0) [-1.5]	83 (100.0)	2.333	2	0.311	
		累入	12 (35.3) [-0.5]	17 (50.0) [-0.4]	5 (14.7) [1.5]	34 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注3～8に同じ。

3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。

4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、表33のとおり、男子の業過傷 ($p < 0.011$) 及び窃盗 ($\chi^2(2) = 15.012$ $p < 0.001$) に有意な関連が認められ、「謝罪した」が、2年未満の者で多く、2年以上の者で少なくなっている一方、「謝罪するつもりはあるが、していない」が、2年以上の者で多く、2年未満の者で少なくなっている。

表33 謝罪の状況（言渡し刑期の長短別）

性別	罪種	言渡し刑期の長短	謝罪の状況			合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない				P値	判定
男子	傷害	2年未満	67 (47.2) [-0.4]	38 (26.8) [0.4]	37 (26.1) [0.0]	142 (100.0)	0.178	2	0.915	
		2年以上	29 (50.0) [0.4]	14 (24.1) [-0.4]	15 (25.9) [0.0]	58 (100.0)				
	業過傷	2年未満	37 (68.5) [3.0]	15 (27.8) [-3.3]	2 (3.7) [0.4]	54 (100.0)			0.011m	・
		2年以上	△ - (0.0) [-3.0]	▼ 5 (100.0) [3.3]	- - (0.0) [-0.4]	5 (100.0)				
	窃盗	2年未満	136 (36.0) [3.7]	211 (55.8) [-3.7]	31 (8.2) [0.3]	378 (100.0)	15.012	2	0.001	**
		2年以上	△ 124 (24.4) [-3.7]	▼ 345 (67.9) [3.7]	39 (7.7) [-0.3]	508 (100.0)				
	詐欺等	2年未満	59 (40.7) [-0.4]	71 (49.0) [-0.6]	15 (10.3) [1.9]	145 (100.0)	3.573	2	0.168	
		2年以上	65 (42.8) [0.4]	80 (52.6) [0.6]	7 (4.6) [-1.9]	152 (100.0)				
	強盗	2年以上	25 (31.6)	52 (65.8)	2 (2.5)	79 (100.0)				
	恐喝	2年未満	24 (41.4) [-1.1]	18 (31.0) [0.1]	16 (27.6) [1.2]	58 (100.0)	1.850	2	0.396	
		2年以上	29 (51.8) [1.1]	17 (30.4) [-0.1]	10 (17.9) [-1.2]	56 (100.0)				
	強姦等	2年未満	11 (45.8) [0.8]	9 (37.5) [-1.7]	4 (16.7) [1.6]	24 (100.0)	4.123	2	0.127	
		2年以上	34 (36.6) [-0.8]	53 (57.0) [1.7]	6 (6.5) [-1.6]	93 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

イ 申し訳ないという気持ちの有無との関連

「謝罪の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別にみると、女子については、詐欺 ($p < 0.005$) で有意な関連が認められ、男子については、表34のとおり、業過致死、業過傷及び強盗を除くすべての罪種で有意な関連が認められた。

表34 謝罪の状況（「申し訳ないという気持ち」の有無別）

性 別	罪 種	「申し訳ないという気持ち」の有無	謝罪の状況			合計	検定結果	
			謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない		P 値	判定
男子	殺人等	申し訳ないと思っている	25 (40.3) [1.6]	33 (53.2) [2.1]	4 (6.5) [-5.6]	62 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-1.8]	3 (100.0) [4.8]	3 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-1.0]	1 (100.0) [2.7]	1 (100.0)		
	業過致死	申し訳ないと思っている	43 (71.7)	17 (28.3)	-	60 (100.0)		
	傷害	申し訳ないと思っている	75 (57.3) [3.6]	50 (38.2) [5.3]	6 (4.6) [-9.5]	131 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	10 (20.8) [-4.4]	1 (2.1) [-4.4]	37 (77.1) [9.5]	48 (100.0)		
		わからない	10 (55.6) [0.7]	1 (5.6) [-2.1]	7 (38.9) [1.4]	18 (100.0)		
	業過傷	申し訳ないと思っている	35 (63.6) [-0.1]	18 (32.7) [0.0]	2 (3.6) [0.3]	55 (100.0)	1.000m	
		わからない	2 (66.7) [0.1]	1 (33.3) [0.0]	- (0.0) [-0.3]	3 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思っている	240 (29.3) [0.2]	533 (65.1) [5.0]	46 (5.6) [-9.4]	819 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	4 (20.0) [-0.9]	2 (10.0) [-5.0]	14 (70.0) [10.6]	20 (100.0)		
		わからない	10 (33.3) [0.5]	13 (43.3) [-2.3]	7 (23.3) [3.3]	30 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思っている	113 (42.2) [0.6]	144 (53.7) [3.2]	11 (4.1) [-7.2]	268 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	4 (26.7) [-1.2]	2 (13.3) [-3.0]	9 (60.0) [7.9]	15 (100.0)		
		わからない	5 (50.0) [0.5]	3 (30.0) [-1.3]	2 (20.0) [1.5]	10 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思っている	25 (33.3) [1.2]	49 (65.3) [0.0]	1 (1.3) [-3.4]	75 (100.0)	0.074m	
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-1.0]	1 (50.0) [-0.5]	1 (50.0) [4.3]	2 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-0.7]	1 (100.0) [0.7]	- (0.0) [-0.2]	1 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っている	39 (52.0) [1.4]	28 (37.3) [2.3]	8 (10.7) [-4.2]	75 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	8 (34.8) [-1.4]	2 (8.7) [-2.5]	13 (56.5) [4.4]	23 (100.0)		
		わからない	6 (42.9) [-0.4]	4 (28.6) [-0.2]	4 (28.6) [0.6]	14 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っている	43 (39.1) [0.6]	61 (55.5) [2.1]	6 (5.5) [-4.7]	110 (100.0)	0.003m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (20.0) [-0.9]	1 (20.0) [-1.5]	3 (60.0) [4.2]	5 (100.0)		
		わからない	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-1.5]	1 (50.0) [2.1]	2 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

残差分析をすると、有意な関連が認められたいずれの罪種においても、「申し訳ないと思っている」と答えた者では、「謝罪するつもりはあるが、していない」とするものが多く、「謝罪するつもりはない」とするものが少なくなっているが、「申し訳ないと思っていない」又は「わからない」と答えた者については、「謝罪するつもりはない」が多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」が少なくなっている。傷害はこれに加えて、「申し訳ないと思っている」と答えた者が、「謝罪した」とするものでも多くなっている。申し訳ないと思っている者は、謝罪の意思があるものの現実にはしていない者が多く、申し訳ないと思っていない者は、謝罪の意思がない者が多いといえる。

なお、「謝罪するつもりはあるが、していない」あるいは「謝罪するつもりはない」と答えた者に対し、謝罪していない理由（問22のC、重複選択）を尋ねた結果を、謝罪に対する意欲との関連で罪種別に分析し、有意な関連の認められた罪種について残差分析を行ったところ、「謝罪するつもりはあるが、していない」は、男子の詐欺等 ($\chi^2(1)=12.294$ $p<0.001$) 及び女子の詐欺等 ($\chi^2(1)=7.200$ $p<0.025$) において、「謝罪をする機会がなかったから」が多くなっている。「謝罪するつもりはない」は、男子の窃盗 ($\chi^2(1)=37.770$ $p<0.000$) 及び女子の詐欺等 ($\chi^2(1)=11.250$ $p<0.020$) において、「被害は、大したことがなかったから」が多くなっている。

ウ 被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

表35は、「謝罪の状況」と「被害者の気持ちを聞いたことの有無」との関連を、罪種別に見たものである。女子については有意な関連が認められなかったが、男子については、傷害 ($\chi^2(2)=13.880$ $p<0.001$)、窃盗 ($\chi^2(2)=19.743$ $p<0.000$)、詐欺等 ($\chi^2(2)=7.706$ $p<0.021$)、強盗 ($p<0.022$) 及び恐喝 ($\chi^2(2)=7.172$ $p<0.028$) において有意な関連が認められた。これらの罪種について残差分析を行うと、いずれにおいても、「謝罪した」が「聞いたことがある」で多く、「聞いたことはない」で少なくなっている。

表35 謝罪の状況（被害者の気持ちを聞いたことの有無別）

性 別	罪 種	被害者の気持ちを聞いたことの有無	謝罪の状況			合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない				P 値	判定
男 子	傷害	聞いたことがある	48 (65.8) [3.7]	12 (16.4) [-2.6]	13 (17.8) [-1.7]	73 (100.0)	13.880	2	0.001	**
		聞いたことはない	46 (38.3) [-3.7]	40 (33.3) [2.6]	34 (28.3) [1.7]	120 (100.0)				
		合計	94 (48.7)	52 (26.9)	47 (24.4)	193 (100.0)				
	業過傷	聞いたことがある	26 (72.2) [1.9]	10 (27.8) [-1.2]	- (0.0) [-1.8]	36 (100.0)			0.052m	
		聞いたことはない	11 (47.8) [-1.9]	10 (43.5) [1.2]	2 (8.7) [1.8]	23 (100.0)				
		合計	37 (62.7)	20 (33.9)	2 (3.4)	59 (100.0)				
	窃盗	聞いたことがある	89 (40.3) [4.4]	117 (52.9) [-3.8]	15 (6.8) [-0.6]	221 (100.0)	19.743	2	0.000	**
		聞いたことはない	153 (24.6) [-4.4]	420 (67.4) [3.8]	50 (8.0) [0.6]	623 (100.0)				
		合計	242 (28.7)	537 (63.6)	65 (7.7)	844 (100.0)				
	詐欺等	聞いたことがある	51 (50.0) [2.5]	47 (46.1) [-1.6]	4 (3.9) [-1.7]	102 (100.0)	7.706	2	0.021	*
		聞いたことはない	62 (34.6) [-2.5]	100 (55.9) [1.6]	17 (9.5) [1.7]	179 (100.0)				
		合計	113 (40.2)	147 (52.3)	21 (7.5)	281 (100.0)				
	強盗	聞いたことがある	15 (46.9) [2.5]	16 (50.0) [-2.5]	1 (3.1) [0.2]	32 (100.0)			0.022m	*
		聞いたことはない	9 (20.0) [-2.5]	35 (77.8) [2.5]	1 (2.2) [-0.2]	45 (100.0)				
		合計	24 (31.2)	51 (66.2)	2 (2.6)	77 (100.0)				
	恐喝	聞いたことがある	34 (59.3) [2.7]	14 (23.7) [-1.8]	10 (16.9) [-1.3]	59 (100.0)	7.172	2	0.028	*
		聞いたことはない	16 (33.3) [-2.7]	19 (39.6) [1.8]	13 (27.1) [1.3]	48 (100.0)				
		合計	51 (47.7)	33 (30.8)	23 (27.1)	107 (100.0)				
	強姦等	聞いたことがある	29 (46.8) [1.5]	29 (46.8) [-1.1]	4 (6.5) [-0.7]	62 (100.0)	2.395	2	0.302	
		聞いたことはない	16 (32.7) [-1.5]	28 (57.1) [1.1]	5 (10.2) [0.7]	49 (100.0)				
		合計	45 (40.5)	57 (51.4)	9 (8.1)	111 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(2) 示談・弁償

ア 示談

(ア) 罪種別の示談の状況

表36は、「被害者やその家族との示談は、成立しましたか」(問23)と尋ねた結果を罪種別に示したものである。

表36 示談の状況

性別	罪種	示談の状況						合計	検定結果	
		成立した	交渉したが、成立しなかった	交渉中である	交渉するつもりはある、していない	示談をするつもりはない	わからない		P値	判定
男子	殺人等	15 (22.1) [-2.2]	2 (2.9) [-1.4]	2 (2.9) [-0.2]	25 (36.8) [2.8]	3 (4.4) [-0.9]	21 (30.9) [1.2]	68 (100.0)	0.000m	**
	業過致死	40 (64.5) [5.1]	3 (4.8) [-0.7]	10 (16.1) [5.6]	5 (8.1) [-2.8]	- (0.0) [-2.2]	4 (6.5) [-3.4]	62 (100.0)		
	傷害	88 (44.4) [3.2]	24 (12.1) [2.8]	2 (1.0) [-2.0]	20 (10.1) [4.5]	31 (15.7) [4.8]	33 (16.7) [-2.9]	198 (100.0)		
	業過傷	31 (54.4) [3.2]	2 (3.5) [-1.1]	10 (17.5) [5.9]	7 (12.3) [-1.9]	- (0.0) [-2.1]	7 (12.3) [-2.2]	57 (100.0)		
	窃盗	253 (30.9) [-2.9]	27 (3.3) [-5.9]	16 (2.0) [-3.2]	206 (25.2) [2.2]	54 (6.6) [-1.0]	263 (32.1) [6.5]	819 (100.0)		
	詐欺等	85 (29.9) [-1.7]	21 (7.4) [0.1]	17 (6.0) [2.6]	98 (34.5) [5.1]	11 (3.9) [-2.4]	52 (18.3) [-2.8]	284 (100.0)		
	強盗	30 (41.7) [1.3]	5 (6.9) [-0.1]	1 (1.4) [-1.0]	11 (15.3) [-1.6]	5 (6.9) [-0.1]	20 (27.8) [-1.7]	72 (100.0)		
	恐喝	36 (34.0) [-0.1]	12 (11.3) [1.7]	2 (1.9) [-0.9]	17 (16.0) [-1.7]	20 (18.9) [4.8]	19 (17.9) [-1.7]	106 (100.0)		
	強姦等	33 (29.7) [-1.1]	32 (28.8) [9.1]	1 (0.9) [-1.5]	16 (14.4) [-2.2]	5 (4.5) [-1.2]	24 (21.6) [-0.8]	111 (100.0)		
	合計	611 (34.4)	128 (7.2)	61 (3.4)	405 (22.8)	129 (7.3)	443 (24.9)	1,777 (100.0)		
女子	殺人等	1 (16.7) [-1.4]	1 (16.7) [0.4]	-	2 (33.3) [1.3]	- (0.0) [-0.3]	2 (33.3) [0.3]	6 (100.0)	0.236m	
	業過致死	- (0.0) [-1.3]	- (0.0) [-0.5]	-	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.2]	2 (100.0) [2.3]	2 (100.0)		
	傷害	1 (100.0) [1.2]	- (0.0) [-0.4]	-	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.1]	- (0.0) [-0.6]	1 (100.0)		
	業過傷	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.4]	-	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [1.6]	1 (100.0)		
	窃盗	16 (69.6) [3.2]	- (0.0) [-2.2]	-	2 (8.7) [-1.1]	- (0.0) [-0.8]	5 (21.7) [-0.9]	23 (100.0)		
	詐欺等	6 (27.3) [-1.9]	4 (18.2) [1.2]	-	4 (18.2) [0.5]	1 (4.5) [1.3]	7 (31.8) [0.5]	22 (100.0)		
	強盗	1 (50.0) [0.2]	- (0.0) [-0.5]	-	1 (50.0) [1.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.9]	2 (100.0)		
	恐喝	1 (50.0) [0.2]	1 (50.0) [1.7]	-	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.9]	2 (100.0)		
	強姦等	- (0.0) [-0.9]	1 (100.0) [2.8]	-	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.1]	- (0.0) [-0.6]	1 (100.0)		
	合計	26 (43.3)	7 (11.7)	-	9 (15.0)	1 (1.7)	17 (28.3)	60 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。

4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

男子 ($p<0.000$) については、罪種間で有意な関連が認められ、さらに残差分析を行ったところ、特に、強姦等で「交渉したが、成立しなかった」、窃盗で「わからない」、業過致死、業過傷及び詐欺等で「交渉中である」並びに傷害及び恐喝で「交渉をするつもりはない」が多くなっている。恐喝及び傷害では示談をすることに消極的な者が多いのに対し、業過致死及び業過傷では交渉に積極的に取り組んでいる者が多いこと、また、強姦等では交渉に取り組んでも成立に至らないものが多いことがうかがえる。

示談の状況と、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別にみると、強盗 ($\chi^2(5) = 19.534$ $p<0.003$) においては、「成立した」が、暴力団以外の者で多く、暴力団関係者で少なくなっている。また、暴力団以外の者の入所経験の有無別では有意な関連が認められなかったが、暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、表37のとおり、男子の傷害 ($\chi^2(5) = 13.990$ $p<0.016$) 及び窃盗 ($\chi^2(5) = 17.945$ $p<0.003$) で有意な関連が認められた。窃盗においては「成立した」が2年未満の者に多く、2年以上の者で少なくなっており、傷害においては、「交渉したが、成立しなかった」が2年未満の者で多く、2年以上の者で少なくなっている。

表37 示談の状況（言渡し刑期の長短別）

性別	罪種	言渡し刑期の長短	示談の状況						合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			成立した	交渉したが、成立しなかった	交渉中である	交渉するつもりはあるが、していない	示談をするつもりはない	わからない				P値	判定
男子	殺人等	2年以上	15 (22.1)	2 (2.9)	2 (2.9)	25 (36.8)	3 (4.4)	21 (30.9)	68 (100.0)				
	業過致死	2年未満	33 (64.7) [0.1]	3 (5.9) [0.8]	9 (17.6) [0.7]	3 (5.9) [-1.4]	-	3 (5.9) [-0.4]	51 (100.0)			0.626m	
		2年以上	7 (63.6) [-0.1]	- (0.0) [0.8]	1 (9.1) [-0.7]	2 (18.2) [1.4]	-	1 (9.1) [0.4]	11 (100.0)				
	傷害	2年未満	56 (40.3) [-1.7]	23 (16.5) [2.9]	- (0.0) [-2.2]	14 (10.1) [-0.1]	23 (16.5) [0.5]	23 (16.5) [-0.1]	139 (100.0)	13.990	5	0.016	*
		2年以上	31 (53.4) [1.7]	1 (1.7) [-2.9]	2 (3.4) [2.2]	6 (10.3) [0.1]	8 (13.8) [-0.5]	10 (17.2) [0.1]	58 (100.0)				
	業過傷	2年未満	30 (57.7) [1.6]	2 (3.8) [0.4]	10 (19.2) [1.1]	5 (9.6) [-2.0]	-	5 (9.6) [-2.0]	52 (100.0)			0.059m	
		2年以上	1 (20.0) [-1.6]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-1.1]	2 (40.0) [2.0]	-	2 (40.0) [2.0]	5 (100.0)				
	窃盗	2年未満	133 (38.7) [4.0]	9 (2.6) [-0.9]	8 (2.3) [0.6]	75 (21.8) [-1.8]	18 (5.2) [-1.4]	101 (29.4) [-1.4]	344 (100.0)	17.945	5	0.003	**
		2年以上	120 (25.5) [-4.0]	18 (3.8) [0.9]	8 (1.7) [-0.6]	129 (27.4) [1.8]	36 (7.6) [1.4]	160 (34.0) [1.4]	471 (100.0)				
	詐欺等	2年未満	41 (30.4) [0.1]	9 (6.7) [-0.5]	9 (6.7) [0.4]	38 (28.1) [-2.1]	5 (3.7) [-0.2]	33 (24.4) [2.7]	135 (100.0)	9.148	5	0.103	
		2年以上	44 (29.9) [-0.1]	12 (8.2) [0.5]	8 (5.4) [-0.4]	59 (40.1) [2.1]	6 (4.1) [-0.2]	18 (12.2) [-2.7]	147 (100.0)				
	強盗	2年以上	30 (41.7) [4.1]	5 (6.9) [1.4]	1 (1.4) [1.5]	11 (15.3) [6.9]	5 (6.9) [2.7]	20 (27.8) [1.4]	72 (100.0)				
	恐喝	2年未満	19 (35.8) [0.4]	4 (7.5) [-1.2]	- (0.0) [-1.4]	8 (15.1) [-0.3]	11 (20.8) [0.5]	11 (20.8) [0.8]	53 (100.0)	4.177	5	0.524	
		2年以上	17 (32.1) [-0.4]	8 (15.1) [1.2]	2 (3.8) [1.4]	9 (17.0) [0.3]	9 (17.0) [-0.5]	8 (15.1) [-0.8]	53 (100.0)				
	強姦等	2年未満	4 (18.2) [-1.3]	9 (40.9) [1.4]	1 (4.5) [2.0]	2 (9.1) [-0.8]	1 (4.5) [0.0]	5 (22.7) [0.1]	22 (100.0)			0.212m	
		2年以上	29 (32.6) [1.3]	23 (25.8) [-1.4]	0 (0.0) [-2.0]	14 (15.7) [0.8]	4 (4.5) [0.0]	19 (21.3) [-0.1]	89 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(イ) 示談の状況と申し訳ないという気持ちの有無との関連

「示談の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を、罪種別にみると、女子については、いずれの罪種でも有意な関連は認められなかったが、男子については、傷害 ($\chi^2(10)=52.648$ $p<0.000$)、窃盗 ($\chi^2(10)=40.500$ $p<0.001$) 及び詐欺等 ($\chi^2(10)=43.732$ $p<0.000$) において、有意な関連が認められた。残差分析を行うと、いずれにおいても、「申し訳ないと思っている」は、「示談交渉あり」又は「示談するつもりあり」で多く、「申し訳ないと思っていない」は、「示談するつもりなし」で多くなっている。

イ 弁償

(ア) 罪種別弁償の状況

表38は、「被害者やその家族への弁償（金銭的償い）はしましたか」（問24）と尋ねた結果を罪種別に見たものである。「弁償した」及び「弁償中である」を合わせた比率は、男子で41.0%、女子で44.8%となっている。

「弁償の状況」と罪種の関連をみると、男子 ($\chi^2(32)=280.010$ $p<0.000$) で有意な関連が認められた。残差分析を行ったところ、「弁償した」は、業過致死、業過傷及び強盗で多く、詐欺等及び殺人等で少なくなっており、「弁償中である」は業過傷、詐欺等及び業過致死で多く、窃盗及び強盗で少なくなっている。また、「弁償するつもりはあるが、していない」は、窃盗及び詐欺等で多く、傷害、業過致死、業過傷及び恐喝で少なくなっているが、一方、「弁償するつもりはない」は、恐喝及び傷害で多く、業過致死、業過傷、窃盗及び詐欺等で少なくなっている。なお、「わからない」は、業過致死及び詐欺等で少なくなっている。業過致死及び業過傷では、既に弁償したかあるいは弁償中であるという者が、強盗では、既に弁償した者が、詐欺等では、弁償中かあるいは弁償するつもりはあるがまだしていない者が、また、恐喝及び傷害では弁償するつもりがない者が、それぞれ多いことが分かる。

表38 弁償の状況

性 別	罪 種	弁償の状況					合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
		弁償した	弁償中である	弁償するつもり はあるが、して いない	弁償するつもり はない	わからない				P 値	判定
男子	殺人等	16 (22.9) [-2.1]	4 (5.7) [-0.2]	32 (45.7) [1.9]	5 (7.1) [-0.5]	13 (18.6) [0.8]	70 (100.0)	280.010	32	0.000	**
	業過致死	▼ 41 (67.2) [5.4]	9 (14.8) [2.7]	8 (13.1) [-3.7]	- (0.0) [-2.5]	3 (4.9) [-2.3]	61 (100.0)				
	傷害	△ 76 (39.2) [1.4]	7 (3.6) [-1.7]	▼ 35 (18.0) [-5.3]	▼ 38 (19.6) [5.7]	▼ 38 (19.6) [1.8]	194 (100.0)				
	業過傷	29 (49.2) [2.4]	16 (27.1) [6.6]	9 (15.3) [-3.3]	- (0.0) [-2.4]	5 (8.5) [-1.4]	59 (100.0)				
	窃盗	292 (34.3) [-0.3]	37 (4.3) [-3.3]	322 (37.8) [2.2]	60 (7.0) [-2.4]	141 (16.5) [1.6]	852 (100.0)				
	詐欺等	65 (22.3) [-4.8]	36 (12.4) [4.6]	149 (51.2) [6.2]	16 (5.5) [-2.1]	25 (8.6) [-3.4]	291 (100.0)				
	強盗	▼ 35 (47.3) [2.3]	△ - (0.0) [-2.3]	22 (29.7) [-1.0]	▼ 5 (6.8) [-0.6]	▼ 12 (16.2) [0.3]	74 (100.0)				
	恐喝	39 (35.5) [0.2]	3 (2.7) [-1.6]	24 (21.8) [-3.0]	27 (24.5) [6.1]	17 (15.5) [0.1]	110 (100.0)				
	強姦等	39 (33.9) [-0.2]	4 (3.5) [-1.3]	42 (36.5) [0.3]	8 (7.0) [-0.7]	22 (19.1) [1.2]	115 (100.0)				
	合計	632 (34.6)	116 (6.4)	643 (35.2)	159 (8.7)	276 (15.1)	1,826 (100.0)				
女子	殺人等	2 (25.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.8]	4 (50.0) [0.6]	- (0.0) [-0.5]	2 (25.0) [1.2]	8 (100.0)			0.257m	
	業過致死	- (0.0) [-1.1]	1 (50.0) [2.7]	- (0.0) [-1.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (50.0) [1.7]	2 (100.0)				
	傷害	1 (100.0) [1.3]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.4]	1 (100.0)				
	業過傷	1 (100.0) [1.3]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.4]	1 (100.0)				
	窃盗	16 (66.7) [3.5]	- (0.0) [-1.5]	5 (20.8) [-2.4]	2 (8.3) [1.9]	1 (4.2) [-1.5]	24 (100.0)				
	詐欺等	4 (15.4) [-3.1]	3 (11.5) [1.5]	15 (57.7) [2.3]	- (0.0) [-1.1]	4 (15.4) [0.7]	26 (100.0)				
	強盗	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-0.4]	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.5]	2 (100.0)				
	恐喝	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-0.4]	1 (50.0) [0.3]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.5]	2 (100.0)				
	強姦等	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0) [1.2]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.4]	1 (100.0)				
	合計	26 (38.8)	4 (6.0)	27 (40.3)	2 (3.0)	8 (11.9)	67 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

弁償の状況と、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別に分析すると、表39は、暴力団関係の有無別で有意な関連が認められた殺人等 ($p<0.002$)、詐欺等 ($p<0.021$) 及び強姦等 ($\chi^2(4)=16.423$ $p<0.010$)の結果を示したものであるが、殺人等及び詐欺等において、「弁償するつもりはない」が暴力団関係者で多く、暴力団以外の方で少なくなっており、強姦等において、「弁償中である」が暴力団関係者で多く、暴力団以外の方で少なくなっている。

表39 弁償の状況（暴力団関係の有無別）

罪 種	暴力団関係の有無	弁償の状況					合計	x ² 値	自由度	検定結果	
		弁償した	弁償中である	弁償するつもりはあるが、していない	弁償するつもりはない	わからない				P 値	判定
殺人等	関係なし	13 (24.5) [0.5]	3 (5.7) [-0.1]	27 (50.9) [1.4]	- (0.0) [-4.2]	10 (18.9) [0.6]	53 (100.0)			0.002m	**
	関係あり	3 (18.8) [-0.5]	1 (6.3) [0.1]	5 (31.3) [-1.4]	5 (31.3) [4.2]	2 (12.5) [-0.6]	16 (100.0)				
業過致死	関係なし	37 (64.9) [-1.3]	9 (15.8) [0.7]	8 (14.0) [0.7]	- (0.0) [0.4]	3 (5.3) [0.4]	57 (100.0)			0.796m	
	関係あり	3 (100.0) [1.3]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.4]	3 (100.0)				
傷害	関係なし	38 (34.9) [-1.2]	5 (4.6) [0.8]	25 (22.9) [1.9]	19 (17.4) [-0.9]	22 (20.2) [0.2]	109 (100.0)	5.292	4	0.259	
	関係あり	36 (43.4) [1.2]	2 (2.4) [-0.8]	10 (12.0) [-1.9]	19 (22.9) [0.9]	16 (19.3) [-0.2]	83 (100.0)				
業過傷	関係なし	26 (48.1) [-0.1]	14 (25.9) [-1.0]	9 (16.7) [0.9]	- (0.0) [-0.9]	5 (9.3) [0.6]	54 (100.0)	1.822	3	0.748	
	関係あり	2 (50.0) [0.1]	2 (50.0) [1.0]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.6]	4 (100.0)				
窃盗	関係なし	284 (34.5) [1.4]	36 (4.4) [0.1]	309 (37.6) [-0.4]	59 (7.2) [0.6]	134 (16.3) [-1.7]	822 (100.0)			0.399m	
	関係あり	5 (20.8) [-1.4]	1 (4.2) [-0.1]	10 (41.7) [0.4]	1 (4.2) [-0.6]	7 (29.2) [1.7]	24 (100.0)				
詐欺等	関係なし	60 (22.9) [0.6]	35 (13.4) [1.9]	134 (51.1) [0.3]	12 (4.6) [-2.6]	21 (8.0) [-1.5]	262 (100.0)			0.021m	*
	関係あり	4 (17.4) [-0.6]	- (0.0) [-1.9]	11 (47.8) [-0.3]	4 (17.4) [2.6]	4 (17.4) [1.5]	23 (100.0)				
強姦	関係なし	33 (50.0) [1.3]	- (0.0) [0.5]	19 (28.8) [-0.5]	3 (4.5) [-2.2]	11 (16.7) [0.3]	66 (100.0)	5.620	3	0.140	
	関係あり	2 (25.0) [-1.3]	- (0.0) [0.5]	3 (37.5) [0.5]	2 (25.0) [2.2]	1 (12.5) [-0.3]	8 (100.0)				
恐喝	関係なし	21 (34.4) [-0.2]	1 (1.6) [-0.8]	18 (29.5) [2.1]	11 (18.0) [-1.9]	10 (16.4) [0.5]	61 (100.0)			0.136	
	関係あり	17 (36.2) [0.2]	2 (4.3) [0.8]	6 (12.8) [-2.1]	16 (34.0) [1.9]	6 (12.8) [-0.5]	47 (100.0)				
強姦等	関係なし	38 (35.2) [1.1]	2 (1.9) [-3.7]	39 (36.1) [-0.4]	7 (6.5) [-0.8]	22 (20.4) [1.3]	108 (100.0)	16.423	4	0.010	*
	関係あり	1 (14.3) [-1.1]	2 (28.6) [3.7]	3 (42.9) [0.4]	1 (14.3) [0.8]	- (0.0) [-1.3]	7 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表40のとおり、男子の傷害($\chi^2(4)=11.610$ $p<0.020$), 窃盗($\chi^2(4)=28.788$ $p<0.000$), 詐欺等($\chi^2(4)=31.803$ $p<0.000$), 強盗($p<0.039$)及び恐喝($\chi^2(4)=10.350$ $p<0.035$)で有意な関連が認められた。「弁償した」は傷害及び窃盗において、「弁償中である」は窃盗及び詐欺等において、それぞれ初入者で多く、累入者で少なくなっており、逆に、「弁償するつもりはない」は傷害、窃盗、詐欺等、強盗及び恐喝において、累入者で多く、初入者で少なくなっている。

表40 弁償の状況(初入・累入の別)

性別	罪種	初入・累入の別	弁償の状況					合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			弁償した	弁償中である	弁償するつもりはあるが、していない	弁償するつもりはない	わからない				P値	判定
男子	殺人等	初入	12 (23.1) [0.1]	3 (5.8) [0.0]	27 (51.9) [1.8]	2 (3.8) [-1.8]	8 (15.4) [-1.2]	52 (100.0)			0.201m	
		累入	4 (22.2) [-0.1]	1 (5.6) [0.0]	5 (27.8) [-1.8]	3 (16.7) [1.8]	5 (27.8) [1.2]	18 (100.0)				
	業過致死	初入	36 (65.5) [-0.9]	9 (16.4) [1.1]	8 (14.5) [1.0]	-	2 (3.6) [-1.4]	55 (100.0)			0.197m	
		累入	5 (83.3) [0.9]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-1.0]	-	1 (16.7) [1.4]	6 (100.0)				
	傷害	初入	38 (50.7) [2.6]	4 (5.3) [1.0]	10 (13.3) [-1.4]	8 (10.7) [-2.5]	15 (20.0) [0.1]	75 (100.0)	11.610	4	0.020	*
		累入	38 (31.9) [-2.6]	3 (2.5) [-1.0]	25 (21.0) [1.4]	30 (25.2) [2.5]	23 (19.3) [-0.1]	119 (100.0)				
	業過傷	初入	18 (52.9) [0.7]	11 (32.4) [1.1]	4 (11.8) [-0.9]	-	1 (2.9) [-1.8]	34 (100.0)			0.215m	
		累入	11 (44.0) [-0.7]	5 (20.0) [-1.1]	5 (20.0) [0.9]	-	4 (16.0) [1.8]	25 (100.0)				
	窃盗	初入	108 (39.9) [2.3]	21 (7.7) [3.3]	103 (38.0) [0.1]	10 (3.7) [-2.6]	29 (10.7) [-3.1]	271 (100.0)	28.788	4	0.000	**
		累入	184 (31.7) [-2.3]	16 (2.8) [-3.3]	219 (37.7) [-0.1]	50 (8.6) [2.6]	112 (19.3) [3.1]	581 (100.0)				
	詐欺等	初入	21 (16.3) [-2.2]	29 (22.5) [4.7]	70 (54.3) [0.9]	3 (2.3) [-2.1]	6 (4.7) [-2.1]	129 (100.0)	31.803	4	0.000m	**
		累入	44 (27.2) [2.2]	7 (4.3) [-4.7]	79 (48.8) [-0.9]	13 (8.0) [2.1]	19 (11.7) [2.1]	162 (100.0)				
	強盗	初入	28 (50.9) [1.1]	-	17 (30.9) [0.4]	1 (1.8) [-2.9]	9 (16.4) [0.1]	55 (100.0)			0.039m	*
		累入	7 (36.8) [-1.1]	-	5 (26.3) [-0.4]	4 (21.1) [2.9]	3 (15.8) [-0.1]	19 (100.0)				
	恐喝	初入	18 (37.5) [0.4]	2 (4.2) [0.8]	13 (27.1) [1.2]	5 (10.4) [-3.0]	10 (20.8) [1.4]	48 (100.0)	10.350	4	0.035	*
		累入	21 (33.9) [-0.4]	1 (1.6) [-0.8]	11 (17.7) [-1.2]	22 (35.5) [3.0]	7 (11.3) [-1.4]	62 (100.0)				
	強姦等	初入	31 (38.3) [1.5]	3 (3.7) [0.2]	27 (33.3) [-1.1]	4 (4.9) [-1.3]	16 (19.8) [0.3]	81 (100.0)			0.425m	
		累入	8 (23.5) [-1.5]	1 (2.9) [-0.2]	15 (44.1) [1.1]	4 (11.8) [1.3]	6 (17.6) [-0.3]	34 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。

4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

暴力団以外の者の言渡し刑期別では、表41のとおり、男子の業過傷($p < 0.024$)、窃盗($\chi^2(4) = 11.305$ $p < 0.023$)及び詐欺等($\chi^2(4) = 13.089$ $p < 0.011$)で有意な関連が認められた。「弁償した」は、窃盗で、2年未満の者が多く、2年以上の者で少なくなっているが、「弁償中である」は、詐欺等で、また、「弁償するつもりはあるが、していない」は、業過傷で、それぞれ、逆に、2年以上の者が多く、2年未満の者が少なくなっている。

表41 弁償の状況（言渡し刑期の長短別）

性別	罪 種	言渡し刑期の長短	弁償の状況					合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			弁償した	弁償中である	弁償するつもりはあるが、していない	弁償するつもりはない	わからない				P 値	判定
男子	殺人等	2年以上	13 (24.5)	3 (5.7)	27 (509.0)	-	10 (18.9)	53 (100.0)				
	業過致死	2年未満	32 (66.7) [0.6]	8 (16.7) [0.4]	7 (14.6) [0.3]	-	1 (2.1) [2.5]	48 (100.0)			0.109m	
		2年以上	5 (55.6) [-0.6]	1 (11.1) [-0.4]	1 (11.1) [-0.3]	-	2 (22.2) [2.5]	9 (100.0)				
	傷害	2年未満	24 (32.0) [-0.9]	2 (2.7) [-1.4]	17 (22.7) [-0.1]	15 (20.0) [1.0]	17 (22.7) [1.0]	75 (100.0)	4.151	4	0.386	
		2年以上	14 (41.2) [0.9]	3 (8.8) [1.4]	8 (23.5) [0.1]	4 (11.8) [-1.0]	5 (14.7) [-1.0]	34 (100.0)				
	業過傷	2年未満	24 (51.0) [1.3]	14 (28.6) [1.4]	6 (12.2) [-2.7]	-	4 (8.2) [-0.9]	49 (100.0)			0.024m	*
		2年以上	1 (20.0) [-1.3]	- (0.0) [-1.4]	3 (60.0) [2.7]	-	1 (20.0) [0.9]	5 (100.0)				
	窃盗	2年未満	133 (39.5) [2.5]	20 (5.9) [1.8]	114 (33.8) [-1.9]	20 (5.9) [-1.2]	50 (14.8) [-0.9]	337 (100.0)	11.305	4	0.023	*
		2年以上	149 (31.0) [-2.5]	16 (3.3) [-1.8]	193 (40.2) [1.9]	39 (8.1) [1.2]	83 (17.3) [0.9]	480 (100.0)				
	詐欺等	2年未満	36 (27.3) [1.8]	10 (7.6) [-2.8]	64 (48.5) [-0.9]	8 (6.1) [1.1]	14 (10.6) [1.5]	2132 (100.0)	13.089	4	0.011	*
		2年以上	23 (18.0) [-1.8]	25 (19.5) [2.8]	69 (53.9) [0.9]	4 (3.1) [-1.1]	7 (5.5) [-1.5]	128 (100.0)				
	強盗	2年以上	33 (50.0)	-	19 (28.8)	3 (4.5)	11 (16.7)	66 (100.0)				
	恐喝	2年未満	9 (31.0) [-0.5]	- (0.0) [-1.0]	10 (34.5) [0.8]	4 (13.8) [-0.8]	6 (20.7) [0.9]	29 (100.0)			0.652m	
		2年以上	12 (37.5) [0.5]	1 (3.1) [1.0]	8 (25.0) [-0.8]	7 (21.9) [0.8]	4 (12.5) [-0.9]	32 (100.0)				
	強姦等	2年未満	4 (19.0) [-1.7]	- (0.0) [-0.7]	9 (42.9) [0.7]	1 (4.8) [-0.4]	7 (33.3) [1.6]	21 (100.0)			0.264m	
		2年以上	34 (39.1) [1.7]	2 (2.3) [0.7]	30 (34.5) [-0.7]	6 (6.9) [0.4]	15 (17.2) [-1.6]	87 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(イ) 弁償の状況と申し訳ないという気持ちの有無との関連

「弁償の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を、罪種別にみると、女子については窃盗 ($p<0.009$) で、男子については、殺人等 ($p<0.002$)、傷害 ($p<0.000$)、窃盗 ($p<0.000$) 及び詐欺等 ($p<0.000$) において、有意な関連が認められた。男子について残差分析を行った結果は表42のとおりである。「申し訳ないと思っている」は、これらの罪種で、「弁償するつもりはない」が少なく、傷

表42 弁償の状況（申し訳ないという気持ちの有無別）

性別	罪 種	申し訳ないという 気持ちの有無	弁償の状況					合 計	検定結果	
			弁償した	弁償中である	弁償するつもり はあるが、して いない	弁償するつもり はない	わからない		P値	判定
男子	殺人等	申し訳ないと思っ ている	16 (24.2) [1.1]	4 (6.1) [0.5]	32 (48.5) [1.9]	2 (3.0) [-5.4]	12 (18.2) [-0.3]	66 (100.0)	0.002m	**
		申し訳ないと思っ ていない	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-1.6]	2 (66.7) [4.1]	1 (33.3) [0.7]	3 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.9]	1 (100.0) [3.6]	- (0.0) [-0.5]	1 (100.0)		
	業過致死	申し訳ないと思っ ている	41 (68.3)	8 (13.3)	8 (13.3)	-	3 (5.0)	60 (100.0)		
	傷害	申し訳ないと思っ ている	54 (42.9) [1.6]	7 (5.6) [1.9]	32 (25.4) [3.5]	8 (6.3) [-6.3]	25 (19.8) [0.0]	126 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っ ていない	13 (27.7) [-1.8]	- (0.0) [-1.5]	2 (4.3) [-2.9]	24 (51.1) [6.3]	8 (17.0) [-0.6]	47 (100.0)		
		わからない	7 (38.9) [0.0]	- (0.0) [-0.9]	1 (5.6) [-1.5]	5 (27.8) [0.9]	5 (27.8) [0.9]	18 (100.0)		
	業過傷	申し訳ないと思っ ている	24 (44.4) [-2.1]	16 (29.6) [1.3]	9 (16.7) [0.9]	-	5 (9.3) [0.6]	54 (100.0)	0.579m	
		申し訳ないと思っ ていない	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.4]	-	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
		わからない	3 (100.0) [1.8]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.8]	-	- (0.0) [-0.5]	3 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思っ ている	275 (35.0) [1.2]	35 (4.5) [0.8]	310 (39.4) [3.2]	50 (6.4) [-3.2]	116 (14.8) [-4.1]	786 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っ ていない	5 (26.3) [-0.8]	1 (5.3) [0.2]	2 (10.5) [-2.5]	4 (21.1) [2.4]	7 (36.8) [2.5]	19 (100.0)		
		わからない	8 (26.7) [-0.9]	- (0.0) [-1.2]	6 (20.0) [-2.1]	11 (16.7) [2.1]	30 (36.7) [3.1]	30 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思っ ている	55 (21.2) [-1.7]	33 (12.7) [0.7]	143 (55.2) [4.1]	7 (2.7) [-6.3]	21 (8.1) [-0.7]	259 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っ ていない	5 (33.3) [1.0]	2 (13.3) [0.1]	2 (13.3) [-3.0]	5 (33.3) [5.0]	1 (6.7) [-0.3]	15 (100.0)		
		わからない	4 (40.0) [1.3]	- (0.0) [-1.2]	1 (10.0) [-2.7]	3 (30.0) [3.6]	2 (20.0) [1.3]	10 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思っ ている	35 (50.0) [1.7]	-	20 (28.6) [-0.2]	4 (5.7) [-1.9]	11 (15.7) [-0.8]	70 (100.0)	0.095m	
		申し訳ないと思っ ていない	- (0.0) [-1.4]	-	1 (50.0) [0.7]	1 (50.0) [2.4]	- (0.0) [-0.6]	2 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-1.0]	-	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0) [2.3]	1 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っ ている	30 (41.1) [1.7]	2 (2.7) [0.0]	18 (24.7) [1.0]	12 (16.4) [-2.8]	11 (15.1) [-0.2]	73 (100.0)	0.102m	
		申し訳ないと思っ ていない	5 (22.7) [-1.4]	1 (4.5) [0.6]	3 (13.6) [-1.0]	11 (50.0) [3.1]	2 (9.1) [-0.9]	22 (100.0)		
		わからない	4 (26.7) [-0.8]	- (0.0) [-0.7]	3 (20.0) [-0.2]	4 (26.7) [0.2]	4 (26.7) [1.3]	15 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っ ている	38 (35.5) [1.1]	4 (3.7) [0.5]	40 (37.4) [0.5]	5 (4.7) [-3.8]	20 (18.7) [0.3]	107 (100.0)	0.075m	
		申し訳ないと思っ ていない	1 (20.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.4]	1 (20.0) [-0.8]	2 (40.0) [3.0]	1 (20.0) [0.1]	5 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.3]	1 (50.0) [0.4]	1 (50.0) [2.4]	- (0.0) [-0.7]	2 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

害、窃盗及び詐欺等で、「弁償するつもりはあるが、していない」が多くなっている。また、女子の窃盗では、「わからない」が少なくなっている。一方、「申し訳ないとは思っていない」は、男子の殺人等、傷害、窃盗及び詐欺等並びに女子の窃盗において、「弁償するつもりはない」が有意に多く、男子の傷害、窃盗及び詐欺等では、「弁償するつもりはあるが、していない」が少なくなっている。

(ウ) 示談・弁償の状況と被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

「示談の状況」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との関連を、罪種別にみると、女子については有意な関連が認められなかったが、男子の殺人等 ($p < 0.016$)、窃盗 ($\chi^2(3) = 16.922$ $p < 0.001$) 及び詐欺等 ($\chi^2(3) = 16.291$ $p < 0.001$) において有意な関連が見られた。これらについて残差分析を行ったところ、表43のとおり、「示談交渉あり」又は「示談をするつもりあり」は、いずれにおいても、「気持ちを聞いたことがある」とするもので多くなっている。一方、「わからない」は、詐欺等において、「聞いたことはない」で多くなっている。

また、「弁償の状況」との関連においては、女子では有意な関連は認められなかったが、男子では、殺人等 ($\chi^2(1) = 4.392$ $p < 0.036$) 及び窃盗 ($\chi^2(1) = 9.944$ $p < 0.002$) で有意な関連が認められた。男子の窃盗についての残差分析の結果をみると、「弁償あり」が、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で多く、「聞いたことはない」で少なくなっている。

表43 示談の状況（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

性別	罪種	被害者等の気持ちを聞いたことの有無	示談の状況				合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			示談交渉あり	示談をするつもりあり	示談をするつもりなし	わからない				P値	判定
男子	殺人等	聞いたことがある	16 (38.1) [2.6] Δ	13 (31.0) [-1.5]	3 (7.1) [1.3]	10 (23.8) [-1.5]	42 (100.0)			0.016m	*
		聞いたことはない	2 (8.3) [-2.6] ▼	12 (50.0) [1.5]	- (0.0) [-1.3]	10 (41.7) [1.5]	24 (100.0)				
	業過致死	聞いたことがある	45 (88.2) [1.3]	4 (7.8) [-0.1]	-	2 (3.9) [-1.7]	51 (100.0)			0.174m	
		聞いたことはない	8 (72.7) [-1.3]	1 (9.1) [0.1]	-	2 (18.2) [-1.7]	11 (100.0)				
	傷害	聞いたことがある	50 (68.5) [2.2]	7 (9.6) [-0.3]	9 (12.3) [-0.4]	7 (9.6) [-2.2]	73 (100.0)	6.447	3	0.092	
		聞いたことはない	61 (52.1) [-2.2]	13 (11.1) [0.3]	17 (14.5) [0.4]	26 (22.2) [2.2]	117 (100.0)				
	業過傷	聞いたことがある	26 (76.5) [0.2]	4 (11.8) [-0.1]	-	4 (11.8) [-0.1]	34 (100.0)			1.000m	
		聞いたことはない	17 (73.9) [-0.2]	3 (13.0) [0.1]	-	3 (13.0) [0.1]	23 (100.0)				
	窃盗	聞いたことがある	94 (44.3) [2.8] Δ	61 (28.8) [1.4]	12 (5.7) [-0.5] ▼	45 (21.2) [-3.9]	212 (100.0)	16.922	3	0.001	**
		聞いたことはない	190 (33.5) [-2.8] ▼	136 (24.0) [-1.4]	38 (6.7) [0.5] Δ	203 (35.8) [3.9]	567 (100.0)				
	詐欺等	聞いたことがある	48 (48.5) [1.3] Δ	42 (42.4) [2.0]	3 (3.0) [-0.5] ▼	6 (6.1) [-3.9]	99 (100.0)	16.291	3	0.001	**
		聞いたことはない	67 (40.1) [-1.3] ▼	51 (30.5) [-2.0]	7 (4.2) [0.5] Δ	42 (25.1) [3.9]	167 (100.0)				
	強盗	聞いたことがある	16 (55.2) [0.8]	5 (17.2) [0.3]	1 (3.4) [-1.0]	7 (24.1) [-0.6]	29 (100.0)			0.681m	
		聞いたことはない	19 (45.2) [-0.8]	6 (14.3) [-0.3]	4 (9.5) [1.0]	13 (31.0) [0.6]	42 (100.0)				
	恐喝	聞いたことがある	31 (53.4) [1.6]	9 (15.5) [-0.1]	11 (19.0) [0.0]	7 (12.1) [-2.0]	58 (100.0)	4.703	3	0.199	
		聞いたことはない	16 (37.2) [-1.6]	7 (16.3) [0.1]	8 (18.6) [0.0]	12 (27.9) [2.0]	43 (100.0)				
	強姦等	聞いたことがある	39 (69.6) [1.7]	7 (12.5) [-0.3]	2 (3.6) [0.5]	8 (14.3) [-2.0]	56 (100.0)			0.209m	
		聞いたことはない	26 (53.1) [-1.7]	7 (14.3) [0.3]	1 (2.0) [-0.5]	15 (30.6) [2.0]	49 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(エ) 謝罪と示談・弁償の関連

表44は、「謝罪の状況」と「示談の状況」との関連を罪種別に見たものである。

「示談の状況」と「謝罪の状況」について、男子のすべての罪種において有意な関連が認められ、残差分析を行ったところ、いずれも、「示談交渉あり」とする者は、「謝罪した」で多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」又は「謝罪するつもりはない」で少なくなっている。一方、「示談をするつもりな

表44 示談の状況（謝罪の状況別）

性別	罪 種	謝罪の状況	示談の状況				合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			示談交渉あり	示談をするつもりあり	示談をするつもりなし	わからない				P 値	判定
男子	傷害	謝罪した	81 (86.2) [7.6]	5 (5.3) [-2.0]	2 (2.1) [-5.0]	6 (6.4) [-3.6]	94 (100.0)	95.284	6	0.000	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	20 (40.0) [-3.0]	11 (22.0) [3.4]	4 (8.0) [-1.8]	15 (30.0) [3.0]	50 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	13 (25.0) [-5.7]	3 (5.8) [-1.1]	25 (48.1) [7.4]	11 (21.2) [1.1]	52 (100.0)				
	業過致死	謝罪した	30 (88.2) [2.8]	2 (5.9) [-1.9]	-	2 (5.9) [-1.9]	34 (100.0)			0.042m	*
		謝罪するつもりはあるが、していない	11 (55.0) [-2.6]	5 (25.0) [2.1]	-	4 (20.0) [1.3]	20 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	1 (50.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.5]	-	1 (50.0) [1.6]	2 (100.0)				
	窃盗	謝罪した	169 (70.7) [13.2]	23 (9.6) [-6.7]	8 (3.3) [-2.4]	39 (16.3) [-6.1]	239 (100.0)			0.000m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	114 (22.5) [-10.6]	179 (35.3) [8.4]	30 (5.9) [-0.9]	184 (36.3) [3.6]	507 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	11 (17.5) [-3.2]	3 (4.8) [-3.9]	15 (23.8) [5.8]	34 (54.0) [3.9]	63 (100.0)				
	詐欺等	謝罪した	77 (67.5) [7.1]	26 (22.8) [-3.6]	- (0.0) [-2.8]	11 (9.6) [-3.1]	114 (100.0)			0.000m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	33 (23.2) [-6.6]	71 (50.0) [5.3]	6 (4.2) [0.2]	32 (22.5) [1.8]	142 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	8 (36.4) [-0.6]	1 (4.5) [-3.1]	5 (22.7) [4.7]	8 (36.4) [2.3]	22 (100.0)				
	強盗	謝罪した	18 (81.8) [3.6]	1 (4.5) [-1.7]	- (0.0) [-1.5]	3 (13.6) [-1.8]	22 (100.0)			0.005m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	18 (37.5) [-3.0]	10 (20.8) [1.9]	4 (8.3) [0.7]	16 (33.3) [1.5]	48 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-0.6]	1 (50.0) [2.4]	1 (50.0) [0.7]	2 (100.0)				
	恐喝	謝罪した	38 (73.1) [5.3]	4 (7.7) [-2.2]	4 (7.7) [-3.0]	6 (11.5) [-1.8]	52 (100.0)			0.000m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	7 (21.9) [-3.4]	12 (37.5) [4.2]	3 (9.4) [-1.7]	10 (31.3) [2.3]	32 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	4 (20.0) [-2.7]	- (0.0) [-2.1]	13 (65.0) [5.8]	3 (15.0) [-0.4]	20 (100.0)				
	強姦等	謝罪した	39 (88.6) [5.0]	4 (9.1) [-1.3]	- (0.0) [-1.9]	1 (2.3) [-3.9]	44 (100.0)			0.000m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	25 (43.1) [-3.8]	12 (20.7) [1.9]	3 (5.2) [0.3]	18 (31.0) [2.8]	58 (100.0)				
		謝罪するつもりはない	2 (25.0) [-2.1]	- (0.0) [-1.2]	2 (25.0) [2.9]	4 (50.0) [2.1]	8 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注3～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

し」又は「わからない」とする者は、「謝罪するつもりはない」又は「謝罪するつもりはあるが、していない」で多くなっている。

一方、「弁償の状況」と「謝罪の状況」については、業過致死を除いたすべての男子の罪種で有意な関連が認められ、業過致死及び強姦等を除いたすべての罪種において、「弁償あり」とする者が、「謝罪した」で有意に多く、「弁償をするつもりはない」とする者が、「謝罪するつもりはない」で多くなっている。

被害者に対し謝罪をしたとする者は、併せて示談、弁償についても努めており、謝罪をするつもりはないとする者は、示談、弁償の意思が乏しい傾向にあることがうかがえる。

(3) 被害者等の感情に関する認識

ア 被害者等の感情に関する認識

被害者等の感情に関する認識について、「被害者やその家族は、現在、あなたに対してどんな気持ちだと思いますか」（問16、重複選択）と尋ねた。結果を罪種別に見たものが表45である。「今回の処分で、なっとくしている」が男子24.5%、女子23.0%と最も高くなっているが、女子の場合、「一生、自分をにくみつづける」も23.0%と同様に高くなっており、被害者感情は厳しいと受け止めている者も少なくない。

被害者等の感情に関する認識と罪種の関連を見てみると、男子では6項目、女子では3項目の選択肢で有意な関連が認められ、残差分析の結果では、特に、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」が男子の殺人等、業過致死及び強姦等並びに女子の業過致死及び強姦等で、「一生、自分をにくみつづける」が男子の殺人等、業過致死及び強姦等で、そして、「損害さえ戻ればいいと考えている」が男子の業過傷及び詐欺等で多くなっている。男子については、殺人等、業過致死、強姦等では、被害者感情は厳しいと認識しているのに対し、窃盗では、被害者等は今回の服役で納得していると認識している者が多く、詐欺等では損害が何らかの形で回復されれば被害者の感情は和らぐと考えている者が多いことがうかがえる。

さらに、被害者等の感情に関する認識と、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別にみると、暴力団関係の有無別では、有意な関連は認められなかったものの、暴力団以外の者の入所経験の有無別では、男子の業過傷 ($\chi^2(1)=5.107$ $p<0.022$) 及び詐欺等 ($\chi^2(1)=6.574$ $p<0.007$) で有意な関連が認められた。残差分析の結果、「今回の処分でなっとくしている」は、詐欺等で、累入者が多く、初入者が少なくなっており、「わからない」は、業過傷で、累入者が多く、初入者が少なくなっている。

暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では、男子の窃盗 ($\chi^2(1)=5.259$ $p<0.015$) 及び詐欺等 ($\chi^2(1)=2.257$ $p<0.035$) で有意な関連が認められた。残差分析の結果、窃盗において、「すでに自分を許す気持ちになっている」が、2年未満の者で多くなっており、また、詐欺等において、「今回の処分で、なっとくしている」が、2年未満の者で多く、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」が、逆に、2年以上の者で多くなっている。

表45 被害者感情

性別	罪種	被害者感情							合計
		すでに自分を許す 気持ちになっている	今回の処分で、 納得している	自分がいつまでも 施設から出てこない ことをわがっている	一生、自分をく みつづける	損害さえ戻ればい いと考えている	その他	わからない	
男子	殺人等	5 (6.6) [-1.2]	7 (9.2) [-3.2]	18 (23.7) [3.3]	35 (46.1) [7.4]	1 (1.3) [-2.3]	4 (5.3) [1.2]	28 (36.8) [-1.1]	76
	業過致死	8 (12.5) [0.4]	11 (17.2) [-1.4]	15 (23.4) [2.9]	37 (57.8) [9.4]	- (0.0) [-2.5]	3 (4.7) [0.8]	16 (25.0) [-3.0]	64
	傷害	43 (21.3) [5.0]	47 (23.3) [-0.4]	17 (8.4) [-1.6]	17 (8.4) [-3.0]	3 (1.5) [-3.7]	7 (3.5) [0.4]	87 (43.1) [0.0]	202
	業過傷	12 (20.7) [2.4]	12 (20.7) [-0.7]	2 (3.4) [-2.0]	5 (8.6) [-1.5]	9 (15.5) [2.0]	- (0.0) [-1.4]	27 (46.6) [0.5]	58
	窃盗	83 (9.2) [-2.2]	241 (26.7) [2.2]	89 (9.9) [-2.5]	99 (11.0) [-5.5]	79 (8.8) [0.6]	20 (2.2) [-1.9]	429 (47.6) [3.6]	902
	詐欺等	28 (9.3) [-1.0]	80 (26.5) [0.9]	14 (4.6) [-4.2]	30 (9.9) [-3.0]	59 (19.5) [7.6]	10 (3.3) [0.4]	124 (41.1) [-0.8]	302
	強盗	4 (4.9) [-1.8]	21 (25.9) [0.3]	14 (17.3) [1.6]	19 (23.5) [1.9]	4 (4.9) [-1.1]	2 (2.5) [-0.3]	35 (43.2) [0.0]	81
	恐喝	17 (15.3) [1.5]	35 (31.5) [1.8]	14 (12.6) [0.3]	7 (6.3) [-2.8]	5 (4.5) [-1.5]	6 (5.4) [1.5]	45 (40.5) [-0.6]	111
	強姦等	8 (6.9) [-1.4]	14 (12.1) [-3.2]	43 (37.1) [8.7]	53 (45.7) [9.1]	- (0.0) [-3.4]	5 (4.3) [0.9]	35 (30.2) [-2.9]	116
	合計	208 (10.9)	468 (24.5)	226 (11.8)	302 (15.8)	160 (8.4)	57 (3.0)	826 (43.2)	1,912
	χ^2 値	40.473	27.886	116.290	260.370	90.421		26.057	
	自由度	8	8	8	8	8		8	
	検定結果	P 値 判定	0.000 **	0.000 **	0.000 **	0.000 **	0.339m	0.000 **	
女子	殺人等	7 (53.8) [3.3]	3 (23.1) [0.0]	2 (15.4) [1.1]	3 (23.1) [0.0]	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-0.5]	1 (7.7) [-2.1]	13
	業過致死	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.8]	1 (50.0) [2.2]	2 (100.0) [2.6]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.2]	1 (50.0) [0.5]	2
	傷害	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [1.5]	1
	業過傷	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [1.5]	1
	窃盗	6 (23.1) [0.4]	8 (30.8) [1.2]	- (0.0) [-1.9]	3 (11.5) [-1.7]	3 (11.5) [0.1]	- (0.0) [-0.7]	9 (34.6) [0.3]	26
	詐欺等	1 (4.0) [-2.5]	4 (16.0) [-1.0]	2 (8.0) [0.0]	7 (28.0) [0.7]	5 (20.0) [1.8]	- (0.0) [-0.7]	10 (40.0) [1.0]	25
	強盗	- (0.0) [-0.7]	1 (50.0) [0.9]	- (0.0) [-0.4]	1 (50.0) [0.9]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-1.0]	2
	恐喝	1 (33.3) [0.6]	1 (33.3) [0.4]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.2]	1 (33.3) [0.0]	3
	強姦等	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	1 (100.0) [3.4]	1 (100.0) [1.8]	- (0.0) [-0.4]	1 (100.0) [8.6]	- (0.0) [-0.7]	1
	合計	15 (20.3)	17 (23.0)	6 (8.1)	17 (23.0)	8 (10.8)	1 (1.4)	24 (32.4)	74
	χ^2 値	0.050m	0.869m	0.050m	0.055m	0.627m	0.036m	0.224m	
	自由度	8	8	8	8	8	8	8	
	検定結果	P 値 判定	0.050m *	0.869m *	0.050m *	0.055m *	0.627m *	0.224m *	

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

イ 謝罪・示談・弁償の有無と被害者等の感情に関する認識との関連

謝罪の状況については、「謝罪した」と、それ以外の「謝罪するつもりはあるが、していない」、「わからない」を「謝罪していない」とし、示談については、「示談が成立した」と、それ以外を「示談が成立していない」とし、弁償については、「弁償した」、「弁償中である」を「弁償あり」と、それ以外を「弁償していない」とした上、被害者等の感情に関する認識との関連を分析する。表46は、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」、「弁償の有無」と「被害者等の感情に関する認識」との関連を罪種別に分析し、有意な関連が認められたものを示したものである。

表46 被害者感情（謝罪・示談成立・弁償の有無別）

罪 種	謝罪・示談成立・弁償の有無	被害者感情					
		すでに自分を許す気持ちになっている	今回の処分で納得している	自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている	一生、自分をにくみつづける	損害さえ戻ればいいと考えている	わからない
殺人等	謝罪した						
	示談が成立した						
	弁償あり						
業過致死	謝罪した						▼
	示談が成立した	△					
	弁償あり						
傷害	謝罪した	△		▼			▼
	示談が成立した	△					▼
	弁償あり	△					▼
業過傷	謝罪した						
	示談が成立した	△					
	弁償あり	△					
窃盗	謝罪した	△	△		▼		▼
	示談が成立した	△	△	△			▼
	弁償あり	△	△	▼	▼		▼
詐欺等	謝罪した	△					▼
	示談が成立した	△					▼
	弁償あり	△					
強盗	謝罪した						
	示談が成立した						
	弁償あり						
恐喝	謝罪した	△					▼
	示談が成立した	△				△	▼
	弁償あり	△	△				▼
強姦等	謝罪した						
	示談が成立した						
	弁償あり						

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 「謝罪した」とは、問22において、「謝罪した」とするものをいう。
 4 「示談が成立した」とは、問23において、示談が「成立した」とするものをいう。
 5 「弁償あり」とは、問24において、「弁償した」及び「弁償中である」とするものをいう。
 6 「△」は、 χ^2 検定により5%水準以下で有意差が見られた項目について、残差分析を行った結果、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち、その項目を選択した者が、「謝罪した」、「示談が成立した」、「弁償あり」で有意に多いことを表す。
 7 「▼」は、同様に分析した結果、その項目を選択した者が、「謝罪した」、「示談が成立した」、「弁償あり」で少ないことを表す。
 8 網掛け部分は、質問の対象ではないことを表す。

「すでに自分を許す気持ちになっている」又は「今回の処分で、なっとくしている」と「謝罪の有無」等については、男子の傷害、窃盗、詐欺等及び恐喝で有意な関連が認められ、いずれの罪種においても、「すでに自分を許す気持ちになっている」又は「今回の処分で、なっとくしている」を選択した者は、「謝罪した」、「示談が成立した」及び「弁償あり」とするものでいずれも多くなっている。一方、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」又は「一生、自分をにくみつづける」は、傷害及び窃盗において、「謝罪した」で少なくなっており、窃盗では「弁償あり」においても少なくなっている。窃盗、詐欺等の財産犯を中心として、謝罪、示談又は弁償をしたことで、被害者感情は宥和していると感じている者が多いことがうかがえる。

7 気持の変化

(1) 気持ちの変化

被害者に対する気持ちの変化について、「事件の直後と現在とでは、被害者に対するあなたの気持ちは変化していますか」（問20）と尋ね、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」、「前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった」、「いまでも、申し訳ないと思っている」、「いまでも、申し訳ないとは思っていない」、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」の中から択一選択で回答を求めた。罪種別に見たものが表47である。

男女とも、「いまでも、申し訳ないと思っている」が男子47.8%、女子48.7%と最も多く、次いで、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」が男子33.4%、女子38.2%となっている。男女とも、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」は10%前後となっている。

男子では、「気持の変化」と罪種の間に関連が認められたので、残差分析を行ったところ、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」は殺人等で、「いまでも、申し訳ないと思っている」は業過致死及び強盗で、「いまでも、申し訳ないとは思っていない」は傷害及び恐喝で、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」は傷害で、それぞれ多くなっている。殺人等では、被害者に対する「申し訳ない」という気持ちが時間の経過とともに強くなった者が多いのに対し、傷害及び恐喝では、当初から被害者に対し「申し訳ない」と思っていない者、あるいは被害者に対する関心が減退している者の多いことがうかがわれる。

表47 気持ちの変化

性別	罪種	気持ちの変化					合計	検定結果	
		前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった	前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった	いまでも、申し訳ないと思っている	いまでも、申し訳ないとは思っていない	あまり被害者のことを考えなくなってきた		P値	判定
男子	殺人等	36 (50.0) [3.1]	1 (1.4) [-0.6]	29 (40.3) [-1.3]	1 (1.4) [-1.5]	5 (6.9) [-1.1]	72 (100.0)	0.000m	**
	業過致死	20 (32.8) [-0.1]	1 (1.6) [-0.4]	39 (63.9) [2.6]	1 (1.6) [-1.3]	- (0.0) [-2.8]	61 (100.0)		
	傷害	39 (19.7) [-4.3]	2 (1.0) [-1.3]	72 (36.4) [-3.4]	30 (15.2) [6.4]	55 (27.8) [8.0]	198 (100.0)		
	業過傷	16 (27.1) [-1.0]	3 (5.1) [1.4]	32 (54.2) [1.0]	1 (1.7) [-1.3]	7 (11.9) [0.2]	59 (100.0)		
	窃盗	306 (35.2) [1.5]	25 (2.9) [1.3]	437 (50.2) [1.9]	29 (3.3) [-3.8]	73 (8.4) [-3.3]	870 (100.0)		
	詐欺等	108 (36.7) [1.3]	4 (1.4) [-1.2]	148 (50.3) [0.9]	13 (4.4) [-0.8]	21 (7.1) [-2.3]	294 (100.0)		
	強盗	23 (29.1) [-0.8]	1 (1.3) [-0.7]	50 (63.3) [2.8]	1 (1.3) [-1.7]	4 (5.1) [-1.7]	79 (100.0)		
	恐喝	28 (24.8) [-2.0]	3 (2.7) [0.2]	32 (28.3) [-4.3]	20 (17.7) [5.9]	30 (26.5) [-1.0]	113 (100.0)		
	強姦等	44 (39.3) [1.4]	4 (3.6) [0.9]	50 (44.6) [-0.7]	5 (4.5) [-0.5]	9 (8.0) [-1.0]	112 (100.0)		
	合計	620 (33.4)	44 (2.4)	889 (47.8)	101 (5.4)	204 (11.0)	1,858 (100.0)		
女子	殺人等	8 (57.1) [1.6]	-	6 (42.9) [-0.5]	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-1.2]	14 (100.0)	0.623m	
	業過致死	- (0.0) [-0.8]	-	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	傷害	- (0.0) [-0.8]	-	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	業過傷	- (0.0) [-0.8]	-	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	窃盗	9 (34.6) [-0.5]	-	13 (50.0) [0.2]	2 (7.7) [0.7]	2 (7.7) [0.0]	26 (100.0)		
	詐欺等	10 (37.0) [-0.1]	-	13 (48.1) [-0.1]	1 (3.7) [-0.5]	3 (11.1) [0.8]	27 (100.0)		
	強盗	- (0.0) [-1.1]	-	2 (100.0) [1.5]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.4]	2 (100.0)		
	恐喝	1 (33.3) [-0.2]	-	- (0.0) [-1.7]	1 (33.3) [2.2]	1 (33.3) [1.7]	3 (100.0)		
	強姦等	1 (100.0) [1.3]	-	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	合計	29 (38.2)		37 (48.7)	4 (5.3)	6 (7.9)	76 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

気持ちの変化について、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別に分析する。
 表48は、暴力団関係の有無別の結果を示したものであるが、殺人等 ($p < 0.002$)、傷害 ($\chi^2(4) = 16.635$ $p < 0.002$)、詐欺等 ($p < 0.001$) 及び恐喝 ($\chi^2(4) = 24.972$ $p < 0.000$) において有意な関連が認められた。残差分析の結果、「前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった」は詐欺等で、「いまでも、申し訳ないとは思っていない」は殺人等、傷害及び詐欺等及び恐喝で、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」は殺人等及び詐欺等で、それぞれ暴力団関係者で多く、暴力団以外の者で少なくなっている。

表48 気持ちの変化（暴力団関係の有無別）

罪 種	暴力団関係の有無	気持ちの変化					合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
		前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった	前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった	いまでも、申し訳ないと思っている	いまでも、申し訳ないとは思っていない	あまり被害者のことを考えなくなってきた				P 値	判定
殺人等	関係なし	30 (52.6) [0.7]	1 (1.8) [0.5]	25 (43.9) [1.5]	- (0.0) [-2.0]	1 (1.8) [-3.5]	57 (100.0)	16.635	4	0.002m	**
	関係あり	6 (42.9) [-0.7]	- (0.0) [-0.5]	3 (21.4) [-1.5]	1 (7.1) [2.0]	4 (28.6) [3.5]	14 (100.0)				
薬過致死	関係なし	19 (33.9) [0.0]	1 (1.8) [0.2]	35 (62.5) [-0.1]	- (1.8) [0.2]	- (0.0)	56 (100.0)	16.635	4	1.000m	
	関係あり	1 (33.3) [0.0]	- (0.0) [-0.2]	2 (66.7) [0.1]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0)	3 (100.0)				
傷害	関係なし	31 (27.2) [3.0]	1 (0.9) [-0.2]	45 (39.5) [0.9]	10 (8.8) [-3.0]	27 (23.7) [-1.2]	114 (100.0)	16.635	4	0.002	**
	関係あり	8 (9.8) [-3.0]	1 (1.2) [0.2]	27 (32.9) [-0.9]	20 (24.4) [3.0]	26 (31.7) [1.2]	82 (100.0)				
薬過傷	関係なし	15 (27.8) [0.1]	3 (5.6) [0.5]	29 (53.7) [0.1]	- (0.0) [-3.7]	7 (13.0) [0.8]	54 (100.0)			0.088m	
	関係あり	1 (25.0) [-0.1]	- (0.0) [-0.5]	2 (50.0) [-0.1]	1 (25.0) [3.7]	- (0.0) [-0.8]	4 (100.0)				
窃盗	関係なし	292 (34.7) [-1.7]	24 (2.9) [-0.5]	429 (51.0) [2.0]	28 (3.3) [0.8]	69 (8.2) [-1.0]	842 (100.0)			0.183m	
	関係あり	11 (52.4) [1.7]	1 (4.8) [0.5]	6 (28.6) [-2.0]	- (0.0) [-0.8]	3 (14.3) [1.0]	21 (100.0)				
詐欺等	関係なし	100 (37.3) [1.6]	2 (0.7) [-3.4]	142 (53.0) [2.0]	8 (3.0) [-3.7]	16 (6.0) [-2.4]	268 (100.0)			0.001m	**
	関係あり	4 (20.0) [-1.6]	2 (10.0) [3.4]	6 (30.0) [-2.0]	4 (20.0) [3.7]	4 (20.0) [2.4]	20 (100.0)				
強盗	関係なし	22 (31.0) [1.1]	1 (1.4) [0.3]	45 (63.4) [0.0]	1 (1.4) [0.3]	2 (2.8) [-2.7]	71 (100.0)			0.230m	
	関係あり	1 (12.5) [-1.1]	- (0.0) [-0.3]	5 (62.5) [0.0]	- (0.0) [-0.3]	2 (25.0) [2.7]	8 (100.0)				
恐喝	関係なし	20 (31.7) [1.8]	1 (1.6) [-0.8]	25 (39.7) [3.4]	4 (6.3) [-3.7]	13 (20.6) [-1.7]	63 (100.0)	24.972	4	0.000	**
	関係あり	8 (16.7) [-1.8]	2 (4.2) [0.8]	5 (10.4) [-3.4]	16 (33.3) [3.7]	17 (35.4) [1.7]	48 (100.0)				
強姦等	関係なし	43 (41.0) [1.4]	3 (2.9) [-1.6]	46 (43.8) [-0.7]	5 (4.8) [0.6]	8 (7.6) [-0.6]	105 (100.0)			0.298m	
	関係あり	1 (14.3) [-1.4]	1 (14.3) [1.6]	4 (57.1) [0.7]	- (0.0) [-0.6]	1 (14.3) [0.6]	7 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表49のとおり、男子の殺人等 ($p < 0.047$)、窃盗 ($\chi^2(4) = 10.025$ $p < 0.040$)、強盗 ($p < 0.000$)、恐喝 ($\chi^2(4) = 9.637$ $p < 0.047$) 及び強姦等 ($p < 0.008$) で有意な関連が認められた。「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」は窃盗の初入者で多く、「いまでも、申し訳ないとは思っていない」又は「あまり被害者のことを考えなくなってきた」は、殺人等、強盗及び強姦等の累入者で多くなっている。

暴力団以外の者の言渡し刑期別では、男女ともに有意な関連が認められなかった。

表49 気持ちの変化 (初入・累入の別)

性別	罪 種	初入・累入の別	気持ちの変化					合計	χ^2 値	自由度	検定結果	
			前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった	前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった	いまでも、申し訳ないとは思っている	いまでも、申し訳ないとは思っていない	あまり被害者のことを考えなくなってきた				P 値	判定
男子	殺人等	初入	27 (50.9) [0.3]	1 (1.9) [0.6]	23 (43.4) [0.9]	1 (1.9) [0.6]	1 (1.9) [2.8]	53 (100.0)			0.047m	・
		累入	9 (47.4) [0.3]	- (0.0) [0.6]	6 (31.6) [0.9]	- (0.0) [0.6]	4 (21.1) [2.8]	19 (100.0)				
	薬過致死	初入	17 (30.9) [0.9]	1 (1.8) [0.3]	36 (65.5) [0.7]	1 (1.8) [0.3]	- (0.0) [0.3]	55 (100.0)			0.718m	
		累入	3 (50.0) [0.9]	- (0.0) [0.3]	3 (50.0) [0.7]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.3]	6 (100.0)				
	傷害	初入	19 (25.0) [1.5]	1 (1.3) [0.3]	29 (38.2) [0.4]	10 (13.2) [0.6]	17 (22.4) [1.3]	76 (100.0)	3.607	4	0.462	
		累入	20 (16.4) [1.5]	1 (0.8) [0.3]	43 (35.2) [0.4]	20 (16.4) [0.6]	38 (31.1) [1.3]	122 (100.0)				
	薬過傷	初入	11 (31.4) [0.9]	1 (2.9) [0.9]	21 (60.0) [1.1]	- (0.0) [1.2]	2 (5.7) [1.8]	35 (100.0)			0.175m	
		累入	5 (20.8) [0.9]	2 (8.3) [0.9]	11 (45.8) [1.1]	1 (4.2) [1.2]	5 (20.8) [1.8]	24 (100.0)				
	窃盗	初入	109 (40.7) [2.3]	4 (1.5) [1.6]	133 (49.6) [0.2]	6 (2.2) [1.2]	16 (6.0) [1.7]	268 (100.0)	10.025	4	0.040	・
		累入	197 (32.7) [2.3]	21 (3.5) [1.6]	304 (50.5) [0.2]	23 (3.8) [1.2]	57 (9.5) [1.7]	602 (100.0)				
	詐欺等	初入	57 (42.5) [1.9]	- (0.0) [1.8]	67 (50.0) [0.1]	4 (3.0) [1.1]	6 (4.5) [1.6]	134 (100.0)	9.211	4	0.056	
		累入	51 (31.9) [1.9]	4 (2.5) [1.8]	81 (50.6) [0.1]	9 (5.6) [1.1]	15 (9.4) [1.6]	160 (100.0)				
	強盗	初入	18 (31.0) [0.6]	- (0.0) [1.7]	40 (69.0) [1.7]	- (0.0) [1.7]	- (0.0) [3.4]	58 (100.0)			0.000m	**
		累入	5 (23.8) [0.6]	1 (4.8) [1.7]	10 (47.6) [1.7]	1 (4.8) [1.7]	4 (19.0) [3.4]	21 (100.0)				
	恐喝	初入	14 (28.6) [0.8]	3 (6.1) [2.0]	17 (34.7) [1.3]	5 (10.2) [1.8]	10 (20.4) [1.3]	48 (100.0)	9.637	4	0.047	・
		累入	14 (21.9) [0.8]	- (0.0) [2.0]	15 (23.4) [1.3]	15 (23.4) [1.8]	20 (31.3) [1.3]	64 (100.0)				
	強姦等	初入	34 (43.6) [1.4]	3 (3.8) [0.2]	37 (47.4) [0.9]	1 (1.3) [2.5]	3 (3.8) [2.5]	78 (100.0)			0.008m	**
		累入	10 (29.4) [1.4]	1 (2.9) [0.2]	13 (38.2) [0.9]	4 (11.8) [2.5]	6 (17.6) [2.5]	34 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「・」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連

「申し訳ないという気持ちの有無」と「気持ちの変化」の関連を、罪種別にみると、女子では、すべての罪種において有意な関連は認められなかった。男子では、表50のとおり、業過致死を除いたすべての罪種において、有意な関連が認められた。これらにつき、残差分析を行ったところ、いずれも、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」又は「いまでも、申し訳ないとは思っていない」と回答した者は、「申し訳ないとは思っていない」とするものに多く、逆に、強盗を除く7つの罪種で、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」又は「いまでも、申し訳ないと思っている」と回答した者が、「申し訳ないと思っている」で多くなっている。

表50 気持ちの変化（申し訳ないという気持ちの有無別）

性別	罪 種	申し訳ないという気持ちの有無	気持ちの変化					合計	検定結果	
			前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった	前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった	いまでも、申し訳ないと思っている	いまでも、申し訳ないとは思っていない	あまり被害者のことを考えなくなってきた		P 値	判定
男子	殺人等	申し訳ないと思っている	36 (53.7) [2.3]	1 (1.5) [0.3]	29 (43.3) [1.9]	1 (1.5) [0.3]	- (0.0) [-8.5]	67 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-1.8]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-1.5]	- (0.0) [-0.2]	3 (100.0) [6.5]	3 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-1.2]	- (0.0) [-0.2]	2 (100.0) [5.3]	2 (100.0)		
	業過致死	申し訳ないと思っている	20 (33.3)	1 (1.7)	38 (63.3)	1 (1.7)	-	60 (100.0)		
	傷害	申し訳ないと思っている	37 (28.0) [4.3]	1 (0.8) [-0.5]	70 (53.0) [6.7]	1 (0.8) [-8.3]	23 (17.4) [-4.3]	132 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (2.3) [-3.2]	1 (2.3) [1.0]	- (0.0) [-5.7]	26 (60.5) [9.3]	15 (34.9) [1.4]	43 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-2.3]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-2.5]	3 (15.8) [0.0]	14 (73.7) [4.9]	19 (100.0)		
	業過傷	申し訳ないと思っている	16 (29.6) [1.3]	3 (5.6) [0.5]	31 (57.4) [2.2]	- (0.0) [-3.7]	4 (7.4) [-4.0]	54 (100.0)	0.021m	.
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [2.7]	1 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-1.9]	1 (33.3) [4.3]	2 (66.7) [3.0]	3 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思っている	293 (36.2) [3.4]	20 (2.5) [-0.7]	426 (52.7) [4.7]	22 (2.7) [-4.4]	48 (5.9) [-11.0]	809 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-3.0]	- (0.0) [-0.7]	4 (23.5) [-2.3]	5 (29.4) [6.0]	8 (47.1) [5.8]	17 (100.0)		
		わからない	6 (18.8) [-1.9]	2 (6.3) [1.3]	5 (15.6) [-4.0]	2 (6.3) [0.9]	17 (53.1) [9.2]	32 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思っている	102 (38.5) [2.5]	3 (1.1) [-1.2]	146 (55.1) [5.2]	4 (1.5) [-8.1]	10 (3.8) [-7.6]	265 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (7.1) [-2.3]	1 (7.1) [1.9]	- (0.0) [-3.9]	9 (64.3) [11.1]	3 (21.4) [2.1]	14 (100.0)		
		わからない	2 (20.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-3.3]	- (0.0) [-0.7]	8 (80.0) [9.0]	10 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思っている	23 (30.7) [1.1]	1 (1.3) [0.2]	48 (64.0) [1.1]	- (0.0) [-5.0]	3 (4.0) [-2.3]	75 (100.0)	0.030m	.
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-1.9]	1 (50.0) [6.2]	1 (50.0) [2.9]	2 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [0.8]	- (0.0) [-0.1]	- (0.0) [-0.2]	1 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っている	27 (36.5) [4.2]	2 (2.7) [0.0]	31 (41.9) [4.3]	1 (1.4) [-6.2]	13 (17.6) [-3.2]	74 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	- (0.0) [-3.0]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-3.3]	17 (77.3) [8.4]	5 (22.7) [-0.5]	22 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-2.4]	1 (6.7) [1.0]	1 (6.7) [-2.0]	1 (6.7) [-1.2]	12 (80.0) [5.0]	15 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っている	43 (41.0) [1.4]	4 (3.8) [0.5]	50 (47.6) [2.5]	3 (2.9) [-3.2]	5 (4.8) [-4.9]	105 (100.0)	0.001m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (20.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-2.1]	2 (40.0) [3.9]	2 (40.0) [2.7]	5 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.3]	- (0.0) [-0.3]	- (100.0) [4.8]	2 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

(3) 気持ちの変化のきっかけ

「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」とするものについて、そのきっかけ（問20のA, 重複選択）を尋ねた結果を罪種別に見てみると、表51のとおりである。男子については、「謝罪をしたことで」、「示談や弁償の手續をしている中で」等の6項目で有意な関連が認められた。残差分析の結果をみると、「つかまったことで」は窃盗で、「謝罪をしたことで」は業過致死及び恐喝で、「示談や弁償の手續をしている中で」は詐欺等で、「施設の職員の面接や指導の中で」は業過致死で、「施設で、教誨師や篤志面接委員の面接を受けたことで」は殺人等、業過致死及び強盗で、それぞれ多くなっている。

表51 気持ちの変化のきっかけ

性別	罪種	気持ちの変化のきっかけ								合計
		つかまったことで	裁判を受けたことで	謝罪をしたことで	示談や弁償の手續をしている中で	施設の職員の面接や指導の中で	施設で教誨師や篤志面接委員の面接を受けたことで	その他	とくにきっかけはない	
男子	殺人等	4 (11.1) [-1.8]	6 (16.7) [-1.8]	3 (8.3) [0.4]	1 (2.8) [-1.3]	19 (52.8) [1.7]	14 (38.9) [3.7]	3 (8.3) [0.4]	8 (22.2) [2.8]	36
	業過致死	2 (10.0) [-1.5]	6 (30.0) [0.0]	5 (25.0) [3.3]	4 (20.0) [1.8]	13 (65.0) [2.4]	8 (40.0) [2.8]	3 (15.0) [1.5]	- (0.0) [-1.4]	20
	傷害	5 (12.8) [-1.7]	7 (17.9) [-1.7]	1 (2.6) [-1.1]	6 (15.4) [1.5]	13 (33.3) [-0.8]	7 (17.9) [0.2]	2 (5.1) [-0.4]	6 (15.4) [1.4]	39
	業過傷	4 (25.0) [0.1]	5 (31.3) [0.1]	3 (18.8) [1.9]	3 (18.8) [1.4]	7 (43.8) [0.4]	1 (6.3) [-1.1]	- (0.0) [-1.1]	1 (6.3) [-0.4]	16
	窃盗	92 (30.1) [3.7]	96 (31.4) [0.7]	13 (4.2) [-2.5]	14 (4.6) [-3.7]	117 (38.2) [-0.4]	39 (12.7) [-2.7]	16 (5.2) [-1.5]	25 (8.2) [-0.7]	306
	詐欺等	24 (22.2) [-0.4]	40 (37.0) [1.8]	7 (6.5) [-0.1]	16 (14.8) [2.4]	38 (35.2) [-0.9]	18 (16.7) [0.0]	6 (5.6) [-0.6]	5 (4.6) [-1.8]	108
	強盗	4 (17.4) [-0.7]	7 (30.4) [0.0]	2 (8.7) [0.4]	2 (8.7) [0.0]	11 (47.8) [0.9]	8 (34.8) [2.4]	3 (13.0) [1.2]	2 (8.7) [-0.1]	23
	恐喝	6 (21.4) [-0.3]	9 (32.1) [0.3]	6 (21.4) [3.2]	3 (10.7) [0.4]	3 (10.7) [-3.1]	2 (7.1) [-1.4]	3 (10.7) [0.8]	5 (17.9) [1.7]	28
	強姦等	6 (13.6) [-1.6]	10 (22.7) [-1.1]	2 (4.5) [-0.6]	6 (13.6) [1.2]	21 (47.7) [1.2]	7 (15.9) [-0.2]	6 (13.6) [1.9]	4 (9.1) [0.0]	44
	合計	147 (23.7)	186 (30.0)	42 (6.8)	55 (8.9)	242 (39.0)	104 (16.8)	42 (6.8)	56 (9.0)	620
	χ ² 値	17.831	9.749			21.541				
	自由度	8	8			8				
	検定結果	P値 判定	0.023 *	0.283 **	0.001m **	0.008m **	0.006 **	0.000m **	0.226m *	0.031m *
女子	殺人等	3 (37.5) [0.0]	2 (25.0) [0.1]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.6]	1 (12.5) [-0.9]	1 (12.5) [-0.4]	2 (25.0) [1.1]	2 (25.0) [1.1]	8
	窃盗	3 (33.3) [-0.3]	2 (22.2) [-0.2]	1 (11.1) [0.6]	- (0.0) [-0.7]	3 (33.3) [0.8]	2 (22.2) [0.5]	1 (11.1) [-0.3]	1 (11.1) [-0.3]	9
	詐欺等	4 (40.0) [0.2]	2 (20.0) [-0.4]	- (0.0) [-1.1]	- (0.0) [-0.7]	2 (20.0) [-0.4]	1 (10.0) [-0.7]	- (0.0) [-1.6]	1 (10.0) [-0.4]	10
	恐喝	- (0.0) [-0.8]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.4]	1
	強姦等	1 (100.0) [1.3]	1 (100.0) [1.8]	1 (100.0) [3.7]	1 (100.0) [5.4]	1 (100.0) [1.8]	1 (100.0) [2.2]	1 (100.0) [2.5]	- (0.0) [-0.4]	1
	合計	11 (37.9)	7 (24.1)	2 (6.9)	1 (3.4)	7 (24.1)	5 (17.2)	4 (13.8)	4 (13.8)	29
	検定結果	P値 判定	0.861m	0.576m	0.091m	0.073m	0.392m	0.335m	0.065m	0.747m

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

この変化のきっかけと、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別に分析すると、暴力団関係の有無別及び暴力団以外の者の言渡し刑期の長短別では有意な関連は認められなかったものの、暴力団以外の者の入所経験の有無別では、男子について有意な関連が認められた。残差分析の結果、傷害の「示談や弁償の手続をしている中で」とするもの、窃盗及び強盗の「施設の職員の面接や指導の中で」とするもの、詐欺等の「施設で、教誨師や篤志面接委員の面接を受けたことで」とするものが、いずれも初入者で多くなっている。

8 罪の償いに対する意識

(1) 罪の償いに対する意識

表52は、罪の償いに対する意識に関し、「罪の償いにとって一番大切なことは何ですか」（問25）と尋ねた結果を、罪種別に見たものである。

男女とも、「社会で更生すること」とするものが約50%を占め、最も高くなっている。罪の償いに対する意識と罪種との関連をみると、男女ともに有意な関連が見られた。残差分析を行うと、男子については「被害者やその家族に謝罪すること」は業過致死で、「示談や弁償が成立・終了すること」は業過傷及び詐欺等で、「社会で更生すること」は窃盗及び強盗で、「被害者やその家族の許しを得ること」は殺人等、業過致死及び業過傷で、それぞれ多くなっている。

償いに対する意識と、暴力団関係の有無、入所経験及び言渡し刑期との関連の有無を罪種別に分析すると、暴力団関係の有無別では、殺人等 ($\chi^2(5) = 25.248$ $p < 0.000$) で有意な関連が認められ、「裁判の結果に従うこと」が暴力団関係者で多く、逆に、「社会で更生すること」が暴力団以外の者で多くなっている。

表52 罪のつぐない

性別	罪 種	罪のつぐない						合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
		裁判の結果にしたがうこと	被害者やその家族に謝罪すること	示談や弁償が成立・終了すること	社会で更正すること	被害者やその家族の許しを得ること	その他				P 値	判定
男子	殺人等	13 (18.1) [1.2]	8 (11.1) [-0.5]	2 (2.8) [-1.6]	23 (31.9) [-3.5]	22 (30.6) [5.6]	4 (5.6) [1.1]	72 (100.0)	204.062	40	0.000	**
	業過致死	2 (3.4) [-2.3]	22 (37.3) [5.7]	4 (6.8) [-0.3]	15 (25.4) [-4.2]	15 (25.4) [3.7]	1 (1.7) [-0.7]	59 (100.0)				
	傷害	33 (17.3) [1.7]	31 (16.2) [1.5]	15 (7.9) [0.1]	79 (41.4) [-3.1]	21 (11.0) [0.2]	12 (6.3) [2.4]	191 (100.0)				
	業過傷	6 (10.9) [-0.5]	9 (16.4) [0.8]	10 (18.2) [2.9]	18 (32.7) [-2.9]	11 (20.0) [2.3]	1 (1.8) [-0.6]	55 (100.0)				
	窃盗	120 (13.2) [-0.2]	104 (11.4) [-1.8]	49 (5.4) [-3.7]	546 (59.9) [6.6]	68 (7.5) [-4.3]	24 (2.6) [-1.6]	911 (100.0)				
	詐欺等	44 (14.9) [0.9]	28 (9.5) [-1.9]	46 (15.6) [5.5]	145 (49.2) [-1.1]	26 (8.8) [-1.1]	6 (2.0) [-1.4]	295 (100.0)				
	強盗	5 (6.3) [-1.9]	10 (12.7) [-0.1]	6 (7.6) [0.0]	51 (64.6) [2.3]	7 (8.9) [-0.5]	- (0.0) [-1.7]	79 (100.0)				
	恐喝	18 (16.2) [0.9]	15 (13.5) [0.2]	9 (8.1) [0.2]	45 (40.5) [-2.5]	15 (13.5) [1.0]	9 (8.1) [2.9]	111 (100.0)				
	強姦等	11 (9.6) [-1.2]	16 (14.0) [0.4]	5 (4.4) [-1.4]	60 (52.6) [0.1]	16 (14.0) [1.2]	6 (5.3) [1.2]	114 (100.0)				
	合計	252 (13.4)	243 (12.9)	146 (7.7)	982 (52.0)	201 (10.7)	63 (3.3)	1,887 (100.0)				
女子	殺人等	1 (7.7) [-0.7]	3 (23.1) [1.6]	1 (7.7) [-0.2]	4 (30.8) [-1.3]	4 (30.8) [2.0]	- (0.0) [-0.9]	13 (100.0)	0.002m		0.002m	**
	業過致死	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-1.4]	1 (50.0) [1.5]	1 (50.0) [2.8]	2 (100.0)				
	傷害	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.0]	1 (100.0) [2.5]	- (0.0) [-0.2]	1 (100.0)				
	業過傷	1 (100.0) [2.5]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.2]	1 (100.0)				
	窃盗	5 (18.5) [1.0]	2 (7.4) [-0.7]	- (0.0) [2.2]	18 (66.7) [0.1]	1 (3.7) [-0.3]	1 (3.7) [-0.5]	27 (100.0)				
	詐欺等	3 (12.0) [-0.3]	2 (8.0) [-0.6]	5 (20.0) [2.2]	12 (48.0) [0.1]	3 (12.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.5]	25 (100.0)				
	強盗	- (0.0) [-0.6]	1 (50.0) [1.8]	1 (50.0) [2.0]	- (0.0) [-1.4]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	2 (100.0)				
	恐喝	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	1 (50.0) [0.1]	- (0.0) [-0.6]	1 (50.0) [2.8]	2 (100.0)				
	強姦等	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.0]	- (0.0) [-0.4]	1 (100.0) [4.2]	1 (100.0)				
	合計	10 (13.5)	8 (10.8)	7 (9.5)	35 (47.3)	10 (13.5)	4 (5.4)	74 (100.0)				

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

暴力団以外の者の入所経験の有無別では、表53のとおり、男子の殺人等 ($p < 0.046$)、窃盗 ($\chi^2(5) = 22.487$ $p < 0.000$) 及び詐欺等 ($\chi^2(5) = 16.513$ $p < 0.006$) に有意な関連が認められた。「示談や弁償が成立・終了すること」及び「被害者やその家族の許しを得ること」が窃盗において、「被害者やその家族の許しを得ること」が詐欺等において、それぞれ初入者で多くなっており、「裁判の結果に従うこと」は殺人等において、「社会で更生すること」は窃盗において、それぞれ累入者で多くなっている。

表53 罪のつぐない（初入・累入の別）

性別	罪 種	初入・累入の別	気持ちの変化						合計	χ ² 値	自由度	検定結果	
			裁判の結果に従うこと	被害者やその家族に謝罪すること	示談や弁償が成立・終了すること	社会で更生すること	被害者やその家族の許しを得ること	その他				P 値	判定
男子	殺人等	初入	5 (9.6) [-3.0]	7 (13.5) [1.0]	1 (1.9) [-0.7]	18 (34.6) [0.8]	17 (32.7) [0.6]	4 (7.7) [1.3]	52 (100.0)			0.046m	・
		累入	8 (40.0) [3.0]	1 (5.0) [-1.0]	1 (5.0) [0.7]	5 (25.0) [0.8]	5 (25.0) [0.8]	- (0.0) [-1.3]	20 (100.0)				
	薬過致死	初入	2 (3.6) [0.4]	21 (38.2) [0.5]	4 (7.3) [0.6]	14 (25.5) [0.0]	13 (23.6) [1.2]	1 (1.8) [0.3]	55 (100.0)			0.887m	
		累入	- (0.0) [-0.4]	1 (25.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.6]	1 (25.0) [0.0]	2 (50.0) [1.2]	- (0.0) [-0.3]	4 (100.0)				
	傷害	初入	11 (15.3) [-0.6]	13 (18.1) [0.5]	3 (4.2) [-1.5]	31 (43.1) [0.4]	10 (13.9) [1.0]	4 (5.6) [-0.3]	72 (100.0)	3.563	5	0.614	
		累入	22 (18.5) [0.6]	18 (15.1) [-0.5]	12 (10.1) [1.5]	48 (40.3) [-0.4]	11 (9.2) [-1.0]	8 (6.7) [0.3]	119 (100.0)				
	薬過傷	初入	2 (6.1) [-1.4]	8 (24.2) [1.9]	6 (18.2) [0.0]	10 (30.3) [-0.5]	7 (21.2) [0.3]	- (0.0) [-1.2]	33 (100.0)			0.244m	
		累入	4 (18.2) [1.4]	1 (4.5) [-1.9]	4 (18.2) [0.0]	8 (36.4) [0.5]	4 (18.2) [-0.3]	1 (4.5) [1.2]	22 (100.0)				
	窃盗	初入	28 (10.0) [-1.9]	38 (13.6) [1.4]	25 (9.0) [3.2]	152 (54.5) [-2.2]	30 (10.8) [2.5]	6 (2.2) [-0.6]	279 (100.0)	22.487	5	0.000	**
		累入	92 (14.6) [1.9]	66 (10.4) [-1.4]	24 (3.8) [-3.2]	394 (62.3) [2.2]	38 (6.0) [-2.5]	18 (2.8) [0.6]	632 (100.0)				
	詐欺等	初入	16 (12.6) [-1.0]	9 (7.1) [-1.2]	24 (18.9) [1.4]	55 (43.3) [-1.7]	18 (14.2) [2.8]	5 (3.9) [2.0]	127 (100.0)	16.513	5	0.006	**
		累入	28 (16.7) [1.0]	19 (11.3) [1.2]	22 (13.1) [-1.4]	90 (53.6) [1.7]	8 (4.8) [-2.8]	1 (0.6) [-2.0]	168 (100.0)				
	強盗	初入	3 (5.4) [-0.6]	7 (12.5) [-0.1]	2 (3.6) [-2.1]	37 (66.1) [0.4]	7 (12.5) [1.8]	- (0.0) [-1.8]	56 (100.0)			0.113m	
		累入	2 (8.7) [0.6]	3 (13.0) [0.1]	4 (17.4) [2.1]	14 (60.9) [-0.4]	- (0.0) [-1.8]	- (0.0) [-1.8]	23 (100.0)				
	恐喝	初入	4 (8.7) [-1.8]	5 (10.9) [-0.7]	7 (15.2) [2.3]	20 (43.5) [0.5]	8 (17.4) [1.0]	2 (4.3) [-1.2]	46 (100.0)	10.454	5	0.063	
		累入	14 (21.5) [1.8]	10 (15.4) [0.7]	2 (3.1) [-2.3]	25 (38.5) [-0.5]	7 (10.8) [-1.0]	7 (10.8) [1.2]	65 (100.0)				
	強姦等	初入	7 (8.9) [-0.4]	11 (13.9) [-0.1]	2 (2.5) [-1.5]	42 (53.2) [0.2]	14 (17.7) [1.7]	3 (3.8) [-1.1]	79 (100.0)			0.342m	
		累入	4 (11.4) [0.4]	5 (14.3) [0.1]	3 (8.6) [1.5]	18 (51.4) [-0.2]	2 (5.7) [-1.7]	3 (8.6) [1.1]	35 (100.0)				

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す(5%水準)。

(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連

「罪のつぐない」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を罪種別にみると、女子においては両者の間に有意な関連は認められなかった。男子においては、表54のとおり、傷害(p<0.000)、窃盗(p<0.000)及び詐欺等(p<0.036)において有意な関連が見られた。

残差分析を行ってみると、傷害では、「被害者やその家族に謝罪すること」及び「社会で更生すること」と答えた者が、「申し訳ないと思っている」とするもので多く、「裁判の結果に従うこと」と答えた者が「申し訳ないとは思っていない」とするもので多くなっている。

表54 罪のつぐない（申し訳ないという気持ちの有無別）

性別	罪 種	申し訳ないという気持ちの有無	罪のつぐない						合計	検定結果	
			裁判の結果にしたがうこと	被害者やその家族に謝罪すること	示談や弁償が成立・終了すること	社会で更正すること	被害者やその家族の許しを得ること	その他		P 値	判定
男子	殺人等	申し訳ないと思っている	8 (12.1) [-4.5]	8 (12.1) [0.7]	2 (3.0) [0.4]	22 (33.3) [1.4]	22 (33.3) [1.4]	4 (6.1) [0.5]	66 (100.0)	0.073m	
		申し訳ないと思っていない	3 (100.0) [3.9]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-1.2]	- (0.0) [-1.2]	- (0.0) [-0.4]	3 (100.0)		
		わからない	1 (100.0) [2.2]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.2]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.2]	1 (100.0)		
	薬過致死	申し訳ないと思っている	2 (3.4)	21 (36.2)	4 (6.9)	15 (25.9)	15 (25.9)	1 (1.7)	58 (100.0)		
	傷害	申し訳ないと思っている	9 (7.3) [-5.2]	29 (23.4) [3.4]	9 (7.3) [-0.6]	58 (46.8) [2.4]	13 (10.5) [0.1]	6 (4.8) [-1.3]	124 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	19 (45.2) [5.4]	1 (2.4) [-2.9]	3 (7.1) [-0.3]	11 (26.2) [-2.2]	3 (7.1) [-0.8]	5 (11.9) [1.6]	42 (100.0)		
		わからない	4 (22.2) [0.6]	1 (5.6) [-1.3]	3 (16.7) [1.4]	6 (33.3) [-0.7]	3 (16.7) [-0.7]	1 (5.6) [0.9]	18 (100.0)		
	薬過傷	申し訳ないと思っている	3 (6.0) [-2.9]	8 (16.0) [-0.5]	10 (20.0) [1.0]	17 (34.0) [0.4]	11 (22.0) [1.1]	1 (2.0) [0.3]	50 (100.0)	0.145m	
		申し訳ないと思っていない	1 (100.0) [3.2]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.7]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.1]	1 (100.0)		
		わからない	1 (33.3) [1.5]	1 (33.3) [0.8]	- (0.0) [-0.8]	1 (33.3) [0.0]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.2]	3 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思っている	101 (12.6) [-0.3]	92 (11.5) [1.6]	43 (5.4) [-0.8]	486 (60.8) [1.4]	66 (8.3) [1.6]	12 (1.5) [-8.1]	800 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思っていない	2 (10.5) [0.7]	- (0.0) [-0.8]	3 (15.8) [-0.5]	9 (47.4) [-0.8]	1 (5.3) [-0.4]	4 (21.1) [5.1]	19 (100.0)		
		わからない	5 (16.7) [0.7]	2 (6.7) [-0.8]	1 (3.3) [-0.5]	16 (53.3) [-0.8]	- (0.0) [-1.6]	6 (20.0) [6.1]	30 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思っている	35 (13.9) [-1.6]	27 (10.7) [1.0]	40 (15.9) [1.5]	123 (48.8) [0.5]	24 (9.5) [0.1]	3 (1.2) [-3.7]	252 (100.0)	0.036m	*
		申し訳ないと思っていない	4 (30.8) [1.6]	- (0.0) [-1.2]	- (0.0) [-1.5]	6 (46.2) [-0.2]	1 (7.7) [-0.2]	2 (15.4) [3.3]	13 (100.0)		
		わからない	2 (20.0) [0.5]	1 (10.0) [0.0]	1 (10.0) [-0.4]	4 (40.0) [-0.5]	1 (10.0) [0.1]	1 (10.0) [1.7]	10 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思っている	4 (5.6) [-1.9]	10 (13.9) [0.7]	5 (6.9) [-1.7]	46 (63.9) [1.1]	7 (9.7) [0.6]	- (0.0) [0.6]	72 (100.0)	0.237m	
		申し訳ないと思っていない	1 (50.0) [2.5]	- (0.0) [-0.6]	1 (50.0) [2.2]	- (0.0) [-1.9]	- (0.0) [-0.5]	- (0.0) [-0.5]	2 (100.0)		
		わからない	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.4]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0) [0.8]	- (0.0) [-0.3]	- (0.0) [-0.3]	1 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っている	9 (12.3) [-1.7]	11 (15.1) [0.6]	7 (9.6) [0.7]	32 (43.8) [1.1]	10 (13.7) [0.0]	4 (5.5) [-1.1]	73 (100.0)	0.736m	
		申し訳ないと思っていない	5 (23.8) [1.0]	2 (9.5) [-0.6]	2 (9.5) [0.2]	8 (38.1) [-0.2]	2 (9.5) [-0.6]	2 (9.5) [0.4]	21 (100.0)		
		わからない	4 (26.7) [1.1]	2 (13.3) [-0.1]	- (0.0) [-1.3]	4 (26.7) [-1.2]	3 (20.0) [0.8]	2 (13.3) [1.0]	15 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っている	9 (8.6) [-1.7]	15 (14.3) [1.1]	5 (7.8) [0.6]	56 (53.3) [0.5]	16 (15.2) [1.1]	4 (3.8) [-2.8]	105 (100.0)	0.081m	
		申し訳ないと思っていない	1 (20.0) [0.8]	- (0.0) [-0.9]	- (0.0) [-0.5]	2 (40.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.9]	2 (40.0) [3.5]	5 (100.0)		
		わからない	1 (50.0) [1.9]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	1 (50.0) [-0.1]	- (0.0) [-0.6]	- (0.0) [-0.3]	2 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

9 事件による受刑者自身への影響

ア 事件による自分自身への影響

事件による自分自身への影響に関し、「今回の事件の結果、あなた自身にはどのような影響がありましたか」（問27、重複選択）と尋ねた結果を罪種別に示したものが、表55である。男子の場合、「精神的な苦痛、ストレスがあった」（51.0%）が最も高く、次いで、「地元での生活がしにくくなった」（26.0%）、「経済的に困ったことがあった」（25.2%）の順となっており、女子の場合は、「精神的な苦痛、ストレスがあった」（48.7%）、「離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった」（29.5%）、「地元での生活がしにくくなった」（28.2%）の順となっている。「何も影響はない」とするものの比率は、男子で12.6%、女子で9.0%となっている。

「事件による自分自身への影響」と罪種の関連をみると、男子では、ほとんどの項目で、有意な関連が認められ、残差分析を行うと、「地元での生活がしにくくなった」は強姦等及び強盗で、「病気になったり、身体的な苦痛があった」は殺人等及び傷害で、「経済的に困ったことがあった」は業過傷、業過致死及び恐喝で、「仕事や学校を続けられなくなった」は強姦等、業過致死及び業過傷で、「社会的地位を失った」は詐欺等、強姦等、殺人等及び業過傷で、「離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった」は、殺人等、強盗及び恐喝で、それぞれ多くなっている。一方、「何も影響はない」は、窃盗で多く、殺人等、業過致死及び強盗で少なくなっている。殺人等、業過致死及び強盗の受刑者は、事件によって自らも種々の影響を受けたと感じる一方、窃盗の受刑者は余り影響を受けなかったと感じていることがうかがえる。

加害者自身への影響と、暴力団関係、入所経験及び言渡し刑期との関連を罪種別にみると、暴力団関係の有無別では、業過傷（ $\chi^2(1)=7.452$ $p<0.048$ ）において、「病気になったり、身体的な苦痛があった」が暴力団関係者で多く、傷害（ $\chi^2(1)=9.144$ $p<0.003$ ）及び詐欺等（ $\chi^2(1)=4.962$ $p<0.034$ ）において、「仕事や学校を続けられなくなった」が暴力団以外の者で多くなっている。また、殺人等（ $\chi^2(1)=4.602$ $p<0.041$ ）及び恐喝（ $\chi^2(1)=4.486$ $p<0.040$ ）においては、「地元での生活がしにくくなった」が暴力団以外の者で多く、傷害においては、「離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった」が暴力団関係者で多くなっている。

暴力団以外の者の入所経験の有無別及び言渡し刑期の長短別では、男女いずれについても有意な関連は認められなかった。

表55 事件による自分自身への影響

性別	罪 種	事件による自分自身への影響									合計
		病気になったり、身体的な苦痛があった	精神的な苦痛、ストレスがあった	経済的に困ったことがあった	仕事や学校を続けられなくなった	地元での生活がしにくくなった	社会的地位を失った	離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった	その他	何も影響はない	
男子	殺人等	22 (28.9) [3.4] △	46 (60.5) [1.7]	17 (22.4) [0.6] △	17 (22.4) [1.7]	25 (32.9) [1.4] △	15 (19.7) [3.3] △	31 (40.8) [4.5]	4 (5.3) [0.1] ▽	3 (3.9) [2.3]	76
	薬過致死	6 (9.4) [1.3]	41 (64.1) [2.1] △	30 (46.9) [4.1] △	20 (31.3) [3.6] △	17 (26.6) [0.1]	8 (12.5) [1.0]	9 (14.1) [1.3]	6 (9.4) [1.4] ▽	2 (3.1) [2.3]	64
	傷害	42 (20.5) [2.3] △	107 (52.5) [0.4]	49 (23.9) [0.4]	22 (10.7) [1.9] ▽	37 (18.0) [2.7] ▽	10 (4.9) [2.2]	34 (16.6) [1.4]	12 (5.9) [0.3]	33 (16.1) [1.6]	205
	薬過傷	6 (10.0) [1.1]	32 (53.3) [0.4] △	31 (51.7) [4.8] △	15 (25.0) [2.1]	10 (16.7) [1.7] △	10 (16.7) [2.1]	10 (16.7) [0.7]	5 (8.3) [1.0]	6 (10.0) [0.6]	60
	窃盗	124 (13.6) [1.8] ▽	426 (46.7) [3.6] ▽	187 (20.5) [4.5] ▽	100 (11.0) [5.0]	221 (24.2) [1.7] ▽	40 (4.4) [6.7] ▽	160 (17.5) [2.8] ▽	45 (4.9) [0.9] △	139 (15.2) [3.3]	913
	詐欺等	44 (14.5) [0.3]	166 (54.6) [1.4]	90 (29.6) [1.9]	51 (16.8) [0.8]	71 (23.4) [1.1] △	55 (18.1) [6.0]	70 (23.0) [1.3]	17 (5.6) [0.1]	31 (10.2) [1.4]	304
	強盗	15 (18.1) [0.8]	50 (60.2) [1.7]	21 (25.3) [0.0]	16 (19.3) [1.0] △	35 (42.2) [3.4]	9 (10.8) [0.6] △	26 (31.3) [2.6]	4 (4.8) [0.2] ▽	4 (4.8) [2.2]	83
	恐喝	23 (20.0) [1.5]	63 (54.8) [0.8] △	38 (33.0) [2.0]	18 (15.7) [0.1]	26 (22.6) [0.9]	8 (7.0) [0.8] △	34 (29.6) [2.6]	2 (1.7) [1.8]	16 (13.9) [0.4]	115
	強姦等	11 (9.3) [1.8]	58 (49.2) [0.4]	25 (21.2) [1.0] △	38 (32.3) [5.3] △	62 (52.5) [6.8] △	20 (16.9) [3.1]	19 (16.1) [1.2]	10 (8.5) [1.5]	10 (8.5) [1.4]	118
	合計	293 (15.1)	989 (51.0)	488 (25.2)	297 (15.3)	504 (26.0)	175 (9.0)	393 (20.3)	105 (5.4)	244 (12.6)	1,938
	χ ² 値	26.369	19.498	57.458	63.931	69.135	84.460	42.897		26.918	
	自由度	8	8	8	8	8	8	8		8	
	検定結果	P 値 判定	0.001 **	0.012 **	0.000 **	0.000 **	0.000 **	0.000 **	0.371m	0.001 **	
女子	殺人等	2 (13.3) [0.9]	10 (66.7) [1.5]	2 (13.3) [0.1]	1 (6.7) [0.6]	6 (40.0) [1.1]	3 (20.0) [1.7]	7 (46.7) [1.6]	- (0.0) [1.2]	- (0.0) [1.4]	15
	薬過致死	1 (100.0) [1.9]	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [0.2]	- (0.0) [0.6]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.7]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.3]	1
	傷害	- (0.0) [0.5]	1 (100.0) [1.0]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [0.2]	- (0.0) [0.6]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.7]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.3]	1
	薬過傷	- (0.0) [0.5]	- (0.0) [1.0]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [0.2]	- (0.0) [0.6]	- (0.0) [0.3]	1 (100.0) [1.6]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.3]	1
	窃盗	6 (22.2) [0.1]	10 (37.0) [1.5]	3 (11.1) [0.3]	2 (7.4) [1.2]	4 (14.8) [1.9]	- (0.0) [2.0]	5 (18.5) [1.5]	1 (3.7) [1.0]	5 (18.5) [2.1]	27
	詐欺等	5 (18.5) [0.5]	11 (40.7) [1.0]	4 (14.8) [0.4]	- (0.0) [1.3]	11 (40.7) [1.8]	4 (14.8) [1.3]	9 (33.3) [0.5]	4 (14.8) [1.7]	2 (7.4) [0.4]	27
	強盗	- (0.0) [0.8]	2 (100.0) [1.5]	- (0.0) [0.5]	- (0.0) [0.3]	1 (50.0) [0.7]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [0.9]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [0.4]	2
	恐喝	2 (66.7) [1.9]	2 (66.7) [0.6]	- (0.0) [0.7]	- (0.0) [0.4]	- (0.0) [1.1]	- (0.0) [0.6]	1 (33.3) [0.1]	- (0.0) [0.5]	- (0.0) [0.6]	3
	強姦等	1 (100.0) [1.9]	1 (100.0) [1.0]	1 (100.0) [2.6]	- (0.0) [0.2]	- (0.0) [0.6]	- (0.0) [0.3]	- (0.0) [0.7]	1 (100.0) [3.5]	- (0.0) [0.3]	1
	合計	17 (21.8)	38 (48.7)	10 (12.8)	3 (3.8)	22 (28.2)	7 (9.0)	23 (29.5)	6 (7.7)	7 (9.0)	78
	検定結果	P 値 判定	0.137m	0.147m	0.489m	0.605m	0.363m	0.453m	0.415m	0.136m	0.518m

- 注 1 無回答を除く。
 2 表1の注1～8に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▽は有意に少ないことを示す(5%水準)。

イ 処分の受け止め方

処分の受け止め方に関し、「今回の処分について、どのように思っていますか」(問26)と尋ねたところ、男女とも、「適当である」とするものが最も多くなっている。「処分の受け止め方」と罪種の関連をみると、男子で有意な関連が認められ、殺人等、強姦等では「軽すぎる」が多くなっているのに対し、窃盗では、「重すぎる」、「適当である」が多くなっている。

「処分の受け止め方」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連をみると、女子ではすべての罪種において両者に有意な関連は見られなかった。男子では、傷害、窃盗、詐欺等、恐喝及び強姦等で有意な関連が認められた。さらに、残差分析の結果、表56のとおり、傷害、窃盗及び詐欺等においては、「申し訳ない」と思っている者は(処分が)「適当である」とするもので多く、「重すぎる」とするもので少なくなっており、強姦等においても、「申し訳ない」と思っている者が「重すぎる」とするもので少なくなっている。一方、「申し訳ない」と思っていない者は、いずれの罪種においても、「重すぎる」が多くなっており、「申し訳ない」と思っていない者は、処分が「重すぎる」と受け止める傾向があることがうかがえる。

表56 処分の受け止め方（申し訳ないという気持ちの有無別）

性別	罪 種	申し訳ないとい う気持ちの有無	処分の受け止め方				合計	検定結果	
			重すぎる	適当である	軽すぎる	わからない		P 値	判定
男子	殺人等	申し訳ないと思 っている	8 (11.6) [-0.6]	20 (29.0) [-1.4]	17 (24.6) [1.3]	24 (34.8) [0.7]	69 (100.0)	0.551m	
		申し訳ないと思 っていない	1 (33.3) [1.1]	2 (66.7) [1.4]	- [-1.0]	- [-1.3]	3 (100.0)		
		わからない	- [-0.5]	1 (50.0) [0.6]	- [-0.8]	1 (50.0) [0.5]	2 (100.0)		
	業過致死	申し訳ないと思 っている	2 (3.2)	19 (30.2)	18 (28.6)	24 (38.1)	63		
		申し訳ないと思 っていない	-	-	-	-	-		
		わからない	-	-	-	-	-		
	傷害	申し訳ないと思 っている	31 (23.7) [-4.0]	62 (47.3) [2.0]	7 (5.3) [1.9]	31 (23.7) [1.4]	131 (100.0)	0.003m	**
		申し訳ないと思 っていない	27 (57.4) [4.0]	13 (27.7) [-2.3]	- [-1.5]	7 (14.9) [-1.1]	47 (100.0)		
		わからない	8 (40.0) [0.7]	9 (45.0) [0.2]	- [-0.9]	3 (15.0) [-0.7]	20 (100.0)		
	業過傷	申し訳ないと思 っている	6 (10.9) [-0.8]	30 (54.5) [1.1]	4 (7.3) [0.6]	15 (27.3) [-1.0]	55 (100.0)	0.549m	
		申し訳ないと思 っていない	-	-	-	1 (100.0) [1.6]	1 (100.0)		
		わからない	1 (33.3) [1.2]	1 (33.3) [-0.7]	- [-0.5]	1 (33.3) [0.2]	3 (100.0)		
	窃盗	申し訳ないと思 っている	147 (18.0) [-5.5]	444 (54.5) [3.6]	43 (5.3) [1.7]	181 (22.2) [0.0]	815 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思 っていない	15 (71.4) [6.0]	4 (19.0) [-3.2]	- [-1.1]	2 (9.5) [-1.4]	21 (100.0)		
		わからない	10 (34.5) [2.0]	10 (34.5) [-2.0]	- [-1.3]	9 (31.0) [1.2]	29 (100.0)		
	詐欺等	申し訳ないと思 っている	54 (20.3) [-5.7]	132 (49.6) [4.2]	15 (5.6) [0.3]	65 (24.4) [0.8]	266 (100.0)	0.000m	**
		申し訳ないと思 っていない	10 (76.9) [4.5]	1 (7.7) [-2.8]	- [-0.9]	2 (15.4) [-0.7]	13 (100.0)		
		わからない	7 (70.0) [3.4]	- [-3.0]	1 (10.0) [0.6]	2 (20.0) [-0.3]	10 (100.0)		
	強盗	申し訳ないと思 っている	13 (17.3) [-0.7]	37 (49.3) [-0.6]	5 (6.7) [0.5]	20 (26.7) [1.0]	75 (100.0)	0.872m	
		申し訳ないと思 っていない	1 (50.0) [1.2]	1 (50.0) [0.0]	- [-0.4]	- [-0.8]	2 (100.0)		
		わからない	- [-0.5]	1 (100.0) [1.0]	- [-0.3]	- [-0.6]	1 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思 っている	28 (37.3) [-1.9]	29 (38.7) [1.8]	5 (6.7) [1.6]	13 (17.3) [-0.5]	75 (100.0)	0.004m	**
		申し訳ないと思 っていない	17 (77.3) [3.5]	4 (18.2) [-1.7]	- [-1.1]	1 (17.3) [-0.5]	22 (100.0)		
		わからない	4 (26.7) [-1.4]	4 (26.7) [-0.6]	- [-0.9]	7 (46.7) [-1.9]	15 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思 っている	19 (17.4) [-4.3]	42 (38.5) [1.3]	17 (15.6) [1.1]	31 (28.4) [1.6]	109 (100.0)	0.003m	**
		申し訳ないと思 っていない	4 (80.0) [3.2]	1 (20.0) [-0.8]	- [-0.9]	- [-1.4]	5 (100.0)		
		わからない	2 (100.0) [2.7]	- [-1.1]	- [-0.6]	- [-0.9]	2 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表1の注1～8に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 残差分析の結果、△は期待値より有意に多いこと、▼は有意に少ないことを示す（5%水準）。

10 まとめ

女子については、有意な関連の認められた項目が比較的少なく、犯罪による被害や被害者に関する認識等の特質について、全体として把握することが困難であるので、以下、男子についてのみ若干の考察を加えることとする。

- (1) 加害者が被害者等に対して抱く「申し訳ない」という気持ちと加害認識との関連は、罪種によって異なっており、精神的被害の認識についても、窃盗などの一部の罪種では有意な関連が認められなかった。しかし、被害者やその家族に対する生活上の影響については、ほとんどすべての罪種において、加害認識を有する者は、被害者に対して申し訳ないという気持ちをもつ傾向が認められた。このことは、事件によって生ずる家庭、学校、職場等への様々な悪影響の存在とそれによって引き起こされる被害者の苦悩を加害者に正確に理解させることの重要性を示唆しているように思われる。
- (2) 責任の所在に関する認識は、罪種によって異なっているが、恐喝及び傷害は他の罪種と比較して、申し訳ないと思わないものの比率が高くなっている。さらに、事件の責任の所在に関する認識と申し訳ないという気持ちの有無との関連をみると、事件の責任が被害者にあると考えた者が極めて少ない強盗及び業過致死を除くすべての罪種で、事件の責任の全部又は一部は被害者にあると考える者は被害者に対して申し訳ないという気持ちをもたないという傾向が認められた。確かに、事件の中には、被害者にも一半の責任が認められるものもあると思われるが、そのことのゆえに自らの責任を過小に評価するようなことは許されないところであり、この種の誤った責任回避の思考への対処もまた重要だと考えられる。
- (3) 謝罪、示談、弁償の3点を取り上げて、「申し訳ない」という気持ちの有無との関連を見たところ、「申し訳ない」と思う者は、謝罪等の行動に積極的であることが認められた。なお、窃盗、詐欺等一部の罪種においては、謝罪等を行った者は被害者感情が宥和したと受け止める傾向があり、「自分が施設から出ないことをねがっている」、「一生、にくみ続ける」といった、厳しい被害者感情を予想するものは少ないが、この種の財産犯といえども、被害者等は種々の悪影響を被り、苦痛や苦悩を抱えているといえる（研究部報告7号「犯罪被害の実態に関する調査」参照）のであるから、こうした被害者等の現状を加害者に正しく理解させていくこともまた必要だと思われる。
- (4) 暴力団と関係をもつ受刑者、とりわけ、傷害、恐喝、殺人等にかかわったものは、被害者に対して申し訳ないという気持ちをもっていない者が多く、被害者やその家族の生活上の影響についても認識していない傾向が認められる。こうした傾向は、暴力団関係者の価値観と無関係ではないようにも思われ、今後の研究において、その関係や原因の究明が必要になってくると思われる。
- (5) 累入者は、窃盗、詐欺等、恐喝などの財産犯を中心に、間接的被害に対する認識が希薄であり、申し訳ないという気持ちも少ない上に、今回の服役等の事実で被害者の感情は既に宥和していると考えられる傾向が認められる。また、累入者は初入者に比べて、被害者の気持ちを詳しく知りたいとの意向を持たない者が多い。累入者のこうした心的傾向についても更なる調査と分析が必要となろう。

第3 少年院在院者の犯罪被害に対する認識

1 調査対象者の属性

調査対象者を、本件非行によって、殺人（未遂を除く。）、傷害致死、強盗殺人（未遂を除く。）及び強盗致死（以上をまとめて、以下では「殺人等」という。）、傷害（傷害致死を除く。）、窃盗（未遂を除く。）、強盗（強盗殺人及び強盗致死を除く。）、並びに強姦及び強制わいせつ（両者をまとめて、以下では「強姦等」という。）に分けると、表3-1のとおりである。男子では、窃盗の占める比率が最も高く、次いで、傷害、強盗等の順となっている。女子では、傷害が最も高く、次いで、窃盗、恐喝等である。

表3-1 非行名別人員

	男子	女子	合計
殺人等	107 (5.4)	7 (6.2)	114 (5.4)
傷害	405 (20.4)	40 (35.4)	445 (21.2)
窃盗	773 (38.9)	35 (31.0)	808 (38.5)
強盗	286 (14.4)	4 (3.5)	290 (13.8)
恐喝	187 (9.4)	20 (17.7)	207 (9.9)
強姦等	227 (11.4)	7 (6.2)	234 (11.2)
合計	1,985 (100.0)	113 (100.0)	2,098 (100.0)

注 1 「殺人等」とは、殺人（未遂を除く。）、傷害致死、強盗殺人（未遂を除く。）及び強盗致死をいう。

2 「傷害」は、傷害致死を除く。

3 「窃盗」は、窃盗未遂を除く。

4 「強盗」は、強盗殺人及び強盗致死を除く。

5 「強姦等」とは、強姦及び強制わいせつをいう。

6 () は、構成比である。

調査対象者を、調査日現在の年齢によって、年少少年（14・15歳）、中間少年（16・17歳）、及び年長少年（18・19歳。ただし、20歳以上の者を含む。）に分けると、表3-2のとおりである。

表3-2 年齢層別人員

	男子	女子	合計
年少	227 (11.4)	23 (20.4)	250 (11.9)
中間	745 (37.5)	48 (42.5)	793 (37.8)
年長	1,013 (51.0)	42 (37.2)	1,055 (50.3)
合計	1,985 (100.0)	113 (100.0)	2,098 (100.0)

注 1 「年少」は、調査日現在、14・15歳の者を、「中間」は16・17歳の者を、「年長」は18・19歳の者をいう。ただし、「年長」には、20歳以上の者を含む。

2 () は、構成比である。

2 事件の概要

(1) 動機・計画性

「今回の事件をした動機は、何ですか」（問3）と尋ねたところ、男子については、殺人等で「かっとなった」、「うらみをはらしたかった」、傷害で「かっとなった」、「うらみをはらしたかった」、「うさばらしをしたかった」、窃盗、強盗及び恐喝で「お金や物がほしかった」、強姦等で「性欲を抑えられなかった」、「あそび半分で」、「人に誘われた」が、それぞれ多い。女子については、傷害で「かっとなった」、窃盗及び恐喝で「お金や物がほしかった」などが多くなっている。

「今回の事件を、いつ思いつきましたか」（問4）と尋ねたところ、男子については、強盗で「前から計画していた」、窃盗及び恐喝で「その場で、思いついた」、殺人等及び傷害で「思いがけずおきてしまった」が、それぞれ多い。女子では、殺人等及び強盗で「思いがけずおきてしまった」が多い。

(2) 共犯関係

「今回の事件に、共犯者はいますか」（問2）と尋ねたところ、男女とも80%前後の者が共犯者が「いる」と答えている。共犯者がいるとするものは、男子では、殺人等及び強盗で多く、窃盗、恐喝及び強姦等で少なくなっている。女子は、恐喝で多く、殺人等及び窃盗で少なくなっている。

「共犯者との関係は、次のどれですか」（問2のA、重複回答）と尋ねたところ、男女共に「遊びの仲間」とするものが約80%と最も多く、次いで「暴走族の仲間」が30%台である。

(3) 被害者関係

「事件の被害者は、何人ですか」（問5）と尋ねたところ、男女とも、被害者が1人であるとするものの比率が、約50ないし60%と最も高く、次いで、2人から5人が30%台である。

なお、本調査では、少年院送致となった事件のうち、「一番大きな事件(例えば、一番大きな被害を与えた事件)」について尋ね、被害者がいると答えた者に対しては、「おもな被害者(被害者が2人以上の時、最も被害の大きかった人、ひとりだけ)のことを思い出して答えてください」としている。

その被害者の年齢(事件当時)及び性別(問6)を尋ねたところ、被害者の年齢は、男女とも10歳代とするものの比率(男子約50%、女子約70%)が最も高く、次いで、20歳代(同約20%、約10%)となっている。非行群別に見ると、男子では、強盗の被害者は20歳代、窃盗は30歳以上、その他は10歳代の比率が高くなっている。女子では、窃盗が30歳以上、その他は10歳代の比率が高くなっている。性別では、女子の窃盗を除き、同性の被害者が多い。

「被害者を事件の前から知っていましたか」（問7）と尋ねたところ、男子では、「知らなかった」とする比率が約70%を占め、「顔や名前ぐらいは知っていた」及び「よく知っていた」は、それぞれ10%台である。これに対し、女子では、「知らなかった」(約44%)が最も高いものの、「よく知っていた」(約35%)との差はわずかである。また、男子と比べると、「よく知っている」とする比率は、女子の方が20ポイント程度高くなっている。

非行群別に見ると、男子は、殺人等、傷害及び恐喝で「知らなかった」とするものの比率が低く、「顔や名前ぐらいは知っていた」、「よく知っていた」とするものの比率が高い。これに対し、窃盗及び強盗では「知らなかった」が高く、「顔や名前ぐらいは知っていた」、「よく知っていた」は低い。女子では、殺人等で「よく知っていた」が、傷害で「顔や名前ぐらいは知っていた」が、窃盗で「知らなかった」がそれぞれ高く、「よく知っていた」は低い。男女とも、窃盗では、被害者と加害者の面識のない場合が多く、殺人等及び傷害では、面識がある場合が多い。

「顔や名前ぐらいは知っていた」又は「よく知っていた」と答えた者に対し、被害者との関係を尋ねたところ、男女とも、「学校関係の人」(約20%)、「遊びの仲間」(男子約20%、女子約30%)等の比率が高

い。

非行群別に見ると、男子について、殺人等で「家族」,「暴走族関係の人」,傷害で「学校関係の人」,「暴走族関係の人」,窃盗で「親せきの人」,「仕事関係の人」,「近所の人」,強盗で「暴力団関係の人」,恐喝で「学校関係の人」,強姦等で「遊びの仲間」とするものの比率が、それぞれ高い。女子では、殺人等で「家族」,「近所の人」,傷害で「暴走族関係の人」,窃盗で「仕事関係の人」が高い。

3 加害認識

(1) 被害者に与えた被害・影響に関する認識

ア 被害者に与えた被害に関する認識

被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無について、「被害者にどの程度の被害を与えたのか、知っていますか」(問9)と尋ねた結果を、非行群別に見たのが表3-3である。男女とも、「知っている」とするものが、約90%である。

男子($\chi^2(5)=56.998, p<.01$)で、「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」について、非行群による有意な関連が見られたので、残差分析を行ったところ、「知っている」と答えた者は、殺人等及び傷害で有意に多く、「知らない」と答えた者は、窃盗及び恐喝で有意に多くなっている。

このことから、男子では、「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」に非行群による差異が見られ、殺人等及び傷害では与えた被害の程度に関する加害認識のある者が多いが、窃盗及び恐喝では加害認識のある者が少ない傾向にあるといえる。

表 3 - 3 加害認識の有無

		被害者に与えた被害の程度		合計	検定の結果	
		知らない	知っている		P値	判定
男子	殺人等	3 (2.8) [-3.4]	104 (97.2) [3.4]	107 (100.0)	0.000 ^m	**
	傷害	22 (5.5) [-5.4]	381 (94.5) [5.4]	403 (100.0)		
	窃盗	141 (18.8) [5.1]	609 (81.2) [-5.1]	750 (100.0)		
	強盗	32 (11.2) [-1.3]	253 (88.8) [1.3]	285 (100.0)		
	恐喝	35 (19.1) [2.2]	148 (80.9) [-2.2]	183 (100.0)		
	強姦等	35 (15.6) [0.8]	190 (84.4) [-0.8]	225 (100.0)		
	合計	268 (13.7)	1685 (86.3)	1953 (100.0)		
女子	殺人等	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	0.183 ^m	
	傷害	1 (2.6)	37 (97.4)	38 (100.0)		
	窃盗	6 (20.0)	24 (80.0)	30 (100.0)		
	強盗	0 (0.0)	3 (100.0)	3 (100.0)		
	恐喝	3 (15.8)	16 (84.2)	19 (100.0)		
	強姦等	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)		
	合計	11 (10.6)	93 (89.4)	104 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注1～5に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。
 6 ■■■■■ 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

本調査では、加害認識について、更に身体的、経済的、精神的被害について尋ねているが、そのうち、精神的被害に関して、「被害者に精神的な被害を与えましたか」(問12)と尋ねた結果を、非行群別に見たものが表3-4である。男女とも、「大きな精神的被害を与えた」とするものが、40%台を占めている。

「精神的被害に関する加害認識」と非行群との関連を見ると、男子($\chi^2(12)=325.475, p<.01$), 女子($p<.05$)共に有意な関連が見られた。残差分析を行うと、男子では、「与えていない」と答えた者は、窃盗で有意に多く、強盗及び強姦等で有意に少なく、「与えたけれど、小さい」は、恐喝で有意に多く、強姦等で有意に少なくなっている。一方、「大きな精神的被害を与えた」は、強姦等及び強盗で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっている。女子では、「与えていない」が窃盗で有意に多く、「大きな精神的被害を与えた」が強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっている。

これらのことから、男女とも「精神的被害に関する加害認識」には非行群による差異が見られ、男子の場合、強盗及び強姦等では「大きな精神的被害を与えた」としているのに対し、窃盗及び恐喝では、精神的被害に関する加害認識が乏しい傾向にあるといえる。

表 3 - 4 精神的被害に関する加害認識

		精神的被害に関する加害認識					検定の結果	
		与えていない	与えたけれど、小さい	大きな精神的被害を与えた	わからない	合計	P値	判定
男子	傷 害	55 (13.8) [-0.4]	50 (12.5) [0.2]	173 (43.3) [0.0]	122 (30.5) [0.2]	400 (100.0)	0.000 ^m	**
	窃 盗	166 (22.3) [7.9]	100 (13.4) [1.3]	198 (26.5) [-11.9]	282 (37.8) [5.9]	746 (100.0)		
	強 盗	22 (7.8) [-3.5]	28 (9.9) [-1.3]	150 (53.0) [3.6]	83 (29.3) [-0.3]	283 (100.0)		
	恐 喝	21 (11.4) [-1.3]	40 (21.6) [4.1]	71 (38.4) [-1.4]	53 (28.6) [-0.5]	185 (100.0)		
	強 姦 等	2 (0.9) [-6.2]	7 (3.1) [-4.5]	203 (89.4) [15.0]	15 (6.6) [-8.3]	227 (100.0)		
	合 計	266 (14.4)	225 (12.2)	795 (43.2)	555 (30.1)	1,841 (100.0)		
女子	傷 害	2 (5.3) [-1.7]	3 (7.9) [-1.5]	21 (55.3) [1.1]	12 (31.6) [1.3]	38 (100.0)	0.013 ^m	*
	窃 盗	7 (24.1) [2.3]	7 (24.1) [1.8]	6 (20.7) [-3.6]	9 (31.0) [0.9]	29 (100.0)		
	強 盗	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.7]	3 (100.0) [1.8]	0 (0.0) [-1.0]	3 (100.0)		
	恐 喝	3 (15.0) [0.4]	4 (20.0) [0.8]	10 (50.0) [0.2]	3 (15.0) [-1.1]	20 (100.0)		
	強 姦 等	0 (0.0) [-1.0]	0 (0.0) [-1.1]	7 (100.0) [2.8]	0 (0.0) [-1.6]	7 (100.0)		
	合 計	12 (12.4)	14 (14.4)	47 (48.5)	24 (24.7)	97 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表 3 - 1 の注 2 ~ 5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表 3 - 5 被害者の生活に与えた

		被害者の生活に				
		影響はない	生活が苦しく なった	近所との関係 が悪くなった	引っ越さなければ ならなかった	仕事や学校を 続けられなくな った
男 子	傷 害	55 (13.6) [2.3]	77 (19.1) [-6.8]	17 (4.2) [-2.6]	14 (3.5) [-0.7]	75 (18.6) [3.9]
	窃 盗	77 (10.1) [-0.5]	326 (43.0) [7.3]	48 (6.3) [-1.2]	15 (2.0) [-3.8]	43 (5.7) [-7.7]
	強 盗	22 (7.7) [-1.7]	92 (32.2) [-0.4]	12 (4.2) [-2.1]	6 (2.1) [-1.8]	44 (15.4) [1.4]
	恐 喝	30 (16.1) [2.6]	56 (30.1) [-1.0]	10 (5.4) [-1.0]	7 (3.8) [-0.2]	20 (10.8) [-0.9]
	強 姦 等	12 (5.3) [-2.7]	68 (30.1) [-1.1]	47 (20.8) [8.4]	34 (15.0) [8.9]	58 (25.7) [6.1]
	合 計	196 (10.5)	619 (33.3)	134 (7.2)	76 (4.1)	240 (12.9)
検 定 の 結 果	P値	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	判定	**	**	**	**	**
女 子	傷 害	3 (7.5)	5 (12.5)	2 (5.0)	2 (5.0)	6 (15.0) [1.4]
	窃 盗	4 (12.5)	11 (34.4)	1 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0) [-2.3]
	強 盗	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0) [-0.6]
	恐 喝	4 (20.0)	8 (40.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0) [-1.6]
	強 姦 等	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	0 (0.0)	4 (57.1) [4.4]
	合 計	12 (11.8)	26 (25.5)	6 (5.9)	2 (2.0)	10 (9.8)
検 定 の 結 果	P値	0.701 ^m	0.083 ^m	0.132 ^m	0.412 ^m	0.001 ^m
	判定					**

注 1 無回答を除く。

2 表 3 - 1 の注 2 ~ 5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 ■■■ 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

影響に関する認識

与えた影響				
マスコミに騒がれて迷惑した	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した	その他	わからない	総数
12 (3.0) [0.7]	78 (19.4) [-6.0]	79 (19.6) [1.2]	130 (32.3) [4.0]	403
11 (1.4) [-2.4]	227 (29.9) [-1.4]	106 (14.0) [-3.4]	175 (23.1) [-1.3]	759
12 (4.2) [2.0]	117 (40.9) [3.7]	66 (23.1) [2.7]	65 (22.7) [-0.8]	286
2 (1.1) [-1.3]	49 (26.3) [-1.6]	23 (12.4) [-2.0]	49 (26.3) [0.6]	186
9 (4.0) [1.6]	118 (52.2) [7.1]	52 (23.0) [2.3]	40 (17.7) [-2.6]	226
46 (2.5)	589 (31.7)	326 (17.5)	459 (24.7)	1,860
0.028	0.000	0.000	0.000	
*	**	**	**	
2 (5.0)	6 (15.0)	6 (15.0)	21 (52.5)	40
0 (0.0)	5 (15.6)	4 (12.5)	10 (31.3)	32
0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	3
1 (5.0)	5 (25.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	20
1 (14.3)	4 (57.1)	2 (28.6)	1 (14.3)	7
4 (3.9)	21 (20.6)	14 (13.7)	37 (36.3)	102
0.441 ^m	0.103 ^m	0.421 ^m	0.063 ^m	

イ 被害者の生活に与えた影響に関する認識

「被害者の生活に与えた影響には、その他にどのようなものがあると思いますか」(問13, 重複選択)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-5である。「生活が苦しくなった」、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」とするものが、男子で30%台、女子で20%台となっており、「影響はない」は、男女とも約10%であった。

「被害者の生活に与えた影響に関する認識」と非行群との関連を見ると、男子については、すべての項目において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「生活が苦しくなった」を選択した者は、窃盗で有意に多く、傷害で有意に少なく、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」は、強盗及び強姦等で有意に多く、傷害で有意に少なくなっている。「近所との関係が悪くなった」、「引っ越さなければならなくなった」及び「仕事や学校を続けられなくなった」を選択した者は、強姦等で有意に多く、窃盗などで有意に少なくなっている。「わからない」は、傷害で有意に多く、強姦等で有意に少なくなっている。「影響はない」は、傷害及び恐喝で有意に多く、強姦等で有意に少なくなっている。

以上のことから、男子については、「被害者の生活に与えた影響に関する認識」には非行群による差異が見られ、強姦等が被害者の生活に様々な影響を与えたと感じているのに対し、傷害及び恐喝では加害認識に乏しく、また、窃盗も経済的な影響以外は加害認識に乏しいといえる。

(2) 被害者の家族の生活に与えた影響に関する認識

「被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか」(問14, 重複選択)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-6である。「精神的なショックを受けた」とするものが、男女とも約50%を占めているほか、「家庭が暗くなった」及び「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」とするものの比率も高くなっている。また、「影響はない」は、男女とも約10%であった。

「被害者の家族の生活に与えた影響に関する認識」と非行群との関連を見ると、男子については、すべての項目において、女子についても一部の項目において、両者の間に有意な関連が見られた。残差分析の結果を男子についてみると、「精神的なショックを受けた」を選択した者は、殺人等、強盗及び強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっており、「家庭が暗くなった」も、殺人等、強盗及び強姦等で有意に多く、傷害及び窃盗で有意に少なくなっている。「生活が苦しくなった」は、殺人等及び窃盗で有意に多く、傷害、恐喝及び強姦等で有意に少なくなっている。被害者の家族の生活に与えた影響を示すこのほかの項目のほぼすべてについて、それらを選択する者は、殺人等及び強姦等で有意に多く、傷害、窃盗及び恐喝などで有意に少なくなっている。「わからない」は、傷害及び窃盗で有意に多く、殺人等及び強姦等で有意に少なく、「影響はない」は、窃盗及び恐喝で有意に多く、殺人等及び強姦等で有意に少なくなっている。

以上のことから、男子では、「被害者の家族の生活に与えた影響に関する認識」に非行群による差異が見られ、殺人等及び強姦等が被害者の家族の生活に様々な影響を与えたと感じているのに対し、傷害及び恐喝では加害認識に乏しく、また、窃盗も経済的な影響以外は加害認識に乏しいといえる。

表 3 - 6 被害者の家族の生活に与えた

		被害者の家族の						
		影響はない	生活が苦し くなった	子育てに 影響があっ た	家庭が暗く なった	家庭が崩 壊した	近所との関 係が悪く なった	引っ越さな ければなら なくなった
男 子	殺 人 等	0 (0.0) [-3.5]	39 (36.4) [2.1]	30 (28.0) [6.4]	92 (86.0) [12.5]	25 (23.4) [10.5]	24 (22.4) [6.1]	16 (15.0) [6.1]
	傷 害	41 (10.2) [0.5]	60 (14.9) [-6.4]	29 (7.2) [-2.1]	101 (25.1) [-3.0]	13 (3.2) [-0.9]	18 (4.5) [-2.5]	10 (2.5) [-1.6]
	窃 盗	92 (12.1) [3.0]	307 (40.2) [9.9]	50 (6.6) [-4.1]	125 (16.4) [-11.4]	15 (2.0) [-3.7]	47 (6.2) [-1.6]	13 (1.7) [-3.9]
	強 盗	24 (8.4) [-0.7]	68 (23.8) [-1.6]	23 (8.0) [-1.2]	104 (36.4) [2.0]	8 (2.8) [-1.1]	10 (3.5) [-2.7]	5 (1.7) [-2.0]
	恐 喝	27 (14.4) [2.4]	24 (12.8) [-4.8]	16 (8.6) [-0.7]	48 (25.7) [-1.8]	3 (1.6) [-1.8]	8 (4.3) [-1.7]	5 (2.7) [-0.9]
	強 姦 等	4 (1.8) [-4.2]	48 (21.1) [-2.3]	50 (22.0) [6.4]	148 (65.2) [11.7]	15 (6.6) [2.1]	38 (16.7) [5.8]	27 (11.9) [6.7]
	合 計	188 (9.5)	546 (27.7)	198 (10.0)	618 (31.3)	79 (4.0)	145 (7.3)	76 (3.9)
検 定 の 結 果	P 値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	判定	**	**	**	**	**	**	**
女 子	殺 人 等	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	4 (57.1) [2.2]	1 (14.3)	2 (28.6)	1 (14.3)
	傷 害	4 (10.0)	2 (5.0)	4 (10.0)	7 (17.5) [-1.1]	1 (2.5)	2 (5.0)	3 (7.5)
	窃 盗	7 (21.2)	5 (15.2)	1 (3.0)	5 (15.2) [-1.3]	0 (0.0)	1 (3.0)	0 (0.0)
	強 盗	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0) [-1.1]	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	恐 喝	1 (5.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	4 (20.0) [-0.4]	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)
	強 姦 等	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	6 (85.7) [4.0]	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)
	合 計	12 (10.8)	14 (12.6)	11 (9.9)	26 (23.4)	2 (1.8)	8 (7.2)	4 (3.6)
検 定 の 結 果	P 値	0.239 ^m	0.305 ^m	0.067 ^m	0.001 ^m	0.326 ^m	0.060 ^m	0.276 ^m
	判定				**			

注 1 無回答を除く。

2 表 3 - 1 の注 1 ~ 5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

6 斜線部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

影響に関する認識

生活に与えた影響						総 数
仕事や学 校を続けら れなくなっ た	マスコミに 騒がれて迷 惑した	捜査や裁 判に協力を 求められて 迷惑した	精神的な ショックを受 けた	その他	わからない	
19 (17.8) [4.1]	39 (36.4) [17.5]	45 (42.1) [3.7]	96 (89.7) [8.3]	15 (14.0) [4.8]	8 (7.5) [-3.7]	107
38 (9.4) [1.6]	12 (3.0) [-1.2]	66 (16.4) [-5.3]	196 (48.6) [-0.9]	23 (5.7) [1.2]	116 (28.8) [3.6]	403
42 (5.5) [-2.7]	11 (1.4) [-4.7]	187 (24.5) [-1.8]	247 (32.4) [-12.8]	25 (3.3) [-2.2]	190 (24.9) [2.4]	763
14 (4.9) [-1.8]	7 (2.4) [-1.5]	93 (32.5) [2.4]	171 (59.8) [3.4]	15 (5.2) [0.6]	51 (17.8) [-1.9]	286
7 (3.7) [-2.1]	2 (1.1) [-2.2]	38 (20.3) [-2.1]	90 (48.1) [-0.7]	7 (3.7) [-0.6]	47 (25.1) [1.1]	187
29 (12.8) [3.2]	9 (4.0) [-0.1]	98 (43.2) [6.0]	197 (86.8) [11.6]	6 (2.6) [-1.5]	24 (10.6) [-4.4]	227
149 (7.6)	80 (4.1)	527 (26.7)	997 (50.5)	91 (4.6)	436 (22.1)	1,973
0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
**	**	**	**	**	**	
0 (0.0)	3 (42.9) [5.1]	1 (14.3)	6 (85.7) [2.0]	0 (0.0)	1 (14.3)	7
3 (7.5)	1 (2.5) [-0.8]	6 (15.0)	23 (57.5) [1.3]	2 (5.0)	12 (30.0)	40
0 (0.0)	0 (0.0) [-1.5]	5 (15.2)	8 (24.2) [-3.5]	1 (3.0)	13 (39.4)	33
0 (0.0)	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0)	2 (50.0) [0.0]	0 (0.0)	1 (25.0)	4
0 (0.0)	0 (0.0) [-1.1]	5 (25.0)	9 (45.0) [-0.4]	0 (0.0)	6 (30.0)	20
1 (14.3)	1 (14.3) [1.3]	4 (57.1)	7 (100.0) [2.8]	0 (0.0)	0 (0.0)	7
4 (3.6)	5 (4.5)	21 (18.9)	55 (49.5)	3 (2.7)	33 (29.7)	111
0.276 ^m	0.002 ^m	0.111 ^m	0.000 ^m	0.883 ^m	0.401 ^m	
	**		**			

(3) 事件の責任の所在に関する認識

「今回の事件の責任について、どのように思いますか」(問い8)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-7である。男子では、「すべて自分に責任がある」とするものが約75%を占め、「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」が約20%となっており、事件の責任について、すべてあるいは大部分は自分にあるとしているものが約95%である。女子でも約94%が、事件の責任について、すべてあるいは大部分は自分にあるとしているが、「すべて自分に責任がある」(約45%)と「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」(49%)とする比率は、半々である。

「事件の責任の所在に関する認識」と非行群との関連を見ると、男子($p<.00$)、女子($p<.05$)とも有意な関連が見られた。残差分析を行うと、男子では、「すべて自分に責任がある」と答えた者が、窃盗及び強盗で有意に多く、殺人等及び傷害で有意に少なくなっている。「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」は、殺人等及び傷害で有意に多く、窃盗及び強盗で有意に少なくなっている。被害者側に自分と同等かそれ以上の責任があるとする三つの選択肢を選んだ者は、傷害で有意に多くなっている。女子では、「すべて自分に責任がある」が窃盗及び恐喝で有意に多く、「被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある」は、傷害で有意に多く、窃盗及び恐喝で有意に少なくなっている。

これらのことから、男女とも、「事件の責任の所在に関する認識」には非行群による差異が見られ、男子については、窃盗及び強盗で、「すべて自分に責任がある」としているのに対し、殺人等及び傷害では、すべてが自分の責任というわけではないと考えていることがうかがえる。女子では、窃盗及び恐喝で「すべて自分に責任がある」としているのに対し、傷害では、大部分が自分の責任であると考えていることがうかがえる。

表 3-7 事件の責任の所在に関する認識

		事件の責任の所在						合計	検定の結果	
		すべて自分に責任がある	被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある	被害者と自分は同じくらい責任がある	自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある	すべて被害者に責任がある	わからない		P値	判定
男子	殺人等	61 (57.5) [-4.4]	40 (37.7) [4.9]	2 (1.9) [-0.4]	1 (0.9) [0.2]	0 (0.0) [-0.9]	2 (1.9) [0.8]	106 (100.0)	0.000 ^m	**
	傷害	181 (45.0) [-16.0]	172 (42.8) [13.2]	28 (7.0) [6.7]	9 (2.2) [3.8]	8 (2.0) [3.7]	4 (1.0) [-0.3]	402 (100.0)		
	窃盗	673 (89.6) [11.4]	56 (7.5) [-10.6]	6 (0.8) [-3.7]	1 (0.1) [-2.5]	4 (0.5) [-0.6]	11 (1.5) [1.1]	751 (100.0)		
	強盗	245 (85.7) [4.3]	32 (11.2) [-3.8]	3 (1.0) [-1.6]	2 (0.7) [-0.1]	0 (0.0) [-1.5]	4 (1.4) [0.5]	286 (100.0)		
	恐喝	138 (74.6) [-0.3]	41 (22.2) [1.0]	3 (1.6) [-0.7]	2 (1.1) [0.5]	1 (0.5) [-0.2]	0 (0.0) [-1.5]	185 (100.0)		
	強姦等	179 (79.6) [1.5]	40 (17.8) [-0.7]	5 (2.2) [-0.2]	0 (0.0) [-1.4]	0 (0.0) [-1.3]	1 (0.4) [-1.0]	225 (100.0)		
	合計	1,477 (75.5)	381 (19.5)	47 (2.4)	15 (0.8)	13 (0.7)	22 (1.1)	1,955 (100.0)		
女子	殺人等	2 (28.6) [-0.9]	4 (57.1) [0.4]	0 (0.0) [-0.4]	1 (14.3) [2.4]	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0) [-0.4]	7 (100.0)	0.018 ^m	*
	傷害	4 (10.5) [-5.4]	30 (78.9) [4.7]	2 (5.3) [1.9]	1 (2.6) [0.4]	0 (0.0) [0.4]	1 (2.6) [0.4]	38 (100.0)		
	窃盗	21 (72.4) [3.5]	7 (24.1) [-3.2]	0 (0.0) [-0.9]	0 (0.0) [-0.9]	0 (0.0) [0.7]	1 (3.4) [0.7]	29 (100.0)		
	強盗	0 (0.0) [-1.3]	2 (100.0) [1.5]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-0.2]	2 (100.0)		
	恐喝	14 (73.7) [2.8]	5 (26.3) [-2.2]	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-0.7]	19 (100.0)		
	強姦等	5 (71.4) [1.5]	2 (28.6) [-1.1]	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0) [-0.4]	7 (100.0)		
	合計	46 (45.1)	50 (49.0)	2 (2.0)	2 (2.0)	0 (0.0)	2 (2.0)	102 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 陰影部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

(4) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

ア 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

「事件についての被害者やその家族の実際の気持ちを聞いたことがありますか」(問15)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-8である。「聞いたことはない」とするものが、男女とも半数以上であり、「被害者やその家族の調書の内容を聞いた」が、男子約15%、女子約22%となっている。

非行群との関連を見ると、男子で、すべての選択肢において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「聞いたことはない」と答えた者は、窃盗で有意に多く、殺人等及び傷害で有意に少なくなっている。「直接会って聞いた」は、傷害で有意に多く、強盗及び強姦等で有意に少なくなっている。「被害者やその家族の調書の内容を聞いた」は、強姦等で有意に多く、強盗及び窃盗で有意に少なくなっている。また、「法廷で被害者やその家族の証人尋問のときに聞いた」は、殺人等で有意に多くなっている。

以上のことから、男子については、殺人等の場合は証人尋問の機会に、傷害では直接会って、それぞれ被害者等の気持ちを聞いたことがあるのに対し、窃盗では被害者等の気持ちを聞く機会が乏しかったことがうかがえる。

表 3 - 8 被害者等の気持ちを聞いたことの有無

		被害者等の気持ちを聞いたことの有無					総数
		聞いたことはない	直接会って聞いた	法廷で被害者 やその家族の 証人尋問のとき に聞いた	被害者やその 家族の調書の 内容を聞いた	その他	
男 子	殺 人 等	62 (57.9) [-3.2]	2 (1.9) [-1.8]	5 (4.7) [4.0]	12 (11.2) [-1.0]	36 (33.6) [7.6]	107
	傷 害	259 (64.1) [-3.8]	38 (9.4) [3.6]	2 (0.5) [-1.1]	64 (15.8) [0.9]	56 (13.9) [2.0]	404
	窃 盗	592 (77.7) [4.7]	48 (6.3) [0.9]	7 (0.9) [-0.2]	81 (10.6) [-3.9]	50 (6.6) [-5.1]	762
	強 盗	204 (71.6) [0.0]	3 (1.1) [-3.7]	1 (0.4) [-1.1]	40 (14.0) [-0.2]	48 (16.8) [3.3]	285
	恐 喝	135 (72.2) [0.2]	15 (8.0) [1.5]	2 (1.1) [0.2]	34 (18.2) [1.5]	11 (5.9) [-2.4]	187
	強 姦 等	160 (70.8) [-0.3]	6 (2.7) [-2.1]	2 (0.9) [-0.1]	55 (24.3) [4.5]	18 (8.0) [-1.6]	226
	合 計	1,412 (71.6)	112 (5.7)	19 (1.0)	286 (14.5)	219 (11.1)	1,971
検 定 の 結 果	P 値	0.000	0.000	0.007 ^m	0.000	0.000	
	判 定	**	**	**	**	**	
女 子	殺 人 等	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)	3 (42.9)	0 (0.0)	7
	傷 害	26 (65.0)	4 (10.0)	1 (2.5)	9 (22.5)	5 (12.5)	40
	窃 盗	22 (66.7)	3 (9.1)	0 (0.0)	4 (12.1)	2 (6.1)	33
	強 盗	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	4
	恐 喝	13 (65.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	6 (30.0)	1 (5.0)	20
	強 姦 等	4 (57.1)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	7
	合 計	70 (63.1)	11 (9.9)	3 (2.7)	24 (21.6)	9 (8.1)	111
検 定 の 結 果	P 値	0.882 ^m	1.000 ^m	0.468 ^m	0.454 ^m	0.776 ^m	
	判 定						

注 1 無回答を除く。

2 表 3 - 1 の注 1 ~ 5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「**」は有意水準 1 % 以下で有意差が見られることを示す。

6 部分は、5 % 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

イ 加害認識との関連

被害者等の気持ちを聞いたことの有無（問15）に関して「聞いたことはない」と、それ以外の四つの選択肢の中から一つ以上を選択したものとに分け、後者を「聞いたことがある」として、これと加害認識との関連を見てみる。

「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」あるいは「事件の責任の所在に関する認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との間には、統計的な有意な関連は見られなかった。

「精神的被害に関する加害認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との関連を非行群別に見ると、女子については有意な関連が見られなかった。男子については、表3-9のとおり、傷害($\chi^2(3)=10.83, p<.05$)、窃盗($\chi^2(3)=10.217, p<.05$)、強盗($\chi^2(3)=20.247, p<.01$)、恐喝($\chi^2(3)=15.746, p<.05$)の四つの非行群で、有意な関連が見られた。これらについて残差分析を行ったところ、「大きな精神的被害を与えた」とするものは、いずれの群においても、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に多く、「聞いたことはない」で有意に少なくなっている。また、精神的被害を与えたかどうか「わからない」とするものは、逆に、「聞いたことがある」で有意に少なく、「聞いたことはない」で有意に多くなっている。

このことから、男子では、強姦等を除いて、「精神的被害に関する加害認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」の間に関連が認められたが、少年は、被害者等の気持ちを聞くことで、自分が与えた精神的被害の程度について認識し、また、加害の程度についても重く受け止める傾向にあることがうかがえる。

「被害者の生活に与えた影響に関する認識」あるいは「被害者の家族の生活に与えた影響に関する認識」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」の間には、殺人等及び強姦等を除く男子の非行群で、幾つかの項目において有意な関連が見られた。表3-10は、残差分析の結果を簡略にまとめたものである。「被害者の生活に対する影響に関する認識」と「被害者の家族の生活に与えた影響に関する認識」の両者を合わせて、「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」による有意な関連が見られた項目数を見ると、恐喝及び強盗が各7、窃盗が6、傷害が5となっており、「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」が、これらの非行群、特に恐喝及び強盗において、被害者等の生活に与えた影響に関する認識の有無に関連しているといえる。

表 3 - 9 精神的被害に関する加害認識（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

	被害者等の気持ちを聞いたことの有無	精神的被害に関する加害認識				合計	検定の結果	
		与えていない	与えたけれど、小さい	大きな精神的被害を与えた	わからない		P値	判定
男子	傷害	聞いたことがある	17 (12.0) [-0.7]	14 (9.9) [-1.2]	77 (54.2) [3.3]	34 (23.9) [-2.1]	0.013	*
		聞いたことはない	37 (14.4) [0.7]	36 (14.0) [1.2]	96 (37.4) [-3.3]	88 (34.2) [2.1]		
		合計	54 (13.5)	50 (12.5)	173 (43.4)	122 (30.6)		
	窃盗	聞いたことがある	35 (22.3) [-0.1]	23 (14.6) [0.5]	54 (34.4) [2.7]	45 (28.7) [-2.7]	0.017	*
		聞いたことはない	130 (22.6) [0.1]	75 (13.0) [-0.5]	137 (23.8) [-2.7]	234 (40.6) [2.7]		
		合計	165 (22.5)	98 (13.4)	191 (26.1)	279 (38.1)		
	強盗	聞いたことがある	5 (6.3) [-0.6]	11 (13.8) [1.6]	55 (68.8) [3.3]	9 (11.3) [-4.2]	0.000	**
		聞いたことはない	17 (8.5) [0.6]	15 (7.5) [-1.6]	94 (47.2) [-3.3]	73 (36.7) [4.2]		
		合計	22 (7.9)	26 (9.3)	149 (53.4)	82 (29.4)		
	恐喝	聞いたことがある	1 (2.0) [-2.5]	14 (27.5) [1.1]	28 (54.9) [2.9]	8 (15.7) [-2.4]	0.001	**
		聞いたことはない	20 (15.2) [2.5]	26 (19.7) [-1.1]	42 (31.8) [-2.9]	44 (33.3) [2.4]		
		合計	21 (11.5)	40 (21.9)	70 (38.3)	52 (28.4)		
	強姦等	聞いたことがある	2 (3.0)	2 (3.0)	60 (90.9)	2 (3.0)	0.082 ^m	
		聞いたことはない	0 (0.0)	5 (3.2)	136 (88.3)	13 (8.4)		
		合計	2 (0.9)	7 (3.2)	196 (89.1)	15 (6.8)		

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 2～5 に同じ。

3 「聞いたことがある」とは、問15において、「直接会って聞いた」、「法廷で被害者やその家族の証人尋問のときに聞いた」、「被害者やその家族の調書の内容を聞いた」及び「その他」のうち、少なくともいずれか一つを選択したものをいう。

4 「聞いたことはない」とは、問15において、「聞いたことはない」のみを選択したものをいう。

5 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

6 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

7 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

8 斜線部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

表3-10 被害者等の生活に与えた影響（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

		殺人等	傷害	窃盗	強盗	恐喝	強姦等
被害者の生活に与えた影響	影響はない						
	生活が苦しくなった					△	
	近所との関係が悪くなった					△	
	引っ越さなければならなくなった		△	△			
	仕事や学校を続けられなくなった						
	マスコミに騒がれて迷惑した						
	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した				△	△	
	わからない		▼		▼		
被害者の家族の生活に与えた影響	影響はない			▼			
	生活が苦しくなった					△	
	子育てに影響があった	△		△			
	家庭が暗くなった					△	
	家庭が崩壊した				△	△	
	近所との関係が悪くなった			△		△	
	引っ越さなければならなくなった		△	△			
	仕事や学校を続けられなくなった				△		
	マスコミに騒がれて迷惑した						
	捜査や裁判に協力を求められて迷惑した				△		
	精神的なショックを受けた		△	△	△		
	わからない		▼		▼		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注1～5に同じ。
 3 表3-9の注3・4に同じ。
 4 「△」は、 χ^2 検定により5%水準以下で有意差が見られた項目について、残差分析を行った結果、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち、その項目を選択した者が、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に多いことを表す。
 5 「▼」は、同様に分析した結果、その項目を選択した者が、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に少ないことを表す。
 6 ■部分は、質問の対象ではないことを表す。

4 申し訳ないという気持ち

(1) 申し訳ないという気持ちの有無

「被害者やその家族に申し訳ないと思っていますか」(問19)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-11である。男子の約90%、女子の約80%が「申し訳ないと思っている」とし、「申し訳ないと思っていない」とするものは、男女とも5%以下である。

表3-11 申し訳ないという気持ちの有無

		申し訳ないという気持ちの有無			合計	検定の結果	
		申し訳ない と思っている	申し訳ない と思っていない	わからない		P値	判定
男子	殺人等	104 (99.0) [2.4]	1 (1.0) [-1.5]	0 (0.0) [-1.8]	105 (100.0)	0.000	**
	傷害	351 (87.5) [-5.4]	28 (7.0) [4.0]	22 (5.5) [3.4]	401 (100.0)		
	窃盗	708 (93.9) [0.7]	26 (3.4) [-0.4]	20 (2.7) [-0.6]	754 (100.0)		
	強盗	271 (95.8) [1.7]	9 (3.2) [-0.4]	3 (1.1) [-2.0]	283 (100.0)		
	恐喝	170 (92.9) [-0.3]	4 (2.2) [-1.1]	9 (4.9) [1.7]	183 (100.0)		
	強姦等	219 (97.3) [2.5]	3 (1.3) [-2.0]	3 (1.3) [-1.5]	225 (100.0)		
	合計	1,823 (93.4)	71 (3.6)	57 (2.9)	1,951 (100.0)		
女子	殺人等	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	0.183 ^m	
	傷害	26 (66.7)	4 (10.3)	9 (23.1)	39 (100.0)		
	窃盗	26 (89.7)	1 (3.4)	2 (6.9)	29 (100.0)		
	強盗	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	4 (100.0)		
	恐喝	18 (94.7)	0 (0.0)	1 (5.3)	19 (100.0)		
	強姦等	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)		
	合計	87 (82.9)	5 (4.8)	13 (12.4)	105 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注1～5に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 網点部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

「申し訳ないという気持ちの有無」と非行群との関連を見てみると、男子 ($\chi^2(10)=41.47, p<.01$) において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「申し訳ないと思っている」と答えた者は、殺人等、強姦等で有意に多く、傷害で有意に少なくなっている。「申し訳ないと思っていない」は、傷害で有意に多く、強姦等で有意に少なくなっている。

このことから、殺人等、強姦等では、被害者等に対し「申し訳ない」という気持ちをもつ者が多いが、傷害では比較的少ない傾向にあることがうかがえる。

(2) 被害者に与えた被害・影響に関する認識との関連

「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子については、すべての非行群において有意な関連が見られなかった。男子については、傷害 ($p<.05$) と窃盗 ($p<.05$) で有意な関連が見られ、残差分析を行ってみると、「申し訳ないと思っている」と答えた者は、被害者に与えた被害の程度を「知っている」で有意に多く、「知らない」で有意に少なくなっている。逆に、「申し訳ないと思っていない」と答えた者は、被害の程度を「知っている」で有意に少なく、「知らない」で有意に多くなっている。

このことから、男子の傷害及び窃盗を除き、男女ともいずれの非行群においても、「被害者に与えた被害の程度に関する認識の有無」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連は認められなかったが、男子の傷害及び窃盗では、「申し訳ない」と思っている者は、自分が与えた被害の程度を知っており、「申し訳ない」と思っていない者は、それを知らない傾向にあることがうかがえる。

身体的被害については、すべての非行群について、統計的に有意な関連は認められなかった。

また、「けがをさせた」を選択した者について、少年が承知している全治に要する日数、後遺症の有無との関連を見たが、同様に有意な関連は認められなかった。

経済的被害について、男子の恐喝 ($\chi^2(4)=21.722, p<.01$) において、「経済的被害に関する加害認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連が見られ、残差分析の結果、「申し訳ないと思っている」を選択した者は、経済的被害を「与えた」とするもので有意に多い。また、経済的被害を「与えた」を選択した者について、少年が承知している被害額との関連を見たが、いずれの非行群においても、有意な関連は認められなかった。

精神的被害について、女子ではすべての非行群において、「精神的被害に関する加害認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連は見られなかったが、男子については、表3-12のとおり、傷害 ($p<.01$) 及び強姦等 ($p<.05$) で有意な関連が見られた。この2群について残差分析の結果、両者とも、「申し訳ないと思っている」と答えた者は、「大きな精神的被害を与えた」で有意に多く、「与えていない」で有意に少なくなっており、「申し訳ないと思っていない」は、逆に、「大きな精神的被害を与えた」で有意に少なく、「与えていない」で有意に多くなっている。

このことから、男子の傷害及び強姦等を除き、男女いずれの非行群においても、「精神的被害に関する加害認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連は認められなかったが、男子の傷害では、「申し訳ない」と思っている者は、「大きな精神的被害を与えた」と思っているものが多いのに対し、「申し訳ない」と思っていない者は、精神的被害に関する加害認識をもっていないものが多い傾向にあることがうかがえる。

また、被害者の生活に与えた影響(問13、重複選択)を尋ねた質問に対し、「わからない」を選択した者を除き、日常生活への影響を述べた選択肢の一つ以上選んだものを「影響あり」とし、「影響はない」のみを選んだものを「影響なし」として、「被害者の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見てみると、女子は、いずれの非行群においても有意

表3-12 申し訳ないという気持ちの有無（精神的被害に関する加害認識別）

		精神的被害 に関する加害 認識	申し訳ないという気持ちの有無			合計	検定の結果	
			申し訳ないと 思っている	申し訳ないと 思っていない	わからない		P値	判定
男子	傷 害	与えていない	36 (65.5) [-5.3]	12 (21.8) [4.6]	7 (12.7) [2.5]	55 (100.0)	0.000 ^m	**
		与えたけれ ど、小さい	43 (87.8) [0.1]	5 (10.2) [0.9]	1 (2.0) [-1.1]	49 (100.0)		
		大きな精神的 被害を与えた	160 (93.0) [2.9]	3 (1.7) [-3.6]	9 (5.2) [-0.2]	172 (100.0)		
		わからない	109 (89.3) [0.8]	8 (6.6) [-0.2]	5 (4.1) [-0.8]	122 (100.0)		
		合計	348 (87.4)	28 (7.0)	22 (5.5)	398 (100.0)		
	窃 盗	与えていない	153 (93.3)	8 (4.9)	3 (1.8)	164 (100.0)	0.760 ^m	
		与えたけれ ど、小さい	92 (92.9)	4 (4.0)	3 (3.0)	99 (100.0)		
		大きな精神的 被害を与えた	190 (96.0)	4 (2.0)	4 (2.0)	198 (100.0)		
		わからない	263 (93.3)	10 (3.5)	9 (3.2)	282 (100.0)		
		合計	698 (93.9)	26 (3.5)	19 (2.6)	743 (100.0)		
	強 盗	与えていない	21 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (100.0)	0.086 ^m	
		与えたけれ ど、小さい	26 (92.9)	2 (7.1)	0 (0.0)	28 (100.0)		
		大きな精神的 被害を与えた	147 (98.7)	2 (1.3)	0 (0.0)	149 (100.0)		
		わからない	75 (91.5)	5 (6.1)	2 (2.4)	82 (100.0)		
		合計	269 (96.1)	9 (3.2)	2 (0.7)	280 (100.0)		
	恐 喝	与えていない	18 (90.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	0.102 ^m	
		与えたけれ ど、小さい	39 (97.5)	1 (2.5)	0 (0.0)	40 (100.0)		
		大きな精神的 被害を与えた	68 (97.1)	0 (0.0)	2 (2.9)	70 (100.0)		
		わからない	44 (86.3)	1 (2.0)	6 (11.8)	51 (100.0)		
		合計	169 (93.4)	3 (1.7)	9 (5.0)	181 (100.0)		
	強姦等	与えていない	0 (0.0) [-8.6]	1 (50.0) [6.0]	1 (50.0) [6.0]	2 (100.0)	0.000 ^m	**
		与えたけれ ど、小さい	7 (100.0) [0.4]	0 (0.0) [-0.3]	0 (0.0) [-0.3]	7 (100.0)		
		大きな精神的 被害を与えた	198 (98.5) [3.2]	1 (0.5) [-3.2]	2 (1.0) [-1.3]	201 (100.0)		
		わからない	14 (93.3) [-1.0]	1 (6.7) [1.9]	0 (0.0) [-0.5]	15 (100.0)		
		合計	219 (97.3)	3 (1.3)	3 (1.3)	225 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注2～5に同じ。
 3 ()内は、構成比を示し、[]内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。
 6 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

な関連が見られなかった。男子については、窃盗 ($p < .01$)、強盗 ($p < .05$) 及び強姦等 ($p < .01$) において、「被害者の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との間に有意な関連が見られた。これら三つの非行群について残差分析を行うと、いずれにおいても、「申し訳ないと思っている」を選択する者は、「影響あり」で有意に多く、「影響なし」で有意に少ないのに対し、「申し訳ないと思っていない」は、「影響あり」で有意に少なく、「影響なし」で有意に多くなっている。

なお、窃盗、強盗及び強姦等において、被害者の生活に与えた影響の認識が、「申し訳ないという気持ちの有無」で異なるのは、「生活が苦しくなった」及び「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」であった。

(3) 被害者の家族に与えた影響に関する認識との関連

被害者の家族の生活に与えた影響（問14、重複選択）を尋ねた質問に対し、被害者の生活に与えた影響の場合と同様に、「わからない」を選択した者を除き、日常生活への影響を述べた選択肢の一つ以上選んだものを「影響あり」とし、「影響はない」のみを選んだものを「影響なし」として、「被害者の家族の生活に与えた影響の有無に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子については、すべての非行群において有意な関連は見られなかった。男子については、殺人等を除くすべての非行群（傷害 ($p < .01$)、窃盗 ($p < .01$)、強盗 ($p < .05$)、恐喝 ($p < .05$)、強姦等 ($p < .05$)) において有意な関連が見られた。これら五つの非行群について残差分析を行うと、恐喝を除き、いずれにおいても、「申し訳ないと思っている」を選択する者は、「影響あり」で有意に多く、「影響なし」で有意に少ないのに対し、「申し訳ないと思っていない」は、「影響あり」で有意に少なく、「影響なし」で有意に多くなっている。

なお、殺人等を除く五つの非行群において、被害者の家族の生活に与えた影響の認識が、「申し訳ないという気持ちの有無」で異なるのは、「捜査や裁判に協力を求められて迷惑した」（窃盗）及び「精神的なショックを受けた」（傷害）であった。

(4) 事件の責任の所在に関する認識との関連

「事件の責任の所在に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子では傷害 ($p < .05$) において、男子については、表 3-13のとおり、すべての非行群（殺人等 ($p < .05$)、傷害 ($p < .01$)、窃盗 ($p < .01$)、強盗 ($p < .05$)、恐喝 ($p < .05$)、強姦等 ($p < .01$)) において有意な関連が見られた。

表 3-13 事件の責任の所在（「申し訳ないという気持ち」の有無別）

	「申し訳ないという気持ち」の有無	事件の責任の所在						合計	検定の結果	
		すべて自分に責任がある	被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある	被害者と自分は同じくらい責任がある	自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある	すべて被害者に責任がある	わからない		P値	判定
殺人等	申し訳ないと思っている	61 (58.7) [1.2]	40 (38.5) [0.8]	2 (1.9) [0.1]	0 (0.0) [-10.2]		1 (1.0) [0.1]	104 (100.0)	0.022 ^m	*
	申し訳ないと思っていない	0 (0.0) [-1.2]	0 (0.0) [-0.8]	0 (0.0) [-0.1]	1 (100.0) [10.2]		0 (0.0) [-0.1]	1 (100.0)		
	わからない									
	合計	61 (58.1)	40 (38.1)	2 (1.9)	1 (1.0)		1 (1.0)	105 (100.0)		
傷害	申し訳ないと思っている	175 (50.1) [5.1]	151 (43.3) [0.7]	18 (5.2) [-3.8]	4 (1.1) [-3.2]	0 (0.0) [-7.5]	1 (0.3) [-3.8]	349 (100.0)	0.000 ^m	**
	申し訳ないと思っていない	2 (7.1) [-4.2]	5 (17.9) [-2.7]	9 (32.1) [5.4]	4 (14.3) [4.8]	7 (25.0) [9.0]	1 (3.6) [1.4]	28 (100.0)		
	わからない	4 (18.2) [-2.6]	14 (63.6) [2.1]	1 (4.5) [-0.5]	0 (0.0) [-0.7]	1 (4.5) [0.9]	2 (9.1) [3.9]	22 (100.0)		
	合計	181 (45.4)	170 (42.6)	28 (7.0)	8 (2.0)	8 (2.0)	4 (1.0)	399 (100.0)		
窃盗	申し訳ないと思っている	645 (91.7) [7.3]	47 (6.7) [-2.8]	4 (0.6) [-2.8]	1 (0.1) [0.3]	1 (0.1) [-5.8]	5 (0.7) [-6.8]	703 (100.0)	0.000 ^m	*
	申し訳ないと思っていない	16 (64.0) [-4.3]	3 (12.0) [0.9]	1 (4.0) [1.8]	0 (0.0) [-0.2]	3 (12.0) [8.0]	2 (8.0) [2.8]	25 (100.0)		
	わからない	10 (50.0) [-5.9]	5 (25.0) [3.1]	1 (5.0) [2.1]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-0.3]	4 (20.0) [7.0]	20 (100.0)		
	合計	671 (89.7)	55 (7.4)	6 (0.8)	1 (0.1)	4 (0.5)	11 (1.5)	748 (100.0)		
強盗	申し訳ないと思っている	238 (87.8) [4.5]	28 (10.3) [-1.6]	2 (0.7) [-2.5]	0 (0.0) [-6.7]		3 (1.1) [-2.1]	271 (100.0)	0.001 ^m	**
	申し訳ないと思っていない	3 (33.3) [-4.6]	2 (22.2) [1.1]	1 (11.1) [3.0]	2 (22.2) [7.8]		1 (11.1) [2.5]	9 (100.0)		
	わからない	2 (66.7) [-1.0]	1 (33.3) [1.2]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-0.1]		0 (0.0) [-0.2]	3 (100.0)		
	合計	243 (85.9)	31 (11.0)	3 (1.1)	2 (0.7)		4 (1.4)	283 (100.0)		
恐喝	申し訳ないと思っている	130 (77.4) [3.1]	35 (20.8) [-1.5]	2 (1.2) [-1.8]	1 (0.6) [-2.4]	0 (0.0) [-3.6]		168 (100.0)	0.002 ^m	**
	申し訳ないと思っていない	1 (25.0) [-2.3]	2 (50.0) [1.4]	0 (0.0) [-0.3]	0 (0.0) [-0.2]	1 (25.0) [6.7]		4 (100.0)		
	わからない	4 (44.4) [-2.1]	3 (33.3) [0.8]	1 (11.1) [2.3]	1 (11.1) [2.9]	0 (0.0) [-0.2]		9 (100.0)		
	合計	135 (74.6)	40 (22.1)	3 (1.7)	2 (1.1)	1 (0.6)		181 (100.0)		
強姦等	申し訳ないと思っている	176 (81.1) [3.8]	39 (18.0) [0.1]	2 (0.9) [-8.0]			0 (0.0) [-6.0]	217 (100.0)	0.000 ^m	**
	申し訳ないと思っていない	1 (33.3) [-2.0]	0 (0.0) [-0.8]	1 (33.3) [3.7]			1 (33.3) [8.6]	3 (100.0)		
	わからない	0 (0.0) [-3.4]	1 (33.3) [0.7]	2 (66.7) [7.6]			0 (0.0) [-0.1]	3 (100.0)		
	合計	177 (79.4)	40 (17.9)	5 (2.2)			1 (0.4)	223 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 斜線部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

男子のすべての非行群について残差分析を行うと、傷害では、「すべて自分に責任がある」とするものは、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっているのに対し、被害者には自分と同等かそれ以上の責任があるとするものは、「申し訳ないと思っていない」で有意に多く、「申し訳ないと思っている」で有意に少なくなっている。窃盗では、「すべて自分に責任がある」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっているのに対し、「すべて被害者に責任がある」は、この逆になっており、また、被害者に少しあるいは自分と同じくらいの責任があるとするものは、「申し訳ないと思っている」で有意に少なくなっている。強盗でも、「すべて自分に責任がある」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっており、被害者に自分と同じか大部分の責任があるとする者は、この逆になっている。恐喝でも、窃盗と同様に、「すべて自分に責任がある」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっており、「すべて被害者に責任がある」は、この逆になっている。強姦等では、「すべて自分に責任がある」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっており、「被害者と自分は同じくらい責任がある」は、この逆になっている。

以上の結果から、男子では、「事件の責任の所在に関する認識」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間には密接な関連があり、いずれの非行群においても、「すべて自分に責任がある」と思う者は、「申し訳ない」と思う傾向にあり、また、傷害、強盗及び強姦等においては、被害者の責任が自分と同等かそれ以上であると思う者は、被害者に対し「申し訳ない」とは思わない傾向にあることがうかがえる。

(5) 被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見たが、ほぼすべての群で有意な関連は見られなかった。

5 謝罪・示談・弁償

(1) 謝罪

ア 謝罪の状況

「被害者に対して、あなたは謝罪しましたか」(問22)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-14である。男女とも、「謝罪するつもりはあるが、していない」とするものが最も比率が高く、「謝罪した」は約20%である。

表3-14 謝罪の状況

		謝罪の状況			合計	検定の結果	
		謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない		P値	判定
男子	傷害	85 (21.4) [2.5]	257 (64.6) [-4.8]	56 (14.1) [4.1]	398 (100.0)	0.000	**
	窃盗	113 (15.2) [-1.9]	565 (76.1) [1.8]	64 (8.6) [-0.4]	742 (100.0)		
	強盗	57 (20.2) [1.4]	211 (74.8) [0.4]	14 (5.0) [-2.5]	282 (100.0)		
	恐喝	27 (14.7) [-1.0]	143 (77.7) [1.3]	14 (7.6) [-0.7]	184 (100.0)		
	強姦等	33 (14.8) [-1.0]	175 (78.5) [1.7]	15 (6.7) [-1.2]	223 (100.0)		
	合計	315 (17.2)	1,351 (73.9)	163 (8.9)	1,829 (100.0)		
女子	傷害	13 (33.3) [2.0]	13 (33.3) [-3.7]	13 (33.3) [2.4]	39 (100.0)	0.023 ^m	*
	窃盗	7 (23.3) [0.1]	18 (60.0) [0.5]	5 (16.7) [-0.7]	30 (100.0)		
	強盗	0 (0.0) [-1.1]	3 (75.0) [0.8]	1 (25.0) [0.2]	4 (100.0)		
	恐喝	3 (15.0) [-1.0]	16 (80.0) [2.4]	1 (5.0) [-2.0]	20 (100.0)		
	強姦等	0 (0.0) [-1.5]	6 (85.7) [1.6]	1 (14.3) [-0.5]	7 (100.0)		
	合計	23 (23.0)	56 (56.0)	21 (21.0)	100 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表3-1の注2～5に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

「謝罪の状況」と非行群との関連を見ると、男子 ($\chi^2(8)=33.23, p<.01$)、女子 ($p<.05$) とも有意な関連が見られた。残差分析を行うと、男子では、「謝罪をした」あるいは「謝罪するつもりはない」と答えた者が、傷害で有意に多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」が、傷害で有意に少なくなっている。女子も、ほぼ同様の傾向にある。

イ 申し訳ないという気持ちの有無との関連

「謝罪の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子については、すべての非行群において有意な関連は見られなかったが、男子においては、表 3-15 のとおり、すべての非行群（傷害 ($p<.01$)、窃盗 ($p<.01$)、強盗 ($p<.01$)、恐喝 ($p<.01$)、強姦等 ($p<.01$)) で有意な関連が見られた。残差分析をすると、「謝罪するつもりはあるが、していない」と答えた者は、いずれの非行群においても、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、強姦等を除き、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっている。これに対し、「謝罪するつもりはない」は、すべての群において、この逆になっている。なお、恐喝では、「謝罪した」が「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっている。

このことから、男子においては、「謝罪の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間に有意な関連が認められたが、「申し訳ない」と思っている者は、謝罪の意思はあるがしていないものが多く、「申し訳ない」と思っていない者は、謝罪の意思のないものが多い傾向にあることがうかがえる。

「謝罪するつもりはあるが、していない」あるいは「謝罪するつもりはない」と答えた者に対し、謝罪していない理由（問22の C、重複選択）を尋ねた結果を、「謝罪の状況」との関連で非行群別に見てみる。「被害は、大したことがなかったから」は、女子の窃盗 ($p<.05$) と男子の傷害 ($p<.01$)、窃盗 ($p<.01$)、強盗 ($p<.01$) 及び恐喝 ($p<.05$) で、「謝罪の状況」との間に有意な関連が見られ、残差分析を行うと、いずれの非行群においても、これを選択した者は、「謝罪するつもりはない」で有意に多くなっている。また、「被害者にも責任があったから」は、男子の傷害 ($p<.01$)、窃盗 ($p<.01$)、強盗 ($p<.05$) 及び強姦等 ($p<.05$) で有意な関連が見られ、これを選択する者は、「謝罪するつもりはない」で有意に多くなっている。「謝罪をする機会がなかったから」は、女子の傷害 ($p<.05$) と男子のすべての非行群（傷害 ($p<.01$)、窃盗 ($p<.01$)、強盗 ($p<.05$)、恐喝 ($p<.01$)、強姦等 ($p<.01$)) で有意な関連が見られ、これを選択する者は、「謝罪するつもりはあるが、していない」で有意に多くなっている。「被害者やその家族に会うのがいやだから」は、女子の傷害 ($p<.05$) と男子の窃盗 ($p<.01$) 及び強盗 ($p<.01$) において有意な関連が見られ、これを選択する者は、「謝罪するつもりはない」で有意に多くなっている。「被害者やその家族に謝罪を拒否されたから」は、男子の傷害 ($p<.05$) で有意な関連が見られ、これを選択する者は、「謝罪するつもりはあるが、していない」で有意に多くなっている。

これらのことから、「謝罪をするつもりはあるが、していない」とするものは、謝罪の機会がなかったか、被害者側に拒否されたために、謝罪をしていないのに対し、「謝罪をするつもりはない」とするものは、「被害は大したことがない」あるいは「被害者にも責任がある」と考えているか、被害者等に会うことが嫌だと感じているために、謝罪をしていないといえる。

表 3-15 謝罪の状況（申し訳ないという気持ちの有無別）

	申し訳ないという 気持ちの有無	謝罪の状況			合計	検定の結果		
		謝罪した	謝罪するつもり はあるが、して いない	謝罪するつもり はない		P値	判定	
男子	傷 害	申し訳ないと 思っている	78 (22.5) [1.3]	246 (70.9) [7.2]	23 (6.6) [-11.4]	347 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	2 (7.4) [-1.8]	3 (11.1) [-6.0]	22 (81.5) [10.4]	27 (100.0)		
		わからない	5 (22.7) [0.1]	6 (27.3) [-3.7]	11 (50.0) [5.0]	22 (100.0)		
		合計	85 (21.5)	255 (64.4)	56 (14.1)	396 (100.0)		
	窃 盗	申し訳ないと 思っている	105 (15.1) [-0.4]	553 (79.7) [8.9]	36 (5.2) [-13.0]	694 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	4 (15.4) [0.0]	4 (15.4) [-7.4]	18 (69.2) [11.2]	26 (100.0)		
		わからない	4 (20.0) [0.6]	6 (30.0) [-4.9]	10 (50.0) [6.7]	20 (100.0)		
		合計	113 (15.3)	563 (76.1)	64 (8.6)	740 (100.0)		
	強 盗	申し訳ないと 思っている	53 (19.9) [-1.1]	205 (76.8) [4.0]	9 (3.4) [-5.9]	267 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	3 (33.3) [1.0]	1 (11.1) [-4.4]	5 (55.6) [7.1]	9 (100.0)		
		わからない	1 (33.3) [0.6]	2 (66.7) [-0.3]	0 (0.0) [-0.4]	3 (100.0)		
		合計	57 (20.4)	208 (74.6)	14 (5.0)	279 (100.0)		
	恐 喝	申し訳ないと 思っている	23 (13.7) [-1.7]	138 (82.1) [4.9]	7 (4.2) [-5.6]	168 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	2 (50.0) [2.0]	0 (0.0) [-3.8]	2 (50.0) [3.4]	4 (100.0)		
		わからない	2 (22.2) [0.6]	3 (33.3) [-3.3]	4 (44.4) [4.4]	9 (100.0)		
		合計	27 (14.9)	141 (77.9)	13 (7.2)	181 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと 思っている	33 (15.2) [1.0]	174 (80.2) [3.7]	10 (4.6) [-7.6]	217 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-0.7]	0 (0.0) [-3.3]	3 (100.0) [6.5]	3 (100.0)		
		わからない	0 (0.0) [-0.7]	1 (33.3) [-1.9]	2 (66.7) [4.2]	3 (100.0)		
		合計	33 (14.8)	175 (78.5)	15 (6.7)	223 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表 3-1 の注 2～5 に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。
 6 部分部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

ウ 被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

「謝罪の状況」と「被害者の気持ちを聞いたことの有無」との関連を、非行群別に見ると、女子は傷害 ($p<.05$) 及び恐喝 ($p<.05$) で非行群で有意な関連が見られた。男子は、表3-16のとおり、傷害 ($\chi^2(2)=28.09, p<.01$)、窃盗 ($\chi^2(2)=66.753, p<.01$)、強盗 ($\chi^2(2)=19.729, p<.01$) 及び強姦等 ($\chi^2(2)=8.033, p<.05$) で有意な関連が見られた。この4群について残差分析を行うと、「謝罪した」と答えた者は、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」とするもので有意に多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」は、被害者等の気持ちを「聞いたことがない」とするもので有意に多くなっている。

表3-16 謝罪の状況（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

	被害者等の気持ちを聞いたことの有無	謝罪の状況			合計	検定の結果	
		謝罪した	謝罪するつもりはあるが、していない	謝罪するつもりはない		P値	判定
男子	傷 害	聞いたことがある	51 (36.2) [5.3]	74 (52.5) [-3.8]	16 (11.3) [-1.1]	0.000	**
		聞いたことはない	34 (13.3) [-5.3]	182 (71.4) [3.8]	39 (15.3) [1.1]		
		合計	85 (21.5)	256 (64.6)	55 (13.9) (100.0)		
	窃 盗	聞いたことがある	55 (35.5) [8.1]	94 (60.6) [-5.2]	6 (3.9) [-2.4]	0.000	**
		聞いたことはない	54 (9.4) [-8.1]	461 (80.6) [5.2]	57 (10.0) [2.4]		
		合計	109 (15.0)	555 (76.3)	63 (8.7) (100.0)		
	強 盗	聞いたことがある	30 (37.0) [4.4]	49 (60.5) [-3.4]	2 (2.5) [-1.3]	0.000	**
		聞いたことはない	27 (13.7) [-4.4]	158 (80.2) [3.4]	12 (6.1) [1.3]		
		合計	57 (20.5)	207 (74.5)	14 (5.0) (100.0)		
	恐 喝	聞いたことがある	10 (20.4) (100.0)	36 (73.5) (6.1)	3 (6.1) (100.0)	0.442	
		聞いたことはない	17 (12.9) (100.0)	105 (79.5) (7.6)	10 (7.6) (100.0)		
		合計	27 (14.9) (100.0)	141 (77.9) (7.2)	13 (7.2) (100.0)		
	強姦等	聞いたことがある	15 (22.7) [2.8]	47 (71.2) [-2.2]	4 (6.1) [-0.3]	0.018	*
		聞いたことはない	13 (8.7) [-2.8]	126 (84.0) [2.2]	11 (7.3) [0.3]		
		合計	28 (13.0)	173 (80.1)	15 (6.9) (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注2~5に同じ。
 3 表3-9の注3・4に同じ。
 4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

(2) 示談・弁償

ア 示談の状況と申し訳ないという気持ちの有無との関連

示談の状況に関し、「被害者やその家族との示談は、成立しましたか」(問23)と尋ねた質問に対する回答について、「成立した」、「交渉したが成立しなかった」及び「交渉中である」の三者を、示談成立に向けた何らかの交渉があった、あるいはあるものとして、「示談交渉あり」とし、「示談をするつもりはあるが、していない」とするものを「示談をするつもりあり」とし、「示談をするつもりはない」とするものを「示談をするつもりなし」とした上、これを非行群別に見たものが表3-17である。

表3-17 示談の有無

		示談の状況				合計	検定の結果	
		示談交渉あり	示談をするつもりあり	示談をするつもりなし	わからない		P値	判定
男子	殺人等	41 (40.2)	9 (8.8)	1 (1.0)	51 (50.0)	102 (100.0)	0.235	
	傷害	141 (35.9)	39 (9.9)	18 (4.6)	195 (49.6)	393 (100.0)		
	窃盗	244 (33.1)	69 (9.3)	20 (2.7)	405 (54.9)	738 (100.0)		
	強盗	115 (41.1)	19 (6.8)	7 (2.5)	139 (49.6)	280 (100.0)		
	恐喝	55 (30.1)	20 (10.9)	7 (3.8)	101 (55.2)	183 (100.0)		
	強姦等	89 (40.1)	16 (7.2)	6 (2.7)	111 (50.0)	222 (100.0)		
	合計	685 (35.7)	172 (9.0)	59 (3.1)	1,002 (52.2)	1,918 (100.0)		
女子	殺人等	1 (14.3)	1 (14.3)	0 (0.0)	5 (71.4)	7 (100.0)	0.133 ^m	
	傷害	15 (40.5)	1 (2.7)	5 (13.5)	16 (43.2)	37 (100.0)		
	窃盗	9 (31.0)	2 (6.9)	3 (10.3)	15 (51.7)	29 (100.0)		
	強盗	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)		
	恐喝	5 (25.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	12 (60.0)	20 (100.0)		
	強姦等	0 (0.0)	3 (42.9)	0 (0.0)	4 (57.1)	7 (100.0)		
	合計	32 (31.1)	9 (8.7)	9 (8.7)	53 (51.5)	103 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表3-1の注1～5に同じ。

3 「示談交渉あり」とは、問23において、「成立した」、「交渉したが成立しなかった」及び「交渉中である」とするものをいう。

4 「示談をするつもりあり」とは、問23において、「示談をするつもりはあるが、していない」とするものである。

5 「示談をするつもりなし」とは、問23において、「示談をするつもりはない」とするものである。

6 () 内は、構成比を示す。

7 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

男女とも、「わからない」とするものが半数以上を占め、非行群との間に統計的な有意な関連は見られなかった。

「示談の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を、非行群別に見ると、女子については、いずれの非行群でも有意な関連は見られなかったが、男子については、傷害 ($p<.05$) 及び窃盗 ($p<.01$) において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、傷害では、「示談をするつもりなし」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に多くなっている。窃盗では、「示談のつもりあり」が、「申し訳ないと思っている」と答えた者で有意に多く、「示談のつもりなし」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多くなっている。

イ 弁償の状況と申し訳ないという気持ちの有無との関連

弁償の状況に関して、「被害者やその家族に弁償（金銭的償い）はしましたか」（問24）と尋ね、これに対する回答について、「弁償した」、「弁償中である」の二者を、「弁償あり」とし、「弁償するつもりはあるが、していない」を「弁償のつもりあり」とし、「弁償するつもりはない」を「弁償のつもりなし」とした上、これを非行群別に見たものが表3-18である。「弁償あり」とする比率は、男子で約40%、女子で約30%となっており、「わからない」とするものは、男女とも約40%と、示談の場合よりやや低い比率となっている。

「弁償の状況」と非行群の関連を見ると、男子 ($\chi^2(15)=91.757, p<.01$) で有意な関連が見られ、残差分析を行うと、「弁償あり」は、窃盗及び強盗で有意に多く、殺人等及び強姦等で有意に少なくなっている。また、「弁償のつもりあり」は殺人等で、「弁償のつもりなし」は傷害で、それぞれ有意に多くなっている。

「弁償の状況」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子については、いずれの非行群でも有意な関連は見られなかったが、男子については、殺人等を除く五つの非行群（傷害 ($p<.01$)、窃盗 ($p<.01$)、強盗 ($p<.01$)、恐喝 ($p<.01$)、強姦等 ($p<.05$)) において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、傷害及び窃盗では、「弁償のつもりあり」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっており、「弁償のつもりなし」では、この逆になっている。強盗、恐喝及び強姦等では、「弁償のつもりなし」が、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっている。

表 3-18 弁償の状況

		弁償の状況				合計	検定の結果	
		弁償あり	弁償のつもりあり	弁償のつもりなし	わからない		P値	判定
男子	殺人等	26 (25.0) [-3.0]	52 (50.0) [6.9]	2 (1.9) [-1.0]	24 (23.1) [-2.7]	104 (100.0)	0.000	**
	傷 害	139 (35.2) [-1.6]	79 (20.0) [-1.3]	27 (6.8) [3.8]	150 (38.0) [1.3]	395 (100.0)		
	窃 盗	319 (43.0) [3.0]	161 (21.7) [-0.7]	20 (2.7) [-1.7]	242 (32.6) [-1.8]	742 (100.0)		
	強 盗	126 (44.5) [2.2]	55 (19.4) [-1.3]	3 (1.1) [-2.5]	99 (35.0) [-0.1]	283 (100.0)		
	恐 喝	76 (41.1) [0.7]	37 (20.0) [-0.9]	10 (5.4) [1.4]	62 (33.5) [-0.5]	185 (100.0)		
	強 姦 等	63 (28.0) [-3.5]	51 (22.7) [-0.1]	8 (3.6) [-0.1]	103 (45.8) [3.5]	225 (100.0)		
	合 計	749 (38.7)	435 (22.5)	70 (3.6)	680 (35.2)	1,934 (100.0)		
女子	殺人等	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)	0.257 ^m	
	傷 害	11 (33.3)	4 (12.1)	4 (12.1)	14 (42.4)	33 (100.0)		
	窃 盗	10 (33.3)	7 (23.3)	4 (13.3)	9 (30.0)	30 (100.0)		
	強 盗	2 (66.7)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (100.0)		
	恐 喝	6 (30.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	7 (35.0)	20 (100.0)		
	強 姦 等	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	5 (71.4)	7 (100.0)		
	合 計	29 (29.0)	17 (17.0)	13 (13.0)	41 (41.0)	100 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。
 3 「弁償あり」とは、問24において、「弁償した」及び「弁償中である」とするものをいう。
 4 「弁償のつもりあり」とは、問24において、「弁償するつもりはあるが、していない」とするものである。
 5 「弁償のつもりなし」とは、問24において、「弁償するつもりはない」とするものである。
 6 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 7 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 8 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。
 9 ■ 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

ウ 示談・弁償の状況と被害者等の気持ちを聞いたことの有無との関連

「示談の状況」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」との関連を、非行群別に見ると、女子の傷害 ($p < .05$) 及び殺人等を除く男子の5群 (傷害 ($\chi^2(3) = 17.217, p < .01$), 窃盗 ($\chi^2(3) = 22.157, p < .01$), 強盗 ($p < .01$), 恐喝 ($p < .01$), 強姦等 ($p < .05$)) において有意な関連が見られた。男子の5群について残差分析を行うと、表3-19のとおり、いずれの非行群においても、「示談交渉あり」と答えた者は、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」とするもので有意に多く、被害者等の気持ちを「聞いたことはない」とするもので有意に少なくなっている。

また、「弁償の状況」についても同様に見てみると、女子については有意な関連が見られず、男子についても、傷害 ($\chi^2(3) = 17.5, p < .01$) 及び窃盗 ($\chi^2(3) = 13.452, p < .01$) 以外は有意な関連が見られなかった。この傷害及び窃盗について残差分析を行ったところ、「示談の状況」の場合と同様、「弁償あり」とするものは、被害者等の気持ちを「聞いたことがある」で有意に多く、被害者等の気持ちを「聞いたことはない」で有意に少なくなっている。

このことから、男子では、「示談の状況」と「被害者等の気持ちを聞いたことの有無」に、殺人等を除き密接な関連が認められるが、被害者等の気持ちを聞いたことのある者の方が、示談成立に向けて何らかの行動を起こしているものが多い傾向がうかがえる。また、「弁償の状況」との関連については、傷害と窃盗において有意な関連が認められ、示談の場合と同様、被害者等の気持ちを聞いたことのある者の方が、弁償している者が多い傾向がうかがえる。

表 3-19 示談の状況（被害者等の気持ちを聞いたことの有無別）

	被害者等の気持ちを聞いたことの有無	示談の状況				合計	検定の結果	
		示談交渉あり	示談をするつもりあり	示談をするつもりなし	わからない		P値	判定
男子	殺人等	聞いたことがある	19 (44.2)	3 (7.0)	1 (2.3)	20 (46.5)	0.515 ^m	
		聞いたことはない	20 (35.1)	6 (10.5)	0 (0.0)	31 (54.4)		
		合計	39 (39.0)	9 (9.0)	1 (1.0)	51 (51.0)		
	傷害	聞いたことがある	66 (48.2) [3.7]	15 (10.9) [0.5]	7 (5.1) [0.5]	49 (35.8) [-4.0]	0.001	**
		聞いたことはない	75 (29.5) [-3.7]	24 (9.4) [-0.5]	10 (3.9) [-0.5]	145 (57.1) [4.0]		
		合計	141 (36.1)	39 (10.0)	17 (4.3)	194 (49.6)		
	窃盗	聞いたことがある	73 (48.3) [4.5]	7 (4.6) [-2.2]	4 (2.6) [0.0]	67 (44.4) [-3.0]	0.000	**
		聞いたことはない	165 (28.8) [-4.5]	59 (10.3) [2.2]	15 (2.6) [0.0]	333 (58.2) [3.0]		
		合計	238 (32.9)	66 (9.1)	19 (2.6)	400 (55.3)		
	強盗	聞いたことがある	45 (56.3) [3.3]	5 (6.3) [-0.3]	4 (5.0) [1.7]	26 (32.5) [-3.6]	0.001 ^m	**
		聞いたことはない	68 (34.7) [-3.3]	14 (7.1) [0.3]	3 (1.5) [-1.7]	111 (56.6) [3.6]		
		合計	113 (40.9)	19 (6.9)	7 (2.5)	137 (49.6)		
	恐喝	聞いたことがある	28 (54.9) [4.5]	7 (13.7) [0.7]	2 (3.9) [0.3]	14 (27.5) [-4.7]	0.000 ^m	**
		聞いたことはない	27 (20.8) [-4.5]	13 (10.0) [-0.7]	4 (3.1) [-0.3]	86 (66.2) [4.7]		
		合計	55 (30.4)	20 (11.0)	6 (3.3)	100 (55.2)		
	強姦等	聞いたことがある	33 (50.8) [2.2]	5 (7.7) [0.1]	4 (6.2) [2.0]	23 (35.4) [-2.9]	0.010 ^m	**
		聞いたことはない	52 (34.7) [-2.2]	11 (7.3) [-0.1]	2 (1.3) [-2.0]	85 (56.7) [2.9]		
		合計	85 (39.5)	16 (7.4)	6 (2.8)	108 (50.2)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。
 3 表 3-17 の注 3～5 に同じ。
 4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 5 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 6 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。
 7 網点部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

エ 謝罪と示談・弁償との関連

表3-20は、「謝罪の状況」と「示談の状況」との関連を非行群別に見たものである。

表3-20 示談の状況（謝罪の状況別）

	謝罪の状況	示談の状況				合計	検定の結果		
		示談交渉あり	示談をするつもりあり	示談をするつもりなし	わからない		P値	判定	
男子	傷害	謝罪した	42 (51.9) [3.5]	7 (8.6) [-0.5]	3 (3.7) [-0.4]	29 (35.8) [-2.8]	81 (100.0)	0.000	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	80 (31.6) [-2.2]	30 (11.9) [1.6]	2 (0.8) [-4.9]	141 (55.7) [3.2]			
		謝罪するつもりはない	16 (29.1) [-1.1]	2 (3.6) [-1.7]	13 (23.6) [7.2]	24 (43.6) [-1.0]			
		合計	138 (35.5)	39 (10.0)	18 (4.6)	194 (49.9)			
	窃盗	謝罪した	64 (57.7) [6.0]	5 (4.5) [-1.9]	3 (2.7) [0.0]	39 (35.1) [-4.5]	111 (100.0)	0.000	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	159 (28.8) [-4.4]	63 (11.4) [3.4]	9 (1.6) [-3.3]	321 (58.2) [3.3]			
		謝罪するつもりはない	18 (28.1) [-0.9]	0 (0.0) [-2.7]	8 (12.5) [5.0]	38 (59.4) [0.8]			
		合計	241 (33.1)	68 (9.4)	20 (2.8)	398 (54.7)			
	強盗	謝罪した	39 (70.9) [5.0]	2 (3.6) [-0.9]	0 (0.0) [-1.3]	14 (25.5) [-4.1]	55 (100.0)	0.002 ^m	*
		謝罪するつもりはあるが、していない	71 (34.0) [-4.4]	14 (6.7) [0.7]	7 (3.3) [1.5]	117 (56.0) [3.5]			
		謝罪するつもりはない	5 (35.7) [-0.4]	1 (7.1) [0.2]	0 (0.0) [-0.6]	8 (57.1) [0.5]			
		合計	115 (41.4)	17 (6.1)	7 (2.5)	139 (50.0)			
	恐喝	謝罪した	18 (69.2) [4.8]	1 (3.8) [-1.3]	0 (0.0) [-1.1]	7 (26.9) [-3.2]	26 (100.0)	0.000 ^m	**
		謝罪するつもりはあるが、していない	33 (23.4) [-3.4]	19 (13.5) [1.9]	4 (2.8) [-1.4]	85 (60.3) [2.4]			
		謝罪するつもりはない	2 (15.4) [-1.2]	0 (0.0) [-1.3]	3 (23.1) [3.7]	8 (61.5) [0.5]			
		合計	53 (29.4)	20 (11.1)	7 (3.9)	100 (55.6)			
	強姦等	謝罪した	21 (63.6) [2.9]	0 (0.0) [-1.7]	0 (0.0) [-1.0]	12 (36.4) [-1.6]	33 (100.0)	0.007 ^m	*
		謝罪するつもりはあるが、していない	61 (35.3) [-3.0]	16 (9.2) [2.2]	4 (2.3) [-0.7]	92 (53.2) [2.1]			
		謝罪するつもりはない	7 (50.0) [0.8]	0 (0.0) [-1.1]	2 (14.3) [2.7]	5 (35.7) [-1.1]			
		合計	89 (40.5)	16 (7.3)	6 (2.7)	109 (49.5)			

注 1 無回答を除く。

2 表3-1の注2～5に同じ。

3 表3-17の注3～5に同じ。

4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

5 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

6 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

7 陰影部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

男子については、「謝罪の状況」と「示談の状況」の間に、すべての非行群（傷害（ $\chi^2(6)=67.59$, $p<.01$), 窃盗（ $\chi^2(6)=68.873$, $p<.01$), 強盗（ $p<.01$), 恐喝（ $p<.01$), 強姦等（ $p<.01$)) において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、いずれの非行群においても、「示談交渉あり」とするものは、「謝罪した」で有意に多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」及び「謝罪するつもりはない」で有意に少ない。傷害及び窃盗において、「示談をするつもりなし」とするものは、「謝罪するつもりはない」で有意に多く、「謝罪するつもりはあるが、していない」で有意に少なくなっている。また、恐喝では、「示談をするつもりなし」とするものが、「謝罪するつもりはない」で有意に多くなっている。

「弁償の状況」と「謝罪の状況」についても、同様の傾向が認められる。

このことから、被害者に対し謝罪をしたとする者は、併せて示談、弁償についても努めており、謝罪をするつもりはないとする者は、示談、弁償の意思が乏しい傾向にあることがうかがえる。

(3) 被害者等の感情に関する認識との関連

ア 被害者等の感情に関する認識

「被害者やその家族は、現在、あなたに対してどんな気持ちだと思いますか」（問16、重複選択）と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-21である。「わからない」とするものを除き、「一生、自分をにくみつづける」とするものが、男女とも最も高く、次いで、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」となっているなど、被害者等の感情は厳しいと受け止めている者が多い。

「被害者等の感情」と非行群との関連を見ると、女子では、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」（ $p<.05$ ）、「一生、自分をにくみつづける」（ $p<.01$ ）、「損害さえ戻ればいいと考えている」（ $p<.01$ ）において有意な関連が見られた。男子については、同表のとおり、すべての項目において有意な関連が見られ、残差分析を行うと、「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」を選択した者は、殺人等及び強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっており、「一生、自分をにくみつづける」も、殺人等、強盗及び強姦等で有意に多く、窃盗及び恐喝で有意に少なくなっている。「今回の処分で、なっとくしている」は、殺人等及び強姦等で有意に少なく、窃盗で有意に多くなっており、「損害さえ戻ればいいと考えている」は、窃盗以外のすべての群において有意に少なく、窃盗のみ有意に多くなっている。また、「わからない」は、殺人等、強盗及び強姦等で有意に少なく、窃盗及び恐喝で有意に多くなっている。

これらのことから、男子については、殺人等、強盗及び強姦等で、被害者等の感情は厳しいと認識しているのに対し、窃盗では、被害者等は今回自分が少年院送致になったことで納得したり、あるいは損害が何らかの形で回復されればいいと考えていると受け止めており、被害者等の感情が厳しいとは認識していないことがうかがわれる。

表 3-21 被害者感情に関する認識

		被害者感情						総数
		すでに自分を 許す気持ちに なっている	今回の処分 で、なとして いる	自分がいま でも施設から出 て、なことを ねがっている	一生、自分を くみつける	損害さえどれ ばいと考えて いる	その他	
男子	殺人等	1 (0.9) [-2.4]	1 (0.9) [-4.2]	51 (47.7) [2.8]	93 (86.9) [9.3]	1 (0.9) [-3.7]	28 (26.2) [6.1]	13 (12.1) [-3.4]
	傷害	34 (8.5) [1.6]	61 (15.2) [0.0]	142 (35.3) [0.1]	169 (42.0) [-0.7]	21 (5.2) [-4.9]	37 (9.2) [-0.1]	117 (29.1) [1.6]
	窃盗	59 (7.7) [1.5]	153 (20.1) [4.8]	206 (26.9) [-6.1]	214 (28.0) [-11.0]	181 (23.7) [12.0]	50 (6.6) [-3.4]	228 (29.9) [3.1]
	強盗	23 (8.0) [1.0]	34 (11.9) [-1.7]	108 (37.8) [1.0]	149 (52.1) [3.2]	23 (8.0) [-2.5]	32 (11.2) [1.1]	59 (20.6) [-2.2]
	恐喝	8 (4.3) [-1.4]	36 (19.3) [1.6]	61 (32.6) [-0.8]	54 (28.9) [-4.2]	13 (7.0) [-2.4]	16 (8.6) [-0.4]	71 (38.0) [3.9]
	強姦等	6 (2.6) [-2.6]	15 (6.6) [-3.8]	126 (55.5) [6.8]	179 (78.9) [11.4]	7 (3.1) [-4.6]	22 (9.7) [0.2]	25 (11.0) [-5.5]
	合計	131 (6.6)	300 (15.2)	693 (35.1)	858 (43.5)	246 (12.5)	185 (9.4)	513 (26.0)
検定の 結果判定	P 値	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		**	**	**	**	**	**	**
女子	殺人等	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3) [-0.8]	4 (57.1) [1.4]	0 (0.0) [-0.9]	2 (28.6)	2 (28.6)
	傷害	4 (10.0)	12 (30.0)	13 (32.5) [1.0]	12 (30.0) [-0.6]	1 (2.5) [-1.8]	5 (12.5)	12 (30.0)
	窃盗	1 (3.0)	7 (21.2)	3 (9.1) [-2.8]	6 (18.2) [-2.2]	9 (27.3) [4.4]	1 (3.0)	14 (42.4)
	強盗	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (50.0) [1.1]	2 (50.0) [0.7]	0 (0.0) [-0.6]	1 (25.0)	0 (0.0)
	恐喝	1 (5.0)	4 (20.0)	7 (35.0) [0.9]	7 (35.0) [0.2]	0 (0.0) [-1.6]	3 (15.0)	7 (35.0)
	強姦等	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1) [1.9]	6 (85.7) [3.0]	0 (0.0) [-0.9]	0 (0.0)	1 (14.3)
	合計	7 (6.3)	23 (20.7)	30 (27.0)	37 (33.3)	10 (9.0)	12 (10.8)	36 (32.4)
検定の 結果判定	P 値	0.727 ^m	0.225 ^m	0.037 ^m	0.009 ^m	0.005 ^m	0.245 ^m	0.472 ^m
				*	**	**		

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

イ 謝罪・示談・弁償の有無と被害者等の感情に関する認識との関連

謝罪の状況等に関し、実際に謝罪等をしたか否かという観点から、謝罪の状況については、「謝罪した」と、それ以外の「謝罪するつもりはあるが、していない」及び「わからない」を「謝罪していない」とし、示談については、「成立した」を「示談が成立した」、それ以外を「示談が成立していない」とし、弁償については、「弁償した」及び「弁償中である」を「弁償あり」、それ以外を「弁償していない」とに分けた上、「謝罪の有無」、「示談成立の有無」又は「弁償の有無」と「被害者等の感情に関する認識」との関連を非行群別に見たもののうち、有意な関連が認められたものを示したものが表3-22ある。

「すでに自分を許す気持ちになっている」と「謝罪の有無」との関連を見ると、強盗を除く男子の4群(傷害($\chi^2(1)=40.773, p<.01$), 窃盗($\chi^2(1)=10.795, p<.01$), 恐喝($p<.05$), 強姦等($p<.05$))で有意な関連が見られ、いずれの群においても、「すでに自分を許す気持ちになっている」とするものは、「謝罪した」とするもので有意に多く、「謝罪していない」で有意に少なくなっている。「自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている」については、男子の傷害($\chi^2(1)=8.865, p<.05$)及び強盗($\chi^2(1)=4.133, p<.05$)において有意な関連が見られ、いずれも、「謝罪していない」で有意に多く、「謝罪した」で有意に少なくなっている。

「すでに自分を許す気持ちになっている」と「示談成立の有無」との関連を見ると、男子の傷害($\chi^2(1)=21.843, p<.05$), 窃盗($\chi^2(1)=8.578, p<.05$), 恐喝($p<.05$)及び強盗($\chi^2(1)=24.779, p<.05$)で有意な関連が認められ、いずれの非行群においても、謝罪の場合と同様、被害者等の感情が融和しているとするものは、「示談が成立した」で有意に多く、「示談は成立していない」で有意に少ない。「一生、自分をにくみつづける」については、傷害($\chi^2(1)=9.651, p<.01$)及び強盗($\chi^2(1)=5.480, p<.05$)において有意な関連が見られ、いずれも、「示談が成立していない」で有意に多く、「示談が成立した」で有意に少なくなっている。「損害さえ戻ればいいと考えている」については、恐喝($\chi^2(1)=5.591, p<.05$)において有意な関連が見られ、「示談が成立した」で有意に多く、「示談が成立していない」で有意に少ない。

「すでに自分を許す気持ちになっている」と「弁償の有無」との関連を見ると、窃盗($\chi^2(1)=4.685, p<.05$)において有意な関連が見られ、「すでに自分を許す気持ちになっている」とするものは、「弁償した」で有意に多く、「弁償していない」で有意に少ない。

以上のことから、男子について、強盗以外の非行群においては、謝罪したことにより、被害者等の感情が融和したと感じる者が多く、傷害においては、示談が成立したことで被害者等の感情は融和し、成立していないことで被害者等の感情はきびしいと感じている者が多い傾向がうかがえる。

表 3-22 被害者感情（謝罪・示談成立・弁償の有無）

		謝罪・示談成立・ 弁償の有無	被害者感情			
			すでに自分を許 す気持ちになっ ている	自分がいつまで も施設から出て こないことをね がっている	一生、自分をに くみつづける	損害さえもどれ ばいいと考えて いる
男 子	殺人等	謝罪した				
		示談が成立した				
		弁償あり				
	傷 害	謝罪した	△	▼		
		示談が成立した	△		▼	
		弁償あり	△			
	窃 盗	謝罪した	△			
		示談が成立した	△			△
		弁償あり				
	強 盗	謝罪した		▼		
		示談が成立した	△		▼	
		弁償あり	△			
	恐 喝	謝罪した	△			
		示談が成立した	△			
		弁償あり	△			△
	強姦等	謝罪した	△			
		示談が成立した				
		弁償あり				

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 「謝罪した」とは、問22において、「謝罪した」とするものをいう。

4 「示談が成立した」とは、問23において、「成立した」とするものをいう。

5 「弁償あり」とは、問24において、「弁償した」及び「弁償中である」とするものをいう。

6 「△」は、 χ^2 検定により 5%水準以下で有意差が見られた項目について、残差分析を行った結果、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られたもののうち、その項目を選択した者が、「謝罪した」、「示談が成立した」、「弁償あり」で有意に多いことを表す。

7 「▼」は、同様に分析した結果、その項目を選択した者が、「謝罪した」、「示談が成立した」、「弁償あり」で有意に少ないことを表す。

8 部分は、質問の対象ではないことを表す。

6 気持ちの変化

(1) 気持ちの変化

「事件の直後と現在とでは、被害者に対するあなたの気持ちは変化していますか」(問20)と尋ねた結果を非行群別に示したものが、表3-23である。男女とも、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」とするものが半数以上を占め、次いで、男子では、「いまでも、申し訳ないと思っている」が、女子では、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」が多くなっている。

「気持ちの変化」と非行群との関連を見ると、男子($\chi^2(20)=66.608, p<.01$) 女子($p<.05$)ともに有意な関連が見られた。男子について残差分析をしてみると、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」と答えた者は、殺人等及び強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっている。「いまでも、申し訳ないと思っている」は、窃盗で有意に多く、傷害及び強盗で有意に少ない。また、「いまでも、申し訳ないと思っていない」は傷害で有意に多く、「あまり被害者のことを考えなくなってきた」は、傷害及び恐喝で有意に多く、殺人等及び強姦等で有意に少なくなっている。

このことから、男子については、殺人等及び強姦等で、被害者に対する「申し訳ない」という気持ちが強くなったとするものが多いのに対し、傷害では、当初から被害者に対し「申し訳ない」と思っていない者、あるいは被害者に対する関心が減退している者の多いことがうかがわれる。

表 3-23 気持ちの変化

		気持ちの変化					合計	検定の結果	
		前は、申し 訳ないという気 持ちは強くなっ た	前は、申し 訳ないという気 持ちは弱くなっ た	いまでも、申し 訳ないと思っ ている	いまでも、申し 訳ないと思っ ていない	あまり被害者の ことを考えな くなった		P値	判定
男子	殺人等	71 (71.0) [2.2]	0 (0.0) [-1.6]	27 (27.0) [0.0]	1 (1.0) [-0.9]	1 (1.0) [-2.6]	100 (100.0)	0.000	**
	傷 害	229 (58.4) [-0.9]	11 (2.8) [0.5]	90 (23.0) [-2.0]	18 (4.6) [3.5]	44 (11.2) [2.8]	392 (100.0)		
	窃 盗	403 (56.1) [-3.1]	23 (3.2) [1.6]	228 (31.7) [3.7]	16 (2.2) [-0.1]	49 (6.8) [-1.3]	719 (100.0)		
	強 盗	184 (65.7) [1.9]	10 (3.6) [1.3]	59 (21.1) [-2.4]	3 (1.1) [-1.5]	24 (8.6) [0.5]	280 (100.0)		
	恐 喝	107 (60.1) [-0.1]	2 (1.1) [-1.2]	46 (25.8) [-0.3]	1 (0.6) [-1.6]	22 (12.4) [2.4]	178 (100.0)		
	強姦等	148 (67.6) [2.3]	1 (0.5) [-2.1]	58 (26.5) [-0.2]	4 (1.8) [-0.5]	8 (3.7) [-2.5]	219 (100.0)		
	合 計	1,142 (60.5)	47 (2.5)	508 (26.9)	43 (2.3)	148 (7.8)	1,888 (100.0)		
女子	殺人等	2 (28.6) [-1.4]	0 (0.0) [-0.5]	4 (57.1) [2.7]	1 (14.3) [1.2]	0 (0.0) [-1.4]	7 (100.0)	0.041 ^m	*
	傷 害	16 (43.2) [-1.6]	0 (0.0) [-1.3]	7 (18.9) [0.1]	2 (5.4) [0.2]	12 (32.4) [2.5]	37 (100.0)		
	窃 盗	16 (57.1) [0.4]	2 (7.1) [1.5]	5 (17.9) [-0.1]	1 (3.6) [-0.4]	4 (14.3) [-0.8]	28 (100.0)		
	強 盗	1 (33.3) [-0.7]	0 (0.0) [-0.3]	1 (33.3) [0.7]	1 (33.3) [2.3]	0 (0.0) [-0.9]	3 (100.0)		
	恐 喝	14 (70.0) [1.6]	0 (0.0) [-0.9]	2 (10.0) [-1.1]	0 (0.0) [-1.1]	4 (20.0) [0.0]	20 (100.0)		
	強姦等	6 (85.7) [1.7]	1 (14.3) [1.8]	0 (0.0) [-1.3]	0 (0.0) [-0.6]	0 (0.0) [-1.4]	7 (100.0)		
	合 計	55 (53.9)	3 (2.9)	19 (18.6)	5 (4.9)	20 (19.6)	102 (100.0)		

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連

「申し訳ないという気持ちの有無」と「気持ちの変化」の関連を、非行群別に見ると、女子では、傷害 ($p<.01$) 以外はすべての群において有意な関連は見られなかったが、男子では、表 3-24 のとおり、すべての非行群 (殺人等 ($p<.05$), 傷害 ($p<.01$), 窃盗 ($p<.01$), 強盗 ($p<.01$), 恐喝 ($p<.01$), 強姦等 ($\chi^2(8)=115.917, p<.01$)) において有意な関連が見られた。残差分析を行ったところ、殺人等を除き、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっているのに対し、「いまでも、申し訳ないと思っていない」あるいは「あまり被害者のことを考えなくなってきた」と答えた者は、逆に、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっている。また、「申し訳ないと思っている」者は、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」とするものの方が、「いまでも、申し訳ないと思っている」ものよりも多く、「申し訳ないと思っていない」者は、「いまでも、申し訳ないと思っていない」とするものの方が、「前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった」あるいは「あまり被害者のことを考えなくなってきた」とするものより多くなっている。

このことから、現在、被害者等に対し「申し訳ない」と思っている者では、被害者に対し「申し訳ない」という気持ちが、事件直後に比べて強くなってきたとするものが多いのに対し、「申し訳ない」と思っていない者では、その気持ちに変化は見られないとするものが多い傾向にあることがうかがえる。

表 3-24 気持ちの変化

	申し訳ないとい う気持ちの有無	気持ちの変化					合計	検定の結果		
		前よりも、申し 訳ないという気 持ちは強くなっ た	前よりも、申し 訳ないという気 持ちは弱くなっ た	いまでも、申し 訳ないと思っ ている	いまでも、申し 訳ないと思っ ていない	あまり被害者の ことを考えな くなってきた		P値	判定	
男子	殺人等	申し訳ないと 思っている	71 (71.7) [1.6]		27 (27.3) [0.6]	0 (0.0) [-10.0]	1 (1.0) [0.1]	99 (100.0)	0.021 ^m	*
		申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-1.6]		0 (0.0) [-0.6]	1 (100.0) [10.0]	0 (0.0) [-0.1]	1 (100.0)		
		わからない								
		合計	71 (71.0)		27 (27.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	100 (100.0)		
	傷 害	申し訳ないと 思っている	223 (65.0) [7.1]	9 (2.6) [-0.6]	87 (25.4) [3.2]	3 (0.9) [-9.5]	21 (6.1) [-8.7]	343 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-6.3]	0 (0.0) [-0.9]	2 (7.7) [-1.9]	15 (57.7) [13.4]	9 (34.6) [3.9]	26 (100.0)		
		わからない	5 (23.8) [-3.3]	2 (9.5) [1.9]	0 (0.0) [-2.6]	0 (0.0) [-1.0]	14 (66.7) [8.2]	21 (100.0)		
		合計	228 (58.5)	11 (2.8)	89 (22.8)	18 (4.6)	44 (11.3)	390 (100.0)		
	窃 盗	申し訳ないと 思っている	400 (59.3) [6.8]	19 (2.8) [-2.3]	222 (32.9) [3.0]	0 (0.0) [-15.8]	33 (4.9) [-8.0]	674 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-5.9]	3 (11.5) [2.5]	1 (3.8) [-3.1]	14 (53.8) [18.2]	8 (30.8) [4.9]	26 (100.0)		
		わからない	3 (16.7) [-3.4]	1 (5.6) [0.6]	4 (22.2) [-0.9]	2 (11.1) [2.6]	8 (44.4) [6.4]	18 (100.0)		
		合計	403 (56.1)	23 (3.2)	227 (31.6)	16 (2.2)	49 (6.8)	718 (100.0)		

(申し訳ないという気持ちの有無別)

		申し訳ないという気持ちの有無	気持ちの変化					合計	検定の結果	
			前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった	前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった	いまでも、申し訳ないと思っている	いまでも、申し訳ないと思っていない	あまり被害者のことを考えなくなってきた		P値	判定
男子	強盗	申し訳ないと思っている	181 (68.3) [3.7]	8 (3.0) [-2.5]	58 (21.9) [1.8]	0 (0.0) [-8.2]	18 (6.8) [-4.3]	265 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと思っていない	1 (11.1) [-3.5]	2 (22.2) [3.0]	0 (0.0) [-1.6]	3 (33.3) [9.5]	3 (33.3) [2.8]	9 (100.0)		
		わからない	1 (33.3) [-1.2]	0 (0.0) [-0.3]	0 (0.0) [-0.9]	0 (0.0) [-0.2]	2 (66.7) [3.7]	3 (100.0)		
		合計	183 (66.1)	10 (3.6)	58 (20.9)	3 (1.1)	23 (8.3)	277 (100.0)		
	恐喝	申し訳ないと思っている	106 (65.4) [3.9]	2 (1.2) [0.4]	42 (25.9) [1.4]	0 (0.0) [-3.7]	12 (7.4) [-6.9]	162 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと思っていない	0 (0.0) [-2.6]	0 (0.0) [-0.2]	0 (0.0) [-1.2]	1 (25.0) [6.5]	3 (75.0) [3.9]	4 (100.0)		
		わからない	1 (12.5) [-2.9]	0 (0.0) [-0.3]	1 (12.5) [-0.8]	0 (0.0) [-0.2]	6 (75.0) [5.6]	8 (100.0)		
		合計	107 (61.5)	2 (1.1)	43 (24.7)	1 (0.6)	21 (12.1)	174 (100.0)		
	強姦等	申し訳ないと思っている	148 (69.5) [3.6]	1 (0.5) [0.2]	57 (26.8) [0.6]	2 (0.9) [-5.8]	5 (2.3) [-6.1]	213 (100.0)	0.000 ^m	**
		申し訳ないと思っていない	0 (0.0) [-2.5]	0 (0.0) [-0.1]	0 (0.0) [-1.0]	2 (66.7) [8.4]	1 (33.3) [2.8]	3 (100.0)		
		わからない	0 (0.0) [-2.5]	0 (0.0) [-0.1]	1 (33.3) [0.3]	0 (0.0) [-0.2]	2 (66.7) [5.9]	3 (100.0)		
		合計	148 (67.6)	1 (0.5)	58 (26.5)	4 (1.8)	8 (3.7)	219 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注1~5に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「*」は有意水準5%以下、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 網点部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

(3) 気持ちの変化のきっかけ

「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」とするものについて、そのきっかけ（問20のA、重複選択）を尋ねた結果を非行群別に見てみると、表3-25のとおりである。男子において、「施設の職員の面接や指導の中で」（ $\chi^2(5)=15.415, p<.01$ ）、「施設で教誨師や篤志面接委員の面接を受けたことで」（ $\chi^2(5)=27.773, p<.01$ ）で有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「施設の職員の面接や指導の中で」を選択する者は、強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっている。「施設で教誨師や篤志面接委員の面接を受けたことで」については、殺人等で有意に多くなっている。

「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」とするものについて、気持ちの変化のきっかけと、謝罪、示談成立及び弁償の有無との関連を非行群別に見ると、気持ちの変化のきっかけとして「謝罪をしたことで」を選択した者は、男子の傷害（ $p<.01$ ）、窃盗（ $p<.01$ ）、強盗（ $p<.05$ ）及び強姦等（ $p<.05$ ）において、「謝罪をした」とするもので有意に多い。「示談や弁償の手続をしている中で」を選択した者は、男子の傷害（ $\chi^2(1)=12.045, p<.01$ ）、窃盗（ $\chi^2(1)=19.299, p<.01$ ）、強盗（ $\chi^2(1)=8.554, p<.01$ ）及び恐喝（ $p<.01$ ）の「示談が成立した」とするもので、傷害（ $\chi^2(1)=20.108, p<.01$ ）、窃盗（ $\chi^2(1)=18.673, p<.01$ ）、強盗（ $\chi^2(1)=6.677, p<.05$ ）、恐喝（ $p<.01$ ）及び強姦等（ $p<.01$ ）の「弁償あり」とするもので、それぞれ有意に多くなっている。

このことから、傷害、窃盗及び強盗においては、謝罪、弁償を済ませた者や示談が成立した者は、それらの行為により、事件直後に比べて現在の方が「申し訳ない」という気持ちが強くなったと感じているほか、強姦等でも、謝罪、弁償を済ませた者は、それらの行為により、申し訳ないという気持ちが強くなったと感じていることがうかがえる。

表 3-25 気持ちの変化のきっかけ

		気持ちの変化のきっかけ							総数	
		つまたこと で	審判を受けた ことで	謝罪したこと で	示談や弁償の 手続している 中で	施設の職員の 面談や指導の 中で	施設で検挙研 究員や面談委員の 面談を受けたこと で	その他		どのきっかけ もない
男 子	殺人等	21 (29.6)	18 (25.4)	5 (7.0)	3 (4.2)	49 (69.0) [0.6]	20 (28.2) [5.0]	38 (53.5) [6.1]	4 (5.6)	71
	傷 害	69 (30.1)	65 (28.4)	13 (5.7)	21 (9.2)	151 (65.9) [0.0]	16 (7.0) [-2.0]	54 (23.6) [-0.1]	11 (4.8)	229
	窃 盗	128 (31.8)	139 (34.5)	20 (5.0)	41 (10.2)	242 (60.0) [-3.1]	42 (10.4) [-0.1]	74 (18.4) [-3.1]	18 (4.5)	403
	強 盗	52 (28.3)	51 (27.7)	12 (6.5)	17 (9.2)	127 (69.0) [1.0]	15 (8.2) [-1.2]	50 (27.2) [1.2]	5 (2.7)	184
	恐 喝	35 (32.7)	29 (27.1)	2 (1.9)	6 (5.6)	70 (65.4) [-0.1]	13 (12.1) [0.5]	24 (22.4) [-0.3]	4 (3.7)	107
	強姦等	58 (39.2)	56 (37.8)	6 (4.1)	16 (10.8)	114 (77.0) [3.1]	15 (10.1) [-0.2]	31 (20.9) [-0.9]	5 (3.4)	148
	合 計	363 (31.8)	358 (31.3)	58 (5.1)	104 (9.1)	753 (65.9)	121 (10.6)	271 (23.7)	47 (4.1)	1,142
検定の 結 果判	P 値	0.382	0.114	0.528	0.453	0.009	0.000	0.000	0.853	
女 子	殺人等	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	2
	傷 害	6 (37.5)	6 (37.5)	2 (12.5)	2 (12.5)	11 (68.8)	2 (12.5)	2 (12.5)	0 (0.0)	16
	窃 盗	6 (37.5)	7 (43.8)	1 (6.3)	2 (12.5)	8 (50.0)	3 (18.8)	1 (6.3)	0 (0.0)	16
	強 盗	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1
	恐 喝	6 (42.9)	7 (50.0)	0 (0.0)	1 (7.1)	9 (64.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	0 (0.0)	14
	強姦等	1 (16.7)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	6
	合 計	21 (33.2)	22 (40.0)	4 (7.3)	6 (10.9)	35 (63.6)	9 (16.4)	8 (14.5)	1 (1.8)	55
検定の 結 果判	P 値	0.778 ⁿ	0.821 ^m	0.054 ⁿ	0.145 ⁿ	0.738 ⁿ	0.493 ⁿ	0.092 ⁿ	0.163 ⁿ	

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 問 20 において、「前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった」と答えた者について、集計したものである。

4 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

5 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

6 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。

7 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

7 罪の償いに対する意識

(1) 罪の償いに対する意識

表3-26は、「[「罪の償いに対する意識」]にとって一番大切なことは何ですか」(問25)と尋ねた結果を非行群別に見たものである。男女とも、「社会で更生すること」とするものが約60%を占め、次いで、男子では、「被害者やその家族の許しを得ること」、女子では「審判の結果に従うこと」がそれぞれ高くなっている。

非行群との関連を見ると、男子 ($\chi^2(25)=57.28, p<.01$) で有意な関連が見られ、残差分析を行うと、「被害者やその家族に謝罪すること」は、殺人等で有意に多く、「社会で更生すること」は、殺人等で有意に少なくなっている。また、「示談や弁償が成立・終了すること」が、窃盗で有意に多く、「被害者やその家族の許しを得ること」は、窃盗で有意に少なくなっている。

表3-26 罪のつぐないに対する意識

		罪のつぐない						合計	検定の結果	
		審判の結果に従うこと	被害者やその家族に謝罪すること	示談や弁償が成立・終了すること	社会で更生すること	被害者やその家族の許しを得ること	その他		P値	判定
男子	殺人等	0 (0.0) [-2.3]	21 (21.0) [4.1]	3 (3.0) [0.4]	47 (47.0) [-3.7]	12 (12.0) [0.2]	17 (17.0) [3.3]	100 (100.0)	0.000	**
	傷害	16 (4.1) [-0.5]	29 (7.4) [-1.4]	6 (1.5) [-1.3]	253 (64.9) [0.3]	52 (13.3) [1.5]	34 (8.7) [0.4]	390 (100.0)		
	窃盗	38 (5.2) [1.0]	68 (9.3) [0.0]	26 (3.5) [2.5]	487 (66.4) [1.6]	64 (8.7) [-2.8]	50 (6.8) [-1.7]	733 (100.0)		
	強盗	14 (5.1) [0.4]	23 (8.3) [-0.6]	3 (1.1) [-1.6]	177 (64.1) [0.0]	35 (12.7) [0.8]	24 (8.7) [0.3]	276 (100.0)		
	恐喝	7 (3.9) [-0.5]	15 (8.3) [-0.5]	4 (2.2) [-0.2]	115 (63.9) [-0.1]	28 (15.6) [1.9]	11 (6.1) [-1.1]	180 (100.0)		
	強姦等	12 (5.4) [0.6]	21 (9.5) [0.1]	4 (1.8) [-0.6]	141 (63.8) [-0.1]	23 (10.4) [-0.4]	20 (9.0) [0.5]	221 (100.0)		
	合計	87 (4.6)	177 (9.3)	46 (2.4)	1,220 (64.2)	214 (11.3)	156 (8.2)	1,900 (100.0)		
女子	殺人等	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	5 (71.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	7 (100.0)	0.842 ^m	
	傷害	5 (13.2)	2 (5.3)	1 (2.6)	25 (65.8)	2 (5.3)	3 (7.9)	38 (100.0)		
	窃盗	3 (10.3)	4 (13.8)	1 (3.4)	18 (62.1)	2 (6.9)	1 (3.4)	29 (100.0)		
	強盗	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)		
	恐喝	4 (22.2)	5 (27.8)	0 (0.0)	8 (44.4)	1 (5.6)	0 (0.0)	18 (100.0)		
	強姦等	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)		
	合計	13 (12.6)	12 (11.7)	2 (1.9)	66 (64.1)	5 (4.9)	5 (4.9)	103 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表3-1の注1～5に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「**」は有意水準1%以下で有意差が見られることを示す。
 6 ■■■■ 部分は、5%水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

(2) 申し訳ないという気持ちの有無との関連

罪のつぐないに対する意識と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を非行群別に見ると、女子において有意な関連は見られなかった。男子においては、表3-27のとおり、殺人等及び強盗を除く四つの非行群 ($p < .01$)、窃盗 ($p < .01$)、恐喝 ($p < .01$)、強姦等 ($p < .01$) において有意な関連が見られた。残差分析を行うと、傷害では、「審判の結果に従うこと」とするものが、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「被害者やその家族に謝罪すること」及び「社会で更生すること」が、「申し訳ないと思っている」で有意に多くなっている。窃盗では、「審判の結果に従うこと」及び「示談や弁償が成立・終了すること」とするものが、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多い。また、「社会で更生すること」が、「申し訳ないと思っている」で有意に多く、「申し訳ないと思っていない」で有意に少なくなっている。恐喝においても、「審判の結果に従うこと」及び「示談や弁償が成立・終了すること」とするものが、「申し訳ないと思っていない」で有意に多く、「社会で更生すること」とするものが、「申し訳ないと思っている」で有意に多くなっている。

このことから、男子において、殺人等及び強盗を除き、「罪のつぐない」と「申し訳ないという気持ちの有無」の間には有意な関連が認められ、特に、窃盗及び恐喝においては、申し訳ないという気持ちがあるものは、罪の償いを「社会で更生すること」と考え、一方、申し訳ないという気持ちがない者は、「審判の結果に従うこと」や「示談や弁償が成立・終了すること」と考える傾向にあることがうかがえる。

表 3-27 罪のつぐない（申し訳ないという気持ちの有無別）

	申し訳ないという 気持ちの有無	罪のつぐない						合計	検定の結果	
		審判の結果に 従うこと	被害者やその 家族に謝罪す ること	示談や弁償が 成立・終了する こと	社会で更生す ること	被害者やその 家族の許しを 得ること	その他		P値	判定
殺人等	申し訳ないと 思っている		20 (20.6)	3 (3.1)	46 (47.4)	12 (12.4)	16 (16.5)	97 (100.0)	1.000 ^m	
	申し訳ないと 思っていない		0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)		
	わからない									
	合計		20 (20.4)	3 (3.1)	47 (48.0)	12 (12.2)	16 (16.3)	98 (100.0)		
傷 害	申し訳ないと 思っている	9 (2.6) [-4.0]	29 (8.5) [2.1]	4 (1.2) [-1.6]	229 (67.4) [2.5]	44 (12.9) [-0.4]	25 (7.4) [-2.2]	340 (100.0)	0.000 ^m	**
	申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-1.1]	0 (0.0) [-1.5]	1 (3.8) [1.0]	15 (57.7) [-0.8]	3 (11.5) [-0.3]	7 (26.9) [3.5]	26 (100.0)		
	わからない	7 (33.3) [6.9]	0 (0.0) [-1.3]	1 (4.8) [1.2]	8 (38.1) [-2.7]	4 (19.0) [0.8]	1 (4.8) [-0.6]	21 (100.0)		
	合計	16 (4.1)	29 (7.5)	6 (1.6)	252 (65.1)	51 (13.2)	33 (8.5)	387 (100.0)		
窃 盗	申し訳ないと 思っている	27 (4.0) [-5.9]	65 (9.5) [0.7]	18 (2.6) [-5.2]	466 (68.2) [3.7]	58 (8.5) [0.0]	49 (7.2) [1.3]	683 (100.0)	0.000 ^m	**
	申し訳ないと 思っていない	6 (23.1) [4.2]	2 (7.7) [-0.3]	6 (23.1) [5.5]	11 (42.3) [-2.7]	1 (3.8) [-0.9]	0 (0.0) [-1.4]	26 (100.0)		
	わからない	5 (25.0) [4.0]	1 (5.0) [-0.7]	2 (10.0) [1.6]	8 (40.0) [-2.5]	3 (15.0) [1.1]	1 (5.0) [-0.3]	20 (100.0)		
	合計	38 (5.2)	68 (9.3)	26 (3.6)	485 (66.5)	62 (8.5)	50 (6.9)	729 (100.0)		
男子強 盗	申し訳ないと 思っている	13 (5.0)	23 (8.8)	3 (1.1)	168 (64.1)	31 (11.8)	24 (9.2)	262 (100.0)	0.731 ^m	
	申し訳ないと 思っていない	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)	2 (25.0)	0 (0.0)	8 (100.0)		
	わからない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (100.0)		
	合計	14 (5.1)	23 (8.4)	3 (1.1)	175 (64.1)	34 (12.5)	24 (8.8)	273 (100.0)		
男子恐 喝	申し訳ないと 思っている	4 (2.5) [-1.1]	13 (8.0) [0.0]	3 (1.8) [-1.4]	109 (66.9) [2.1]	28 (17.2) [1.6]	6 (3.7) [-5.0]	163 (100.0)	0.003 ^m	**
	申し訳ないと 思っていない	1 (25.0) [2.7]	0 (0.0) [-0.6]	1 (25.0) [3.1]	1 (25.0) [-1.7]	0 (0.0) [-0.9]	1 (25.0) [1.6]	4 (100.0)		
	わからない	0 (0.0) [-0.5]	1 (11.1) [0.4]	0 (0.0) [-0.5]	4 (44.4) [-1.3]	0 (0.0) [-1.3]	4 (44.4) [4.9]	9 (100.0)		
	合計	5 (2.8)	14 (8.0)	4 (2.3)	114 (64.8)	28 (15.9)	11 (6.3)	176 (100.0)		
男子強姦等	申し訳ないと 思っている	11 (5.2) [-1.2]	20 (9.4) [0.8]	3 (1.4) [-2.6]	139 (65.3) [1.6]	23 (10.8) [0.9]	17 (8.0) [-2.2]	213 (100.0)	0.007 ^m	**
	申し訳ないと 思っていない	0 (0.0) [-0.4]	0 (0.0) [-0.6]	0 (0.0) [-0.2]	1 (33.3) [-1.1]	0 (0.0) [-0.6]	2 (66.7) [3.6]	3 (100.0)		
	わからない	1 (33.3) [2.1]	0 (0.0) [-0.6]	1 (33.3) [4.1]	1 (33.3) [-1.1]	0 (0.0) [-0.6]	0 (0.0) [-0.5]	3 (100.0)		
	合計	12 (5.5)	20 (9.1)	4 (1.8)	141 (64.4)	23 (10.5)	19 (8.7)	219 (100.0)		

- 注 1 無回答を除く。
 2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。
 3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。
 4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。
 5 「判定」欄の「**」は有意水準 1% 以下で有意差が見られることを示す。
 6 部分部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

8 事件による少年自身への影響に関する認識

ア 事件による自分自身への影響に関する認識

「今回の事件の結果、あなた自身にはどのような影響がありましたか」（問27、重複選択）と尋ねた結果を示したものが、表3-28である。男女とも、「精神的な苦痛、ストレスがあった」とする比率が最も高く、次いで、「地元での生活がしにくくなった」、「仕事や学校を続けられなくなった」となっている。「何も影響はない」とする比率は、男女とも約20%である。

「事件による自分自身への影響に関する認識」と非行群との関連を見ると、男女とも、一部の項目を除き、有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「地元での生活がしにくくなった」を選択した者は、男子では殺人等及び強姦等、女子では強姦等で有意に多く、男子の窃盗で有意に少なくなっている。「仕事や学校を続けられなくなった」は、男子の強姦等で有意に多く、窃盗で有意に少なくなっている。「離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった」は、男子では殺人等、女子では殺人等及び強姦等で有意に多く、男子の傷害で有意に少なくなっている。

これらのことから、男女とも、殺人等及び強姦等の少年は、事件による自分自身への影響を比較的多方面にわたって感じており、窃盗の少年は余り影響はないと感じていることがうかがえる。

表 3-28 事件による自分自身への

		事件による自分				
		病気になったり、身体的な苦痛があった	精神的な苦痛、ストレスがあった	経済的に困ったことがあった	仕事や学校を続けられなくなった	地元での生活がしにくくなった
男子	殺人等	6 (5.7) [-0.1]	57 (53.8) [2.5]	32 (30.2) [3.7]	33 (31.1) [1.5]	53 (50.0) [4.2]
	傷害	25 (6.3) [0.5]	171 (42.9) [0.3]	66 (16.5) [-0.4]	91 (22.8) [-1.1]	111 (27.8) [-1.8]
	窃盗	41 (5.4) [-0.6]	299 (39.5) [-1.9]	126 (16.6) [-0.5]	169 (22.3) [-2.1]	216 (28.5) [-2.3]
	強盗	22 (7.9) [1.6]	116 (41.4) [-0.3]	51 (18.2) [0.5]	69 (24.6) [-0.1]	75 (26.8) [-1.9]
	恐喝	5 (2.7) [-1.9]	85 (45.7) [1.0]	20 (10.8) [-2.4]	36 (19.4) [-1.8]	47 (25.3) [-1.9]
	強姦等	14 (6.2) [0.3]	95 (42.0) [0.0]	40 (17.7) [0.2]	88 (38.9) [5.2]	115 (50.9) [6.6]
	合計	113 (5.8)	823 (42.1)	335 (17.1)	486 (24.9)	617 (31.6)
検定の結果	P値判定	0.315	0.103	0.002	0.000	0.000
				**	**	**
女子	殺人等	2 (28.6) [3.7]	5 (71.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	4 (57.1) [1.4]
	傷害	1 (2.5) [-0.5]	24 (60.0)	5 (12.5)	8 (20.0)	12 (30.0) [-0.6]
	窃盗	0 (0.0) [-1.3]	14 (42.4)	2 (6.1)	5 (15.2)	9 (27.3) [-0.9]
	強盗	0 (0.0) [-0.4]	2 (50.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	2 (50.0) [0.7]
	恐喝	0 (0.0) [-1.0]	13 (65.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	4 (20.0) [-1.4]
	強姦等	1 (14.3) [1.6]	3 (42.9)	1 (14.3)	3 (42.9)	6 (85.7) [3.0]
	合計	4 (3.6)	61 (55.0)	9 (8.1)	25 (22.5)	37 (33.3)
検定の結果	P値判定	0.017 ^m	0.495 ^m	0.775	0.087	0.018 ^m
		*				*

注 1 無回答を除く。

2 表 3-1 の注 1～5 に同じ。

3 () 内は、構成比を示し、[] 内は、調整済残差を示す。

4 「P 値」欄の「m」は、モンテカルロ法によることを示す。

5 「判定」欄の「*」は有意水準 5% 以下、「**」は有意水準 1% 以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。

6 ■■■■■ 部分は、5% 水準以下で調整済残差に有意差が見られることを示す。

影響に関する認識

自身への影響				総数
社会的地位を失った	離婚・家庭崩壊など、家族に影響があった	その他	何も影響はない	
4 (3.8) [-0.1]	21 (19.8) [2.7]	28 (26.4) [2.6]	4 (3.8) [-4.4]	106 (100.0)
14 (3.5) [-0.6]	34 (8.5) [-2.2]	77 (19.3) [1.3]	93 (23.3) [1.5]	399 (100.0)
31 (4.1) [0.2]	88 (11.6) [0.0]	103 (13.6) [-3.3]	166 (21.9) [1.2]	757 (100.0)
13 (4.6) [0.6]	26 (9.3) [-1.3]	58 (20.7) [1.7]	60 (21.4) [0.4]	280 (100.0)
4 (2.2) [-1.3]	26 (14.0) [1.1]	32 (17.2) [0.0]	46 (24.7) [1.5]	186 (100.0)
12 (5.3) [1.1]	32 (14.2) [1.3]	36 (15.9) [-0.5]	33 (14.6) [-2.4]	226 (100.0)
78 (4.0)	227 (11.6)	334 (17.1)	402 (20.6)	1,954 (100.0)
0.661	0.012	0.004	0.000	
	*	**	**	
0 (0.0)	4 (57.1) [3.5]	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
2 (5.0)	4 (10.0) [-0.8]	7 (17.5)	8 (20.0)	40 (100.0)
1 (3.0)	3 (9.1) [-0.9]	3 (9.1)	7 (21.2)	33 (100.0)
0 (0.0)	2 (50.0) [2.2]	1 (25.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
0 (0.0)	2 (10.0) [-0.5]	1 (5.0)	4 (20.0)	20 (100.0)
0 (0.0)	0 (0.0) [-1.1]	3 (42.9)	0 (0.0)	7 (100.0)
3 (2.7)	15 (13.5)	15 (13.5)	19 (17.1)	111 (100.0)
0.886	0.004 ^m	0.091 ^m	0.503 ^m	
	**			

イ 処分の受け止め方

「今回の処分について、どのように思っていますか」(問26)と尋ねたところ、男女とも、「適当である」とするものが最も多くなっている。

「処分の受け止め方」と非行群の関連を見ると、男子($\chi^2(15)=140.748, p<.01$)で有意な関連が見られた。残差分析を行うと、「重すぎる」あるいは「適当である」と答えた者は、殺人等及び強姦等で有意に少なく、窃盗で有意に多くなっており、「軽すぎる」は、逆に殺人等及び強姦等で有意に多く、窃盗では有意に少なくなっている。

「処分の受け止め方」と「申し訳ないという気持ちの有無」との関連を見ると、女子ではすべての非行群において有意な関連は見られなかったが、男子では、殺人等を除く5群(傷害($p<.01$), 窃盗($p<.01$), 強盗($p<.05$), 恐喝($p<.05$), 強姦等($p<.01$))で有意な関連が見られた。残差分析を行うと、傷害では、「重すぎる」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっており、「適当である」は、この逆になっている。窃盗でも、「重すぎる」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっており、「適当である」は、「申し訳ないと思っている」で有意に多くなっている。強盗及び強姦等では、「重すぎる」と答えた者は、「申し訳ないと思っている」で有意に少なく、「申し訳ないと思っていない」で有意に多くなっている。

このことから、男子については、殺人等、恐喝を除き、「処分の受け止め方」と「申し訳ないという気持ちの有無」には有意な関連が認められたが、「申し訳ない」と思っている者は、処分が「適当である」と受け止めており、一方、「申し訳ない」と思っていない者は、処分が「重すぎる」と受け止める傾向にあることがうかがえる。

9 まとめ

女子については、対象者数の制約等もあってか、有意な関連の見られた項目が比較的少なく、非行による被害や被害者に関する認識等の特質について、全体として把握するのは困難であるので、以下は、男子について若干の考察を加えることとする。

- (1) 被害者やその家族に対し「申し訳ない」と思っている者には、被害者の家族の生活に与えた影響を認識し、事件の責任はすべて自分にあると考えているものが多い。

殺人等を除き、実際の身体的・経済的被害の大小は、「申し訳ない」という気持ちと有意な関連がなく、被害者の家族の生活面の影響に関する認識が、「申し訳ない」という気持ちと有意な関連が認められたが、これは次のように考えることもできよう。身体的・経済的被害については、事件を構成する事実として、取調べ、調査、審判時等に少年に知らされる可能性があるのに対し、被害者の家族という、少年にとっては、被害者から更に遠い存在である者の日常生活に与えた影響は、少年自身が被害者やその家族に関心を寄せ、その生活ぶりを推測し、自らの非行による損害や影響を想像することを通して認識する部分が少なくないのではないと思われる。その意味で、被害者の家族の生活に与えた影響を認識することは、単なる事実認識を超え、被害者等の立場や気持ちに対する共感的理解を伴うものであると考え、この被害者等に対する共感的理解が、「申し訳ない」という気持ちを生む素地となっていると推察できる。

- (2) 被害者等に対し「申し訳ない」と思っている者には、謝罪、示談、弁償の意思はあるが、実際にはまだ行っていないものが多く、「申し訳ない」と思っていない者には、謝罪等の意思はないとするものが多い。

「申し訳ない」と思いながら、謝罪等をしていないものが多い背景を推察すると、示談、弁償については、金銭的な問題を伴うものであり、未成年である少年の一存で行動が開始できないことが考えられる。その点、謝罪は、どちらかといえば、少年の気持ち次第で実行は可能であるように思われる。しかし、例えば、少年が被害者等に謝罪の手紙を出したいと思っても、被害者の気持ちや生活状況等の情報が乏しい場合等には、少年の謝罪がどのように受け止められるか予想がつかず、保護者ないし施設は慎重にならざるを得ないなど、適当な謝罪の機会がなかったためとも考えられる。

なお、一部の非行群において、実際に謝罪等をした者とまだしていない者とで、被害者等の感情に関する認識に違いが見られた。謝罪等をした者は、被害者等の感情が融和したと受け止め、「一生自分が施設からでないことをねがっている」、「一生にくみ続ける」といった、厳しい被害者等の感情を予想するものは少ない。謝罪等をする中で、にわかに被害者側が感情を融和させると思うことにも問題がないわけではないが、余りにか烈な被害者等の感情を予想することは、被害者に対する姿勢をいたずらにこじらせ、被害回復に向けた行動の支障となるとも考えられる。また、既に謝罪、弁償をした者、あるいは示談が成立した者は、それらの行動が「申し訳ない」という気持ちが強まるきっかけになったと考えていることから、謝罪等の行動は、被害者等に対する「申し訳ない」という気持ちを深める手がかりになり得るものと思われる。

いずれにせよ、謝罪、弁償等は、加害者である少年に課せられた課題であることを考えると、「申し訳ない」という気持ちがあり、謝罪等の意思も持っている少年に対し、保護者等周囲の者は、その実行に向けた具体的な援助の手だてを考えることが必要であろう。

- (3) 「申し訳ない」という気持ちは、施設職員の指導等によって強まるが、「申し訳ないと思っていない」という気持ちは、余り変化しない。

在院期間中、少年は、非行に至った自らの問題点に関する指導を受け、事件や被害者等について思い

を深めると考えられる一方、事件からの時間の経過や、入院前の環境から離れた場所での生活が続くことで、事件の記憶は薄れることも同時に予想される。この点について今回の調査結果から見ると、「申し訳ない」と思っている者は、事件直後に比べ現在の方がその気持ちが強くなってきたとするものが多く、「申し訳ない」と思っていない者は、事件直後から現在まで、その気持ちに変化のないものが多い。このことから、現在、被害者等に「申し訳ない」と思っていない者は、出院までその気持ちに変化がない場合が多いと予想され、何らかの指導が必要であると思われる。

その意味で問題となる非行群は、他に比べ、「申し訳ない」と思っていない者が多い傷害であると考えられる。傷害において、「申し訳ない」と思っていない者が多い理由は、更に検討する必要があるが、今回調査の範囲で推測すると、一つには、事件の責任の所在に関する認識の特質が考えられる。傷害においては、「すべて自分に責任がある」とするものが少なく、自分と同じくらいそれ以上に被害者側に責任があると考えている者が多い。他の非行群と比べて、傷害の少年が被害者側の責任として多く挙げるものは、「態度が気に入らなかった」、「先に手を出した」の二つであるが、このうち前者は、「申し訳ないと思っている」とするもので多く、後者は、「申し訳ないと思っていない」とするもので多い傾向にあることを考えると、今回の事件の経緯をめぐって、被害者に対する不満が強く、それが「申し訳ない」という気持ちの乏しさにつながっているとも考えられる。

- (4) 窃盗及び恐喝以外では、「申し訳ない」という気持ちの有無にかかわらず、「罪の償いに対する意識」として、社会で更生することとするものが多いが、窃盗及び恐喝においては、「申し訳ない」と思っていない者は、思っている者に比べて、被害者に謝罪することや、社会で更生することより、示談・弁償の成立・終了を重視している。

「罪の償いに対する意識」として、自分自身の更生を挙げた者が最も多かったことは、「自分自身の更生が、犯した罪の何よりの償いとなる」と考える少年が多いことを表し、現在までの少年院における指導の方向性とも一致しているものといえる。また、出院後の少年自身の生活が不安定だったり、再非行の危険性が残るようでは、被害者への謝罪や弁償どころではないと考え、今後とも、少年の更生を基盤に、被害者に対する謝罪、示談・弁償の在り方を指導することが妥当であると思われる。

言うまでもなく、示談・弁償は、少年の非行によって相手方に生じたダメージを修復・回復する行動である。少年院における今後の被害と被害者に関する指導において、示談・弁償に取り組むよう働きかけに際しては、今回の結果から見る限り、特に窃盗及び恐喝の少年に対しては、示談・弁償の意味づけに十分配慮した指導が必要であると考えられる。すなわち、それらが単に被害者側が損害を取り戻すためのものと受け取られないよう、少年の被害者等の感情に関する認識を深めさせ、示談や弁償の意義を十分に理解させる指導が必要であると考えられる。

- (5) 被害者やその家族の気持ちを聞いたことのある者は、聞いたことのない者に比べて、精神的被害に関する加害認識があり、謝罪・示談に対し早期から取り組んでいる。

少年が、事件後何らかの機会に、被害者やその家族の事件に対する実際の気持ちを聞く機会があったかどうかを尋ねたところ、半数以上が聞いたことがないとし、聞いたことのある者のほとんどは、調書の中で聞いたとしている。現在の少年審判手続では、被害者等が手続に直接関与し、その思いを述べる機会はなく、今回の結果はこのような実態を反映したものと思われる。

しかしながら、どのような形であれ、少年が被害者等の気持ちを聞くことは、自らがした行為の結果や意味を認識し、被害者等がどのような立場にいるかを知る機会になると思われる。今回の調査結果を見ても、被害者等の気持ちを聞いたことのある者は、謝罪、示談、弁償に向けた行動を開始あるいは既に終了している者が多い。

また、他の非行群と比べると、恐喝は被害者やその家族の生活に与えた影響の認識に乏しいが、他の非行群より多くの項目において、被害者等の気持ちを聞いたことの有無と被害者等の生活に与えた影響に関する認識の有無との間に有意な関連が見られ、被害者等の気持ちを聞くことが、その他の非行群以上に、恐喝の少年にとって加害認識を深めるよい機会となっていることを意味するものと思われる。

資 料

「犯罪と被害についてのアンケート調査」実施要領

法務総合研究所

1 調査目的

本調査は、近年の犯罪被害及び被害者に対する社会的関心の高まりを踏まえて、犯罪の加害者である矯正施設の被収容者を対象とした調査を行うことによって、犯罪、その被害及び被害者についての意識、被害弁償等に関する実態を把握するとともに、施設内処遇における贖罪教育の在り方に関する資料を提供することを目的としています。

2 調査対象者及び調査期間

(1) 刑務所受刑者

全国の刑務所、少年刑務所又は拘置所から、平成10年11月16日から平成11年2月15日までの3か月間に、仮釈放又は満期釈放で出所する受刑者を調査対象とします。

(2) 少年院在院者

平成10年11月16日現在、全国の少年院に在院する者全員を調査対象とします。

3 調査方法

- (1) 調査対象者に、当所から送付するアンケート調査票（別紙1）を配布し、直接記入させてください。

調査は、個別実施、集団実施のいずれでもかまいませんが、調査対象者自身には氏名を記入させませんので、あとで職員用調査票と組み合わせることができるよう、アンケート調査票にあらかじめ番号を付するなどして、回答者を特定できるようにしておいてください。

- (2) アンケート調査票を回収したら、職員用調査票（別紙2）に調査対象者の氏名等を記入し、その調査対象者のアンケート調査票とセットにしてホッチキス等でとめてください。

4 調査時の留意事項

- (1) 成人受刑者で刑が複数ある場合は、職員用調査票の「刑期」欄には、刑期の合計を記入し、また、「本件罪名」欄には、それぞれの刑ごとに、その罪名をすべて記入してください。
- (2) 少年院在院者の「非行名」欄には、すべての非行名を記入してください。
- (3) 職員用調査票の「入所度数」、「入院回数」欄には、今回の入所（院）を含む入所度数・入院回数を記入してください。
- (4) 調査を拒否する者及び心身等の状態により調査を行うことが適当でない者について

ては、除外してください。その場合、職員用調査票についても記入の必要はありません。

(5) 用紙が不足した場合は、コピーで対処していただくよう、お願いします。

5 調査票の返送

調査票に、送付明細票（別紙3）を添付し、以下の期限までに下記宛先に送付してください。

(1) 刑務所受刑者分

平成11年3月1日

(2) 少年院在院者分

平成10年11月30日

6 調査票返送先及び照会先

(1) 調査票返送先

〒279-0013 千葉県浦安市日の出11番地 法務総合研究所 研究部

(2) 照会先

TEL	047-382-1681	研究官	福田	美喜子
	047-382-1019	研究官	浜井	浩一
	047-382-1685	研究官	遠藤	隆行
	047-382-1022	研究官補	橋本	三保子
FAX	047-382-1688			

別紙 1

犯罪と被害についてのアンケート調査

年	齢	歳	
性	別	男	女
入所(院)日	平成	年	月
調査日	平成	年	月

これは、あなたの今回の事件やその被害についてのアンケートです。個人の秘密が漏れたり、施設での成績に関係することは全くありませんので、できるだけありのままを書いてください。どうしても答えたくないところは、書かなくてもかまいません。

それぞれの質問について、あてはまる番号に○をつけてください。また、() のなかには、具体的な内容や理由をできるだけ詳しく書いてください。

さて、これから今回の事件について、おたずねします。あなたが、この施設に入所(入院)する原因となった事件だけについて、よく思い浮かべて、答えてください。

事件がいくつもある人は、そのうち一番大きな事件(例えば、受けた被害の一番大きな事件)を一つだけ選んで、それについて答えてください。

問1 今回の事件について、お聞きします。

1 事件名

2 事件の日 平成 年 月 日 (事件の時の年齢 歳)

問2 今回の事件には、加害者がいますか。

1 いない 2 いる (自分のほか 人)

A 問2で、2に○をした(加害者のいる)人だけ、答えてください。

加害者との関係は、次のどれですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | |
|----------|-----------|--------|----------|
| 1 家族 | 2 親せきの人 | 3 恋人 | 4 学校関係の人 |
| 5 仕事関係の人 | 6 遊びの仲間 | 7 近所の人 | 8 暴走族の仲間 |
| 9 暴力団の仲間 | 10 その他() | | |

B 問2で、2に○をした(加害者のいる)人だけ、答えてください。

あなたは今回の事件にどのようにして加わったのですか。

- 1 自分が加害者を誘った
- 2 加害者に誘われた
- 3 どちらともなくやろうということになった
- 4 その他()

問3 あなたが今回の事件をした動機は、何ですか。

もっともあてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- 1 お金や物がほしかった
- 2 うらみをはらしたかった
- 3 かっとなった
- 4 うさばらしをしたかった
- 5 あそび半分で
- 6 人に誘われた
- 7 性欲を抑えられなかった
- 8 なんとなく
- 9 その他 ()
- 10 わからない

問4 あなたは、今回の事件を、いつ思いつきましたか。

- 1 前から計画していた
- 2 その場で、思いついた
- 3 思いがけず起きてしまった

今回の事件で被害者がいなかった人は、これでおわりです。
ご協力ありがとうございました。

問5 今回の事件の被害者は、何人ですか。(_____人)

これからの質問は、おもな被害者(被害者が2人以上のときは、もっとも被害の甚しかった人、ひとりだけ)のことを思い出して答えてください。

問6 被害者の年齢、性別について、おぼえている範囲で書いてください。

- 1 事件のとき、被害者の年齢は (_____ 歳くらい)
- 2 被害者の性別は、 (1) 男 (2) 女 (3) わからない

問7 あなたは、被害者を事件の前から知っていましたか。

- 1 知らなかった
- 2 顔や名前ぐらいは知っていた
- 3 よく知っていた

A 問7で、2、3に○をした(事件の前から知っていた)人だけ、答えてください。

被害者は、あなたとどういう知り合いですか。一つだけに○をつけてください。

- 1 家族
- 2 親せきの人
- 3 恋人
- 4 学校関係の人
- 5 仕事関係の人
- 6 遊びの仲間
- 7 近所の人
- 8 暴走族関係の人
- 9 暴力団関係の人
- 10 その他 ()

問8 今回の事件の責任について、どのように思いますか。

- 1 すべて自分に責任がある
- 2 被害者も少しは悪いが、大部分は自分に責任がある
- 3 被害者と自分は同じくらい責任がある
- 4 自分も少しは悪いが、大部分は被害者に責任がある
- 5 すべて被害者に責任がある
- 6 わからない

A 問8で、2, 3, 4, 5に○をした(被害者にも責任があると思う)人だけ、答えてください。

その責任とは、どんなことですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分の愚言を言った
- 2 発に手を出した
- 3 態度が気に入らなかった
- 4 弱そうだった
- 5 不注意だった
- 6 その他()

問9 あなたは、被害者にどの程度の被害を与えたのか、知っていますか。

- 1 知らない
- 2 知っている

A 問9で、1に○をした(知らない)人だけ、答えてください。

あなたは、被害者に与えた被害について、知りたいと思いますか。

- 1 知りたいと思う (その理由)
- 2 知りたいとは思わない(その理由)

問10 あなたは、被害者に身体的な被害を与えましたか。

- 1 与えていない
- 2 けがをさせた(全治_____ 後遺症 (1)あり (2)なし (3)わからない)
- 3 死亡させた
- 4 わからない

問11 あなたは、被害者に経済的(お金や物)な被害を与えましたか。

- 1 与えていない
- 2 与えた(およそ_____ 円くらい)
- 3 わからない

問12 あなたは、被害者に精神的な被害を与えましたか。

- 1 与えていない
- 2 与えたけれども、小さい
- 3 大きな精神的被害を与えた
- 4 わからない

A 問12で、2、3に○をした（精神的な被害を与えた）方だけ、替えてください。
精神的な被害を与えたことを知ったのは、いつ、誰からですか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

いつ

- 1 事件のとき
- 2 警察・検察の取調中
- 3 裁判・審判のとき
- 4 入所（院）してから
- 5 その他（ ）

誰から

- 1 警察の方
- 2 検察の方
- 3 自分の弁護士
- 4 裁判所の方
- 5 施設の方
- 6 自分の家族・親せきの方
- 7 自分で
- 8 被害者やその家族、弁護士など
- 9 その他（ ）

問13 あなたが被害者の生活に与えた影響には、その他にどのようなものがあると思いますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 近所との関係が悪くなった
- 4 引っ越さなければならなくなった
- 5 仕事や学校を続けられなくなった
- 6 マスコミに騒がれて迷惑した
- 7 捜査や裁判に協力を求められて迷惑した
- 8 その他（ ）
- 9 わからない

問14 あなたが被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 影響はない
- 2 生活が苦しくなった
- 3 予期せずに影響があった
- 4 家庭が暗くなった
- 5 家庭が崩壊した
- 6 近所との関係が悪くなった
- 7 引っ越さなければならなくなった
- 8 仕事や学校を続けられなくなった
- 9 マスコミに騒がれて迷惑した
- 10 捜査や裁判に協力を求められて迷惑した
- 11 精神的なショックを受けた
- 12 その他（)
- 13 わからない

問15 あなたは、事件についての被害者やその家族の実際の気持ちを聞いたことがありますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 聞いたことはない
- 2 直接会って聞いた
- 3 法廷で被害者やその家族の証人尋問のときに聞いた
- 4 被害者やその家族の調書の内容を聞いた
- 5 その他（)

問16 被害者やその家族は、現在、あなたに対してどんな気持ちだと思いますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 すでに自分を許す気持ちになっている
- 2 今回の処分で、なっとくしている
- 3 自分がいつまでも施設から出てこないことをねがっている
- 4 一生、自分をにくみつづける
- 5 損害さえもどればいいと考えている
- 6 その他（)
- 7 わからない

問17 被害者やその家族は、あなたの処分について、どんな気持ちだと思いますか。

- 1 重すぎると思っている
- 2 適当であると思っている
- 3 軽すぎると思っている
- 4 わからない

問18 あなたは被害者の気持ちについて、くわしく知りたいと思いますか。

- 1 知りたいと思う 2 知りたいとは思わない

A 問18で、1に○をした(知りたいと思う)人だけ、答えてください。
被害者の気持ちについて、くわしく知りたいことは、次のどれですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分が受けた処分についてどう思っているか
2 自分に対してどういう感情をもっているか
3 謝罪についてどう思っているか
4 示談についてどう思っているか
5 その他()

問19 あなた自身は、被害者やその家族に申し訳ないと思っていますか。

- 1 は い 2 いいえ 3 わからない

問20 事件の直後と現在とでは、被害者に対するあなたの気持ちは変化していますか。

- 1 前よりも、申し訳ないという気持ちが強くなった
2 前よりも、申し訳ないという気持ちが弱くなった
3 いまでも、申し訳ないと思っている
4 いまでも、申し訳ないと思っていない
5 あまり被害者のことを考えなくなってきた

A 問20で、1、2に○をした(気持ちが変化した)人だけ、答えてください。
気持ちが変化したきっかけは、何ですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 つかまったことで
2 裁判・審判を受けたことで
3 謝罪をしたことで
4 示談や弁償の手続をしている中で
5 施設の職員(先生)の面接や指導の中で
6 施設で、教諭や篤志面接委員の面接を受けたことで
7 その他()
8 とくにきっかけはない

問21 あなたは、被害者に知らせたいことがありますか。それは、どんなことですか。

- 1 ない 2 ある(内容)

問22 被害者に対して、あなたは謝罪しましたか。

- 1 謝罪した
- 2 謝罪するつもりはあるが、していない
- 3 謝罪するつもりはない

A 問22で、1に○をした（謝罪した）人だけ、答えてください。
謝罪しようと思ったのはどうしてですか。

- 1 自分で考えて
- 2 人に勧められて（その人は

B 問22で、1に○をした（謝罪した）人だけ、答えてください。
どのようにして謝罪しましたか。

- 1 自分が会って謝罪した
- 2 自分が手紙や電話で謝罪した
- 3 代理人に謝罪してもらった（代理人は

C 問22で、2、3に○をした（謝罪していない）人だけ、答えてください。
あなたが謝罪していない理由は、何ですか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 被害は、矢しかなかったから
- 2 被害者にも責任があったから
- 3 謝罪をする機会がなかったから
- 4 被害者やその家族に会うのがいやだったから
- 5 被害者やその家族に謝罪を拒否されたから
- 6 その他（

問23 被害者やその家族との示談は、成立しましたか。

- 1 成立した
- 2 交渉したが、成立しなかった
- 3 交渉中である
- 4 示談をするつもりはあるが、していない（その理由
- 5 示談をするつもりはない（その理由
- 6 わからない

問24 被害者やその家族への弁償（金銭的償い）はしましたか。

- 1 弁償した
- 2 弁償中である
- 3 弁償するつもりはあるが、していない（その理由
- 4 弁償するつもりはない（その理由
- 5 わからない

別 紙 2

法務総合研究所

職員用調査票

庁名			番号（各庁で通し番号をつけて下さい）	
氏名			性別	1 男 2 女
生年月日	明治・昭和 大正		調査時 年齢	歳
入所（入院）日	年 月 日	調査日	年 月 日	
本件罪名 （非行名）				
入所（入院）時の 暴力団関係	1 なし 2 あり 3 不明			

成人のみ記入

出所予定日	年 月 日 1 満期釈放 2 仮釈放			
刑務所入所度数	回	前科の有無	1 なし 2 あり 犯	
収容分類級				
刑名	1 懲役 2 禁錮 3 懲役・禁錮併有 4 その他			
刑期	年 月	刑期起算日	年 月 日	

少年のみ記入

出院予定日	年 月 ころ		
処遇課程等 （記号）	入院回数及び 前回処遇課程等（記号）	回	

犯罪被害の回復状況等に関する調査

研究官	郷	原	信 郎
研究官	吉	田	研一郎
研究官補	立	谷	隆 司
研究官補	岡	田	和 也
研究官補	橋	本	三保子

目 次

第1 調査の実施概要	153
1 目的	153
2 調査手続	153
(1) 調査方法及び調査対象	153
(2) 分析方法	153
(3) 用語の定義	153
第2 調査結果と分析	154
1 財産犯	154
(1) 被害額	154
(2) 被害額と被害回復状況	154
(3) 被害額・被害回復状況と処分内容	166
2 生命・身体犯，過失犯，性犯罪及びその他の犯罪	170
(1) 罪名別示談状況	170
(2) 身体犯，過失犯及びその他犯罪における示談の成否と処分内容	170
(3) 被害の程度と示談成立率，処分内容	171
(4) 性犯罪の示談の成否と処分内容	172
第3 まとめ	173
資料	174

第1 調査の実施概要

1 目 的

本報告は、法務省刑事局が行った犯罪被害の回復等の実態についての調査結果に基づき、各種犯罪被害の実態と被害回復及び慰謝の措置の程度、刑事処分の内容との関係を調査分析した結果を紹介しようとするものである。

2 調査手続

(1) 調査方法及び調査対象

上記実態調査は、平成9年6月1日から同月30日までの間に、全国の地方検察庁本庁（本庁管内の区検察庁を含む。）に対応する裁判所において、有罪判決の言渡しがなされた事件並びに地方検察庁本庁において略式命令請求及び不起訴処分（ただし、不起訴処分の理由を起訴猶予、親告罪の告訴の取消し又は心神喪失とするものに限る。）がなされた事件（ただし、交通関係業過事件については、100件につき2件を無作為に抽出した。）合計3,552件を対象として、事件記録に基づいて行ったものである（調査票等は、資料1参照。）。本調査研究では、そのうち、財産上の被害がなかったもの及び被害額が算定できないものを除く財産犯2,009件、生命・身体犯882件、過失犯265件、性犯罪141件及びその他の犯罪75件の合計3,372件を分析の対象とした。

(2) 分析方法

財産犯については、被害額に対する被害回復額の比率を、被害回復の程度に関する基準とする一方、その他の生命・身体犯、性犯罪等については示談の成否を慰謝の措置に関する基準として分析を行った。

なお、本調査分析では、窃盗、不動産侵奪、強盗（強盗致傷を含む。）、詐欺、恐喝、遺失物等横領を含む横領、毀棄（器物損壊等及び建造物損壊）及び放火を「財産犯」、殺人、傷害、暴行及び逮捕監禁を「生命・身体犯」、業務上過失致死傷及び過失致死（その大部分が交通関係業過）を「過失犯」、強姦及び強制わいせつを「性犯罪」、脅迫及び業務妨害を「その他の犯罪」とした。

(3) 用語の定義

財産犯の被害回復状況の分析において、以下の用語を用いる。

ア 「被害額」

財産犯による財産的被害の金額。

イ 「被害還付額」及び「被害還付率」

「被害還付額」とは、刑事訴訟法に基づいて被害者に還付された現金及び被害品、又は、これらの手続によらず犯人から被害者に返還された現金及び被害品の価額をいい、「被害還付率」とは、被害額に対する被害還付された現金及び被害品の価額の比率をいう。

ウ 「被害弁償額」及び「被害弁償率」

「被害弁償額」とは、示談金、見舞金、謝罪金その他名目を問わず実質的に被害弁償としての意味を有する財産的利益の総額をいい、「被害弁償率」とは、「被害額から被害還付額を控除した金額」に対する被害弁償額の比率をいう。

エ 「被害回復額」及び「被害回復率」

「被害回復額」とは、被害還付額と被害弁償額に、被害者給付、保険等によって被害者が支払を受けた金額を加えた金額をいい、「被害回復率」とは、被害額に対する被害回復額の比率をいう。

第2 調査結果と分析

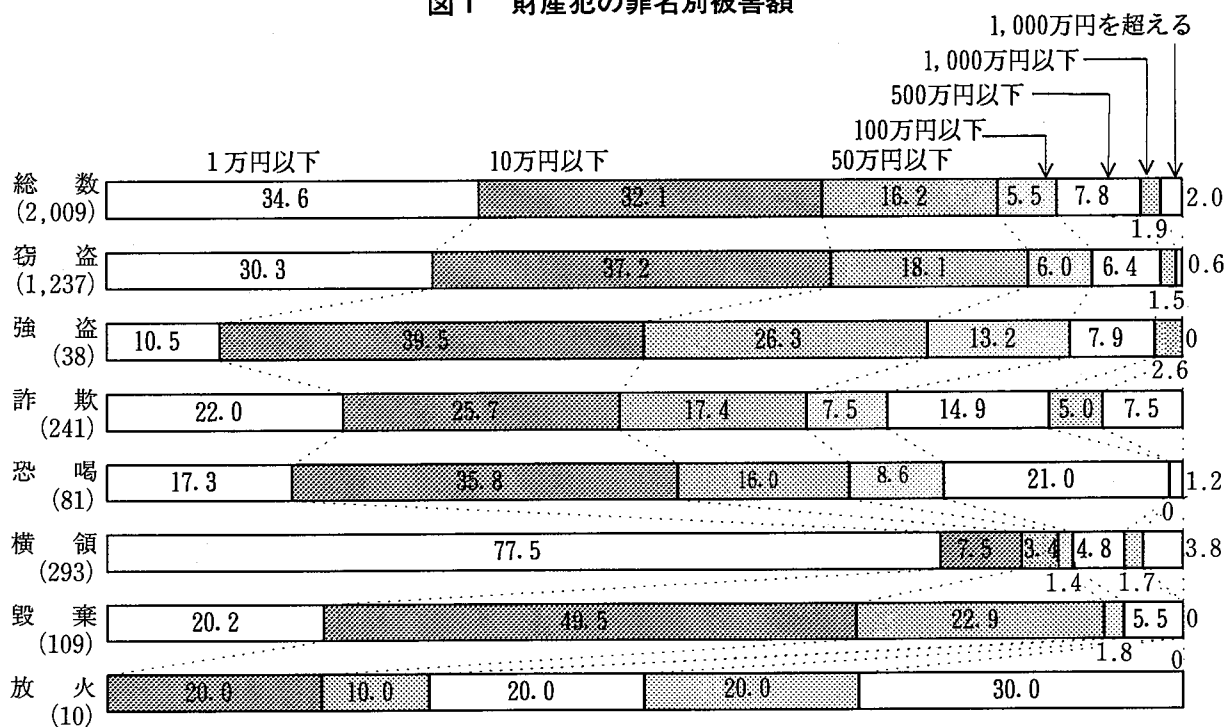
1 財産犯

(1) 被害額

財産犯における被害額は、図1のとおりであり、窃盗及び詐欺では、被害額1万円を超え10万円以下が最も多く、次いで、被害額1万円以下、10万円を超え50万円以下、100万円を超え500万円以下の順となっている。強盗では、被害額1万円を超え10万円以下が最も多く、次いで、被害額10万円を超え50万円以下、50万円を超え100万円以下の順となっており、1万円を超え10万円以下及び10万円を超え50万円以下を併せると、強盗全体の6割を超えている。恐喝では、被害額1万円を超え10万円以下が最も多く、次いで、被害額100万円を超え500万円以下、1万円以下、10万円を超え50万円以下の順となっている。

横領では、被害額1万円以下のものが80%近くを占めているが、そのほとんど(229件中224件)が放置自転車の乗り逃げである(各罪名の被害額別件数については、資料2参照。)

図1 財産犯の罪名別被害額



注 1 法務省刑事局の資料による。

2 () 内は、実数である。

(2) 被害額と被害回復状況

ア 被害還付率

表1は、被害額別の被害還付の状況を、被害還付により被害回復がなされることがない毀棄及び放火を除く財産犯について見たものである。

被害還付のなされる割合が最も高いのは横領であり、全額被害還付がなされたものが、被害額1万円以下で約99%、被害額1万円を超え10万円以下で約73%を占めている。

表1 財産犯の罪名別・被害額別被害還付状況

罪名	被害還付率	総数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円を超える
窃盗	0%	363 (29.3)	88 (23.5)	126 (27.4)	83 (37.1)	33 (44.6)	26 (32.9)	4 (22.2)	3 (42.9)
	50%以下	83 (6.7)	3 (0.8)	30 (6.5)	25 (11.2)	5 (6.8)	17 (21.5)	2 (11.1)	1 (14.3)
	100%未満	78 (6.3)	5 (1.3)	27 (5.9)	22 (9.8)	9 (12.2)	6 (7.6)	8 (44.4)	1 (14.3)
	100%	713 (57.6)	279 (74.4)	277 (60.2)	94 (42.0)	27 (36.5)	30 (38.0)	4 (22.2)	2 (28.6)
	総計	1,237 (100.0)	375 (100.0)	460 (100.0)	224 (100.0)	74 (100.0)	79 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)
強盗	0%	22 (57.9)	2 (50.0)	11 (73.3)	5 (50.0)	3 (60.0)	1 (33.3)	—	—
	100%未満	3 (7.9)	—	—	2 (20.0)	1 (20.0)	—	—	—
	100%	13 (34.2)	2 (50.0)	4 (26.7)	3 (30.0)	1 (20.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	—
	総計	38 (100.0)	4 (100.0)	15 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	—
詐欺	0%	202 (83.8)	47 (88.7)	49 (79.0)	32 (76.2)	16 (88.9)	31 (86.1)	11 (91.7)	16 (88.9)
	50%以下	8 (3.3)	—	2 (3.2)	2 (4.8)	1 (5.6)	2 (5.6)	—	1 (5.6)
	100%未満	4 (1.7)	1 (1.9)	—	2 (4.8)	—	1 (2.8)	—	—
	100%	27 (11.2)	5 (9.4)	11 (17.7)	6 (14.3)	1 (5.6)	2 (5.6)	1 (8.3)	1 (5.6)
	総計	241 (100.0)	53 (100.0)	62 (100.0)	42 (100.0)	18 (100.0)	36 (100.0)	12 (100.0)	18 (100.0)
恐喝	0%	61 (75.3)	6 (42.9)	24 (82.8)	10 (76.9)	7 (100.0)	13 (76.5)	—	1 (100.0)
	50%以下	3 (3.7)	1 (7.1)	1 (3.4)	1 (7.7)	—	—	—	—
	100%未満	5 (6.2)	1 (7.1)	1 (3.4)	1 (7.7)	—	2 (11.8)	—	—
	100%	12 (14.8)	6 (42.9)	3 (10.3)	1 (7.7)	—	2 (11.8)	—	—
	総計	81 (100.0)	14 (100.0)	29 (100.0)	13 (100.0)	7 (100.0)	17 (100.0)	—	1 (100.0)
横領	0%	44 (15.0)	3 (1.3)	5 (22.7)	4 (40.0)	2 (50.0)	14 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)
	50%以下	2 (0.7)	—	1 (4.5)	—	1 (25.0)	—	—	—
	100%未満	3 (1.0)	—	—	3 (30.0)	—	—	—	—
	100%	244 (83.3)	224 (98.7)	16 (72.7)	3 (30.0)	1 (25.0)	—	—	—
	総計	293 (100.0)	227 (100.0)	22 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	14 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 ()内は、構成比である。

3 「被害還付率」は、被害額に対する被害還付された現金及び被害品の価額の比率である。

4 被害還付率「100%」には、被害額を上回る被害還付があったものを含む。

窃盗も、全般的には被害還付のなされる割合が高くなっており、被害額1万円以下の事案では、全額被害還付となっているものが70%を超えている。

これに対して、詐欺及び恐喝では、全般的に被害還付率が低くなっており、被害額別に見ても、被害還付が全くない事案がおおむね70%を超えている。

イ 被害弁償率

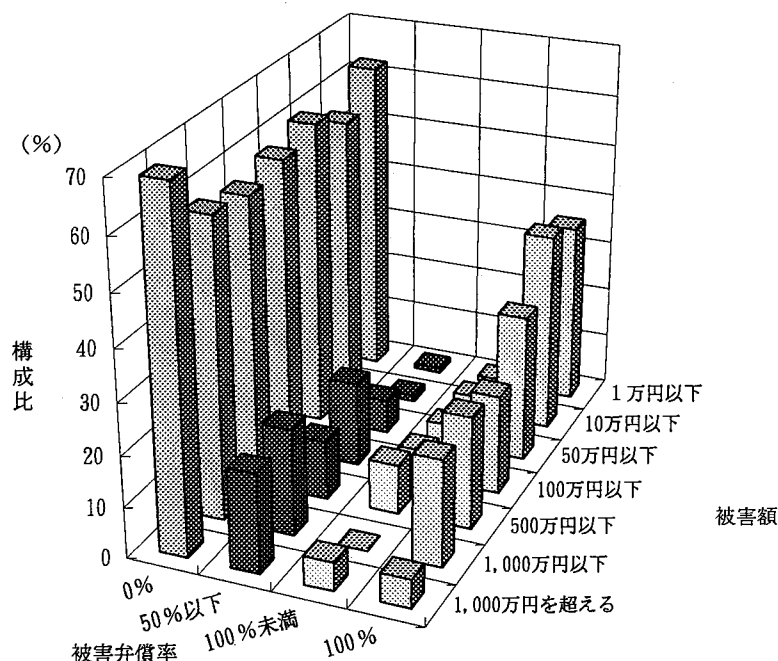
図2①は、財産犯全体について、被害額別の被害弁償の状況を示したものである。表2及び図2②ないし⑦は、これを罪名別に見たものである。

財産犯全体について見ると、被害弁償がなされている事案と全く被害弁償がなされていない事案の占める比率が高く、一部被害弁償がなされている事案の比率は低い。被害額500万円を超え1,000万円以下及び1,000万円を超えるものでは、被害弁償率50%以下の事案の占める比率が約20%となっている。

強盗で被害弁償なしの比率が90%近くに上り、全額被害弁償がなされている事案の比率が8%にとどまっており、また、放火で被害弁償なしの比率が80%となっているほかは、いずれの罪名でも、被害弁償なしがおおむね50%台から60%台を占める一方、全額被害弁償がなされている事案の比率が20%台から30%台となっている。また、全額被害弁償がなされている事案の比率は、横領を除き、いずれの罪名においても、被害額が多額のもので低くなっているが、被害弁償なしの比率は、被害額の多寡にかかわらず比較的高くなっており、被害額1万円以下でも、被害弁償なしが、いずれも50%を超えている。

図2 財産犯の被害額別被害弁償状況

①財産犯全体



注 1 法務省刑事局の資料による。

2 「被害弁償率」は、被害額から被害還付額を控除した金額に対する被害弁償額の比率である。

3 被害弁償率「100%」には、被害還付額を除いた被害額を上回る被害弁償があったものを含む。

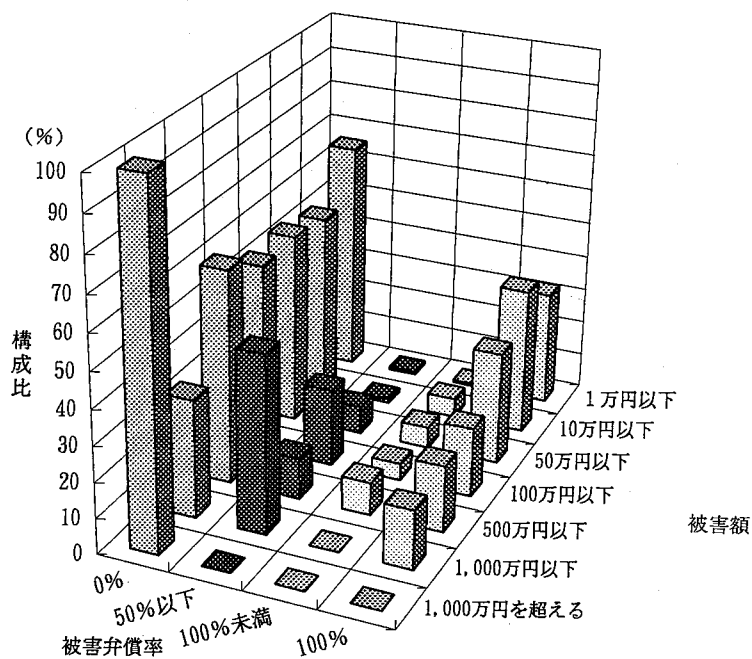
表2 財産犯の罪名別・被害額別被害弁償状況

罪名	被害弁償率	総数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円を超える
総数	0%	590 (59.1)	135 (62.5)	191 (56.0)	119 (60.4)	42 (58.3)	64 (56.6)	14 (58.3)	25 (69.4)
	50%以下	56 (5.6)	2 (0.9)	4 (1.2)	13 (6.6)	12 (16.7)	13 (11.5)	5 (20.8)	7 (19.4)
	100%未満	39 (3.9)	2 (0.9)	12 (3.5)	8 (4.1)	4 (5.6)	11 (9.7)	—	2 (5.6)
	100%	314 (31.4)	77 (35.6)	134 (39.3)	57 (28.9)	14 (19.4)	25 (22.1)	5 (20.8)	2 (5.6)
	計	999 (100.0)	216 (100.0)	341 (100.0)	197 (100.0)	72 (100.0)	113 (100.0)	24 (100.0)	36 (100.0)
窃盗	0%	298 (56.9)	85 (65.9)	96 (51.9)	63 (54.3)	22 (53.7)	26 (60.5)	2 (33.3)	4 (100.0)
	50%以下	29 (5.5)	1 (0.8)	2 (1.1)	9 (7.8)	9 (22.0)	5 (11.6)	3 (50.0)	—
	100%未満	24 (4.6)	1 (0.8)	10 (5.4)	7 (6.0)	2 (4.9)	4 (9.3)	—	—
	100%	173 (33.0)	42 (32.6)	77 (41.6)	37 (31.9)	8 (19.5)	8 (18.6)	1 (16.7)	—
	計	524 (100.0)	129 (100.0)	185 (100.0)	116 (100.0)	41 (100.0)	43 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)
強盗	0%	22 (88.0)	3 (100.0)	12 (92.3)	4 (80.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	—	—
	50%以下	1 (4.0)	—	—	1 (20.0)	—	—	—	—
	100%	2 (8.0)	—	1 (7.7)	—	1 (33.3)	—	—	—
	計	25 (100.0)	3 (100.0)	13 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	—	—
詐欺	0%	130 (60.7)	25 (52.1)	30 (56.6)	24 (70.6)	11 (64.7)	20 (58.8)	9 (81.8)	11 (64.7)
	50%以下	14 (6.5)	1 (2.1)	—	2 (5.9)	2 (11.8)	4 (11.8)	1 (9.1)	4 (23.5)
	100%未満	6 (2.8)	1 (2.1)	1 (1.9)	—	—	4 (11.8)	—	—
	100%	64 (29.9)	21 (43.8)	22 (41.5)	8 (23.5)	4 (23.5)	6 (17.6)	1 (9.1)	2 (11.8)
	計	214 (100.0)	48 (100.0)	53 (100.0)	34 (100.0)	17 (100.0)	34 (100.0)	11 (100.0)	17 (100.0)
恐喝	0%	44 (63.8)	6 (66.7)	17 (58.6)	8 (80.0)	5 (71.4)	7 (53.8)	—	1 (100.0)
	50%以下	4 (5.8)	—	—	—	1 (14.3)	3 (23.1)	—	—
	100%未満	2 (2.9)	—	—	—	1 (14.3)	1 (7.7)	—	—
	100%	19 (27.5)	3 (33.3)	12 (41.4)	2 (20.0)	—	2 (15.4)	—	—
	計	69 (100.0)	9 (100.0)	29 (100.0)	10 (100.0)	7 (100.0)	13 (100.0)	—	1 (100.0)
横領	0%	26 (53.1)	5 (83.3)	4 (80.0)	4 (66.7)	—	5 (35.7)	2 (40.0)	6 (54.5)
	50%以下	6 (12.2)	—	—	1 (16.7)	—	1 (7.1)	1 (20.0)	3 (27.3)
	100%未満	4 (8.2)	—	—	—	1 (50.0)	1 (7.1)	—	2 (18.2)
	100%	13 (26.5)	1 (16.7)	1 (20.0)	1 (16.7)	1 (50.0)	7 (50.0)	2 (40.0)	—
	計	49 (100.0)	6 (100.0)	5 (100.0)	6 (100.0)	2 (100.0)	14 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)
毀棄	0%	62 (57.4)	11 (52.4)	31 (57.4)	15 (60.0)	2 (100.0)	3 (50.0)	—	—
	50%以下	2 (1.9)	—	2 (3.7)	—	—	—	—	—
	100%未満	3 (2.8)	—	1 (1.9)	1 (4.0)	—	1 (16.7)	—	—
	100%	41 (38.0)	10 (47.6)	20 (37.0)	9 (36.0)	—	2 (33.3)	—	—
	計	108 (100.0)	21 (100.0)	54 (100.0)	25 (100.0)	2 (100.0)	6 (100.0)	—	—
放火	0%	8 (80.0)	—	1 (50.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	1 (50.0)	3 (100.0)
	100%	2 (20.0)	—	1 (50.0)	—	—	—	1 (50.0)	—
	計	10 (100.0)	—	2 (100.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)

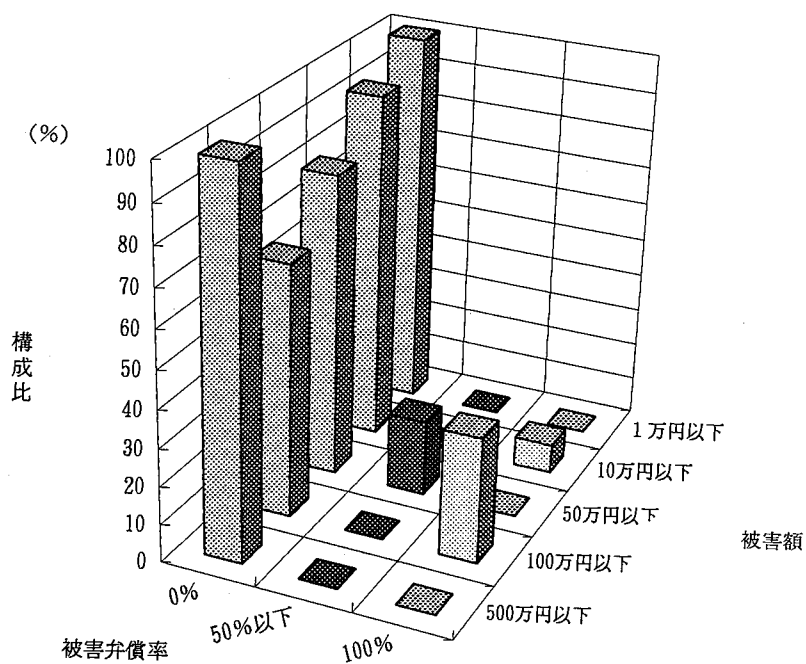
注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 ()内は、構成比である。
 3 図2①の注2・3に同じ。

図2 財産犯の被害額別被害弁償状況

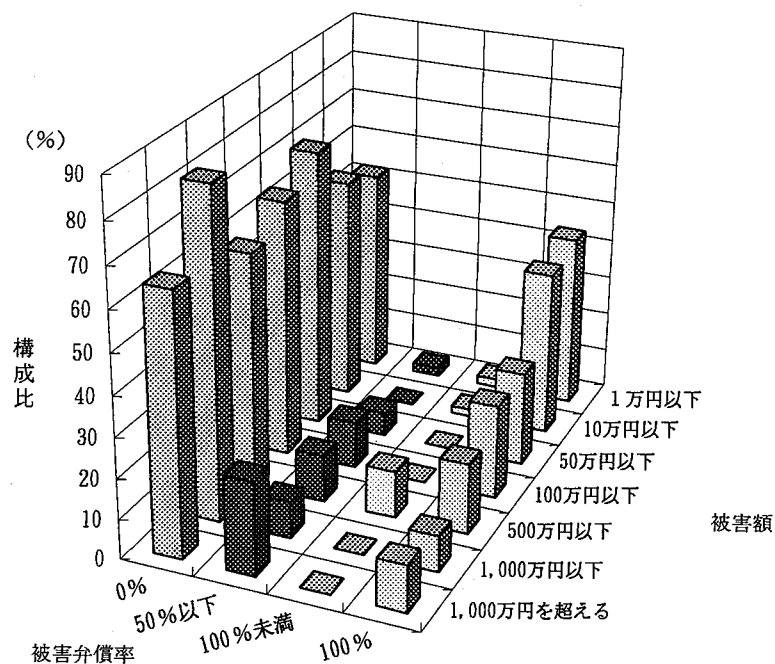
②窃盗



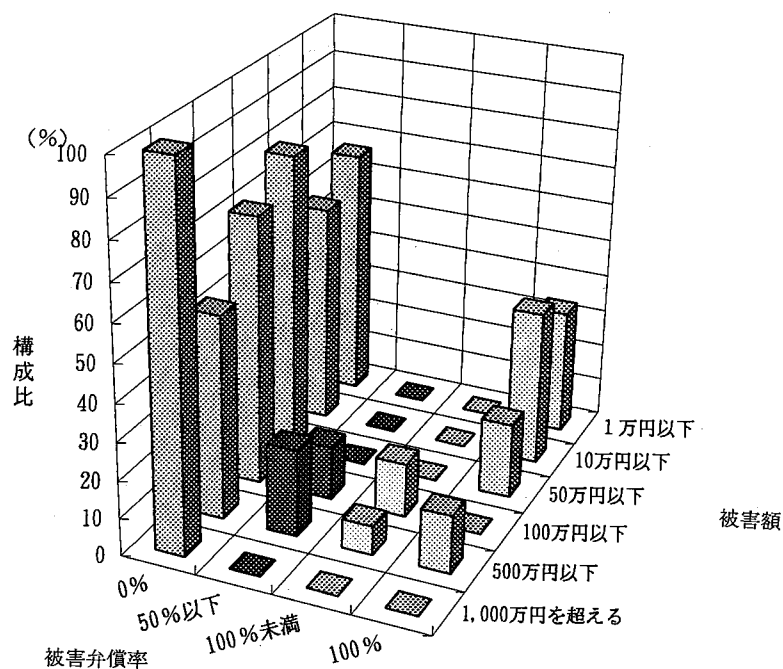
③強盗



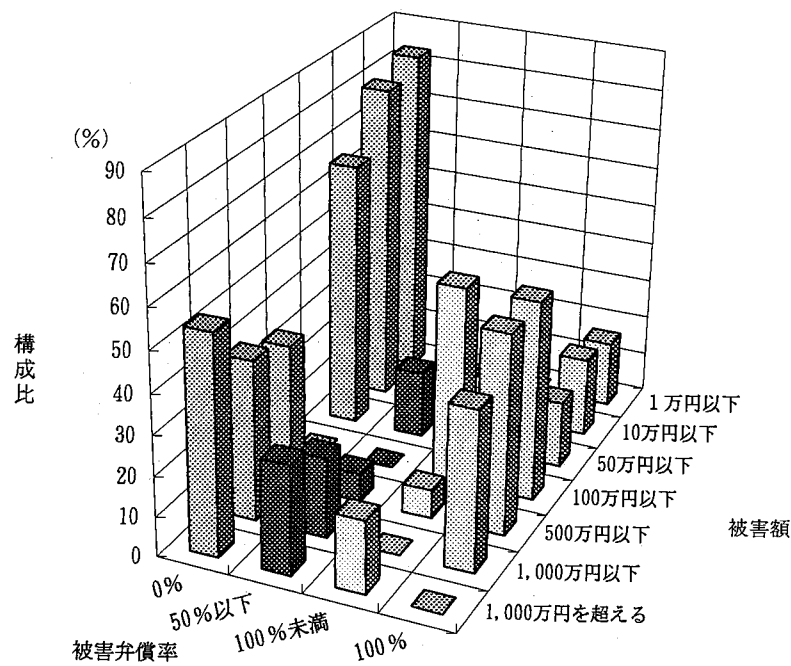
④詐欺



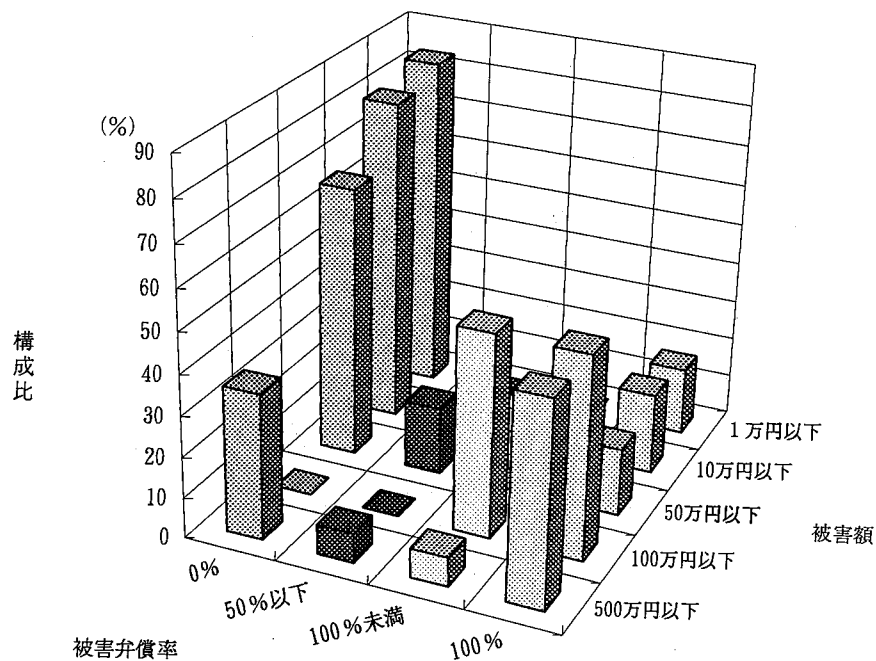
⑤恐喝



⑥横領



⑦毀棄



- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 () 内は、構成比である。
 3 図2①の注2・3に同じ。

ウ 被害回復率

図3①は、財産犯全体について、被害額別の被害回復状況を示したものであり、表3及び図3②ないし⑦は、これを罪名別に見たものである。

財産犯全体について見ると、被害が少額の事案では、被害全額が回復されている事案の占める比率が高く、被害額が大きくなるに従い、その比率が低くなっているが、被害額500万円を超え1,000万円以下の事案でも、40%近くの事案で被害が全額回復されている。他方、被害が全く回復されていない事案の占める比率は、被害額10万円以下の事案では低くなっているが、10万円を超え1,000万円以下の事案では30%前後であり、1,000万円を超える事案では60%近くに達している。

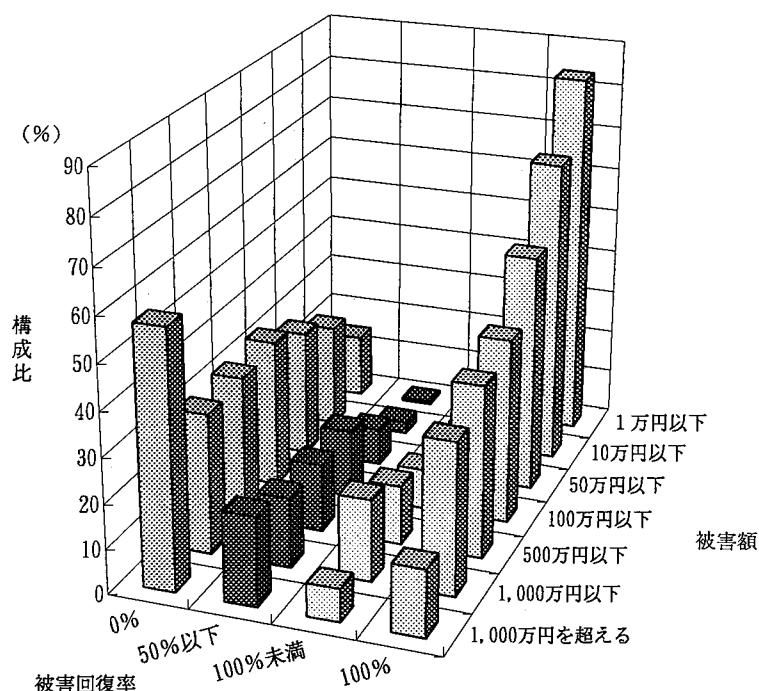
罪名別に見ると、窃盗においては、被害額1万円以下では80%を超える事案において被害全額が回復されており、被害額が大きくなるに従って被害全額が回復されている事案の占める比率は低下するものの、全体でも70%を超えており、被害回復なしは16%にとどまっている。

横領においては、被害額が10万円以下の事案では、被害全額が回復されているものの占める比率が極めて高い。他方、被害額が10万円を超える事案では、被害全額が回復されている事案の占める比率が50%以下と低くなっており、また、被害が全く回復されていない事案の占める比率は、被害額100万円を超える事案で高く、被害額1,000万円を超える事案では50%を超えている。

一方、強盗、詐欺、恐喝及び毀棄では、全般的に被害回復率が低く、被害回復なしの事案がおおむね半数を占めている。

図3 財産犯の被害額別被害回復状況

①財産犯全体



注 1 法務省刑事局の資料による。

2 「被害回復率」は、被害回復額の被害額に対する比率である。

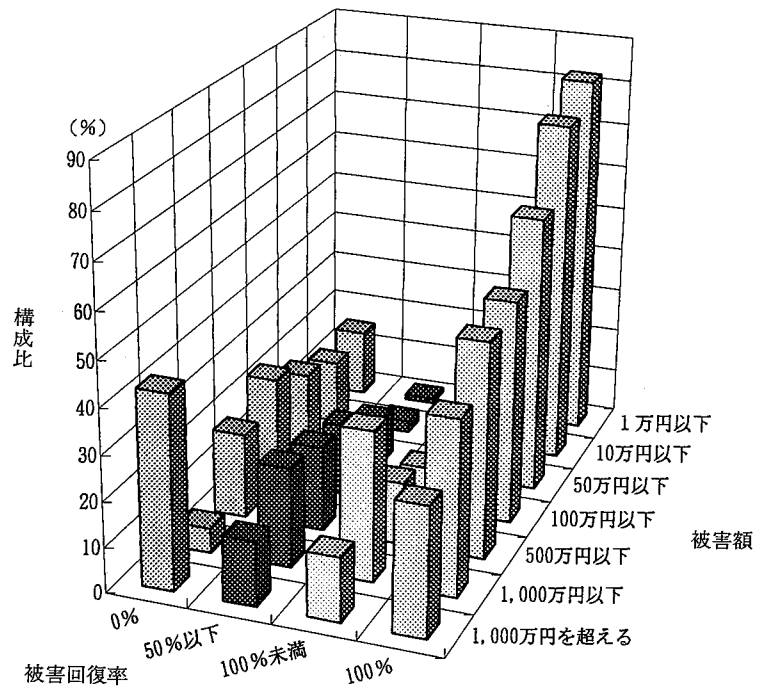
3 被害回復率「100%」には、被害額を上回る被害回復があったものを含む。

表3 財産犯の罪名別・被害額別被害回復状況

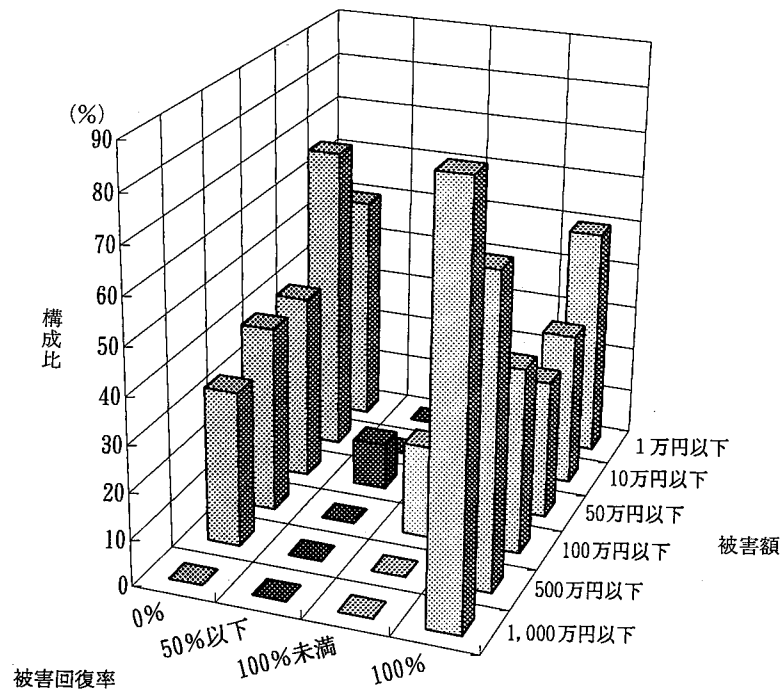
罪名	被害回復率	総数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円を超える
総数	0%	470 (23.4)	101 (14.5)	152 (23.6)	94 (28.9)	37 (33.6)	51 (32.5)	12 (31.6)	23 (57.5)
	50%以下	104 (5.2)	5 (0.7)	17 (2.6)	27 (8.3)	17 (15.5)	24 (15.3)	6 (15.8)	8 (20.0)
	100%未満	108 (5.4)	8 (1.2)	30 (4.7)	29 (8.9)	10 (9.1)	21 (13.4)	7 (18.4)	3 (7.5)
	100%	1,327 (66.1)	581 (83.6)	445 (69.1)	175 (53.8)	46 (41.8)	61 (38.9)	13 (34.2)	6 (15.0)
	総計	2,009 (100.0)	695 (100.0)	644 (100.0)	325 (100.0)	110 (100.0)	157 (100.0)	38 (100.0)	40 (100.0)
窃盗	0%	201 (16.2)	57 (15.2)	66 (14.3)	41 (18.3)	18 (24.3)	15 (19.0)	1 (5.6)	3 (42.9)
	50%以下	71 (5.7)	4 (1.1)	12 (2.6)	23 (10.3)	12 (16.2)	15 (19.0)	4 (22.2)	1 (14.3)
	100%未満	78 (6.3)	5 (1.3)	27 (5.9)	21 (9.4)	7 (9.5)	11 (13.9)	6 (33.3)	1 (14.3)
	100%	887 (71.7)	309 (82.4)	355 (77.2)	139 (62.1)	37 (50.0)	38 (48.1)	7 (38.9)	2 (28.6)
	総計	1,237 (100.0)	375 (100.0)	460 (100.0)	224 (100.0)	74 (100.0)	79 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)
強盗	0%	19 (50.0)	2 (50.0)	10 (66.7)	4 (40.0)	2 (40.0)	1 (33.3)	—	—
	50%以下	1 (2.6)	—	—	1 (10.0)	—	—	—	—
	100%未満	3 (7.9)	—	—	2 (20.0)	1 (20.0)	—	—	—
	100%	15 (39.5)	2 (50.0)	5 (33.3)	3 (30.0)	2 (40.0)	2 (66.7)	1 (100.0)	—
	総計	38 (100.0)	4 (100.0)	15 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	—
詐欺	0%	123 (51.0)	24 (45.3)	28 (45.2)	23 (54.8)	10 (55.6)	18 (50.0)	9 (75.0)	11 (61.1)
	50%以下	18 (7.5)	1 (1.9)	2 (3.2)	2 (4.8)	3 (16.7)	5 (13.9)	1 (8.3)	4 (22.2)
	100%未満	9 (3.7)	2 (3.8)	1 (1.6)	1 (2.4)	—	5 (13.9)	—	—
	100%	91 (37.8)	26 (49.1)	31 (50.0)	16 (38.1)	5 (27.8)	8 (22.2)	2 (16.7)	3 (16.7)
	総計	241 (100.0)	53 (100.0)	62 (100.0)	42 (100.0)	18 (100.0)	36 (100.0)	12 (100.0)	18 (100.0)
恐喝	0%	38 (46.9)	4 (28.6)	13 (44.8)	8 (61.5)	5 (71.4)	7 (41.2)	—	1 (100.0)
	50%以下	5 (6.2)	—	1 (3.4)	—	1 (14.3)	3 (17.6)	—	—
	100%未満	7 (8.6)	1 (7.1)	1 (3.4)	1 (7.7)	1 (14.3)	3 (17.6)	—	—
	100%	31 (38.3)	9 (64.3)	14 (48.3)	4 (30.8)	—	4 (23.5)	—	—
	総計	81 (100.0)	14 (100.0)	29 (100.0)	13 (100.0)	7 (100.0)	17 (100.0)	—	1 (100.0)
横領	0%	22 (7.5)	3 (1.3)	4 (18.2)	2 (20.0)	—	5 (35.7)	2 (40.0)	6 (54.5)
	50%以下	7 (2.4)	—	—	1 (10.0)	1 (25.0)	1 (7.1)	1 (20.0)	3 (27.3)
	100%未満	7 (2.4)	—	—	3 (30.0)	1 (25.0)	1 (7.1)	—	2 (18.2)
	100%	257 (87.7)	224 (98.7)	18 (81.8)	4 (40.0)	2 (50.0)	7 (50.0)	2 (40.0)	—
	総計	293 (100.0)	227 (100.0)	22 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	14 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)
毀棄	0%	61 (56.0)	11 (50.0)	30 (55.6)	15 (60.0)	2 (100.0)	3 (50.0)	—	—
	50%以下	2 (1.8)	—	2 (3.7)	—	—	—	—	—
	100%未満	3 (2.8)	—	1 (1.9)	1 (4.0)	—	1 (16.7)	—	—
	100%	43 (39.4)	11 (50.0)	21 (38.9)	9 (36.0)	—	2 (33.3)	—	—
	総計	109 (100.0)	22 (100.0)	54 (100.0)	25 (100.0)	2 (100.0)	6 (100.0)	—	—
放火	0%	6 (60.0)	—	1 (50.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	—	2 (66.7)
	100%未満	1 (10.0)	—	—	—	—	—	1 (50.0)	—
	100%	3 (30.0)	—	1 (50.0)	—	—	—	1 (50.0)	1 (33.3)
	総計	10 (100.0)	—	2 (100.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)

注 1 法務省刑事局の資料による。
2 ()内は、構成比である。
3 図3①の注2・3に同じ。

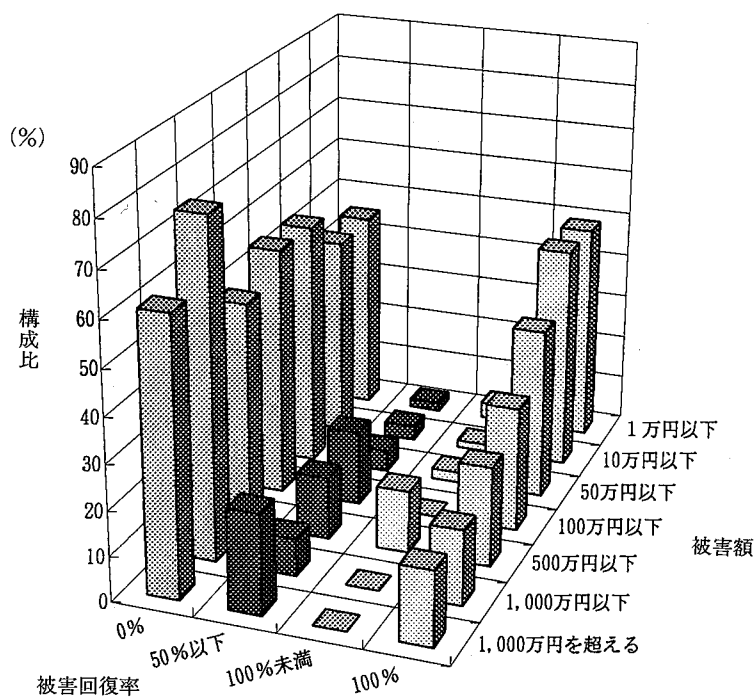
②窃盗



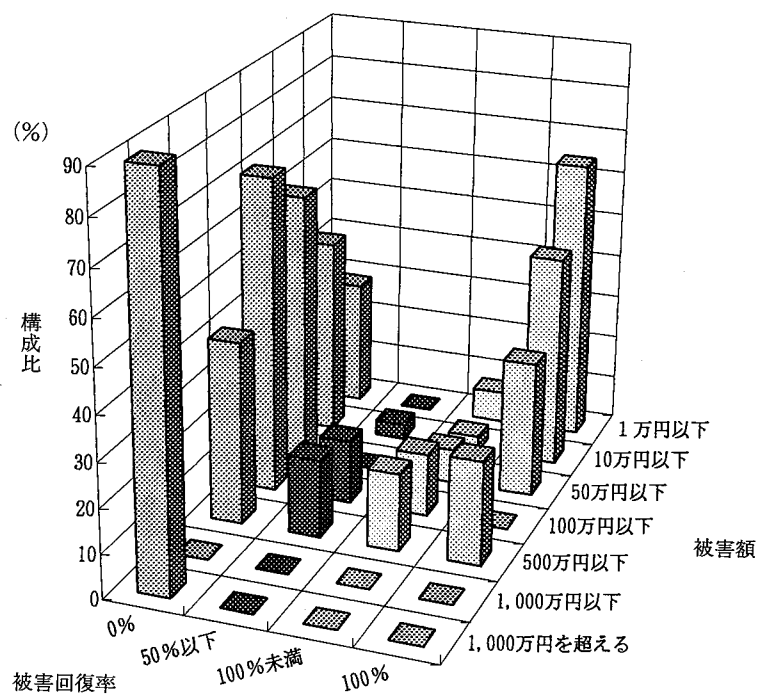
③強盗



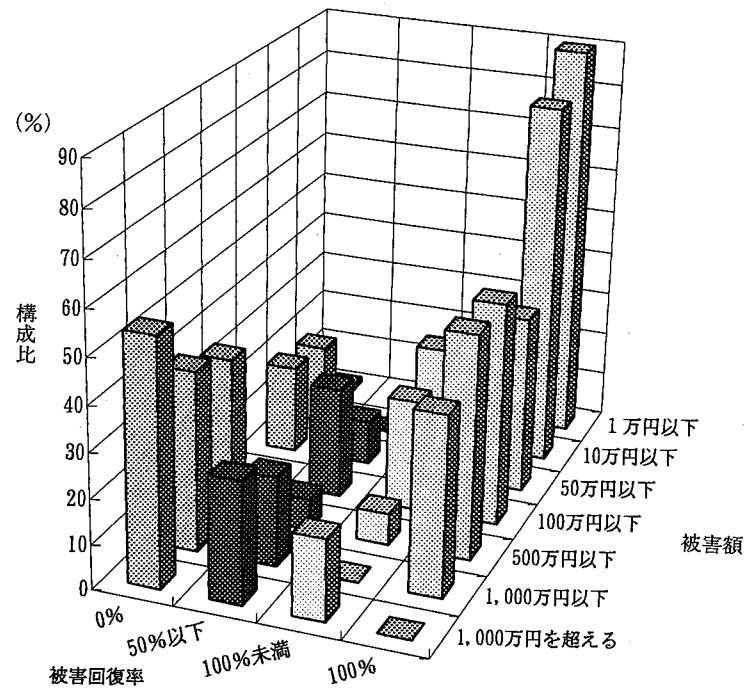
④詐欺



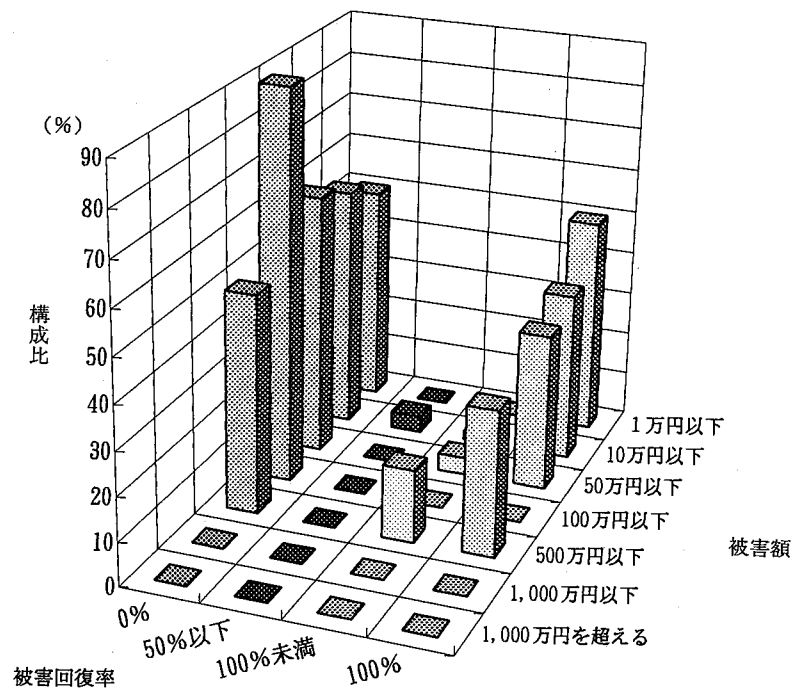
⑤恐喝



⑥横領



⑦毀棄



注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 図3①の注2・3に同じ。

(3) 被害額・被害回復状況と処分内容

表4は、財産犯について、罪名別・被害額別に処分内容を見たものである。窃盗においては、被害額が多額の事案の方が、少額の事案と比べて、実刑判決の比率が高く、起訴猶予の比率が低くなっており、詐欺及び横領においても、被害額が多額の事案の方が、少額の事案と比べて、実刑判決の比率がおおむね高くなっている。一方、強盗及び恐喝においては、このような被害額による処分内容の相違は見られない。窃盗、横領などでは財産的被害の程度が処分に当たり重視されているのに対して、強盗及び恐喝では、金品又は利益獲得の手段としての暴行又は脅迫の事実自体が重視されていることによると考えられる。

表4 財産犯の罪名別・被害額別処分内容

罪名	処分内容	総数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円を超える
総数	実刑判決	554 (27.6)	97 (14.0)	175 (27.2)	115 (35.4)	42 (38.2)	70 (44.6)	25 (65.8)	30 (75.0)
	執行猶予判決	416 (20.7)	78 (11.2)	141 (21.9)	110 (33.8)	34 (30.9)	42 (26.8)	9 (23.7)	2 (5.0)
	略式命令請求	28 (1.4)	7 (1.0)	18 (2.8)	3 (0.9)	—	—	—	—
	起訴猶予	963 (47.9)	506 (72.8)	288 (44.7)	85 (26.2)	34 (30.9)	41 (26.1)	4 (10.5)	5 (12.5)
	親告罪告訴取消	44 (2.2)	7 (1.0)	20 (3.1)	12 (3.7)	—	4 (2.5)	—	1 (2.5)
	心神喪失	4 (0.2)	—	2 (0.3)	—	—	—	—	2 (5.0)
	計	2,009 (100.0)	695 (100.0)	644 (100.0)	325 (100.0)	110 (100.0)	157 (100.0)	38 (100.0)	40 (100.0)
窃盗	実刑判決	349 (28.2)	70 (18.7)	117 (25.4)	84 (37.5)	26 (35.1)	35 (44.3)	11 (61.1)	6 (85.7)
	執行猶予判決	289 (23.4)	55 (14.7)	106 (23.0)	73 (32.6)	26 (35.1)	22 (27.8)	6 (33.3)	1 (14.3)
	起訴猶予	599 (48.4)	250 (66.7)	237 (51.5)	67 (29.9)	22 (29.7)	22 (27.8)	1 (5.6)	—
	計	1,237 (100.0)	375 (100.0)	460 (100.0)	224 (100.0)	74 (100.0)	79 (100.0)	18 (100.0)	7 (100.0)
強盗	実刑判決	32 (84.2)	3 (75.0)	12 (80.0)	8 (80.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	—
	執行猶予判決	2 (5.3)	1 (25.0)	1 (6.7)	—	—	—	—	—
	起訴猶予	3 (7.9)	—	1 (6.7)	2 (20.0)	—	—	—	—
	心神喪失	1 (2.6)	—	1 (6.7)	—	—	—	—	—
	計	38 (100.0)	4 (100.0)	15 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	—
詐欺	実刑判決	106 (44.0)	19 (35.8)	25 (40.3)	15 (35.7)	7 (38.9)	17 (47.2)	8 (66.7)	15 (83.3)
	執行猶予判決	72 (29.9)	15 (28.3)	20 (32.3)	23 (54.8)	5 (27.8)	8 (22.2)	1 (8.3)	—
	起訴猶予	63 (26.1)	19 (35.8)	17 (27.4)	4 (9.5)	6 (33.3)	11 (30.6)	3 (25.0)	3 (16.7)
	計	241 (100.0)	53 (100.0)	62 (100.0)	42 (100.0)	18 (100.0)	36 (100.0)	12 (100.0)	18 (100.0)

罪名	処分内容	総数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円を超える
恐喝	実刑判決	28 (34.6)	1 (7.1)	11 (37.9)	6 (46.2)	3 (42.9)	7 (41.2)	—	—
	執行猶予判決	27 (33.3)	5 (35.7)	9 (31.0)	5 (38.5)	1 (14.3)	7 (41.2)	—	—
	起訴猶予	24 (29.6)	8 (57.1)	8 (27.6)	2 (15.4)	3 (42.9)	3 (17.6)	—	—
	親告罪告訴取消	1 (1.2)	—	—	—	—	—	—	1 (100.0)
	心神喪失	1 (1.2)	—	1 (3.4)	—	—	—	—	—
	計	81 (100.0)	14 (100.0)	29 (100.0)	13 (100.0)	7 (100.0)	17 (100.0)	—	1 (100.0)
横領	実刑判決	19 (6.5)	—	2 (9.1)	1 (10.0)	1 (25.0)	4 (28.6)	3 (60.0)	8 (72.7)
	執行猶予判決	13 (4.4)	—	—	4 (40.0)	1 (25.0)	5 (35.7)	2 (40.0)	1 (9.1)
	略式命令請求	1 (0.3)	1 (0.4)	—	—	—	—	—	—
	起訴猶予	259 (88.4)	226 (99.6)	19 (86.4)	5 (50.0)	2 (50.0)	5 (35.7)	—	2 (18.2)
	親告罪告訴取消	1 (0.3)	—	1 (4.5)	—	—	—	—	—
	計	293 (100.0)	227 (100.0)	22 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	14 (100.0)	5 (100.0)	11 (100.0)
毀棄	実刑判決	13 (11.9)	4 (18.2)	7 (13.0)	—	—	2 (33.3)	—	—
	執行猶予判決	12 (11.0)	2 (9.1)	4 (7.4)	5 (20.0)	1 (50.0)	—	—	—
	略式命令請求	27 (24.8)	6 (27.3)	18 (33.3)	3 (12.0)	—	—	—	—
	起訴猶予	15 (13.8)	3 (13.6)	6 (11.1)	5 (20.0)	1 (50.0)	—	—	—
	親告罪告訴取消	42 (38.5)	7 (31.8)	19 (35.2)	12 (48.0)	—	4 (66.7)	—	—
	計	109 (100.0)	22 (100.0)	54 (100.0)	25 (100.0)	2 (100.0)	6 (100.0)	—	—
放火	実刑判決	7 (70.0)	—	1 (50.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (33.3)
	執行猶予判決	1 (10.0)	—	1 (50.0)	—	—	—	—	—
	心神喪失	2 (20.0)	—	—	—	—	—	—	2 (66.7)
	計	10 (100.0)	—	2 (100.0)	1 (100.0)	—	2 (100.0)	2 (100.0)	3 (100.0)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 ()内は、構成比である。

さらに、財産犯全体について、被害額・被害回復の程度別に、起訴猶予率を見たのが表5及び図4であり、実刑判決率を見たのが表6及び図5である。

全体として、被害額が多額になるに従い、起訴猶予の比率が低く、実刑判決の比率が高くなっている。また、同程度の被害額であっても、被害回復率が高いほど、おおむね起訴猶予の比率が高く、実刑判決の比率は低くなっている。被害額1万円以下の事案について見ると、起訴猶予の比率が、被害全額回復では80%近くに達しているのに対して、被害回復なしでは30%程度にとどまっている。他方、被害額500万円を超え1,000万円以下及び1,000万円を超える事案について見ると、実刑判決が、被害回復なしでは、いずれも80%を超えているのに対して、被害全額回復では30%から50%程度にとどまっている。

表5 財産犯の被害額・被害回復率と起訴猶予

被害額	回復率									
	総数		0%		50%以下		100%未満		100%	
	総数	起訴猶予	総数	起訴猶予	総数	起訴猶予	総数	起訴猶予	総数	起訴猶予
総数	2,009	963 (47.9)	470	103 (21.9)	104	11 (10.6)	108	27 (25.0)	1,327	822 (61.9)
1万円以下	695	506 (72.8)	101	33 (32.7)	5	2 (40.0)	8	5 (62.5)	581	466 (80.2)
10万円以下	644	288 (44.7)	152	32 (21.1)	17	3 (17.6)	30	7 (23.3)	445	246 (55.3)
50万円以下	325	85 (26.2)	94	18 (19.1)	27	2 (7.4)	29	5 (17.2)	175	60 (34.3)
100万円以下	110	34 (30.9)	37	7 (18.9)	17	3 (17.6)	10	2 (20.0)	46	22 (47.8)
500万円以下	157	41 (26.1)	51	11 (21.6)	24	—	21	6 (28.6)	61	24 (39.3)
1,000万円以下	38	4 (10.5)	12	1 (8.3)	6	—	7	1 (14.3)	13	2 (15.4)
1,000万円を越える	40	5 (12.5)	23	1 (4.3)	8	1 (12.5)	3	1 (33.3)	6	2 (33.3)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 図3①の注2・3に同じ。

3 ()内は、総数に対する比率である。

表6 財産犯の被害額・被害回復率と実刑判決

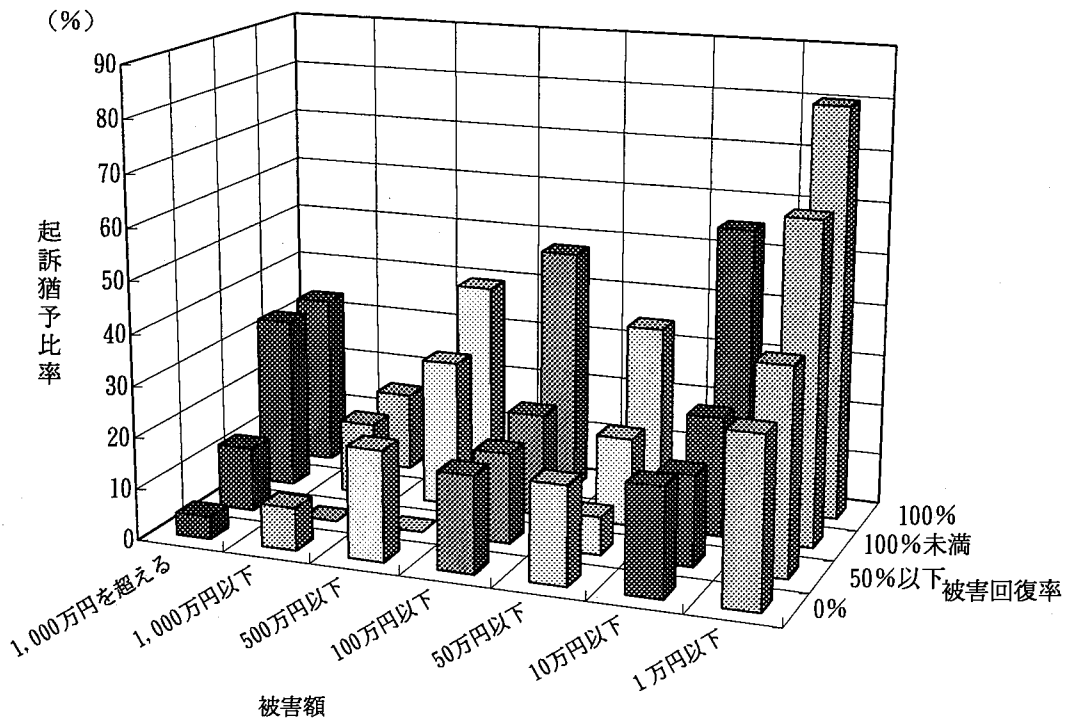
被害額	回復率									
	総数		0%		50%以下		100%未満		100%	
	総数	実刑判決	総数	実刑判決	総数	実刑判決	総数	実刑判決	総数	実刑判決
総数	2,009	554 (27.6)	470	237 (50.4)	104	63 (60.6)	108	47 (43.5)	1,327	207 (15.6)
1万円以下	695	97 (14.0)	101	39 (38.6)	5	1 (20.0)	8	—	581	57 (9.8)
10万円以下	644	175 (27.2)	152	74 (48.7)	17	8 (47.1)	30	13 (43.3)	445	80 (18.0)
50万円以下	325	115 (35.4)	94	49 (52.1)	27	14 (51.9)	29	16 (55.2)	175	36 (20.6)
100万円以下	110	42 (38.2)	37	18 (48.6)	17	10 (58.8)	10	4 (40.0)	46	10 (21.7)
500万円以下	157	70 (44.6)	51	28 (54.9)	24	20 (83.3)	21	7 (33.3)	61	15 (24.6)
1,000万円以下	38	25 (65.8)	12	10 (83.3)	6	3 (50.0)	7	5 (71.4)	13	7 (53.8)
1,000万円を越える	40	30 (75.0)	23	19 (82.6)	8	7 (87.5)	3	2 (66.7)	6	2 (33.3)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 図3①の注2・3に同じ。

3 ()内は、総数に対する比率である。

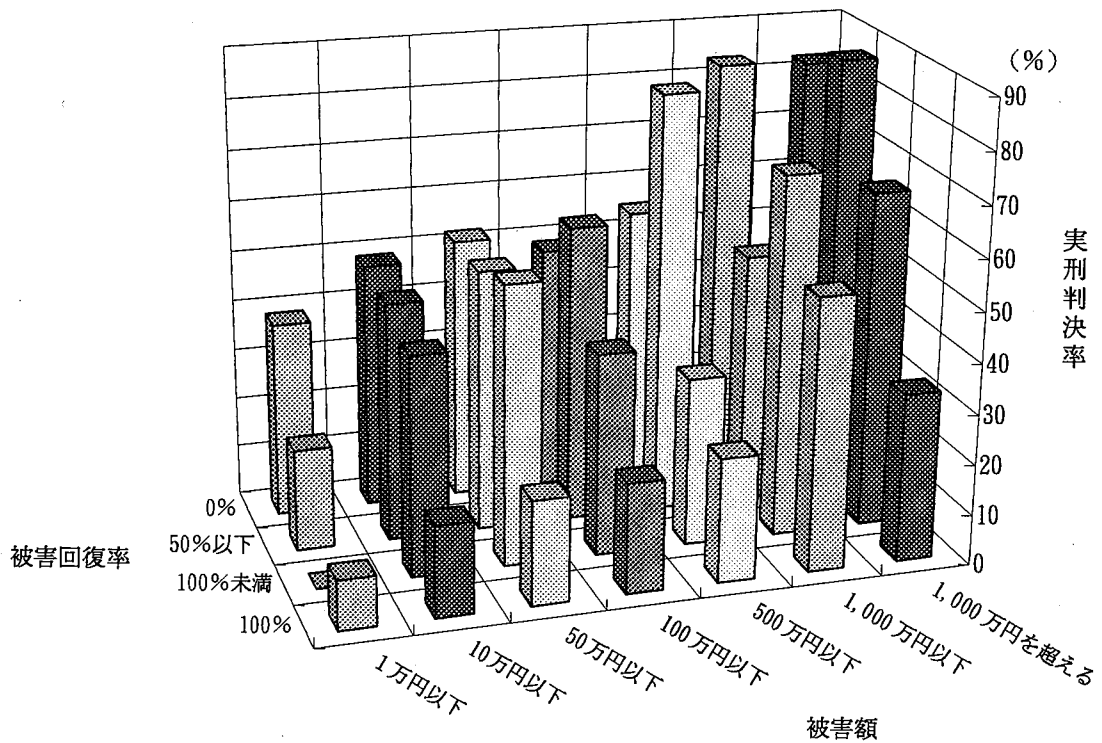
図4 財産犯の被害額・被害回復率と起訴猶予の比率



注 1 法務省刑事局の資料による。

2 図3①の注2・3に同じ。

図5 財産犯の被害額・被害回復率と実刑判決の比率



注 1 法務省刑事局の資料による。

2 図3①の注2・3に同じ。

2 生命・身体犯、過失犯、性犯罪及びその他の犯罪

(1) 罪種別示談状況

表7は、生命・身体犯、過失犯及びその他の犯罪の示談の状況を罪種ごとに見たものである。

示談成立と示談交渉中を合わせたものの比率は、過失犯において高く、強制わいせつにおいても比較的高いのに対して、殺人等では極端に低くなっている。また、示談交渉を拒否したものの比率は、強姦及び強制わいせつにおいて他の罪種より高くなっている。

(2) 身体犯、過失犯及びその他の犯罪における示談の成否と処分内容

表8は、生命・身体犯、過失犯及びその他の犯罪について、処分内容別に示談状況を見たものである。

生命・身体犯、過失犯、その他の犯罪のいずれについても、示談成立事案の比率が最も高いのは、公判請求の上、執行猶予判決を受けている場合である。これは、公判請求事件については執行猶予判決を得るために弁護士等によって示談成立に向けての努力が行われる場合が多いことによると考えられる。

表7 罪種別示談状況

罪 名	総 数	示談成立	示談交渉中	民事訴訟 係属中	交渉後 不成立確定	示談交渉 拒否	交渉動き なし
総 数	1,356 (100.0)	350 (25.8)	317 (23.4)	17 (1.3)	29 (2.1)	54 (4.0)	589 (43.4)
生命・身体犯	878 (100.0)	215 (24.5)	125 (14.2)	14 (1.6)	14 (1.6)	32 (3.6)	478 (54.4)
過 失 犯	262 (100.0)	65 (24.8)	182 (69.5)	3 (1.1)	2 (0.8)	—	10 (3.8)
強 姦	59 (100.0)	21 (35.6)	2 (3.4)	—	6 (10.2)	7 (11.9)	23 (39.0)
強制わいせつ	82 (100.0)	39 (47.6)	4 (4.9)	—	5 (6.1)	12 (14.6)	22 (26.8)
その他の犯罪	75 (100.0)	10 (13.3)	4 (5.3)	—	2 (2.7)	3 (4.0)	56 (74.7)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 () 内は、構成比である。

3 無回答を除く。

表8 生命・身体犯、過失犯及びその他の犯罪における処分内容別の示談状況

処分内容	生命・身体犯		過失犯		その他の犯罪	
	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし
総 数	215 (24.4)	667 (75.6)	65 (24.5)	200 (75.5)	10 (13.3)	65 (86.7)
実 刑 判 決	27 (20.0)	108 (80.0)	2 (16.7)	10 (83.3)	1 (5.6)	17 (94.4)
執 行 猶 予	52 (38.2)	84 (61.8)	42 (42.9)	56 (57.1)	3 (37.5)	5 (62.5)
略 式 命 令	54 (14.0)	333 (86.0)	7 (13.7)	44 (86.3)	4 (10.3)	35 (89.7)
起 訴 猶 予	82 (38.1)	133 (61.9)	14 (13.5)	90 (86.5)	2 (20.0)	8 (80.0)
心 神 喪 失	—	8 (100.0)	—	—	—	—
告 訴 取 消	—	1 (100.0)	—	—	—	—

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 () 内は、各処分内容ごとの示談の有無の比率である。

(3) 被害の程度と示談成立率、処分内容

ア 生命・身体犯

生命・身体犯について、被害の程度別・示談の成否別に処分内容を見たのが表9である。

示談が成立したものの占める比率（以下「示談成立率」という。）は、傷害なしでは約17%と低いが、加療期間が2週間以下及び2週間を超え1か月以下の場合は、いずれも30%近くを占め、1か月を超え3か月以下では約37%と高くなっている。これに対し、3か月を超える傷害では12.5%、死亡では2.9%と極端に低くなっている。

次に、示談の成否別に処分内容を見ると、傷害なし及び加療期間2週間以下の比較的軽微な事案では、示談成立の事案において起訴猶予の比率が、示談未成立の事案において略式命令の比率が、それぞれ高い。加療期間2週間を超え1か月以下では、示談成立の事案において執行猶予になっているものの比率が高く、示談未成立の事案において略式命令の比率が高い。また、加療期間1か月を超え3か月以下においては、示談成立の事案において、示談未成立の事案と比べて、執行猶予の比率が低く実刑判決の比率が高くなっている。

加療期間3か月を超える傷害事案及び死亡事案においては、示談が成立したものは、それぞれ1件と少ないが、いずれも執行猶予になっているのに対して、示談未成立の場合では、実刑の比率が加療期間3か月を超える傷害事案で30%近く、死亡事案で80%近くに上っている。

このように、生命・身体犯においては、全体としてみると処分の内容と示談の成否との間に明確な相関関係は認められないが、これは、処分に際し、前科関係、粗暴癖の有無、犯行態様など他の情状要素が考慮されたことによるものと考えられる。

表9 生命・身体犯の被害程度別・示談の成否別処分内容

処分内容	傷害なし		2週間以下		1月以下		3月以下		3月を超える		死亡	
	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし
実刑判決	2 (4.7)	20 (9.3)	18 (14.5)	40 (13.1)	1 (3.8)	13 (17.8)	6 (31.6)	7 (21.9)	—	2 (28.6)	—	26 (78.8)
執行猶予	4 (9.3)	9 (4.2)	30 (24.2)	40 (13.1)	11 (42.3)	14 (19.2)	5 (26.3)	15 (46.9)	1 (100.0)	5 (71.4)	1 (100.0)	1 (3.0)
略式命令	11 (25.6)	123 (56.9)	26 (21.0)	168 (54.9)	9 (34.6)	35 (47.9)	7 (36.8)	7 (21.9)	—	—	—	—
起訴猶予	26 (60.5)	63 (29.2)	50 (40.3)	56 (18.3)	5 (19.2)	11 (15.1)	1 (5.3)	2 (6.3)	—	—	—	1 (3.0)
心神喪失	—	—	—	2 (0.7)	—	—	—	1 (3.1)	—	—	—	5 (15.2)
告訴取消	—	1 (0.5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	43 (100.0)	216 (100.0)	124 (100.0)	306 (100.0)	26 (100.0)	73 (100.0)	19 (100.0)	32 (100.0)	1 (100.0)	7 (100.0)	1 (100.0)	33 (100.0)
示談成立率	16.6		28.8		26.3		37.3		12.5		2.9	

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 () 内は、構成比である。

3 「示談成立率」は、 $\frac{\text{示談あり}}{\text{示談あり} + \text{示談なし}} \times 100$ による。

イ 過失犯

表10は過失犯について、被害の程度別・示談の成否別の処分内容及び被害の程度別の示談成立率を見たものである。

表10 過失犯の被害の程度別・示談の成否別の処分内容

処分内容	2週間以下		1月以下		3月以下		3月を超える		死亡	
	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし
実刑判決	1 (5.6)	—	—	1 (1.9)	—	1 (2.6)	—	1 (5.6)	1 (3.3)	7 (22.6)
執行猶予	8 (44.4)	7 (12.3)	4 (36.4)	7 (13.0)	4 (100.0)	12 (30.8)	1 (50.0)	12 (66.7)	25 (83.3)	18 (58.1)
略式命令	4 (22.2)	12 (21.1)	1 (9.1)	10 (18.5)	—	13 (33.3)	1 (50.0)	4 (22.2)	1 (3.3)	4 (12.9)
起訴猶予	5 (27.8)	38 (66.7)	6 (54.5)	36 (66.7)	—	13 (33.3)	—	1 (5.6)	3 (10.0)	2 (6.5)
総数	18 (100.0)	57 (100.0)	11 (100.0)	54 (100.0)	4 (100.0)	39 (100.0)	2 (100.0)	18 (100.0)	30 (100.0)	31 (100.0)
示談成立率	24.0		16.9		9.3		10.0		49.2	

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 表9の注2・3に同じ。

過失犯では、被害者死亡の事案の方が、被害者が受傷した事案と比べて示談成立率が高く、また、被害者が受傷した事案においては、傷害の程度が軽いものの方が、示談成立率が高くなっている。

傷害の程度と処分内容の関係をみると、全般的に、傷害の程度が軽い事案では起訴猶予の比率が高く、傷害の程度が重い事案では、起訴猶予の比率が低く、実刑判決の比率が高くなっている。

示談の成否別に処分内容を見ると、被害者が受傷した事案では、示談の成否による影響が明確には認められないが、これは、上記のように過失犯のほとんどを占める交通関係業過において、運転者の大多数が自動車損害賠償責任保険に加えて自動車損害賠償保険に任意加入しているため、保険会社から被害者に相当額の賠償金が支払われることが見込まれ、処分の時点において示談未成立であっても、加療期間が不確定であることによる場合が少なくないことによるものと考えられる。これに対し、被害者死亡の事案では、示談未成立の場合の方が、示談成立の場合と比べて、実刑判決の比率が高くなっており、示談の成否が処分内容に影響を与えていることがうかがえる。これは、被害者死亡という重大な結果を生じさせる事案においては、被害者の遺族の処罰感情が重視される結果、示談の成否が量刑上重視されることによるものと考えられる。

(4) 性犯罪の示談の成否と処分内容

表11は、強姦及び強制わいせつの性犯罪について、示談の成否と処分内容の関係をみたものである。

性犯罪では、示談成立率が、生命・身体犯と比べてかなり高くなっており、強制わいせつでは50%近

表11 性犯罪の示談の成否別の処分内容

処分内容	総数		強姦		強制わいせつ	
	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし	示談あり	示談なし
実刑判決	8 (13.3)	47 (58.0)	7 (33.3)	35 (92.1)	1 (2.6)	12 (27.9)
執行猶予	20 (33.3)	14 (17.3)	9 (42.9)	1 (2.6)	11 (28.2)	13 (30.2)
起訴猶予	7 (11.7)	3 (3.7)	2 (9.5)	1 (2.6)	5 (12.8)	2 (4.7)
告訴取消	25 (41.7)	17 (21.0)	3 (14.3)	1 (2.6)	22 (56.4)	16 (37.2)
総数	60 (100.0)	81 (100.0)	21 (100.0)	38 (100.0)	39 (100.0)	43 (100.0)
示談成立率	42.6		35.6		47.6	

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 表9の注2・3に同じ。

くに達し、強姦でも30%を超えている。

示談の成否別に処分内容を見ると、強制わいせつでは、示談成立事案の半数以上が告訴取消しで不起訴となっており、公判請求された場合でも、示談が成立した事案は、ほとんど（12件中11件）が執行猶予となっているのに対し、示談未成立の事案は、半数近く（25件中12件）が実刑となっている。また、強姦で公判請求された場合では、示談未成立の事案の90%以上（36件中35件）が実刑となっているのに対して、示談成立の場合は、半数以上（16件中9件）が執行猶予となっている。

このように、性犯罪においては、示談の成否が量刑上重要な要素となっていることが認められ、そのことが、性犯罪において、加害者側に被害者に対する慰謝の措置を講ずることを促す結果となっているものと考えられる。

第3 まとめ

財産犯全体では被害額全額が回復されている事案の比率は約66%に上っており、被害が全く回復されていない事案の比率は約23%である。被害額全額が回復されている事案の比率は、被害額1万円以下の窃盗、横領で80%を超えているだけでなく、被害額が高額の事案でもかなり高い数値になっており、被害額500万円から1,000万円の事案でもその比率は約34%に上っている。一方、被害額・被害回復率と処分内容の関係を見ると、被害額の大きさのみならず被害回復率の程度が訴追の要否や量刑に当たっての判断要素の一つとされていることがうかがえ、これが、被害弁償による被害回復を促す要因になっているものと思われる。

生命犯・身体犯及び過失犯については、被害者死亡等結果が重大な場合では、示談の成否は処分内容に大きな影響を与えており、示談未成立の場合は実刑の比率が高くなっている。また、性犯罪でも、被害者との示談の成否が、起訴・不起訴及び実刑・執行猶予の判断の極めて大きな要素となっていることが認められる。

このように、被害回復の程度や被害者との示談の成否が刑事処分に当たっての要素とされていることが、加害者にとって被害者に対して被害弁償や慰謝の措置を講じることを促す結果になっているものと考えられる。

資料 1 - 1

①氏名		②罪名		③犯人の数		④犯人の人数		⑤美刑判決を受けた者の有無		⑥処分の日		⑦地検・区検	
④処分の種類		1. 判決宣告		2. 略式命令請求		3. 起訴猶予		4. 親告罪の告訴の取消し		5. 心神喪失			
⑦罪となるべき事実等													
⑧被害者		⑧a人数		人		⑧b氏名		⑧c落ち度の有無及びその内容		有 ()・無 ()			
⑨認否		捜査段階		公判段階		1. 自白		2. 犯意否認		3. 一部否認		4. 全部否認又は黙秘	
⑩被害状況		⑩a財産的被害 (物品、現金、振込、その他の別とその額)		⑩b身体的被害		1. 死亡		2. 傷		3. 被害		⑩c訴因及び立件された被疑事実以外の事実並びにこれに係る被害 (⑩a, bにならって記載する。)	
		死亡の有無		有・無		加療・全治日数		日					
		被扶養者		有・無		後遺障害							
⑪⑦の事実に係る犯罪行為により被害者から得た財産のうち (不) 起訴の時点で犯人等の支配下に残存しているもの (当該財産の預金預入れ、売却処分により形態を変えた後のものを含む。)													
⑪a 犯人の支配下に残存しているもの		⑪b 関係者の支配下に残存しているもの											
物品		円											
現金		円											
債権		円											
⑫犯人の資産		現金		円		預貯金		円		円		円	
		株式・債券		円		その他債権		円		円		円	
		居住用土地建物の所有		有・無		時価		円		円		円	
		その他の土地建物の所有		有・無		時価		円		円		円	
		動産		円									
⑬使用者責任を負う者		0. 無		1. 使用者責任あり (勤務先)		2. 使用者責任あり (親分)		3. 使用者責任あり (その他)		4. 自動車損害賠償責任あり		5. 暴力団関係	
⑭暴力団関係		0. 犯人全員に暴力団関係なし		1. 犯人のいずれかが暴力団員		2. 犯人のいずれかが準構成員等の暴力団交遊者 (1の場合を除く。)							
⑮控訴状況		氏名		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害者の保険		円		犯人の保険		円		被害者の保険		円	
		その他											
		被害者給付		円		労働災害補償金		円		被害者の保険		円	
		被害											

資料 1-2

庁名	①氏名	②罪名	③犯人の数	④処分の種類	⑤実刑判決を受けた者の有無	⑥処分の日	⑦罪となるべき事実等	⑧被害者		⑨認否	⑩a 財産的被害				⑩b 身体的被害				
								⑧a 人数	⑧b 氏名		⑧c 落ち度の有無及びその内容	捜査段階	公判段階	物品 時価合計	現金 金額	振込み 金額	その他	死亡	被扶養者の有無
判決宣告の日、略式命令請求の日、不起訴処分の日を記載する。								⑧b 氏名		⑧c 落ち度の有無及びその内容		詐欺で、口座に直接入金されたような場合を指す。		日数で記載すること。					
被害者に対する損害賠償義務の程度(賠償額)に影響を与える落ち度に限る。 0 なし 1 あり												0 なし 1 あり							
浦和地検	東山春夫	殺人	2	1	1	6月2日	共謀の上、V(25歳)を刺殺	1	盛田善一	1	1	0	0	0	1	1	0	なし	
浦和地検	中村俊樹	殺人未遂	1	1	1	6月3日	V(43歳)の胸部をナイフで刺したが、未遂	1	深田博志	1	1	0	0	0	0	0	21	なし	
浦和地検	伊藤和夫	業務上過失致死	1	1	0	6月5日	自動車運転中、前方不注意により、自車で横断中のV(61歳)と衝突、死亡させた	1	上田 豊	3	3	0	0	0	0	1	1	0	なし
浦和区検	魚住金也	業務上過失傷害	1	2	0	6月8日	自動車運転中、十字路交差点で赤色信号無視により、V(35歳)運転の自動車と衝突	1	井上忠義	1	0	0	0	0	0	0	0	150	歩行障害
川口区検	大下二郎	傷害	1	2	0	6月9日	V(22歳)を殴打して傷害を負わせた	1	西山秋雄	1	0	0	0	0	0	0	0	7	なし
浦和地検	勝田 守	強姦	1	4	0	6月16日	V(22歳)に暴行を加えて姦淫	1	山下智子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	なし
浦和区検	上丸徹也	窃盗	1	3	0	6月21日	V 所有の自動車1台を窃取	1	高尾道雄	1	0	500,000	0	0	0	0	0	0	なし
浦和地検	富山充教	窃盗	1	1	1	6月28日	V 社事務室から金庫等を窃取	1	川上勝男	4	4	100,000	1,200,000	0	0	0	0	0	なし
浦和地検	三上一啓	詐欺	1	1	1	6月21日	架空の国家資格取得費用名目で、V19名から各35万円騙取	19	山下義男	1	1	0	3,500,000	3,150,000	0	0	0	0	なし
浦和地検	前田和夫	詐欺	6	1	1	6月30日	A 社の役員、従業員合計6名が、共謀の上、V38名から、海外商品先物取引の委託保証金名下に、合計4320万円を騙取	38	吉村昌明	1	1	0	30,000,000	13,200,000	0	0	0	0	なし
浦和地検	三田浩弥	恐喝	2	1	1	6月18日	共謀の上、V(45歳)から現金及び自動車1台を騙取	1	名村哲司	1	3	1,000,000	300,000	0	0	0	0	0	なし
浦和地検	戸山孝男	建造物損壊	1	1	1	6月25日	V 社所有のバチンコ店建物に大型貨物自動車を衝突させて、同建物を損壊	1	柳丸富	4	4	2,000,000	0	0	0	0	0	0	なし

⑩c 訴因及び立件された被疑事実以外の事実並びにこれに係る被害																
事実の概要	記録上判明する範囲で記載すれば足りる。															
	物品被害 時価合計	現金被害 金額	振込み 金額	その他の 財産的 被害	死亡 被害		加療・ 全治日 数	傷害被害	後遺障害	⑪a ⑦の事実に係る犯罪行為 により被害者から得た財産の うち(不)起訴時点で犯人の支 配下に残存しているもの				⑪b ⑦の事実に係る犯罪行為 により被害者から得た財産の うち(不)起訴時点で関係者の 支配下に残存しているもの		⑫被害者還付、任意 返還・取戻しなど
					被害 の有無	被害 の有無				物品 時価合計	現金 金額	債権 債権額	物品 時価合計	現金 金額	債権 債権額	
			詐欺で、口座に直 接入金されたよう な場合を指す。	0 なし 1 あり												
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
Vの自転車損壊	20,000	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
Vの自動車損壊	300,000	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
Vの腕時計等損壊	50,000	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0
自動車の積載品持去り	200,000	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	500,000	0
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	100,000	0	0	0	0	100,000	0
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	500,000	0	200,000	0	0	0	0
V53名に対する同種余罪	0	48,000,000	50,000,000	0	0	0	0	なし	なし	0	0	3,000,000	0	10,000,000	0	0
なし	0	0	0	0	0	0	0	なし	なし	0	0	100,000	0	0	1,000,000	0
V社1週間休業	0	0	0	休業(2,000万円相当)	0	0	0	なし	なし	0	0	0	0	0	0	0

関係者とは、犯人が他人(法人を含む。)のために犯罪を行った場合の当該他人をいう。

被害者還付には還付見込みを含む。
「任意返還・取戻しなど」とは、贓物が任意に返還された場合や被害者によって取り戻された場合などをいう。

売却処分や預貯金口座への預入れによって形態が変わった後のものも、残存するものとして記載すること。

贓物を含む。

被害者還付には還付見込みを含む。
「任意返還・取戻しなど」とは、贓物が任意に返還された場合や被害者によって取り戻された場合などをいう。

関係者とは、犯人が他人(法人を含む。)のために犯罪を行った場合の当該他人をいう。

贓物を含む。

[illegible]

資料2 財産犯の罪名別被害額

罪名	総 数	1万円以下	10万円以下	50万円以下	100万円 以下	500万円 以下	1,000万円 以下	1,000万円 を超える
総数	2,009 (100.0)	695 (34.6)	644 (32.1)	325 (16.2)	110 (5.5)	157 (7.8)	38 (1.9)	40 (2.0)
窃盗	1,237 (100.0)	375 (30.0)	460 (37.2)	224 (18.1)	74 (6.0)	79 (6.4)	18 (1.5)	7 (0.6)
強盗	38 (100.0)	4 (10.5)	15 (39.5)	10 (26.3)	5 (13.2)	3 (7.9)	1 (2.6)	—
詐欺	241 (100.0)	53 (22.0)	62 (25.7)	42 (17.4)	18 (7.5)	36 (14.9)	12 (5.0)	18 (7.5)
恐喝	81 (100.0)	14 (17.3)	29 (35.8)	13 (16.0)	7 (8.6)	17 (21.0)	—	1 (1.2)
横領	293 (100.0)	227 (77.5)	22 (7.5)	10 (3.4)	4 (1.4)	14 (4.8)	5 (1.7)	11 (3.8)
毀棄	109 (100.0)	22 (20.2)	54 (49.5)	25 (22.9)	2 (1.8)	6 (5.5)	—	—
放火	10 (100.0)	—	2 (20.0)	1 (10.0)	—	2 (20.0)	2 (20.0)	3 (30.0)

注 1 法務省刑事局の資料による。

2 () 内は、構成比である。

平成 12 年 3 月 印 刷

平成 12 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼
発行人 法 務 総 合 研 究 所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
